

令和5年度第1回中央区情報公開・個人情報保護審議会 次第

日時 令和5年12月15日（金）

午後2時から

場所 中央区役所本庁3階庁議室

1 開会

2 副区長挨拶

3 新委員の紹介

4 議題

（1）会長及び会長職務代理者の選任

（2）個人情報保護制度の手引の策定について（資料2）

（3）特定個人情報保護評価について（資料3）

（4）情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況と今後の取組みについて（資料4）

5 その他

6 閉会

<会議資料>

資料1 中央区情報公開・個人情報保護審議会名簿

資料2-1 個人情報保護制度の手引の策定について

資料2-2 法と旧条例の主な相違点と制度見直しの内容

資料2-3 個人情報保護制度の手引（最終案）

資料3-1 特定個人情報保護評価の実施、終了及び見直しについて

資料3-2 重点項目評価書（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務）
の第三者点検について

資料4 情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況と今後の取組み

中央区情報公開・個人情報保護審議会委員名簿

令和5年12月15日現在
 (任期：令和7年9月30日まで)
 (敬称略)

区分		氏名	役職
学識経験者		鈴木 庸夫	千葉大学名誉教授
		窪木 登志子	弁護士
		山本 隆	弁護士
		原島 良成	中央大学法科大学院法務研究科教授
区議会議員		瓜生 正高	中央区議会議長
		礪野 忠	中央区議会副議長
区内の公共的団体関係者	中央区商店街連合会代表	小林 正太郎	中央区商店街連合会相談役
	中央区工業団体連合会代表	松岡 誠一郎	中央区工業団体連合会相談役
	京橋地域町会連合会代表	塚本 和隆	京橋地域町会連合会会長
	日本橋地域町会連合会代表	高橋 伸治	日本橋地域町会連合会会長
	月島地域町会連合会代表	滝浪 誠	月島地域町会連合会会長
	区内消費者団体代表	田中 寛子	中央区消費者友の会会長
	区内女性団体代表	河本 佳子	中央区女性ネットワーク会長
	中央区民生・児童委員協議会代表	小村 眞理	中央区民生・児童委員協議会代表会長
	中央区PTA連合会代表	青柳 聖真	中央区PTA連合会会長
	区内労働団体代表	栗原 英之	連合東京中央地区協議会議長

令和5年度第1回中央区情報公開・個人情報保護審議会
区出席者

職名	氏名	備考
副区長	田中 智彦	
総務部長	黒川 眞	
総務部参事（連絡調整・特命担当） 総務課長事務取扱	田部井 久	
総務部総務課法規係長	三谷 恭輝	
総務部総務課情報公開係長	東 雅之	
総務部総務課情報公開係主査	大江 洋輔	
総務部総務課情報公開係	竹内 雄太	
総務部総務課組織・業務改善等担当係長	向井 涼子	
総務部総務課組織・業務改善等担当係長付	田中 洸自	
総務部総務課法務担当係長	片桐 崇	

個人情報保護制度の手引の策定について

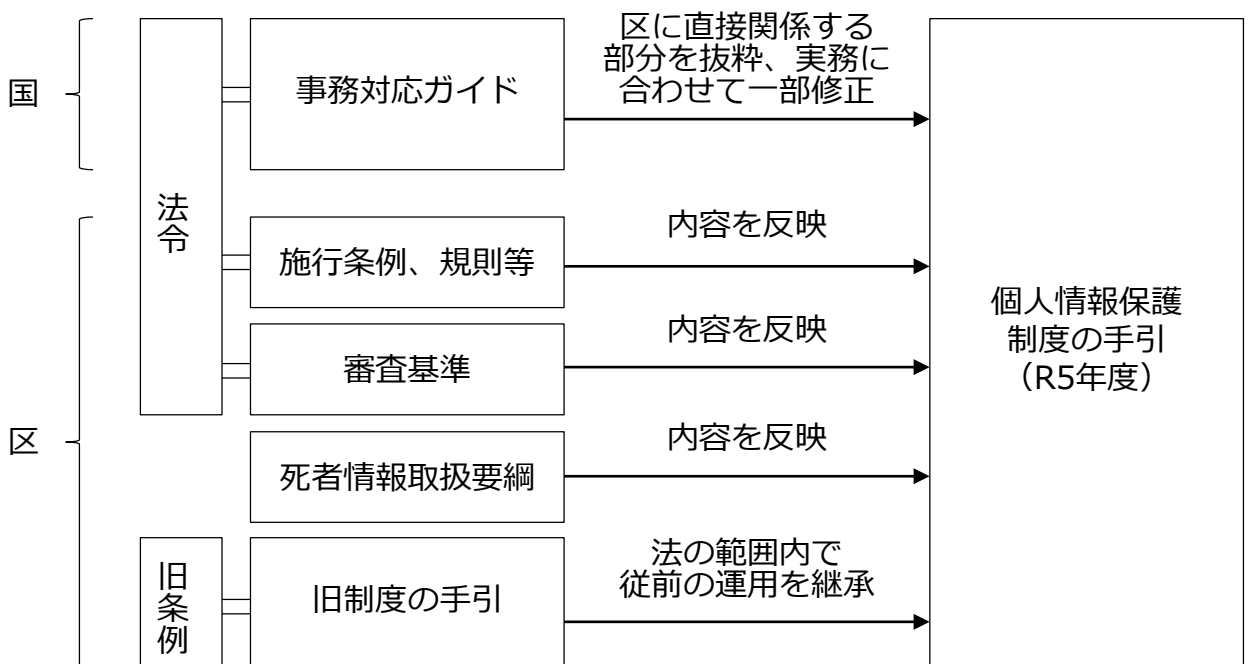
1 趣旨

令和3年の個人情報保護法改正を受け、本区の個人情報保護制度においても、令和5年4月から同法に基づく全国的な共通ルールによる運用を開始した。個人情報保護委員会（国）からは、制度の統一的な基準として事務対応ガイド等が策定されているものの、主に方向性の提示にとどまり、規律の詳細な解釈や具体的な実施手順までは示されていない。

そこで、本区における個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用を図るため、個人情報保護法その他関係規程の解釈及び運用の基準となる事項について、本区の条例や旧制度の解釈・運用を踏まえて整理し、実務全体を網羅した手引を策定する。

2 手引の構成要素

昨年度の答申における制度の見直し内容（**資料2-2**）も踏まえ、以下の各要素を反映



3 最終案

資料2-3のとおり

4 今後の進め方（予定）

令和6年2月 手引の策定

- ・ 庁内 ⇒ 各部署へ共有
- ・ 区民 ⇒ 情報公開コーナーへの配架により公開

項目	法	旧条例
適用される規定	見直しの内容	
1 死者に関する情報	死者に関する情報は個人情報に含まない	死者に関する情報も個人情報に含む（開示手続は任意的開示により行う）
法	- 個人情報の定義に死者に関する情報を含まない法の規定が適用 - 死者に関する情報の実務上の取扱いについて、別途定める ⇒ 死者情報要綱を制定	
2 個人情報保護制度の対象となる機関	対象となる機関に議会が含まれない	対象となる機関に議会を含む
法	- 個人情報の取扱いに係る規律の対象となる機関に議会を含まない法の規定が適用 - 区議会における個人情報保護に関する条例の制定を要する ⇒ 議会個人情報保護条例が制定	
3 個人情報の取得	- 必要な場合に限り保有できる - 不正手段による取得の禁止を規定（関連する規定として、必要な目的の範囲による利用の限定、安全管理措置の義務、個人情報ファイル簿による本人関与がある）	（保有について直接の規定なし） - 本人からの収集の原則、収集禁止事項を規定
法	- 不正手段による取得の禁止とともに、必要な場合に限った保有等を定めた法の規定が適用 - 保有個人情報の適切な管理体制の整備について条例で規定する ⇒ 条例で規定	
4 目的外の利用及び提供	① 次の場合を例外として規定 - 法令(条例を含まない)に基づく場合 - 本人の同意があるとき、本人に提供するとき - 内部での利用や他の行政機関等への提供を行う場合で相当の理由があるとき - 統計・研究のために提供するとき - 提供が明らかに本人の利益になるとき - その他提供について特別の理由があるとき ②（規定なし）	① 次の場合を例外として規定 - 本人の同意があるとき、本人に提供するとき - 法律・条例等に定めがあるとき - 個人情報取扱事務での利用で相当な理由のあるとき - 出版・報道等で既に公にされているとき - 生命・身体・財産の安全のため緊急かつやむを得ないとき - 審議会の意見により特に必要があるとき ② 目的外利用・提供時に閲覧に供する義務
法	- 目的外の利用及び提供が例外的に認められる場合の要件について法の規定が適用 - 旧条例にあって法にない規定の内容（旧条例の下線部）は、法が定める目的外の利用及び提供の例外事項への適用により個別に対応していくこととなるため、実務上の取扱いについて定める ⇒ 手引において、法が定める例外事項への適用の判断基準を規定 - 目的外の利用及び提供について記録し、公表する取扱いを条例において引き続き規定する ⇒ 条例で規定	
5 個人情報ファイル簿及び個人情報登録簿	- 個人情報ファイル簿の作成・公表義務を規定 - 個人情報ファイル簿の作成義務は1,000人以上の場合	- 個人情報ファイル簿及び個人情報登録簿の作成・公表義務を規定 - 個人情報ファイルの作成義務は100人以上の場合
条例	- 個人情報登録簿とともに作成基準を100人以上とする個人情報ファイル簿を整備する取扱いを条例で引き続き規定 ⇒ 条例で規定 - 法で想定されている標準様式を踏まえた様式の見直しを行う ⇒ 規則で規定	

項目	法	旧条例
適用される規定	見直しの内容	
6 代理制度	・ 法定代理：保有個人情報の開示等の請求で可能 ・ 任意代理：保有個人情報の開示等の請求で可能（保有特定個人情報に限られない）	<代理請求> ・ 法定代理：保有個人情報の開示等の請求で可能 ・ 任意代理：保有特定個人情報の開示等の請求で可能 <任意的開示> 本人が死亡や療養等の場合、配偶者や親族、委任を受けた一部の士業の者等が開示の申出を行うことができる
法	・ 開示等の請求において、保有特定個人情報に限られず任意代理が可能となる法の規定が適用 ・ 法定代理における本人の意思確認や任意代理における代理権の確認、代理人の本人確認について、本人の権利利益の保護を重視した実務上の取扱いを定める ⇒ 要領において、なりすまし・利益相反防止の措置を規定	
7 不開示の範囲	次の場合を不開示情報として規定 ・ 国の安全や国際関係上の地位に不利益を及ぼすおそれがある ・ 調査研究の遂行を不当に阻害するおそれがある（他の規定は旧条例と同様）	次の場合を不開示情報として規定 ・ 法律・ 条例等に規定されている ・ 法定受託事務を処理するに当たって開示できないと認められる ・ 公正な判断・適正な遂行を不当に阻害するおそれがある（他の規定は法と同様）
法	・ 不開示の範囲は、法の規定が適用 ・ 旧条例にあつて法にない規定の内容については、法が定める不開示情報の規定を適用させることにより個別に対応していくこととなるため、実務上の取扱いについて定める ⇒ 手引において、法が定める不開示情報への適用の判断基準を規定	
8 開示決定、訂正決定及び利用停止決定の期限	・ 30日以内（初日不算入） ・ 30日延長可能 ・ 著しい支障が生じるおそれがある場合、相当の期間延長可能	開示決定 ・ 15日以内（初日算入） ・ 45日延長可能 ・ 著しい支障が生じるおそれがある場合、相当の期間延長可能
		訂正決定、利用停止決定 ・ 22日以内（初日算入） ・ 38日延長可能 ・ 著しい支障が生じるおそれがある場合、相当の期間延長可能
法	・ 初日不算入として開示決定、訂正決定及び利用停止決定の期限は30日以内、正当な理由がある場合の延長期間は30日以内となる法の規定が適用 ・ 旧条例の取扱いと同様に迅速に処理を行っていく運用について定める ⇒ 手引で規定 ・ 情報公開制度における区政情報開示決定の期限も、個人情報保護制度に合わせ、初日不算入として30日以内、正当な理由がある場合の延長期間は30日以内とする	

項目	法	旧条例
適用される規定	見直しの内容	
9 開示決定後の 手続	<手続の流れ> ①開示請求書（請求者→実施機関） ②開示決定通知書（実施機関→請求者） ③開示の実施方法等申出書（請求者→実施機関、30日以内に提出） ④開示（実施機関→請求者）	<手続の流れ> ①開示請求書（請求者→実施機関） ②開示決定通知書（実施機関→請求者、実施機関は速やかに開示） ③開示（実施機関→請求者）
法	・請求者に対して開示決定通知があった日から30日以内に開示の実施方法等申出書の提出を原則義務付ける法の規定が適用 ・極力、請求者の負担を軽減するため、開示決定の時点でできる限り開示請求者と実施機関の開示の実施方法等を合致できるよう、実務上の取扱いについて定める ⇒ 手引において、開示の実施方法等の合致に向けた運用を規定	
10 開示請求の手 数料	条例で定める	無料とする、実費は請求者の負担とする
条例	開示等の請求に係る手数料を無料とし、写しの作成や送付に要する費用としての実費を請求者の負担とする取扱いを条例で引き続き規定 ⇒ 条例で規定	
11 訂正請求及び 利用停止請求 における開示請 求前置	開示を受けた情報に対して、開示を受けた日から90日以内に訂正・利用停止請求できる（開示請求前置）	訂正・利用停止請求に当たって開示請求前置を求めない
条例	開示請求を経ることなく訂正請求及び利用停止請求ができる取扱いを条例で引き続き規定 ⇒ 条例で規定	
12 審査庁が不作 為を認める場合 の審査会への 諮問免除	審査請求の全部を認容し、全部開示、訂正又は利用停止をする場合、審査会への諮問を免除する	不作為を認める宣言をし、一定の処分をした場合、審査会への諮問を免除する
法	審査請求の全部を認容する場合以外は審査会への諮問が必要とする法の規定が適用	
13 審議会の機能	個人情報の適正な取扱いのため、専門的な意見を聴くことが特に必要な場合に諮問できる ※法令に基づくものを除き、典型的に諮問を要件とする事項は定めることができない ※個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会への諮問を行うことはできない	所掌事務として次の事項を審議する ・制度運営に関する重要事項 ・旧条例の規定により意見を聞くこととされた事項（保有個人情報の取扱いにおける個別の事案に係る判断）
条例	・特定個人情報保護評価に関する事項を除き、典型的に諮問を要件とする審議事項を廃止 ・審議事項として両制度の運営に関する重要事項（議会を含む）を条例で引き続き規定(※) ⇒ 条例で規定 ・両制度に区民目線の感覚を反映させるとともに、多様な立場からの意見を聴くため、現時点においては委員構成を維持する	
14 電子計算組織 への記録・結 合の制限	（規定なし）	電子計算組織への記録・結合の制限について規定
法	電子計算組織への記録や結合の制限というオンライン化や電子化のみに着目した特則なし	

※想定される審議事項

①両制度の運営に関する重要事項：法改正に伴う制度の見直し、制度のあり方や具体的な運用、区内部の管理体制等

②条例の規定により意見を聴くこととされた事項：特定個人情報保護評価の実施について

個人情報保護制度の手引 (最終案)

目次

第1 はじめに

1 手引について -----	1
2 凡例 -----	1

第2 個人情報保護法その他関係規程の解釈と運用

1 総則

(1) 法の目的及び基本理念（法第1条・第3条）

ア 法の目的 -----	2
イ 法の基本理念 -----	2

(2) 法第5章〔行政機関等の義務等〕の対象となる主体（法第2条・第63条）

ア 行政機関等 -----	3
イ 行政機関の長等 -----	4
ウ 実施機関 -----	4

(3) 法第5章〔行政機関等の義務等〕の対象となる情報（法第2条・第60条）

ア 個人情報 -----	5
イ 個人識別符号 -----	6
ウ 保有個人情報 -----	9
エ 個人情報ファイル -----	11
オ 要配慮個人情報 -----	12
カ 条例要配慮個人情報 -----	16
キ 仮名加工情報 -----	17
ク 匿名加工情報 -----	18
ケ 行政機関等匿名加工情報 -----	19
コ 個人関連情報 -----	20

(4) 死者情報要綱の対象となる主体（死者情報要綱第1条） -----

21

(5) 死者情報要綱の対象となる情報（死者情報要綱第2条）

ア 死者情報 -----	22
イ 保有死者情報 -----	22

(6) 区の責務等（法第5条・第12条－第14条） -----

22

(7) 区民及び事業者の責務（条例第4条） -----

24

2 個人情報等の取扱い

(1) 保有（法第61条） -----

26

(2) 取得及び利用（法第61条－第65条）

ア 利用目的の変更	2 7
イ 利用目的の明示	2 8
ウ 不適正な利用の禁止	3 0
エ 不適正な取得の禁止	3 0
オ 正確性の確保	3 0
(3) 安全管理措置（法第 6 6 条）	
ア 区が講ずべき安全管理措置	3 1
イ 安全管理措置の準用	3 4
(4) 従事者の義務（法第 6 7 条）	3 5
(5) 漏えい等の報告（法第 6 8 条）	
ア 委員会への報告	3 6
イ 本人への通知	4 3
(6) 目的外の利用及び提供（法第 6 9 条－第 7 0 条）	
ア 目的外利用・提供の禁止の原則	4 6
イ 目的外利用・提供の禁止の例外	
（ア）本人の同意があるとき・本人に提供するとき	4 9
（イ）内部で利用する場合で相当の理由があるとき	5 1
（ウ）他の行政機関等に提供する場合で相当の理由があるとき	5 2
（エ）行政機関等以外の者へ提供することについて特別の理由があるとき	5 3
ウ 他法令との適用関係	5 5
エ 区内部における利用の制限	5 5
オ 提供先への必要な措置の要求	5 6
(7) 外国にある第三者への目的外の提供（法第 7 1 条）	
ア 外国にある第三者への目的外の提供	5 8
イ 本人からの同意取得時の情報提供	6 1
ウ 基準適合体制を整備している者へ提供した場合の必要な措置等	6 6
(8) 個人関連情報（法第 7 2 条）	7 0
(9) 仮名加工情報（法第 7 3 条）	
ア 第三者提供の禁止	7 2
イ 安全管理措置	7 2
ウ 識別行為の禁止	7 3
エ 連絡先等の利用禁止	7 4
オ 委託先への準用	7 5

※検索性向上のため、第 2－2（6）は目次の項目を細分化している。

(10) 保有死者情報（死者情報要綱第3条）	-----	75
3 個人情報管理書類		
(1) 個人情報取扱事務登録簿・個人情報取扱事務登録個票（条例第7条）	--	76
(2) 個人情報ファイル簿（法第75条）	-----	89
(3) 外部委託記録票（区規則第4条）	-----	96
(4) 目的外利用記録票・目的外提供記録票（条例第6条）	-----	99
(5) 個人情報管理書類の公表等（事務取扱要領第13条）	-----	111
4 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止		
(1) 開示（法第76条－第89条）		
ア 開示請求	-----	112
イ 開示請求の受付		
(ア) 開示請求書の確認	-----	113
(イ) 本人確認・代理権確認	-----	116
(ウ) 開示請求書の補正	-----	120
ウ 開示・不開示の決定		
(ア) 不開示情報への該当性の審査	-----	121
a 不開示情報（個人に関する情報）	-----	122
b 不開示情報（法人等に関する情報）	-----	126
c 不開示情報（国の安全等・公共の安全等に関する情報）	-----	129
d 不開示情報（審議、検討等に関する情報）	-----	129
e 不開示情報（事務又は事業に関する情報）	-----	131
(イ) 部分開示の可否	-----	136
(ウ) 裁量的開示の判断	-----	138
(エ) 存否応答拒否の適否	-----	138
エ 決定の通知		
(ア) 開示等の決定手続	-----	140
(イ) 開示等の決定の通知	-----	143
オ 決定の期限		
(ア) 決定を行う期限	-----	144
(イ) 期限の延長	-----	145
(ウ) 期限の特例	-----	147
カ 事案の移送	-----	148
キ 第三者の意見の聴取	-----	150

ク 開示の実施	
(ア) 開示の方法	1 5 3
(イ) 開示の実施方法等申出書の確認	1 5 7
(ウ) 他の法令による開示との調整	1 5 9
ケ 手数料・費用	1 5 9
(2) 訂正 (法第90条－第97条)	
ア 訂正請求	1 6 1
イ 訂正請求の受付	
(ア) 訂正請求書の確認	1 6 3
(イ) 本人確認・代理権確認	1 6 4
(ウ) 訂正請求書の補正	1 6 4
ウ 訂正・不訂正の決定	
(ア) 訂正・不訂正の審査	1 6 4
(イ) 存否応答拒否の適否	1 6 5
エ 決定の通知	
(ア) 訂正等の決定手続	1 6 6
(イ) 訂正等の決定の通知	1 6 7
オ 決定の期限	1 6 8
カ 事案の移送	1 6 8
キ 保有個人情報の提供先への通知	1 6 9
(3) 利用停止 (法第98条－第103条)	
ア 利用停止請求	1 6 9
イ 利用停止請求の受付	
(ア) 利用停止請求書の確認	1 7 1
(イ) 本人確認・代理権確認	1 7 2
(ウ) 利用停止請求書の補正	1 7 2
ウ 利用停止・利用不停止の決定	
(ア) 利用停止・利用不停止の審査	1 7 2
(イ) 存否応答拒否の適否	1 7 3
エ 決定の通知	
(ア) 利用停止等の決定手続	1 7 4
(イ) 利用停止等の決定の通知	1 7 6
オ 決定の期限	1 7 7

5 審査請求（法第104条－第107条）

（1）審査請求	178
（2）審査会への諮問	188
（3）第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続	189
6 保有死者情報の開示申出（死者情報要綱第4条－第9条）	191
7 行政機関等匿名加工情報（法第109条－第123条）	194
8 雑則	
（1）適用除外等（法第124条）	195
（2）請求者への情報提供（法第127条）	196
（3）苦情処理（法第128条）	197
（4）審議会への諮問（法第129条）	198
（5）実施状況の公表（条例第13条）	199

9 委員会による監視等

（1）委員会による監視（法第156条－第160条）	201
（2）実施状況の報告（法第165条）	202
（3）情報提供・技術的助言の求め（法第166条）	202
（4）条例の届出（法第167条）	202

第3 関係規程

1 個人情報保護に関する法律	204
2 個人情報保護に関する法律施行令	266
3 個人情報保護に関する法律施行規則	282
4 中央区個人情報保護に関する法律施行条例	303
5 中央区個人情報保護に関する法律施行条例施行規則	307
6 中央区保有個人情報管理規程	347
7 中央区死者情報取扱要綱	353
8 中央区個人情報保護に関する事務取扱要領	357
9 特定個人情報の外部提供における記録票の取扱要領	364
10 保有個人情報の開示等の請求に係る本人確認等取扱要領	367
11 個人情報保護法に基づく処分に係る審査基準	374

第4 個人情報保護制度に関する概要資料

1 保有個人情報の開示・訂正・利用停止の請求における手続の流れ	389
2 個人情報取扱事務の管理の流れ	390

第1 はじめに

1 手引について

この手引は、中央区における個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用を図るため、個人情報の保護に関する法律その他関係規程の解釈及び運用の基準となる事項について、個人情報保護委員会が作成した「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」を基礎に、本区の条例等の規定や実務を踏まえて整理したものである。

なお、主に国の行政機関や都道府県、政令市のみを対象としているものや、区の実務との関連が薄いものについては、記載を簡素化又は省略している。

2 凡例

法	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
政令	個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）
委員会規則	個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）
番号法	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）
行政手続法	行政手続法（平成5年法律第88号）
条例	中央区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年3月中央区条例第3号）
区規則	中央区個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（令和5年3月中央区規則第5号）
管理規程	中央区保有個人情報管理規程（令和5年4月合同訓令甲第3号）
死者情報要綱	中央区死者情報取扱要綱（令和5年3月24日付け4中総総第1680号）
事務取扱要領	中央区個人情報の保護に関する事務取扱要領（令和5年3月31日付け4中総総第1743号）
本人確認要領	保有個人情報の開示等の請求に係る本人確認等取扱要領（令和5年3月31日付け4中総総第1744号）
委員会	個人情報保護委員会
主管課	該当の保有個人情報に係る個人情報取扱事務を所管している課、室等
開示等の請求	開示請求、訂正請求及び利用停止請求
情報公開コーナー	中央区役所本庁舎に設置された中央区情報公開コーナー

第2 個人情報保護法その他関係規程の解釈と運用

1 総則

(1) 法の目的及び基本理念（法第1条・第3条）

ア 法の目的

法第1条

この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

法は、社会全体でデジタル化が進展している状況下において、事業者及び行政機関等における個人情報の適正な取扱いに関する義務の遵守や個人情報の適切かつ効果的な活用に関する施策の展開を通じて、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としている。

その趣旨は、個人情報の有用性への配慮と個人の権利利益の保護を対等に比較衡量するのではなく、個人の権利利益の保護を最重要の目的とするものである。

また、法に基づき高い独立性と政治的中立性を有する監督機関として設置され、国際的な制度の調和や海外のデータ保護機関との執行協力等を担う個人情報保護委員会が、法全体を所管し、官民を横断した統一的な法の執行を担うこととしている。

イ 法の基本理念

法第3条

個人情報とは、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。

本条は、公的部門、民間部門の双方に共通する基本理念について定めている。国や地方公共団体が個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し実施するに当たっても、また、民間において個人情報を取り扱う場合にも、本条の基

本理念を踏まえる必要がある。

(2) 法第5章〔行政機関等の義務等〕の対象となる主体（法第2条・第63条）

ア 行政機関等

法第2条（第11項）

11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。

(1) 行政機関

(2) 地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第3章及び第69条第2項第3号を除き、以下同じ。）

(3) 独立行政法人等（別表第2に掲げる法人を除く。第16条第2項第3号、第63条、第78条第1項第7号イ及びロ、第89条第4項から第6項まで、第119条第5項から第7項まで並びに第125条第2項において同じ。）

(4) 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第21条第1号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第2号若しくは第3号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするものを除く。第16条第2項第4号、第63条、第78条第1項第7号イ及びロ、第89条第7項から第9項まで、第119条第8項から第10項まで並びに第125条第2項において同じ。）

法第5章が規定する個人情報の取扱いに係る義務等に関する規律は、行政機関等を対象としており、次の（ア）から（エ）までの機関及び法人が該当する。区についても、地方公共団体の機関として当該規律が適用される。

（ア）行政機関

内閣府や各省庁をはじめとして国の全ての行政機関をいい、会計検査院も含む。

（イ）地方公共団体の機関（議会を除く。）

i 知事、市区町村長、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員等の執行機関のほか、公営企業管理者（病院事業管理者を含む。）、警察本部長及び消防長等がそれぞれ該当する。

また、普通地方公共団体のみではなく、一部事務組合や広域連合、財産区等の特別地方公共団体も含まれる。

ii 附属機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項）、出張所（同法第155条第1項）等については、それらが置かれる執行機関や長等が「地方公共団体の機関」となる。

iii 地方公共団体の議会は、国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る規律

の対象でないこととの整合を図るため、基本的に地方公共団体の機関から除外され、法第5章の規律の適用対象とされていない。

なお、次の規定においては、「地方公共団体の機関」に地方公共団体の議会が含まれる。

- ・ 国及び地方公共団体の責務等を定める規定（法第2章）
- ・ 個人情報の保護に関する施策等を定める規定（法第3章）
- ・ 行政機関等が地方公共団体の機関に保有個人情報を目的外提供する場合について定める規定（法第69条第2項第3号）

（ウ）独立行政法人等

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び別表第1に掲げる法人をいう。

（エ）地方独立行政法人

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

イ 行政機関の長等

法第63条

行政機関の長（第2条第8項第4号及び第5号の政令で定める機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第174条において同じ。）、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人（以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。）は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

行政機関の長等は、行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人をいい、法第5章が定める個人情報等の取扱いに関する義務の対象や開示等の実施を行う主体とされている。

ウ 実施機関

条例第2条（第1項）

- 1 この条例において「実施機関」とは、区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。

- i 行政機関等及び行政機関の長等に含まれる地方公共団体の機関（第2の1（2）

ア「行政機関等」参照）は、区において区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員が該当する。そしてこれらの機関は、個人情報の収集、管理及び利用に関してその責任の下に種々の判断を行うとともに、開示等の請求に対し、行政庁として可否の決定を行う権限主体であり、区では「実施機関」としている。

- ii 審議会等の附属機関は、それぞれが附属する実施機関に包含される。
- iii 出資法人等である一般財団法人中央区都市整備公社、公益財団法人中央区勤労者サービス公社、社会福祉法人中央区社会福祉協議会、公益社団法人中央区シルバー人材センター、中央区文化・国際交流振興協会は、区とは別の団体であるため実施機関には含まれない。これらの団体から提出された情報であって、実施機関が管理している個人情報については、法第5章が適用される。
- iv 議会法第5章の規律の適用対象とされていない（第2の1（2）ア「行政機関等」参照）ため、区議会では中央区議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年3月中央区条例第4号）を制定し、自律的な個人情報の保護を図っている。

（3）法第5章「行政機関等の義務等」の対象となる情報（法第2条・第60条）

ア 個人情報

法第2条（第1項）

1 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

（1）当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

（2）個人識別符号が含まれるもの

- i 「個人に関する情報」とは、氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限られず、ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない。

【個人情報に該当する情報の例】

- ・ 本人の氏名
 - ・ 生年月日、連絡先（住所・居所・電話番号・メールアドレス）、会社における職位又は所属に関する情報について、それらと本人の氏名を組み合わせた情報
 - ・ 防犯カメラに記録された情報等、本人が判別できる映像情報
 - ・ 本人の氏名が含まれる等により、特定の個人を識別できる音声録音情報
 - ・ 特定の個人を識別することができるメールアドレス（kojin_ichiro@ppc.com等のように、メールアドレスだけの情報の場合であっても、p p c社に所属するコジンイチロウのメールアドレスであることが分かるような場合等）
 - ・ 個人情報を取得後、当該情報に付加された個人に関する情報（取得時に生存する特定の個人を識別することができなかったとしても、取得後、新たな情報が付加され、又は照合された結果、生存する特定の個人を識別できる場合は、その時点で個人情報に該当する。）
- ii 法人その他の団体は「個人」に含まれず、これらの団体そのものに関する情報は「個人情報」に該当しない。ただし、役員、従業員等に関する情報は「個人情報」に該当する。なお、「個人」は日本国民に限らず、外国人も含まれる。
- iii 「特定の個人を識別することができる」とは、一般人の判断力及び理解力により当該情報と生存する具体的な人物の間に同一性を認めることができることをいう。
- iv 「他の情報と容易に照合することができ」とは、通常の事務や業務における一般的な方法で、実施機関が現に保有する情報のほか特別な方法によらなくても実施機関において取得が可能である情報と照合することができる状態をいう。他の行政機関等や事業者への照会を要する場合等で照合が困難な状態は、一般に、容易に照合することができない状態であると考えられる。
- v 法の「個人情報」の範囲に死者に関する情報は含まれていないため、区における死者に関する情報の保護については、死者情報要綱で定めている（第2の1（4）「死者情報要綱の対象となる主体」参照）。

なお、死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人を識別することができる場合は、当該生存する個人を本人とする個人情報に該当し、開示等請求の対象となる。

イ 個人識別符号

法第2条（第2項）

2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

政令第1条

個人情報保護に関する法律（以下「法」という。）第2条第2項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの

イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

ト 指紋又は掌紋

(2) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号

(3) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号

(4) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号

(5) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード

(6) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号

(7) 次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

イ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第2項の被保険者証

ロ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第54条第3項の被保険者証

ハ 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証

(8) その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

委員会規則第2条

個人情報の保護に関する法律施行令（以下「令」という。）第1条第1号の個人情報保護委員会規則で定める基準は、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換することとする。

委員会規則第3条

令第1条第7号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次の各号に掲げる証明書ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 令第1条第7号イに掲げる証明書 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号

(2) 令第1条第7号ロに掲げる証明書 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号

(3) 令第1条第7号ハに掲げる証明書 同号ハに掲げる証明書の番号及び保険者番号

委員会規則第4条

令第1条第8号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号

(2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号

(3) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号

- (4) 出入国管理及び難民認定法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号
- (6) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (7) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (8) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (9) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号

「個人識別符号」とは、当該情報単体から特定の個人を識別することができるものとして政令に定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は個人情報となる。具体的な内容は、政令第1条及び委員会規則第2条から第4条までに定められている。

ウ 保有個人情報

法第60条（第1項）

- 1 この章及び第8章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員（独立行政法人等及び地方独立行政法人にあっては、その役員を含む。以下この章及び第8章において同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。）第2条第2項に規定する行政文書をいう。）、法人文書（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下この章において「独立行政法人等情報公開法」という。）第2条第2項に規定する法人文書（同項第4号に掲げるものを含む。）をいう。）又は地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第2条第2項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。）（以下この章にお

いて「行政文書等」という。)に記録されているものに限る。

政令第16条

法第60条第1項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

(2) 公文書館、研究所、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設として地方公共団体の長が指定する施設において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として次に掲げる方法により特別の管理がされているもの

イ 当該資料が専用の場所において適切に保存されていること。

ロ 当該資料の目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること。

ハ 次に掲げる場合を除き、一般の利用の制限が行われていないこと。

① 当該資料に地方公共団体の情報公開条例に規定する不開示情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が記録されていると認められる場合に、当該資料（当該情報が記録されている部分に限る。）の一般の利用を制限すること。

② 当該資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人その他の団体（国又は独立行政法人等を除く。）又は個人から寄贈又は寄託を受けている場合に、当該期間が経過するまでの間、当該資料の全部又は一部の一般の利用を制限すること。

③ 当該資料の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該資料を保有する施設において当該原本が現に使用されている場合に、当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限すること。

二 当該資料の利用の方法及び期間に関する定めがあり、かつ、当該定めが一般の閲覧に供されていること。

ホ 当該資料に記録されている個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じていること。

- i 「保有個人情報」は、実施機関が適正な管理及び利用の義務を負うこととなる個人情報であるとともに、本人からの開示等の請求の対象となるものである。
- ii 「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいう。
- iii 「組織的に利用する」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織の業務上必要な情報として利用されることをいう。

- iv 「行政機関等が保有している」とは、職務上作成し、又は取得した個人情報について事実上支配している、つまり当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している状態をいう。したがって、例えば、実施機関が個人情報をクラウドサービス上で利用しており、物理的には当該個人情報が当該クラウドサービスを提供する事業者が管理するサーバ上に保管されている場合であっても、これに含まれ得る。
- v 個人情報には、紙等の媒体に記録されたものと、そうでないもの（口頭によるもの等）があるが、法の規律を安定的に運用するため、個人情報が文書、図画、電磁的記録等何らかの媒体に記録されていることを前提としている。したがって、職員が単に記憶しているにすぎない個人情報は、保有個人情報に該当しない。
- vi 区において「保有個人情報」は、「地方公共団体等行政文書」に記録されているものに限られる。そのため、不特定多数の者が閲覧することが可能な官報、新聞、雑誌、書籍等に記録されたままの状態にある個人情報は、組織的な利用に供されるものであっても「保有個人情報」に当たらない。このほか、政令第16条で規定されているものは除外される。

エ 個人情報ファイル

法第60条（第2項）

- 2 この章及び第8章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
- （1）一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - （2）前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

「個人情報ファイル」は、検索性及び体系性を有する保有個人情報の集合物であり、事務処理における利便性・有用性が高い反面、不適正な取扱いがなされた場合には個人の権利利益を損なう度合いも大きいことから、その管理及び罰則について特別の定めを設けている。

（ア）電算処理ファイル（第1号）

- i 「一定の事務」とは、個人情報ファイルを保有する実施機関の所掌事務又は業務の一部又は全部であって、その個人情報ファイルの作成目的となる特定の事務

又は業務をいう。

- ii 「体系的に構成したもの」とは、一定の基準に基づいて個人情報が集められ、ファイルの使用目的のために記録項目の内容、配列等が体系的に整備されているものをいう。また、こうした情報の集合物が複合されたものであって、多目的のファイルとして管理し、複数業務に利用するため、個々の集合物が一体的にあるいは相互に関連して利用されることにより全体として多様な事務に用いられるものも含む。

(イ) マニュアル処理ファイル（第2号）

- i 本号は、電子計算組織によらずマニュアル（手作業）で処理される個人情報ファイルについて定めている。
- ii 「特定の保有個人情報を容易に検索することができる」とは、探そうとする特定の個人の情報が直ちに検索することができるもの、例えば、人名が容易に検索することができるように五十音順に配列されているもの（診療録、学籍簿等）が想定される。

オ 要配慮個人情報

法第2条（第3項）

- 3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

政令第2条

法第2条第3項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- （1）身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。
- （2）本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- （3）健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

委員会規則第5条

令第2条第1号の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害は、次に掲げる障害とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。）
- (4) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

「要配慮個人情報」は、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして次の（ア）から（サ）までの記述等が含まれる個人情報をいう。

なお、（ア）から（サ）までの情報を推知させるに過ぎないもの（例：宗教に関する書籍の購買や貸出しに係る情報等）は、要配慮個人情報には含まない。

（ア）人種

人種、世系又は民族的若しくは種族的出身を広く意味する。なお、単純な国籍や「外国人」という情報は法的地位であり、それだけでは人種には含まない。また、肌の色は、人種を推知させる情報にすぎないため、人種には含まない。

（イ）信条

個人の基本的なものの見方、考え方を意味し、思想と信仰の双方を含むものである。

（ウ）社会的身分

ある個人にその境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって容易に脱し得ないような地位を意味し、単なる職業的地位や学歴は含まない。

(工) 病歴

病気に罹患した経歴を意味するもので、特定の病歴を示した部分（例：特定の個人ががん罹患している、統合失調症を患っている等）が該当する。

(才) 犯罪の経歴

前科、すなわち有罪の判決を受けこれが確定した事実が該当する。

(力) 犯罪により害を被った事実

身体的被害、精神的被害及び金銭的被害の別を問わず、犯罪の被害を受けた事実を意味する。具体的には、刑罰法令に規定される構成要件に該当し得る行為のうち、刑事事件に関する手続に着手されたものが該当する。

(キ) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の委員会規則で定める心身の機能の障害があること（政令第2条第1号）

次の①～⑤の情報をいう。

- ① 「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害」があることを特定させる情報
 - ・ 医師又は身体障害者更生相談所により、別表に掲げる身体上の障害があることを診断又は判定されたこと（別表上の障害の名称や程度に関する情報を含む。）
 - ・ 都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長から身体障害者手帳の交付を受け、これを所持していること又は過去に所持していたこと（別表上の障害の名称や程度に関する情報を含む。）
 - ・ 本人の外見上明らかに別表に掲げる身体上の障害があること
- ② 「知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害」があることを特定させる情報
 - ・ 医師、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センターにより、知的障害があると診断又は判定されたこと（障害の程度に関する情報を含む。）
 - ・ 都道府県知事又は指定都市の長から療育手帳の交付を受け、これを所持していること又は過去に所持していたこと（障害の程度に関する情報を含む。）
- ③ 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害を除く。）」があることを特定させる情報
 - ・ 医師又は精神保健福祉センターにより精神障害や発達障害があると診断又は判定されたこと（障害の程度に関する情報を含む。）

- ・ 都道府県知事又は指定都市の長から精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、これを所持していること又は過去に所持していたこと（障害の程度に関する情報を含む。）

④ 「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの」があることを特定させる情報

- ・ 医師により、厚生労働大臣が定める特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けていると診断されたこと（疾病の名称や程度に関する情報を含む。）

⑤ ①～④の他、当該障害があること又は過去にあったことを特定させる情報

【例】

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく障害福祉サービスを受けていること又は過去に受けていたこと

(ク) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（以下「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（以下「健康診断等」という。）の結果（政令第2条第2号）

- 疾病の予防や早期発見を目的として行われた健康診査、健康診断、特定健康診査、健康測定、ストレスチェック、遺伝子検査（診療の過程で行われたものを除く。）等、受診者本人の健康状態が判明する検査の結果が該当する。
- 法律に定められた健康診断の結果等に限定されるものではなく、人間ドックなど保険者や事業主が任意で実施又は助成する検査の結果も該当する。また、医療機関を介さないで行われた遺伝子検査により得られた本人の遺伝型とその遺伝型の疾患へのかかりやすさに該当する結果等も含まれる。なお、健康診断等を受診したという事実は該当しない。
- 身長、体重、血圧、脈拍、体温等の個人の健康に関する情報を、健康診断等に関する業務とは関係ない方法により知り得た場合は該当しない。

(ケ) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと（政令第2条第3号）

- 「健康診断等の結果に基づき、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導が行われたこと」とは、健康診断等の結果、特に健康の保持に努める

必要がある者に対し、医師又は保健師が行う保健指導等の内容が該当する。

- ii 法律に定められた保健指導の内容に限定されるものではなく、保険者や事業主が任意で実施又は助成により受診した保健指導の内容も該当する。なお、保健指導等を受けたという事実も該当する。
- iii 「健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により診療が行われたこと」とは、病院、診療所、その他の医療を提供する施設において診療の過程で、患者の身体の状態、病状、治療状況等について、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者が知り得た情報全てを指し、例えば診療記録等がこれに該当する。また、病院等を受診したという事実も該当する。
- iv 「健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により調剤が行われたこと」とは、病院、診療所、薬局、その他の医療を提供する施設において調剤の過程で患者の身体の状態、病状、治療状況等について、薬剤師（医師又は歯科医師が自己の処方箋により自ら調剤する場合を含む。）が知り得た情報全てを指し、調剤録、薬剤服用歴、お薬手帳に記載された情報等が該当する。また、薬局等で調剤を受けたという事実も該当する。
- v 身長、体重、血圧、脈拍、体温等の個人の健康に関する情報を、診療等の業務とは関係のない方法により知り得た場合は該当しない。

(コ) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと（犯罪の経歴を除く。）（政令第2条第4号）

本人を被疑者又は被告人として刑事事件に関する手続が行われたという事実が該当する。他人を被疑者とする犯罪捜査のために取調べを受けた事実や、証人として尋問を受けた事実に関する情報は、本人を被疑者又は被告人としていないことから、これには該当しない。

(サ) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと（政令第2条第5号）

本人を非行少年又はその疑いのある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたという事実が該当する。

カ 条例要配慮個人情報

法第60条（第5項）

5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報という。

区において、条例制定の時点で、法第2条第3項の要配慮個人情報と同等の厳格な規律を適用する個人情報を定めるべき立法事実は見受けられず、条例要配慮個人情報は規定していない。

キ 仮名加工情報

法第2条（第5項）

5 この法律において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

- （1）第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- （2）第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

i 「仮名加工情報」とは、個人情報を、その区分により次の①、②に記載する措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいう。

① 法第2条第1項第1号に該当する「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」である個人情報の場合

⇒当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること

② 法第2条第1項第2号に該当する「個人識別符号が含まれる」個人情報の場合
⇒当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（この措置を講じた上で、なお法第2条第1項第1号に該当する個人情報であった場合には、同

号に該当する個人情報としての加工を行う必要がある。)

- ii 「削除すること」には、「当該一部の記述等」又は「当該個人識別符号」を「復元すること」のできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む」とされている。
- iii 「復元すること」のできる規則性を有しない方法」とは、置き換えた記述等から、置き換える前の特定の個人を識別することとなる記述等又は個人識別符号の内容を復元することができない方法である。
- iv 仮名加工情報に求められる「他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができない」という要件は、加工後の情報それ自体により特定の個人を識別することができない状態にすることを求めるものである。

ク 匿名加工情報

法第2条（第6項）

6 この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものという。

- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

i 「匿名加工情報」とは、個人情報を、その区分により次の①、②に記載する措置を講じて特定の個人を識別することができないよう加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものという。

① 法第2条第1項第1号に該当する「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」である個人情報の場合

⇒特定の個人を識別することができなくなるように当該個人情報に含まれる氏

名、生年月日その他の記述等の一部を削除すること

- ② 法第2条第1項第2号に該当する「個人識別符号が含まれる」個人情報の場合
⇒当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を特定の個人を識別することができなくなるように削除すること（この措置を講じた上で、なお法第2条第1項第1号に該当する個人情報であった場合には、同号に該当する個人情報としての加工を行う必要がある。）

- ii 「復元することのできる規則性を有しない方法」とは、置き換えた記述から、置き換える前の特定の個人を識別することとなる記述等又は個人識別符号の内容を復元することができない方法である。
- iii 匿名加工情報に求められる「特定の個人を識別することができない」という要件は、あらゆる手法によって特定することができないよう技術的側面から全ての可能性を排除することまでを求めるものではなく、少なくとも、一般人及び一般的な事業者の能力、手法等を基準として当該情報を実施機関が通常の方法により特定することができないような状態にすることを求めるものである。
- iv 「当該個人情報を復元することができないようにしたもの」とは、通常の方法では、匿名加工情報から匿名加工情報の作成の元となった個人情報に含まれていた特定の個人を識別することとなる記述等又は個人識別符号の内容を特定すること等により、匿名加工情報を個人情報に戻すことができない状態にすることをいう。

その要件は、あらゆる手法によって復元することができないよう技術的側面から全ての可能性を排除することまでを求めるものではなく、少なくとも、一般人及び一般的な事業者の能力、手法等を基準として当該情報を行政機関等が通常の方法により復元することができないような状態にすることを求めるものである。

- v 「匿名加工情報」は、個人情報該当性が認められず、法第69条第2項（利用及び提供の制限）の適用対象外となることから、法第123条において「匿名加工情報」の安全性を担保するための規律が設けられている。

ケ 行政機関等匿名加工情報

法第60条（第3項）

- 3 この章において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部（これらの一部に行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報（同条第1号に掲げる情報を除き、同条第2号ただし書に規定する情報を含む。以下この項において同じ。）、独立行政法人等情報

公開法第5条に規定する不開示情報（同条第1号に掲げる情報を除き、同条第2号ただし書に規定する情報を含む。）又は地方公共団体の情報公開条例（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める地方公共団体の条例をいう。以下この章において同じ。）に規定する不開示情報（行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる匿名加工情報をいう。

- （1）第75条第2項各号のいずれかに該当するもの又は同条第3項の規定により同条第1項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。
- （2）行政機関情報公開法第3条に規定する行政機関の長、独立行政法人等情報公開法第2条第1項に規定する独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書等の開示の請求（行政機関情報公開法第3条、独立行政法人等情報公開法第3条又は情報公開条例の規定による開示の請求をいう。）があったとしたならば、これらの者が次のいずれかを行うこととなるものであること。

イ 当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

ロ 行政機関情報公開法第13条第1項若しくは第2項、独立行政法人等情報公開法第14条第1項若しくは第2項又は情報公開条例（行政機関情報公開法第13条第1項又は第2項の規定に相当する規定を設けているものに限る。）の規定により意見書の提出の機会を与えること。

- （3）行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第116条第1項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。

行政機関の長等は、当該行政機関等が保有する個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報について、定期的に提案の募集を行わなければならないが、法附則第7条により、都道府県及び指定都市以外の地方公共団体の機関は当分の間、実施が任意とされている。（第2－7「行政機関等匿名加工情報」参照）。

コ 個人関連情報

法第2条（第7項）

7 この法律において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個

個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

- i 「個人に関する情報」とは、ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報である。「個人に関する情報」のうち、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものは、個人情報に該当するため、「個人関連情報」には該当しない。
- ii 統計情報は、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、「個人に関する情報」に該当するものではないため、「個人関連情報」にも該当しない。

【個人関連情報に該当する例】

- ・ C o o k i e 等の端末識別子を通じて収集された、ある個人のウェブサイトの閲覧履歴
- ・ メールアドレスに結び付いた、ある個人の年齢・性別・家族構成等
- ・ ある個人の行政サービスの利用履歴
- ・ ある個人の位置情報（※）
- ・ ある個人の興味・関心を示す情報

※一般的に、ある個人の位置情報単体では個人情報には該当しないが、個人に関する位置情報が連続的に蓄積される等により特定の個人を識別することができる場合には、個人情報に該当し、個人関連情報には該当しないことになる。

（４）死者情報要綱の対象となる主体（死者情報要綱第１条）

死者情報要綱第１条（第１項）

- 1 この要綱は、区長が取り扱う死者に関する情報について必要な事項を定めるものとする。

- i 法においては、本人関与を通じて個人の権利利益の保護を求めることができるのは生存する個人であることから、保護の対象を「生存する個人に関する情報」に限定している。しかし、死者であっても、その人格的利益は一定の範囲で法的保護に値するものであるとともに、死者の人格、財産等に係る利益が生存する遺族等に及ぶ場合も考えられることから、区は死者情報要綱により、死者に関する情報の取扱いを定めている。
- ii 死者情報要綱による規律の対象は区長となる。なお、区長以外の区の機関も死者情報要綱と同様の取扱いを定めており、実施機関において共通の基準で死者に関する情報を取り扱うこととなる。

(5) 死者情報要綱の対象となる情報（死者情報要綱第2条）

ア 死者情報

死者情報要綱第2条（第1号）

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 死者情報 死者に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

「死者情報」の定義は、情報の対象が「死者」であること以外は、生存する個人を対象とする法第2条第1項の個人情報と同様となる。

イ 保有死者情報

死者情報要綱第2条（第2号）

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (2) 保有死者情報 区長の事務部局の職員が職務上作成し、又は取得した死者情報であつて、当該事務部局の職員が組織的に利用するものとして、当該事務部局が保有しているものをいう。ただし、区政情報（中央区情報公開条例（平成13年10月中央区条例第29号）第2条第2項に規定する区政情報をいう。）に記録されているものに限る。

「保有死者情報」の定義は、情報の対象が「死者」であること以外は、生存する個人を対象とする法第60条第1項の保有個人情報と同様となる。

(6) 区の責務等（法第5条・第12条－第14条）

法第5条

地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び

当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

法第 12 条

地方公共団体は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

法第 13 条

地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

法第 14 条

地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

条例第 3 条

中央区（以下「区」という。）は、区民の権利利益を保護し、信頼される区政を実現するため、個人情報の保護に関し必要な施策を講じなければならない。

i 法第 5 条関係

（i）地方公共団体は、本条が定める責務に基づいて法第 12 条から第 14 条までに規定される施策を努力義務として履行することとなる。

（ii）本条の「必要な施策」は、地方公共団体が保有する個人情報の保護（法第 12 条）のみならず、区域内の事業者及び住民への支援（法第 13 条）や苦情の処理のあっせん（法第 14 条）を含む。これらの施策の策定と実施は、地方公共団体の自治事務となる。

ii 条例第 3 条関係

（i）本条は、法第 5 条の趣旨を踏まえ、区において区民の権利利益の保護と信頼される区政の実現を達成することを目的とし、個人情報の保護を図るに当たって、区が果たすべき責務を明らかにしている。

（ii）「区民の権利利益を保護し、信頼される区政を実現する」とは、個人情報の適切な

取扱いを確保することにより、区民の人格的、財産的な権利利益を保護し、もって区民の信頼に支えられた区政の実現を図ることである。

(7) 区民及び事業者の責務（条例第4条）

条例第4条

- 1 区民及び事業者は、互いに個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する区の施策に協力するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、その事業の実施に当たって個人情報を取り扱うときは、本人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- 3 出資法人等（区が出資等をする法人その他の団体で区長が定めるものをいう。）及び区が設置する公の施設の指定管理者は、個人情報の保護に関する区の施策に留意しつつ、その業務において取り扱う個人情報の適正な管理、本人からの求めに対する開示等に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

区規則第23条

区長は、条例第4条第3項に規定する団体を定めたときは、当該団体の名称を告示するものとする。

i 第1項関係

個人情報の保護を実効性のあるものとするためには、区、区民及び事業者が、それぞれの立場でその重要性を認識し、互いに協力し合うことが不可欠である。そのため、本項は、区民及び事業者が主体的に個人情報の保護についての理解を深めるとともに、個人情報保護制度の目的を達成するために区の施策に協力することを求めたものである。

ii 第2項関係

事業者に対しては、第1項で「個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する区の施策に協力」する一般的責務が課されている。本項は、事業者における個人情報の取扱いが、消費者としての本人の権利利益を侵害することのないよう重ねて努力義務を課したものである。

iii 第3項関係

- (i) 出資法人等及び指定管理者は、区とは別個の独立した法人であるが、区から出資その他の財政上の支出・援助等を受け、又は区が設置する公の施設の管理を代行するなど、公共的な役割を果たしており、区政に対する信頼の一端を担うものといえる。

そこで、本項は、出資法人等の設立趣旨、指定管理者制度の趣旨、その独立性及

び自律性に配慮しつつ、個人情報の適正な取扱いのための努力義務を課したものである。

(ii)「区が出資等をする法人その他の団体で区長が定めるもの」は、次の5団体である。

- ・ 一般財団法人中央区都市整備公社
- ・ 公益財団法人中央区勤労者サービス公社
- ・ 社会福祉法人中央区社会福祉協議会
- ・ 公益社団法人中央区シルバー人材センター
- ・ 中央区文化・国際交流振興協会

(iii) 指定管理者における「その業務において取り扱う個人情報」とは、指定に係る公の施設の利用者及びその関係者に係る個人情報、従事者に係る個人情報など、施設管理業務の遂行に伴って直接取り扱うこととなる個人情報をいい、当該指定管理者が一般の事業者として他業務で取り扱う顧客情報等は含まれない。

(iv)「個人情報の保護に関する区の施策に留意しつつ」とは、法及び条例に基づき実施機関が講ずる個人情報の保護措置との均衡を考慮することをいう。

出資法人等又は指定管理者が法第16条第2項の個人情報取扱事業者に該当する場合は、法第4章の個人情報取扱事業者等の義務等も課されることとなる。この点、実施機関における安全管理措置を踏まえると、体系化された情報である個人データのみならず、散在情報も含め、保有する個人情報全般を対象として安全管理を図るよう努めることとなる。

2 個人情報等の取扱い

(1) 保有（法第61条）

法第61条（第1項、第2項）

- 1 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第66条第2項第3号及び第4号、第69条第2項第2号及び第3号並びに第4節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。
- 2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

i 「個人情報を保有する」（第1項）

個人情報の保有の概念については、第2-1(3)ウの保有個人情報を参照のこと。

ii 「法令（条例を含む。第66条第2項第3号及び第4号、第69条第2項第2号及び第3号並びに第4節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り」（第1項）

(i) 「所掌事務又は業務」とは、当該行政機関等の設置の根拠となる法令において「所掌事務」や「業務の範囲」を定める条文に列挙されている事務又は業務のほか、「権限」を定める条文上で規定されている事務又は業務や作用法上規定されている事務又は業務、地方自治法第2条第2項に規定する「地域における事務」もこれに含まれる。

(ii) 「法令」には、条例が含まれるほか、規則等の地方公共団体が法令に基づき定める法規が含まれる。

(iii) 「法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り」とは、個人情報の保有が、これらの所掌事務又は業務のうち、当該個人情報を保有することによって遂行しようとする具体的な事務又は業務の遂行に必要な場合に限り許容されることを意味する。

iii 「その利用目的をできる限り特定しなければならない」（第1項）

(i) 個人情報が無制限に取り扱われ、個人が不測の権利利益侵害を被ることを未然に防止するためには、まず、個人情報の利用目的が明確にされ、以後、その利用目的に沿って適切に取り扱われることが必要である。利用目的は、保有から利用及び提供に至る個人情報の取扱いの範囲に係る重要な要素となる。

(ii) 「その利用目的をできる限り特定」とするとは、個人情報がどのような事務又は業務の、どのような目的に使われるかをできるだけ具体的、個別的に特定することを求

める趣旨であり、利用目的の特定の程度を実施機関の恣意的判断に委ねるものではない。そして利用目的は、具体的な利用行為が当該利用目的の範囲内であるか否か、合理的かつ明確に判断できるものでなければならない。

- (iii) 区においては、個人情報取扱事務の単位で利用目的を特定し、個人情報取扱事務登録簿及び個票（第2-3（1）「個人情報取扱事務登録簿・個人情報取扱事務登録個票」参照）でその明示を行う。

なお、特定した利用目的は、保有個人情報の開示を行う際、開示請求者に対して通知しなければならない（法第82条第1項、第2-4（1）エ（イ）「開示等の決定の通知」参照）。

- iv 「特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない」（第2項）

利用目的の達成に不必要な個人情報の保有は、安全管理上問題であるだけでなく、場合によっては誤った利用等がなされるおそれもある。したがって、個人の権利利益を保護する観点から、個人情報が保有される個人の範囲及び個人情報の内容は、利用目的に照らして必要最小限のものでなければならない。

（2）取得及び利用（法第61条－第65条）

ア 利用目的の変更

法第61条（第3項）

- 3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

- i いったん特定された利用目的が無制限に変更されることになれば、利用目的を特定した実質的意味が失われる。一方で、新たな行政サービスへの対応等により利用目的を変更せざるを得ない状況は想定し得るところであり、本項では、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲に限り、利用目的を変更することができることを定めている。
- ii 「相当の関連性を有する」とは、当初の利用目的からみて、変更後の利用目的を想定することが困難でない程度の関連性を有することをいう。
- iii 「合理的に認められる」とは、社会通念上妥当であると客観的に認識されとの趣旨であり、行政機関等の恣意的な判断による変更を認めるものではない。例えば、許認可の審査のために提出された申請書を当該許認可に係る統計作成の目的で利用する場合には、「相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲」に該当する。

- iv 目的外利用又は目的外提供を経常的に行っている場合は、当該利用又は提供を行う旨を個人情報取扱事務登録簿又は個人情報取扱事務登録個票の事務の目的に記載することで目的内の利用又は提供となるため、本項に基づく利用目的の変更を検討する（第2-3（1）【個人情報取扱事務登録簿・個票の記入要領】4『「事務の目的」欄』参照）。目的外利用又は目的外提供を臨時的に行う場合は、法第69条第1項又は第2項の適用により対応する。

イ 利用目的の明示

法第62条

行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- （1）人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- （2）利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- （3）利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- （4）取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（ア）利用目的の明示

- i 申請書やアンケート調査票等、本人が書面に記載して実施機関に提出するものは通常、実施機関の保有個人情報となり、事務事業の運営の基礎資料として利用される。そのため、本条は、電磁的記録も含め、本人から直接書面に記載された個人情報を取得する場合は、利用目的を明示する義務があることを定めている。これにより、実施機関は個人情報を取得する際、あらかじめその利用目的を説明し、相手に誤解や疑念を抱かせることのないよう努めることとなる。
- ii 「あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示」する方法としては、申請書等の様式にあらかじめ記載しておく方法のほか、窓口における掲示や口頭による方法が考えられる。ホームページにおいて個人情報を取得する際に必要な情報を掲載しておく場合は、本人が個人情報を提供する意思を示すための送信ボタン等のクリックの前に、その利用目的が本人の目に留まるよう対応することが望ましい。

- iii 実施機関に対して一方的に個人情報とその内容を含む書面が送られてきたような場合は、そもそも「あらかじめ」利用目的を明示することが不可能であり、こうした場合まで事前の利用目的の明示を義務付けるものではない。

(イ) 利用目的の明示の適用除外

本条第1号から第4号までは、利用目的の明示の適用を除外する事項について定めている。

- i 「人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき」(第1号)

本人又は第三者の生命、身体又は財産を保護するための個人情報の取得であって、利用目的を明示する時間的余裕がない場合に、適用を除外したものである。

- ii 「利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき」(第2号)

利用目的を明示することにより、本人又は第三者の不利益になる場合や、結果として本人又は第三者に損害を与えるおそれがある場合にまで利用目的を明示する義務を課すことは適当でないことから、適用を除外したものである。

- iii 「利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」(第3号)

- (i) 「国の機関」には、行政機関のほか、裁判所及び国会の機関も含まれる。国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人(以下「国の機関等」という。)の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす場合には、公共の利益が損なわれるおそれがあり、こうした場合にまで利用目的を明示する義務を課すことは適当でないことから、適用除外としたものである。

- (ii) 「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるかどうかは、社会通念により個別具体的に判断する。利用目的を明示することにより、以後の個人情報の収集が困難になる場合、被疑者の逃亡、証拠隠滅につながる場合、適正な判断・評価に支障を及ぼす場合等は、これに該当すると考えられる。

- iv 「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき」(第4号)

個人情報取得される状況からみて利用目的が明らかである場合は、本人が利用目的を確認するための措置をあえて講ずる必要性が認められないと考えられることから、適用除外とされている。

例えば、特定の許認可申請を行うため本人が自己の個人情報を記載した申請書を実施機関に提出する場合であって、実施機関が当該許認可申請の事務処理のみに当該個人情報を利用する場合等が考えられる。

ウ 不適正な利用の禁止

法第 6 3 条

行政機関の長（第 2 条第 8 項第 4 号及び第 5 号の政令で定める機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第 1 7 4 条において同じ。）、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人（以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。）は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

- i 「違法又は不当な行為」とは、法令に違反する行為や、直ちに違法とはいえないものの、法令の趣旨又は公序良俗に反する行為等、社会通念上適正とは認められない行為をいう。
- ii 「おそれ」の有無は、実施機関による個人情報の利用が違法又は不当な行為を助長し、又は誘発することに、社会通念上蓋然性が認められるか否かにより判断される。この判断に当たっては、個人情報の利用方法等の客観的な事情に加えて、個人情報の利用時点における実施機関の認識及び予見可能性も踏まえる必要がある。例えば、実施機関が第三者に提供した個人情報が違法な行為に用いられた場合、第三者が当該個人情報の取得目的を偽っていた等、提供の時点において、実施機関が一般的な注意力をもってしても個人情報の違法利用が予見できない状況であった場合には、「おそれ」は認められないと解される。

エ 不適正な取得の禁止

法第 6 4 条

行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

本条の趣旨は、個人情報の適正な取扱いに対する区民の信頼確保の観点から、個人情報を適正に取得しなければならず、その手段は、法令等に定められた手続のほか、法第 6 1 条により特定した利用目的に則った方法とすべきものである。

オ 正確性の確保

法第 6 5 条

行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

- i 保有個人情報の正確性のための事実の把握には、①過去の一定時点の事実のみで足りる場合、②現在の事実を必要とする場合、③過去の事実と現在の事実の両方を必要とする場合が考えられ、それぞれの利用目的に応じて必要な範囲内で正確性を確保することとなる。
- ii 評価・判断は個人情報の内容だけでなく、様々な要素を総合的に勘案してなされるため、本条における正確性の確保の対象は「事実」ととどまり、評価・判断の内容そのものには及ばない。この点、本条の規定に基づき保有個人情報に記録されている「事実」について訂正を行った結果として、「評価・判断の内容」が変更されるといったことはあり得る。

なお、評価・判断の内容そのものは「事実」に含まれないが、「個人Aが～と評価・判断された」、「評価者Bが～と評価・判断した」という情報は「事実」に含まれる。

(3) 安全管理措置（法第66条）

ア 実施機関が講ずべき安全管理措置

<u>法第66条（第1項）</u> 1 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
<u>条例第5条</u> 区の保有個人情報の安全管理を統括する責任者として、最高個人情報保護責任者を置く。
<u>区規則第3条</u> 1 条例第5条の最高個人情報保護責任者は、総務部を担任する副区長をこれに充てる。 2 最高個人情報保護責任者を補佐し、区長の事務部局に属する部及び室における保有個人情報の安全管理に関する事務を統括するため、総括個人情報保護責任者を置き、総務部長をこれに充てる。 3 保有個人情報の適正な安全管理を確保するため、課に個人情報保護管理者を置き、当該課の長（会計室にあっては、会計室長。担当課長を含む。）をこれに充てる。 4 個人情報保護管理者を補佐し、保有個人情報の安全管理に関する事務を担当するため、課に個人情報保護事務取扱者を置き、課の庶務をつかさどる係の長をこれに充てる。ただし、係の置かれない課にあっては庶務をつかさどる担当係長、総務部総務課にあっては情報公開係長をこれに充てる。

5 区長の事務部局における保有個人情報の管理の状況について監査する者として個人情報保護監査責任者を置く。

事務取扱要領第15条

総務部長は、区長が行う個人情報保護制度の円滑な実施を確保するための事務に関し必要な事項について、調査又は指導をすることができる。

実施機関が安全管理のための措置を講じる対象は「保有個人情報」とされており、散在情報も含めて必要かつ適切な安全管理措置を講じる必要がある。

(ア) 安全管理体制

- i 区においては、副区長を最高責任者とする全庁での体系的な保有個人情報の安全管理体制を整備している。各主管課長が事務事業を実施する現場における保有個人情報の安全管理に責任を負うとともに、漏えい等の重大事案に対しては最高個人情報保護責任者及び総括個人情報保護責任者が関与し、組織的に対処する。
- ii 各実施機関及び区議会の体制は次のとおりとなる。

役職名	担任者					役割
	区長部局	教育委員会	選挙管理委員会	監査委員	区議会	
最高個人情報保護責任者	副区長	副区長	副区長	副区長	議長	区の保有個人情報の安全管理を統括する責任を有する
総括個人情報保護責任者	総務部長	教育長	選挙管理委員会事務局長	監査事務局長	議会局長	最高個人情報保護責任者を補佐し、保有個人情報の安全管理に関する事務を統括する
		【副総括個人情報保護責任者】 教育次長				【副総括個人情報保護責任者】 総括個人情報保護責任者を補佐する
個人情報保護管理者	各課の課長	各課の課長			議会局次長	各課における保有個人情報の適正な安全管理を確保する
個人情報保護事務取扱者	各課の庶務担当係長	各課の庶務担当係長(※)	選挙担当係長	監査担当係長	庶務係長	個人情報保護管理責任者を補佐し、各課における保有個人情報の安全管理に関する事務を担当する
個人情報保護監査責任者	総務部長	総務部長	総務部長	総務部長	総務部長	保有個人情報の管理の状況について監査する

※学校・養護学園は副校長、幼稚園は教頭、教頭が置かない幼稚園は主任

- iii 総務部長は、総括個人情報保護責任者の立場により、区長が行う個人情報保護制度の円滑な実施を確保するための事務に関し必要な事項について、調査又は指導をすることができる。

(イ) 安全管理措置

- i 実施機関で講ずべき具体的な安全管理措置は、管理規程第2章から第8章までに定めた（第3－6「中央区保有個人情報管理規程」参照）。
- ii 委託等に伴う措置
 - (i) 個人情報の取扱いの委託とは、契約の形態・種類を問わず、実施機関が他の者に個人情報の取扱いを行わせることをいう。具体的には、個人情報の入力、編集、分析、出力、本人からの取得等が想定される。
 - (ii) 実施機関が個人情報の取扱いを委託した場合の必要な措置は、区規則第4条及び管理規程第17条で次のとおり定めた。

区規則第4条

- 1 区長は、個人情報の取扱いを区の機関以外のものに委託するときは、次に掲げる事項について必要な条件を付さなければならない。
 - (1) 秘密の保持の義務に関する事項
 - (2) 委託目的以外の利用及び提供の禁止又は制限に関する事項
 - (3) 再委託の禁止又は制限に関する事項
 - (4) 複写及び複製の禁止又は制限に関する事項
 - (5) 個人情報の授受、保管、廃棄及び返還に関する事項
 - (6) 立入検査及び調査に応ずる義務に関する事項
 - (7) 事故発生の際の報告義務に関する事項
 - (8) 個人情報の保護に関する義務に違反し、又はその義務を怠った場合の措置及び損害賠償義務に関する事項
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項

管理規程第17条

- 1 個人情報保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに係る業務を委託する場合には、委託を受ける者の選定に関して必要な措置を講じ、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査等の必要な事項について書面で確認する。この場合において、委託先において、個人情報保護法及び番号法に基づき行政機関等が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 2 個人情報保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに係る業務を委託する場合には、委託する業務内容に照らし、その委託する個人情報の取扱い範囲を必要最小限にしなければならない。

- 3 個人情報保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに係る業務を委託した場合には、委託した保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じ、委託先における個人情報の管理の状況について、書面等により確認する。この場合において、特段の必要があると認めるときは、実地検査により確認する。
- 4 個人情報保護管理者は、委託先において保有個人情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第一項の措置を講じさせるとともに、委託先を通じて又は自らが再委託先における個人情報の管理の状況について確認し、再委託される業務において取り扱う保有個人情報等の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断する。
- 5 個人情報保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明示する。

(iii) 区規則第4条に関しては、「個人情報を取り扱う契約の特記事項」、「情報セキュリティに関する特記事項」の書式が定められており、これを契約書等に添付する。

(iv) 指定管理者制度により公の施設の管理を委任した場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第10項により指定管理者の個人情報の取扱いについて必要な監督を行う。

イ 安全管理措置の準用

法第66条（第2項）

- 2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。
 - (1) 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務
 - (2) 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務
 - (3) 第58条第1項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
 - (4) 第58条第2項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
 - (5) 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託

を含む。)を受けた者 当該委託を受けた業務

政令第19条

(法第66条第2項第3号及び第4号の業務を定めているが、区の実務に直接関係しないため省略)

(ア) 実施機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者(第1号)

個人情報の取扱いの委託の定義は、上記ア(イ)「安全管理措置」で記載したとおりである。

(イ) 指定管理者(第2号)

i 指定管理者の指定を行う実施機関は、個人情報の管理を行う主体や安全管理措置を含む取扱い方法、開示等請求があった場合の対応等について明確に定めておく必要がある。

ii 個人情報の開示請求は、一般的には個人情報の管理主体として指定管理者が開示請求先になることが想定されるが、指定管理者に委任した業務の性質や内容、当該業務で取り扱う個人情報の保有や管理の状況に応じて判断することとなる。

(ウ) 法第58条第1項各号及び第2項各号に掲げる者(第3号・第4号)

区の実務に直接関係しないため省略

(エ) 上記(ア)から(ウ)までの業務の委託を受けた者(第5号)

実施機関が個人情報の取扱いについて再委託を行う場合、再委託先に対しても、実施機関が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて確認し、必要かつ適切な監督を行う必要がある。

(4) 従事者の義務(法第67条)

法第67条

個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第2項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第176条において同じ。)若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

i 「行政機関等の職員」とは、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1

項に規定する一般職及び特別職の国家公務員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第1項に規定する一般職及び特別職の地方公務員をはじめとした地方公共団体の機関の職員、独立行政法人等の役員又は職員並びに地方独立行政法人法第12条及び第20条に規定する地方独立行政法人の役員又は職員であり、常勤又は非常勤いずれの者も含む。

- ii 「職員であった者」とは、「行政機関等の職員」が行政機関等を退職、失職若しくは免職により離職した者又は行政機関等以外に転出若しくは出向した者をいう。
- iii 「派遣労働者」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。
- iv 「知り得た個人情報」とは、個人の秘密であるか、すなわち秘匿性のあるものか、まだ知られていないものであるかを問わない。また、その対象は、電子計算機処理されている個人情報か否かも問わない。

また、本条では、単に「個人情報」とし、「保有個人情報」としていない。これは、組織としての利用又は保有に至らず、行政文書等に記録されないような個人情報であっても、適切に取り扱う必要があるためである。

- v 「みだりに他人に知らせ」とは、正当な理由がなく個人情報の内容を他人に知らせることをいう。
- vi 「不当な目的に利用」とは、例えば、自己又は他人の私的利益のために個人情報の内容を利用する場合その他の正当性を欠く目的のために個人情報の内容を利用することをいう。
- vii 本条に違反した者が実施機関の職員である場合は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条による懲戒処分の適用があり得る。また、個人の秘密を漏らした場合は、地方公務員法第34条及び第60条の守秘義務違反による罰則の適用があり得る。
- viii 本条に違反した者が実施機関が委託した業務の従事者である場合は、行政機関等との委託契約の内容に基づき、契約の解除事由になり得る。
- ix 個人情報の不適正な取扱いをした実施機関の職員や委託業務の従事者（過去に職員であった者及び従事者であった者も含む。）については、法第176条及び第180条による罰則が適用され得る。

（5）漏えい等の報告（法第68条）

ア 委員会への報告

法第 6 8 条（第 1 項）

- 1 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。

委員会規則第 4 3 条

法第 6 8 条第 1 項の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1）要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第 1 項において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条及び次条第 1 項において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- （2）不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- （3）不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- （4）保有個人情報に係る本人の数が 1 0 0 人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- （5）条例要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が法第 6 8 条第 1 項の報告を行う場合であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に適用される条例において条例要配慮個人情報について定められているときに限る。）

委員会規則第 4 4 条

- 1 行政機関の長等は、法第 6 8 条第 1 項の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。）を報告しなければならない。
 - （1）概要
 - （2）漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
 - （3）漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数
 - （4）原因
 - （5）二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

- (6) 本人への対応の実施状況
- (7) 公表の実施状況
- (8) 再発防止のための措置
- (9) その他参考となる事項

2 前項の場合において、行政機関の長等は、当該事態を知った日から30日以内（当該事態が前条第3号に定めるものである場合にあっては、60日以内）に、当該事態に関する前項各号に定める事項を報告しなければならない。

3 法第68条第1項の規定による報告は、電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、別記様式第6による報告書を提出する方法）により行うものとする。

(ア) 漏えい等の考え方

- i 保有個人情報の「漏えい」とは、保有個人情報が外部に流出することをいう。

【例】

- ・ 保有個人情報が記載された書類を第三者に誤送付した場合
- ・ 保有個人情報を含むメールを第三者に誤送信した場合
- ・ 複数の外部関係者宛のメールにおいて、送信設定を「BCC」とすべきところを誤って「CC」としたため、受信した外部関係者が別の外部関係者のメールアドレス（保有個人情報に該当するもの）を認識できる状態となった場合
- ・ 情報システムの設定ミス等によりインターネット上で保有個人情報の閲覧が可能な状態となっていた場合
- ・ 保有個人情報が記載又は記録された書類・媒体等が盗難された場合
- ・ 不正アクセス等により第三者に保有個人情報を含む情報が窃取された場合
- ・ 保有個人情報の開示請求を受け、本来は不開示とすべき第三者の保有個人情報を誤って開示した場合

- ii 保有個人情報を第三者に閲覧されないうちに全てを回収した場合は、漏えいに該当しない。また、実施機関が自らの意図により保有個人情報を第三者に提供する場合は、漏えいに該当しない。

- iii 保有個人情報の「滅失」とは、保有個人情報の内容が失われることをいう。

【例】

- ・ 保有個人情報記録された帳票等を誤って廃棄した場合
- ・ 保有個人情報記載・記録された書類・媒体等を当該行政機関等の内部で紛失した場合

iv 上記 iii の事例であっても、その内容と同じ情報が実施機関において他に保管されている場合は、滅失に該当しない。また、実施機関が正当な理由により保有個人情報を削除する場合は、滅失に該当しない。その場合でも、当該実施機関の外部に流出した場合には、保有個人情報の漏えいに該当する。

v 保有個人情報の「毀損」とは、保有個人情報の内容が意図しない形で変更されることや、内容を保ちつつも利用不能な状態となることをいう。

【例】

- ・ 保有個人情報の内容が改ざんされた場合
- ・ 暗号化処理された保有個人情報の復元キーを喪失したことにより復元できなくなった場合
- ・ ランサムウェア等により保有個人情報暗号化され、復元できなくなった場合

※同時に保有個人情報盗取された場合には、保有個人情報の漏えいにも該当する。

vi 上記事例であっても、その内容と同じ情報が実施機関において他に保管されている場合は、毀損に該当しない。

vii 漏えい等が発生した「おそれ」については、その時点で判明している事実関係に基づき、個別の事案ごとに蓋然性を考慮して判断する。

(イ) 漏えい等の報告対象となる事態

vii 漏えい等が発生した「おそれ」については、その時点で判明している事実関係に基づき、個別の事案ごとに蓋然性を考慮して判断する。

i 法に基づく漏えい等の報告を要する事態は、次の①～⑤のとおりである。

- ① 要配慮個人情報に含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

【例】

- ・ 医療機関から取得した感染症患者の診療情報を含む保有個人情報を記録した文書を紛失した場合

- ② 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報

の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

【例】

- ・ 収納業務のために取得したクレジットカード番号を含む保有個人情報が漏えいした場合

- ③ 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

「不正の目的をもって」漏えい等が発生させた主体には、第三者のみならず、従事者も含まれる。

【例】

- ・ 不正アクセスにより保有個人情報が漏えいした場合
- ・ ランサムウェア等により保有個人情報が暗号化され、復元できなくなった場合
- ・ 保有個人情報が記載・記録された書類・媒体等が盗難された場合
- ・ 従事者が保有個人情報を不正に持ち出して第三者に提供した場合

- ④ 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

「保有個人情報に係る本人の数」は、当該実施機関が取り扱う保有個人情報のうち、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数をいう。事態が発覚した当初は100人以下であっても、その後100人を超えた時点で報告対象となる。本人の数が確定できない場合、最大の人数が100人を超えるときは報告対象に該当する。

【例】

- ・ 情報システムの設定誤りによりインターネット上で保有個人情報の閲覧が可能な状態となり、当該保有個人情報に係る本人の数が100人を超える場合
- ・ 書類の発送を委託した委託先の誤りにより、保有個人情報が記載された書類を第三者に送付し、当該保有個人情報に係る本人の数が100人を超える場合
- ・ イベント開催の案内メールを参加企業に送信する際、企業の担当者氏名を含む文書を誤って添付して送信し、当該担当者の数が100人を超える場合

- ⑤ 条例要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

区において、条例要配慮個人情報は規定していない（第2-1（3）カ「条

例配慮個人情報」参照)。

- ii 個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、実施機関は、法に基づく報告の対象とならない場合であっても、区民の不安を招きかねない事案（公表を行う漏えい等が発生したとき、個人情報保護に係る内部規程に対する違反があったとき、委託先において個人情報の取扱いに関する契約条項の違反があったとき等）が発生した際は、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに委員会へ情報提供を行うことも検討すべきである。

(ウ) 報告義務の主体

- i 漏えい等の報告の義務を負う主体は、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報を取り扱う実施機関である。報告に当たっての具体的な流れは、管理規程第 19 条で次のとおり定めた。

管理規程第 19 条

- 1 保有個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合、職員が個人情報保護法、番号法その他関連規程に違反している事実又は兆候を把握した場合その他安全確保の上で問題となる事案（以下「問題事案」という。）が発生した場合に、その事実を知った職員は、直ちに当該保有個人情報等を管理する個人情報保護管理者に報告しなければならない。
- 2 個人情報保護管理者は、問題事案による被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講じなければならない。
- 3 個人情報保護管理者は、問題事案が発生した経緯、被害状況等を調査し、総括個人情報保護責任者に報告しなければならない。ただし、特に重大と認める問題事案が発生した場合には、直ちに総括個人情報保護責任者に当該事案の内容等について報告するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、個人情報保護管理者が総括個人情報保護責任者である場合には、総括個人情報保護責任者が、問題事案が発生した経緯、被害状況等を調査するものとする。
- 5 総括個人情報保護責任者は、第三項の規定による報告を受けた場合又は前項の規定による調査をした場合は、当該問題事案の内容、経緯、被害状況等を最高個人情報保護責任者に報告しなければならない。
- 6 最高個人情報保護責任者は、前項の規定による報告を受けた場合には、問題事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を区長に報告しなければならない。

- 7 総括個人情報保護責任者は、第3項の規定による報告が個人情報保護法第六十八条第一項に規定する個人情報保護委員会規則で定めるものに該当する場合には、当該案件の内容等について個人情報保護委員会に報告しなければならない。
- 8 個人情報保護管理者は、問題事案が発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。
- 9 最高個人情報保護責任者は、問題事案が発生した場合には、事案の内容、影響等に応じて、事実及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講ずる。

- ii 保有個人情報の取扱いを委託している場合においては、委託元である実施機関と委託先の双方が保有個人情報を取り扱っているため、報告対象となる事態に該当する場合には、原則として双方が報告する義務を負う。
- iii 委託先が個人情報取扱事業者である場合、委託先は法第26条第1項の規定による報告義務を負い、委託元である実施機関に当該事態が発生したことを通知したときは、委託先は報告義務を免除される（同条同項ただし書）。

(工) 速報

- i 実施機関は、漏えい等の報告対象となる事態を知った後、速やかに当該事態に関する事項を報告しなければならない。
- ii 報告期限の起算点となる「知った」時点は、実施機関のいずれかの部署が当該事態を把握した時点を基準とする。「速やか」の日数の目安については、知った時点から概ね3～5日以内である。
- iii 速報は、次の①～⑨に掲げる事項について、報告の時点において把握している内容を報告すれば足りる。

① 概要

当該事態の発生日、発覚日、発生事案、発見者、委員会規則第43条各号への該当性、委託の有無、事実経過等

② 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目

③ 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数

④ 原因

当該事態が発生した原因、当該事態が発生した主体

⑤ 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

当該事態に起因して発生する被害又はそのおそれの有無及びその内容

⑥ 本人への対応の実施状況

当該事態を知った後、本人に対して行った措置（通知を含む。）の実施状況

⑦ 公表の実施状況

当該事態に関する公表の実施状況や予定

⑧ 再発防止のための措置

実施済みの措置と今後実施予定の措置

⑨ その他参考となる事項

上記①～⑧の事項を補完するため、委員会が当該事態を把握する上で参考となる事項

(オ) 確報

- i 行政機関の長等は、報告対象となる事態を知ったときは、速報に加え、当該事態を知った日から30日以内（委員会規則第43条第3号の事態の場合は60日以内）に、当該事態に関する事項を報告しなければならない。
- ii 報告期限の起算点となる「知った」時点は、実施機関のいずれかの部署が当該事態を知った時点を基準とする。確報の報告期限（30日以内又は60日以内）の算定は、初日を算入し、土日・祝日も含める。ただし、期限の日が区の休日に当たる場合は、その翌日が報告期限となる。
- iii 確報では、上記（エ）①～⑨の事項の全てを報告しなければならない。確報を行う時点において、合理的努力を尽くした上で、一部の事項が判明しておらず、全ての事項を報告することができない場合には、その時点で把握している内容を報告し、判明次第、報告を追完する。

(カ) 報告の方法

委員会への報告は、委員会のホームページの報告フォームに入力する方法により行う。電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合は、委員会規則が定める様式の報告書を電子メール、郵送等で提出する方法により行う。

イ 本人への通知

法第68条（第2項）

2 前項に規定する場合には、行政機関の長等は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- （1）本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

(2) 当該保有個人情報に第78条第1項各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

委員会規則第45条

行政機関の長等は、法第68条第2項本文の規定による通知をする場合には、第43条各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、前条第1項第1号、第2号、第4号、第5号及び第9号に定める事項を通知しなければならない。

(ア) 本人通知の対象となる事態

- i 法に基づく漏えい等の本人通知は、法第68条第1項に規定する委員会への報告対象となる事態が生じた場合に要する。
- ii 本人通知の対象とならない場合であっても、区民の不安を招きかねない事案として委員会へ情報提供を行った事案については、本人に対し、本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、事態の概要、保有個人情報の項目、原因、二次被害又はそのおそれの有無及びその内容並びにその他参考となる事項を通知することも検討すべきである。

(イ) 本人通知の義務の主体

- i 本人通知の義務を負う主体は、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報を取り扱う実施機関である。
- ii 保有個人情報の取扱いを委託している場合においては、委託元である実施機関と委託先の双方が保有個人情報を取り扱っているため、本人通知の対象となる事態に該当する場合には、原則として双方が通知する義務を負う。この場合、実施機関と委託先の連名で通知することができる。
- iii 委託先が個人情報取扱事業者である場合、委託先は法第26条第2項の規定により本人通知の義務を負う。委託元である実施機関に当該事態が発生したことを通知したときは、委託先は本人への通知義務を免除される（法第26条第2項ただし書き）。
- iv 本人に対して円滑に通知を行う観点から、実施機関と委託先は十分に連携し、適切な方法で通知を行うものとする。

(ウ) 本人通知の期限

- i 本人通知の義務において具体的な期限は定められていないが、実施機関は、本人通知の対象となる事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに本人への通知を行わなければならない。
- ii 具体的に通知を行う時期は、個別の事案において、その時点で把握している事

態の内容、通知を行うことで本人の権利利益が保護される蓋然性、本人への通知を行うことで生じる弊害等を勘案して判断する。

【事態を知った時点で即座に通知を行うか検討が必要な事例】

- ・ 漏えいした複数の保有個人情報インターネット上の掲示板等にアップロードされており、実施機関において当該掲示板等の管理者に削除を求める等、必要な初期対応が完了しておらず、本人に通知することで、かえって被害が拡大するおそれがある場合
- ・ 漏えい等のおそれが生じたものの、事案がほとんど判明しておらず、その時点で本人に通知したとしても、本人がその権利利益を保護するための措置を講じられる見込みがなく、かえって混乱が生じるおそれがある場合

(エ) 本人通知の内容

- i 本人へ通知すべき事項は、漏えい等報告における報告事項のうち、「概要」、「漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目」、「原因」、「二次被害又はそのおそれの有無及びその内容」及び「その他参考となる事項」（本人が自らの権利利益を保護するために取り得る措置等が考えられる。）に限られている。これらの事項が全て判明するまで本人通知の必要がないというものではなく、「当該事態の状況に応じて速やかに」行う必要があることに留意する。
- ii 本人通知によって被害が拡大するおそれがある場合には、その時点で通知を要するものではないが、当該おそれがなくなった後は速やかに通知する必要がある。
- iii 「本人の権利利益を保護するために必要な範囲において」通知を行う例は、次のとおりである。

【例】

- ・ 不正アクセスにより保有個人情報が漏えいした場合において、その原因を本人に通知するに当たり、委員会に報告した詳細な内容ではなく、必要な内容を選択して本人に通知すること。
- ・ 漏えい等が発生した保有個人情報の項目が本人ごとに異なる場合において、当該本人に係る内容のみを本人に通知すること。

(オ) 本人通知の方法

「本人への通知」とは、本人に直接知らしめることをいい、事業の性質及び保有個人情報の取扱状況に応じ、通知すべき内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。また、漏えい等報告と異なり様式が定められていないが、本人にとって分かりやすい形で通知を行うことが望ましい。

(カ) 本人通知の例外

実施機関は、本人通知の対象となる事態が生じた場合であっても、次の①、②いずれかに該当するときには、本人通知の義務を負わない。

① 本人への通知が困難な場合（※１）であって、本人の権利利益を保護するため必要な代替措置（※２）をとるとき

※１【本人への通知が困難な場合の例】

- ・ 保有する個人情報の中に本人の連絡先が含まれていない場合
- ・ 連絡先が古いために通知を行う時点で本人へ連絡できない場合

※２【代替措置の事例】

- ・ 本人へ通知すべき内容を基本とした事案の公表
- ・ 問合せ窓口を用意してその連絡先を公表し、本人が自らの保有個人情報が対象となっているか否かを確認できるようにすること

② 当該保有個人情報に第７８条第１項各号に掲げる不開示情報のいずれかが含まれるとき

（６）目的外の利用及び提供（法第６９条－第７０条）

ア 目的外利用・提供の禁止の原則

法第６９条（第１項）

１ 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

- i 目的外利用は、区の機関（区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び議会）の内部において個人情報取扱事務の目的以外の目的で当該保有個人情報を使用することをいい、目的外提供は、区の機関以外のもの（国、他の地方公共団体、事業者その他の団体及び個人）へ個人情報取扱事務の目的以外の目的で当該保有個人情報を渡すことをいう。これらは、法令の規定がある場合及び法第６９条第２項による場合を除き、禁止される。
- ii 同一の課・係であっても、異なる目的の個人情報取扱事務で保有個人情報を利用する場合は、目的外利用となる。個人情報取扱事務が、複数の課又は実施機関に共通するものとして登録されている場合であれば、当該複数の課又は実施機関の間での利用は、目的外利用に当たらない。
- iii 実施機関が個人情報の取扱いを区の機関以外のものに委託し、又は公の施設の管理を指定管理者に行わせるに当たって、委託先又は指定管理者に当該業務に係る保有個人情報を提供する場合は、利用目的内の提供に当たる。

- iv 住民基本台帳は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第1条において「住民に関する事務の処理の基礎とする」ことを目的としており、行政全般に利用されることを想定している。したがって、住民基本台帳から特定の保有個人情報を出し、個人情報取扱事務の目的を達成するために区の機関内で利用することは、利用目的内の利用となる。
- v 「法令に基づく場合」は、保有個人情報の利用及び提供が必要との立法意思が既に明らかにされており、また、当該法令によって保護すべき権利利益が明確で、その取扱いも当該法令の規定に照らして合理的な範囲に限って行われるものであることから、例外的に利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用及び提供することができる。
- vi 「法令」には、法律及び法律に基づいて制定される各種の政令、府省令等が含まれる（※）が、行政機関の長等が所管の機関又は職員に対して命令又は示達を行うための内部的な訓令若しくは通達は含まれない。また、地方公共団体が制定する条例は、「法令」の委任に基づき定められたものは「法令」に含まれるが、それ以外のものは「法令」に含まれない。

※法令に基づく情報提供が義務付けられている場合のみならず、法令に情報提供の根拠規定が置かれている場合も含むと解されるが、具体的な情報の利用又は提供に着目せず行政機関等の包括的な権能を定めている規定のみに基づく場合は含まれない。例えば、行政機関等の設置の根拠となる法令において「所掌事務」等を定める条文に事務又は業務が列挙されていることのみでは、そのために行う個人情報の取扱いは、「法令に基づく場合」には当たらない。

また、普通地方公共団体が「地域における事務」を担うことを定めている地方自治法第2条第2項のような、包括的な権能を定めている規定がある場合に当該規定のみに基づいて行う個人情報の取扱いは、「法令に基づく場合」には当たらない。
- vii 本項の規定は、法令に基づく場合は目的外利用及び目的外提供をし得とするものであり、利用及び提供が義務付けられるものではない。実際に利用及び提供をすることの適否は、それぞれの法令の趣旨に沿って適切に判断する必要がある。
- viii 実施機関は、本項にいう法令及び次項の例外事由により目的外利用及び目的外提供をするときは、個人情報管理書類に係る手続を行う（第2-3（4）「目的外利用記録票・目的外提供記録票」参照）。
- ix 目的外利用又は目的外提供を経常的に行っている場合は、当該利用又は提供を行う旨を個人情報取扱事務登録簿又は個人情報取扱事務登録個票の事務の目的に記載することで本来の目的に含まれることとなり、目的内の利用又は提供となる（第2-

3 (1) 【個人情報取扱事務登録簿・個票の記入要領】 4 『「事務の目的」欄』参照。

x 本項の「法令に基づく場合」に該当すると考えられる例は、次のとおりである。

目的外利用	義務	・公職選挙法第29条第1項（相互の通報） ・人口動態調査令第5条（人口動態調査票の提出）
	任意	・地方税法第20条の11（官公署等への協力要請） ・老人福祉法第36条（調査の嘱託） ・生活保護法第29条（資料の提供等） ・児童手当法第28条（資料の提供等） ・児童扶養手当法第30条（資料の提供等）
目的外提供	義務	・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条（警察官の通報） ・住民基本台帳法第9条第1項（住民票の記載等のための市町村長間の通知）、第19条第1項～第3項（戸籍の附票の記載の修正等のための市町村長間の通知） ・地方税法第294条第3項（市町村民税の納税義務者等） ・公職選挙法第11条第3項（選挙権及び被選挙権を有しない者） ・地方税法第317条の6第1項（給与支払報告書等の提出義務） ・戸籍法第105条（官公署の国籍喪失の報告） ・結核予防法第22条第2項（医師の行う届出） ・民事訴訟法第220条（文書提出義務） ・人口動態調査令第5条（人口動態調査票の提出） ・学校教育法施行令第9条第2項（区域外就学の協議） ・刑事訴訟法第197条第2項（捜査についての報告の請求、報告義務を課すものと解されている）
	任意	・少年法第16条第2項（公務所等に対する協力要請） ・民事訴訟法第170条第1項、第2項（弁論準備手続における訴訟行為等） ・行政不服審査法第33条（物件の提出要求） ・国税徴収法第141条（質問及び検査） ・地方税法第20条の11（官公署等への協力要請） ・地方税法第298条第1項（市町村民税に係る徴税吏員の質問検査権） ・国民年金法第108条（資料の提供等） ・生活保護法第29条（資料の提供等）

	・老人福祉法第36条（調査の嘱託及び報告の請求） ・児童手当法第28条（資料の提供等） ・児童扶養手当法第30条（資料の提供等） ・会計検査院法第26条（会計検査院の検査） ・弁護士法第23条の2第2項（弁護士会からの照会）

イ 目的外利用・提供の禁止の例外

法第69条（第2項）

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（1）本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

（2）行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

（3）他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

（4）前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

i 本項第1号から第4号までのいずれかに該当すると認めるときは、目的外利用及び目的外提供をすることができる。ただし、これらに該当する場合であっても、例えば本人同意が強制されたものである等、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、目的外利用及び目的外提供ができない。

（ア）本人の同意があるとき（法第69条第2項第1号）

（i）「本人の同意があるとき」とは、目的外利用及び目的外提供をすることについて、本人が文書又は口頭により明示的に同意する意思を表示している場合をいう。

（ii）本人が未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人であり、目的外利用又

は目的外提供への同意によって生じる結果について判断能力を有していない等の場合は、法定代理人等から同意を得る必要がある。

- (iii) 目的外利用及び目的外提供をすることがあらかじめ想定される場合は、個人情報収集する段階で本人の同意を得ておくよう努めるものとする。
- (iv) 申請書等の記入要領等に、あらかじめ目的外利用及び目的外提供を行う旨が記載されている場合は、本人から反対の意思表示がない限り、本号に該当するものとして取り扱う。この場合、目的外利用及び目的外提供に同意することが申請等の条件にならないよう、十分に留意する必要がある。
- (v) 本人の同意を得る具体的な方法は、事務取扱要領第9条で次のとおり定めた。

事務取扱要領第9条

法第69条第2項第1号の本人の同意は、保有個人情報を保有する個人情報保護管理者（以下「保有管理者」という。）又は保有管理者から保有個人情報を収集して目的外の利用及び提供をしようとする個人情報保護管理者（以下「利用管理者」という。）が、次の各号のいずれかの方法によりあらかじめ当該本人から得なければならない。

- (1) 目的外の利用及び提供について本人の同意が必要である旨をあらかじめ当該本人に通知した後、これに同意する旨を証する書面を当該本人から徴する方法
- (2) 申請等の際、目的外の利用及び提供について本人の同意が必要である旨を当該本人に口頭又は書面により説明した後、これに同意する旨を証する書面を当該本人から徴する方法
- (3) 申請書等にあらかじめ目的外の利用及び提供についての本人の同意欄を設け、そこに本人の署名を求める方法
- (4) 目的外の利用及び提供をする旨についてあらかじめ申請書等に記載しておき、本人の署名のある当該申請書等が保有管理者又は利用管理者に提出されたことをもって、当該本人の同意があったものとみなす方法
- (5) 前各号に掲げる方法により難しい場合にあっては、目的外の利用及び提供をすることについて口頭により本人の同意を得た際、申請書等に当該同意の内容及び年月日、確認をした担当職員の氏名等を記録する方法

(ア) - 2 本人に提供するとき（法第69条第2項第1号）

- (i) 「本人に提供するとき」とは、相談等に関する業務をより円滑に行うための規定として、窓口等での問い合わせに対して本人に関する保有個人情報の内容を回答する等、法第76条による開示請求の手続によらず、実施機関の判断により本人

に提供する場合をいう。これには、口頭での求めに応じて提供する場合も含まれる。

(ii) 求める方法のいかんにかかわらず、本号に基づく本人への提供に当たっては、提供する相手が当該保有個人情報の本人であることの確認が必要であり、法第5章第4節の開示、訂正及び利用停止に係る本人確認の手續に準じて行うものとする(第2-4(1)イ(イ)「本人確認・代理権確認」参照)。

(イ) 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき(法第69条第2項第2号)

(i) 本号は、実施機関の恣意的な判断を許容するものではなく、その適用に当たっては、客観的にみて合理的な理由や妥当性があり、実施機関が所掌する事務事業に必要な限度における利用であることが求められる。

(ii) 「法令」には、条例が含まれる(法第61条第1項)ほか、規則等の地方公共団体が法令に基づき定める法規が含まれる。

(iii) 「事務又は業務」には、当該行政機関等の設置の根拠となる法令において「所掌事務」や「業務の範囲」を定める条文に列挙されている事務又は業務のほか、「権限」を定める条文上で規定されている事務又は業務や、作用法上規定されている事務又は業務が含まれる。地方公共団体においては、地方自治法第2条第2項に規定する「地域における事務」もこれに含まれる。

(iv) 「相当の理由があるとき」とは、当該保有個人情報を区の機関の内部で利用することにより、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないことが明らかであり、区民の負担軽減や行政サービスの向上、行政の効率的運営等が図られるなど社会通念上、客観的にみて合理的な理由や妥当性があると認められる場合をいう。

(v) 本号に該当する場合の類型は、次のとおりである。これらの類型に当てはまらない事例については、保有個人情報の内容や利用目的等を勘案し、個別具体的に判断する。

類型
(a) 実施機関が行政施策を行うに際し、あらかじめ収集された情報により、居住要件、資格等の確認等をする必要がある場合
(b) 業務間の事務に密接な関係又は連続性があり、適正な行政執行を行うため、相互に情報交換、情報提供等を行う場合

(c) 区政の統括的な管理運営又は計画策定に関し参考とするために、他の業務に属する個人情報を利用する場合 【例】各保有課の各種名簿を各利用課における審議会委員等の推薦、通知関係事務、各種行事における招待者名簿の作成への利用
(d) 法第69条第1項の「法令」に含まれない条例及び規則に定めがある場合
(e) 目的外利用しようとする保有個人情報が、出版、報道等により公にされている場合 ・「出版・報道等により公にされている」とは、新聞、書籍、テレビ、公開の会議、不動産登記簿等により、何人でも知り得る状態にあることをいう。 ・本基準による目的外利用は、その公知性に疑義がないものに限る。
(f) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合 ・「個人の生命、身体又は財産の安全を守るため」とは、火災、地震等の災害、事故、犯罪等の危険から個人の生命、身体、財産の安全を守ることをいう。 ・「緊急かつやむを得ないと認めるとき」とは、目的外利用をすること以外に適当な手段がなく、かつ、本人の同意を得る時間的な余裕がない場合をいう。 ・本類型による目的外利用は、具体的な危険が差し迫り、本人の権利利益の保護のためであることが客観的に認められる場合等、真に緊急かつやむを得ない場合に限る。

(ウ) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき(法第69条第2項第3号)

(i) 本号の適用に当たっての考え方並びに「法令」及び「事務又は業務」の解釈は、上記(イ)(法第69条第2項第2号)(i)～(iii)と同様である。

(ii) 「相当の理由があるとき」とは、国、他の地方公共団体等が事務又は業務を執行するために実施機関から保有個人情報の提供を受けることにより、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないことが明らかであり、区民の負担軽減や行政サービスの向上、行政の効率的運営等が図られるなど社会通念上、客観的にみて合理的な理由や妥当性があると認められる場合をいう。

(iii) 本号に該当する場合の類型は、次のとおりである。これらの類型に当てはまらない事例については、個人情報の内容や当該個人情報の利用目的等を勘案し、個別具体的に判断する。

類型
(a) 他の行政機関等が法令に定める資格要件、基準、欠格事由の有無等の確認のために行う照会等に対し回答する場合又は実施機関がその照会等を他の行政機関等に対し行う場合
(b) 国勢調査世帯名簿等を総務省の定める要件及び手続に従って他の行政機関等に対し提供する場合
(c) 他の行政機関等が委員、講師、指導者、表彰受賞者等の選任のために行う照会等に対し回答する場合又は実施機関がその照会等を他の行政機関等に対し行う場合
(d) 他の行政機関等から補助金等の交付を受けるため、当該団体に対し補助金等の交付の申請、実績の報告等に必要な情報を提供する場合
(e) 法第69条第1項の「法令」に含まれない条例及び規則に定めがある場合
(f) 目的外提供しようとする保有個人情報、出版、報道等により公にされている場合（解釈は、上記（イ）（法第69条第2項第2号）（v）類型（e）と同様）
(g) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合（解釈は、上記（イ）（法第69条第2項第2号）（v）類型（f）と同様）

(エ) 上記（ア）から（ウ）までに掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき（法第69条第2項第4号）

(イ) 「専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき」とは、保有個人情報の提供を受ける者が専ら統計の作成や学術研究（以下「学術研究等」という。）という公益性の高い目的のために利用する場合に、その利用に供するために提供することをいう。こうした場合は、公共性が高いと考えられることから、利用目的以外の目的のための利用及び提供の原則禁止の例外としている。なお、次の①～④に掲げる要件を全て満たす場合に限るものとする。

- ① 学術研究等を行うに際し、個人の識別が必要な理由があること
- ② 学術研究等の性質上、本人の同意を得ることが困難であること
- ③ 学術研究等を行うことが公益上必要であること
- ④ 提供する個人情報の適切な取扱いについて、必要な措置がとられていること

と

(ii)「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」には、本人の生命や身体、又は財産を保護するためや、本人に対する金銭の給付、栄典の授与等のために必要がある場合が含まれる。

【提供することが明らかに本人の利益になると考えられる事例】

- ・ 緊急に輸血が必要な場合に当該個人の血液型を医師に知らせる場合
- ・ 災害や事故に遭ったときにその旨を家族に知らせる場合
- ・ 社会福祉法人中央区社会福祉協議会の求めに応じて当会の福祉事業等に必要な情報を提供する場合で、その提供により区民福祉の増進に寄与するとき

(iii)「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」の趣旨は、本来行政機関等において厳格に管理すべき個人情報を例外的に行政機関等以外の者に提供するにふさわしい要件として、個人情報の性質、利用目的等に則して「相当の理由」よりも更に厳格な理由を必要とするものである。

具体的には、次の①～④をはじめとした要素を総合的に勘案することが必要となる。

- ① 行政機関等に提供する場合と同程度の公益性があること
- ② 提供を受ける側が自ら当該保有個人情報に相当する個人情報を取得することが著しく困難であること
- ③ 提供を受ける側の事務が緊急を要すること
- ④ 当該保有個人情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること等の理由が想定される。

(iv) 行政機関等に対して目的外提供をする場合は、本号ではなく法第69条第2項第3号への該当性を検討することとなる。

(v) 本号の「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」に該当する場合の類型は、次のとおりである。これらの類型に当てはまらない事例については、個人情報の内容や当該個人情報の利用目的等を勘案し、個別具体的に判断する。

類型
(a) 公共的役割を担っている報道機関等に発表し、又はその取材等に応じるため情報を提供する場合 ただし、社会的関心が高く、区民に知らせることが公益上必要であり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないときに限る。

(b) 法第69条第1項の「法令」に含まれない条例及び規則に定めがある場合
(c) 目的外提供しようとする保有個人情報、出版、報道等により公にされている場合（解釈は、上記（イ）（法第69条第2項第2号）（v）類型（e）と同様）
(d) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合（解釈は、上記（イ）（法第69条第2項第2号）（v）類型（f）と同様）

- ii 実施機関は、本項の例外事由により目的外提供をするときは、提供先に対し、提供に係る個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする（第2-2（6）オ「提供先への必要な措置等の要求」参照）。

ウ 他法令との適用関係

法第69条（第3項）

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

- i 法第69条第2項各号に該当する場合であっても、他の法令の規定により個人情報の利用及び提供が制限されている場合には、当該他の法令の規定が適用されることとなり、法がこれに反して利用及び提供の権限を与えるものではない。
- ii 「法令」には、「法令」の委任に基づき定められた条例は含まれるが、それ以外の条例は含まれない。
- iii 保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の例は次のとおりである。
- ・ 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2（訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報）
 - ・ 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の29（受領者の本人確認情報等の利用及び提供の制限）
 - ・ 特許法（昭和34年法律第121号）第186条（証明等の書類に記録されている個人情報）

エ 区内部における利用の制限

法第69条（第4項）

4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、

保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。

- i 実施機関の内部においては、法第 69 条第 2 項第 2 号の規定により、所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で、かつ、相当な理由があるときは、目的外利用することができる。しかし、その場合であっても、実施機関は必要に応じて、目的外利用を特定の部署又は職員に限定する。
- ii 「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとき」とは、利用目的以外の目的のために利用されれば個人の権利利益を侵害するおそれ大きい保有個人情報に関して、特にその利用目的以外の目的のための利用を制限する必要があると認めるときをいう。例えば、病歴や犯罪歴等の保有個人情報を利用する場合が考えられる。

オ 提供先への必要な措置の要求

法第 70 条

行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 4 号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

区規則第 6 条

- 1 法第 70 条の必要な制限又は措置は、次に掲げるものとする。
 - (1) 秘密の保持の義務
 - (2) 申請目的以外の利用の禁止又は制限
 - (3) 第三者への提供の禁止又は制限
 - (4) 複写及び複製の禁止又は制限
 - (5) 提供した個人情報について区が訂正決定を行った場合の訂正に応じる義務
 - (6) 利用期間終了後の返還又は廃棄の義務
 - (7) 実地の調査に応ずる義務
 - (8) 事故発生の際の報告義務
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、個人情報の保護に関し必要なもの
- 2 区長は、保有個人情報の提供を受けたものが前項に規定する制限又は措置に違反し

たときは、その承認を取り消すとともに、提供した個人情報の返還その他必要な措置を命ずることができる。

- i 法第70条は、保有個人情報を提供する次の①～③のいずれかの場合について、提供先における当該個人情報の適切な取扱いを確保するため、必要に応じて提供先に必要な措置等を求めることを定めている。
 - ① 利用目的のために提供する場合
 - ② 法第69条第2項第3号の規定により他の行政機関等に提供する場合
 - ③ 法第69条第2項第4号の規定により他の行政機関等以外の者に提供する場合
- ii 提供した個人情報の適切な取扱いを確保するという法第70条の趣旨を踏まえ、実施機関は、原則として規則第6条第1項に定める事項を具体化した次のひな形を活用し、提供先に対して必要な措置を求めるものとする。

中央区が保有する個人情報の提供に係る条件

(秘密の保持の義務)

- 1 中央区が保有する個人情報の提供を受けた者は、当該提供により知り得た個人情報を第三者に漏らし、又は提供してはならない。また、提供終了後も同様とする。

(申請目的以外の利用の禁止)

- 2 提供を受けた者は、提供された個人情報を提供時に設定した利用目的以外に利用してはならない。

(第三者への提供の制限)

- 3 提供を受けた者は、提供された個人情報を中央区の許可なく第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

- 4 提供を受けた者は、提供を受けた個人情報の全部又は一部を中央区の許可なく複写し、又は複製してはならない。

(提供した個人情報について中央区が訂正決定を行った場合の訂正に応じる義務)

- 5 提供を受けた者は、中央区が提供した個人情報について訂正決定を行った場合は、当該訂正決定の内容を受けて訂正に応じなければならない。

(利用期間終了後の返還又は廃棄の義務)

- 6 提供を受けた者は、提供を受けた個人情報について利用を終了したとき又は中央区が返還又は廃棄を求めたときは、当該個人情報及びその複写物及び複製物を直ちに中

中央区に返還し、又は焼却、裁断等により廃棄しなければならない。

（実地の調査に応ずる義務）

- 7 中央区は、提供した個人情報の管理状況について必要があると認めるときは、実地における調査をし、提供を受けた者に対して必要な報告を求め、又は当該個人情報の取扱いについて改善を求めることができる。この場合において、提供を受けた者は、中央区の調査に協力しなければならない。

（事故発生時の報告義務）

- 8 提供を受けた者は、当該個人情報に係る事故が生じたときは、遅滞なくその事実と状況を書面により中央区に報告しなければならない。

iii 実施機関は、措置要求した事項の遵守状況を把握し、その結果、遵守されていない場合、区規則第6条第2項により保有個人情報の提供の承認を取り消すとともに、提供した個人情報の返還その他必要な措置を命ずることを検討する。

iv 法第69条第2項第4号に基づく特別の理由により行政機関等及び議会以外の者に保有個人情報を提供する場合の取扱いは、管理規程第16条で次のとおり定めた。なお、行政機関等又は議会へ保有個人情報を提供する場合でも、必要に応じて同様の取扱いを行う。

管理規程第16条

- 1 個人情報保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等及び中央区議会（以下「議会」という。）以外の者に保有個人情報を提供する場合には、原則として、保有個人情報の提供を受ける者と、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わす。
- 2 個人情報保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等及び議会以外の者に保有個人情報を提供する場合には、保有個人情報の提供を受ける者に対し、安全確保の措置を求める。この場合において必要があると認めるときは、実地調査等を行い、その結果に基づき改善要求等の措置を講ずる。
- 3 個人情報保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号の規定に基づき行政機関等又は議会に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、前2項に規定する措置を講ずる。

（7）外国にある第三者への目的外の提供（法第71条）

ア 外国にある第三者への目的外の提供

法第 7 1 条 (第 1 項)

- 1 行政機関の長等は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者（第 1 6 条第 3 項に規定する個人データの取扱いについて前章第 2 節の規定により同条第 2 項に規定する個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第 3 項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項において同じ。）に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、法令に基づく場合及び第 6 9 条第 2 項第 4 号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。

委員会規則第 4 6 条

法第 7 1 条第 1 項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 行政機関の長等と保有個人情報の提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該保有個人情報の取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第 4 章第 2 節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。
- (2) 保有個人情報の提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。

i 実施機関は、外国にある第三者に目的外提供する場合には、次の①～④のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

- ① 当該第三者が、日本と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している本邦の域外にある国又は地域として規則で定める外国にある場合
- 現時点において、当該外国として規則で定められた国はない。
- ② 当該第三者が、個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（以下「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして規則で定める基準に適合する体制を整備している場合
- 必要な体制が整備されていることについて、委員会に対する事前の届出等はいらない。
 - 規則第 4 6 条第 1 号の「適切かつ合理的な方法」は、個々の事例ごとに判断されるべきだが、保有個人情報の提供先が、日本の個人情報取扱事業者が講ず

べきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずることを担保することができる方法である必要がある。

【例】

- ・ 提供先に保有個人情報の取扱いを委託する場合：提供先との契約、確認書、覚書等
- 措置を講じなければならない対象は、実際に提供を行った「当該保有個人情報」であることから、提供先で取り扱っている他の個人情報の取扱いについてまで当該措置を講ずることが求められているものではない。
- 規則第46条第1号の「法第4章第2節の規定の趣旨に沿った措置」については、外国にある第三者により保有個人情報が取扱われる場合においても、我が国の個人情報取扱事業者により個人データが取扱われる場合に相当する程度の本人の権利利益の保護を図るという観点に加え、経済協力開発機構（OECD）におけるプライバシーガイドラインやアジア太平洋経済協力（APEC）におけるプライバシーフレームワークといった国際的な枠組みの基準も踏まえた国際的な整合性も勘案する（個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）4-2「法第4章第2節の規定の趣旨に沿った措置」参照）。
- 規則第46条第2号の「個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定」とは、国際機関等において合意された規律に基づき権限のある認証機関等が認定するものをいい、当該枠組みは、個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずることのできるものである必要がある。これには、提供先の外国にある第三者が、APECの越境プライバシールール（CBPR）システムの認証を取得していることが該当する。
- ③ 法令に基づく場合
 - 法令の委任に基づき定められた条例は含まれるが、それ以外の条例は含まれない。
- ④ 法第69条第2項第4号の規定による場合として、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき
 - ii 「本人の同意」とは、本人に係る保有個人情報が、実施機関によって外国にある第三者に提供されることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう。
また、「本人の同意を得」とは、当該本人の意思表示を実施機関が認識するこ

とをいい、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならない。

なお、本人が未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人であり、保有個人情報がある外国にある第三者に提供されることへの同意によって生じる結果について判断能力を有していない等の場合は、法定代理人等から同意を得る必要がある。

iii 法第71条第1項において求められる本人の同意を得ようとする場合には、本人に対し、同条第2項の規定に基づく情報提供を行わなければならない(第2-2(7)イ「本人からの同意取得時の情報提供」参照)。

iv 「第三者」とは、保有個人情報を提供する実施機関と当該保有個人情報の本人以外の者であり、「外国にある第三者」には、海外事業者や外国政府、国際機関も含まれる。その具体的な該当性の判断は、次のとおりである。

(i) 外国の法令に準拠して設立され外国に住所を有する外国法人であっても、例えば、日本国内に事務所を設置している場合、又は日本国内で事業活動を行っている場合など、日本国内で個人情報データベース等を事業の用に供していると認められるときは、当該外国法人は、「外国にある第三者」には該当しない。

(ii) ここでいう「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上「事業」と認められるものをいい、営利・非営利の別は問わない。

(iii) 日本の行政機関が在外公館に対して保有個人情報の提供を行う場合には、当該在外公館は「外国にある第三者」に該当しない。

イ 本人からの同意取得時の情報提供

法第71条(第2項)

2 行政機関の長等は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

委員会規則第47条

1 法第71条第2項の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。

2 法第71条第2項の規定による情報の提供は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 当該外国の名称

(2) 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報

(3) 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

3 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、法第71条第1項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、前項第1号に定める事項が特定できない場合には、同号及び同項第2号に定める事項に代えて、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。

(1) 前項第1号に定める事項が特定できない旨及びその理由

(2) 前項第1号に定める事項に代わる本人に参考となるべき情報がある場合には、当該情報

4 第2項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、法第71条第1項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、第2項第3号に定める事項について情報提供できない場合には、同号に定める事項に代えて、その旨及びその理由について情報提供しなければならない。

保有個人情報の越境移転に伴うリスクについて本人の予測可能性を高めるため、実施機関は、外国にある第三者への提供を認める旨の本人同意を得ようとする場合には、規則第47条第2項から第4項までの規定により求められる情報を本人に提供しなければならない。

保有個人情報の越境移転に当たっては、提供元の実施機関において、提供先の第三者が所在する外国に保有個人情報を移転することについてのリスクを評価し、保有個人情報の移転の必要性について吟味した上で、本人に対しても、分かりやすい情報提供を行うことが重要である。

(ア) 情報提供の方法（規則第47条第1項）

情報提供は、電子メールの送付、書面の交付、口頭での説明、ホームページへの掲載及びその旨の本人への周知等、本人が確実に認識できると考えられる適切な方法で行わなければならない。

(イ) 提供すべき情報（規則第47条第2項）

法第71条第1項の規定により外国にある第三者への保有個人情報の提供を認める旨の本人の同意を得る場合には、本人に対し、次のa～cの情報を提供しなければならない。

a 当該外国の名称（規則第47条第2項第1号）

- 提供先が所在する外国の正式名称又は本人が個人情報の移転先を合理的に認識することができると思われる名称をいう。州等の名称までは求められないが、州法に関する情報提供が本人の予測可能性の向上に資する場合には、州等の名称と州単位での制度についても情報提供を行うことが望ましい。
- 提供先がA国に所在しているが、B国にサーバを設置している場合には、A国の名称を提供する必要がある。なお、この場合、サーバの所在国であるB国についても情報提供することが望ましい。

b 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報（規則第47条第2項第2号）

- 「制度に関する情報」は、提供先への照会、日本又は外国政府等の公表情報の確認等、一般的な注意力をもって適切かつ合理的な方法により確認したものでなければならない。
- 「制度に関する情報」は、提供先が所在する外国と日本における個人情報保護制度の本質的な差異を本人が合理的に認識できる情報でなければならず、次の①～④の観点を踏まえる必要がある。なお、「個人情報の保護に関する制度」は、当該外国における制度のうち、提供先に適用される制度に限られる。

① 当該外国における個人情報の保護に関する制度の有無

提供先が所在する外国に当該提供先に適用される個人情報の保護に関する制度が存在しない場合、そのこと自体が保有個人情報の越境移転に伴うリスクの存在を示すものであるため、制度の存在の有無について情報提供しなければならない。制度が存在する場合は、その個別の名称を情報提供する。

② 当該外国の個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報の存在

提供先が所在する外国において、個人情報の保護の水準等に関する客観的な指標が存在する場合、当該指標に関する情報を提供することにより、保有個人情報の越境移転に伴うリスクについての本人の予測可能性は一定程度担保されと考えられる。この場合には、次のcに係る情報の提供は求められない。

なお、当該指標に関する情報とともに、当該情報が保有個人情報の越境移転に伴うリスクとの関係でどのような意味を持つかについても、本人に対して情報提供を行うことが望ましい。

【個人情報の保護の水準等に関する客観的な指標に関する情報の例】

・GDPR (General Data Protection Reg

ulation:一般データ保護規則) 第45条の規定に基づく十分性認定の取得国であること

- ・ APEC (アジア太平洋経済協力) のCBPR (Cross Border Privacy Rules: APEC越境プライバシールール) システムの加盟国であること

③ OECDプライバシーガイドライン8原則 (プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告による8つの原則) に対応する事業者等の義務又は本人の権利の有無

提供先が所在する外国の個人情報の保護に関する制度に、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利が存在しない場合は、日本における個人情報保護制度との本質的な差異があることとなるため、その有無について情報提供しなければならない。

【OECDプライバシーガイドライン8原則】

- ・ 「収集制限の原則」個人データを収集する際には、法律にのっとり、また公正な手段によって、個人データの主体 (本人) に通知または同意を得て収集するべきである。
- ・ 「データ内容の原則」個人データの内容は、利用の目的に沿ったものであり、かつ正確、完全、最新であるべきである。
- ・ 「目的明確化の原則」個人データを収集する目的を明確にし、データを利用する際は収集したときの目的に合致しているべきである。
- ・ 「利用制限の原則」個人データの主体 (本人) の同意がある場合、もしくは法律の規定がある場合を除いては、収集したデータをその目的以外のために利用してはならない。
- ・ 「安全保護の原則」合理的な安全保護の措置によって、紛失や破壊、使用、改ざん、漏えいなどから保護するべきである。
- ・ 「公開の原則」個人データの収集を実施する方針などを公開し、データの存在やその利用目的、管理者などを明確に示すべきである。
- ・ 「個人参加の原則」個人データの主体が、自分に関するデータの所在やその内容を確認できるとともに、異議を申し立てることを保証するべきである。
- ・ 「責任の原則」個人データの管理者は、これらの諸原則を実施する上での責任を有するべきである。

④ その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の存在

提供先が所在する外国において、日本の個人情報保護制度と比較して、当該外国への保有個人情報の越境移転に伴い当該保有個人情報に係る本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度がある場合は、当該制度の存在について本人に情報提供しなければならない。

【本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の例】

- ・ 事業者等に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者等が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度
- ・ 事業者等が本人からの消去等の請求に対応できないおそれがある個人情報の国内保存義務に係る制度

c 提供先が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報（規則第47条第2項第3号）

- 「措置に関する情報」は、提供先が講ずる個人情報の保護のための措置と日本の個人情報保護制度による個人情報取扱事業者に求められる措置の本質的な差異を本人が合理的に認識することができる情報でなければならない。

【提供先が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報の事例（提供先が利用目的の通知・公表を行っていない場合）】

- ・ 提供先が、日本の個人情報保護制度による個人情報取扱事業者に求められる措置と同水準の措置を講じているものの、取得した個人情報に係る利用目的の通知・公表を行っていない旨
- 外国にある第三者への保有個人情報の提供を認める旨の本人の同意を取得する際に、提供先が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報の提供ができない場合には、当該情報に代えて、当該情報を提供できない旨及びその理由について情報提供しなければならない（規則第47条第4項）。

(ウ) 提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合（規則第47条第3項）

- i 実施機関は、法第71条第1項の規定により外国にある第三者への保有個人情報の提供に係る本人の同意を取得しようとする際、提供先が所在する外国を特定できない場合には、当該外国の名称及び当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報に代えて、本人に対し、次の①及び②の情報を提供しなければならない。

① 特定できない旨及びその理由（規則第47条第3項第1号）

② 提供先の第三者が所在する外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報（規則第47条第3項第2号）

【例】

- ・ 本人の同意を得ようとする時点における移転先となる外国の候補の名称
- ii 外国の事業者に対して保有個人情報の取扱いを委託する予定であるものの、本人の同意を得ようとする時点で提供先が定まっていない場合は、具体的に決まり、契約で規則第46条に定める基準に適合する体制を整備した上で保有個人情報の提供を行うことも考えられる。

ウ 基準適合体制を整備している者へ提供した場合の必要な措置等

法第71条（第3項）

- 3 行政機関の長等は、保有個人情報を外国にある第三者（第1項に規定する体制を整備している者に限る。）に利用目的以外の目的のために提供した場合には、法令に基づく場合及び第69条第2項第4号に掲げる場合を除くほか、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

委員会規則第48条

- 1 法第71条第3項の規定による外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置は、次に掲げる措置とする。
- （1）当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること。
- （2）当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、保有個人情報の当該第三者への提供を停止すること。
- 2 法第71条第3項の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。
- 3 行政機関の長等は、法第71条第3項の規定による求めを受けたときは、本人に対し、遅滞なく、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。ただし、情報提供することにより当該行政機関の長等の属する行政機関等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、その全部又は一部を提供しないことができる。
- （1）当該第三者による法第71条第1項に規定する体制の整備の方法

- (2) 当該第三者が実施する相当措置の概要
 - (3) 第1項第1号の規定による確認の頻度及び方法
 - (4) 当該外国の名称
 - (5) 当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要
 - (6) 当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要
 - (7) 前号の支障に関して第1項第2号の規定により当該行政機関の長等が講ずる措置の概要
- 4 行政機関の長等は、法第71条第3項の規定による求めに係る情報の全部又は一部について提供しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
- 5 行政機関の長等は、前項の規定により、本人から求められた情報の全部又は一部について提供しない旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

法第71条第3項は、外国にある第三者が規則第46条で定める基準に適合する体制（以下「基準適合体制」という。）を整備していることを根拠として保有個人情報を提供した場合、実施機関は、当該提供先における当該保有個人情報の適正な取扱いを継続的に確保する責務を負うことを明確化するものである。

ただし、本人の同意を根拠として外国にある第三者に保有個人情報を提供した場合、提供先が基準適合体制を整備している場合であっても、同項の規定に基づく措置等は求められない。

(ア) 相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置（規則第48条第1項）

提供先における相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置として、次の①及び②の措置を講じなければならない。

- ① 提供先における相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること（規則第48条第1項第1号）

➤ 「定期的に確認」とは、年に1回程度又はそれ以上の頻度で確認することという。

➤ 相当措置の実施状況は、保有個人情報を取り扱う場所に赴く方法、書面により報告を受ける方法等により確認することが考えられる。

【相当措置の実施状況の確認に該当する例】

- ・ 提供先に保有個人情報の取扱いを委託し、その委託契約において基準適合体制を整備している場合における当該契約の履行状況の確認
- 提供先における相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容の確認は、提供先に対して照会する方法や、日本又は外国政府等が公表している情報を確認する方法が考えられる。

【相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある外国の制度の例】

- ・ 事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度
 - ・ 事業者が本人からの消去等の請求に対応することができないおそれがある個人情報の国内保存義務に係る制度
- ② 提供先における相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、相当措置の継続的な実施が困難となったときは、提供先への保有個人情報の提供を停止すること（規則第48条第1項第2号）

【支障発生時の必要かつ適切な措置の例】

- ・ 提供先に保有個人情報の取扱いを委託する場合において、委託契約により基準適合体制を整備しているものの、提供先が当該契約に違反して当該保有個人情報を取り扱っているときに、その是正を要請すること

【相当措置の継続的な実施の確保が困難となった場合の例】

- ・ 上記の事例で、是正を要請したにもかかわらず、提供先が合理的な期間内にこれを是正しない場合
 - ・ 提供先において個人情報の重大な漏えい等が発生した後、必要かつ適切な再発防止策が講じられていない場合
- (イ) 相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置に関する情報提供の方法（規則第48条第2項）

情報提供は、電子メールの送付、書面の交付、口頭での説明、ホームページへの掲載及びその旨の本人への周知等、本人が確実に認識できると考えられる適切な方法で行わなければならない。

- (ウ) 相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置に関して提供すべき情報（規則第48条第3項）

実施機関は、法第71条第3項の規定による本人の求めを受けた場合は、遅滞なく次の①～⑦の情報を本人に提供しなければならない。ただし、情報提供することにより実施機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある

る場合は、その全部又は一部を提供しないことができる。

① 提供先が基準適合体制を整備する方法（規則第48条第3項第1号）

【例】

- ・ 提供先に保有個人情報の取扱いを委託する場合において、委託契約により基準適合体制を整備している旨

② 提供先が実施する相当措置の概要（規則第48条第3項第2号）

- 提供先において、法第4章第2節の規定の趣旨に沿った措置がどのように確保されているかが分かる情報を提供する必要がある。
- 実施機関が当該提供先との間で締結している契約等の全ての規定についての情報提供を求めるものではない。

【例】

- ・ 提供先に保有個人情報の取扱いを委託する場合において、「契約において、利用目的内における提供した保有個人情報の取扱い、不適正利用の禁止、必要かつ適切な安全管理措置、従業者に対する必要かつ適切な監督、再委託の禁止、漏えい等発生時の実施機関による委員会への報告及び本人通知、第三者提供の禁止等を定めている」旨の情報提供を行うこと

③ 提供先における相当措置の実施状況並びにその実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無及びその内容に係る確認の方法及び頻度（規則第48条第3項第3号）

【提供先における相当措置の実施状況に係る確認の方法及び頻度の例】

- ・ 「毎年、書面による報告を受ける形で確認している」旨

【提供先における相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無及びその内容に係る確認の方法及び頻度の例】

- ・ 「毎年、行政機関等が公表している情報を確認している」旨

④ 当該外国の名称（規則第48条第3項第4号）

- 提供先が所在する外国の正式名称又は本人が個人情報の移転先を合理的に認識することができると思われる名称をいう。州等の名称までは求められないが、州法に関する情報提供が本人の状況把握に資する場合には、州等の名称と州単位での制度についても情報提供を行うことが望ましい。
- 提供先がA国に所在しているが、B国にサーバを設置している場合には、A国の名称を提供する必要がある。なお、この場合、サーバの所在国であるB国についても情報提供することが望ましい。

⑤ 提供先における相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度

の有無及びその概要（規則第48条第3項第5号）

【例】

- ・「事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度が存在する」旨
- ・「事業者が本人からの消去等の請求に対応できないおそれがある個人情報の国内保存義務に係る制度が存在する」旨

⑥ 提供先における相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要（規則第48条第3項第6号）

【例】

- ・提供先に保有個人情報の取扱いを委託する場合において、委託契約により基準適合体制を整備しているものの、提供先が当該契約で設定した利用目的の範囲を超えて当該保有個人情報を取り扱っていた旨の情報提供を行うこと

⑦ 提供先による相当措置の実施に支障が生じた場合において、当該支障の解消・改善のために実施機関が講ずる措置の概要（規則第48条第3項第7号）

【例】

- ・提供先に保有個人情報の取扱いを委託する場合において、委託契約により基準適合体制を整備しているものの、提供先が当該契約で設定した利用目的の範囲を超えて当該保有個人情報を取り扱っていたため、速やかに是正するよう要請した旨
- ・上記の是正要請に対して合理的期間内に是正されず、相当措置の継続的な実施の確保が困難であるため、○年○月○日以降、個人情報の提供を停止した上で、既に提供した保有個人情報について削除を求めている旨

（工）情報提供しない旨の決定を行った際の通知等（規則第48条第4項及び第5項）

実施機関は、法第71条第3項の規定による本人の求めに係る情報の全部又は一部について情報提供しない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければならない。この場合、実施機関は、本人に対し、情報提供をしない理由を説明するよう努めなければならない。

（8）個人関連情報（法第72条）

法第72条

行政機関の長等は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

i 「個人情報として取得する」とは、提供先の第三者において、個人情報に個人関連情報を付加する等、個人情報として利用しようとする場合をいう。提供先が識別子（ＩＤ）等を介して提供を受けた個人関連情報を提供先が保有する他の個人情報に付加する場合には、「個人情報として取得する」場合に該当する。提供先が、提供を受けた個人関連情報を直接個人情報にひも付けて利用しない場合は、別途、提供先の第三者が保有する個人情報との容易照合性が排除しきれないとしても、ここでいう「個人情報として取得する」場合には直ちに該当しない。

【「個人情報として取得する」ことを現に想定している場合となる例】

- ・ 実施機関が、提供先に対し、識別子（ＩＤ）等を用いることで個人関連情報を個人情報とひも付けて取得することが可能であることを説明している場合
- ・ 実施機関が、提供先から個人関連情報を受領した後に個人情報とひも付けて取得することを告げられている場合

ii 「想定される」とは、実施機関において提供先の第三者が「個人情報として取得する」ことを現に想定している場合、又は一般人の認識を基準として「個人情報として取得する」ことを通常想定することができる場合をいう。実施機関において現に想定していない場合であっても、提供先の事務事業の内容等の客観的事実性に照らし、一般人の認識を基準に通常想定することができる場合には、「想定される」に該当する。

【「個人情報として取得する」ことを通常想定することができる場合となる例】

- ・ 個人関連情報を提供する際、提供先において当該情報を氏名等とひも付けて利用することを念頭に、そのために用いる識別子（ＩＤ）等も併せて提供する場合

iii 実施機関及び提供先の契約等において、提供先が提供を受けた個人関連情報を個人情報として利用しない旨が定められている場合には、「個人情報として取得する」ことが想定されず、本条は適用されない。

iv 提供先に対して措置要求を行う「必要がある」かどうかは、提供する個人関連情報の内容、提供形態、受領者における利用目的、利用方法等を勘案し、実施機関が個別具体的に判断することになる。

v 提供に係る個人関連情報について付与する制限又は措置としては、その利用の目的

又は方法の制限のほか、提供に係る個人関連情報の取扱者の範囲の限定、第三者への再提供の制限又は禁止、消去や返却等利用後の取扱いの指定、提供に係る個人関連情報の取扱い状況に関する所要の報告の要求等が考えられる。提供先においては「個人情報」として取得されるため、安全管理措置や提供の制限等、個人情報の取扱いに関する法の規律が適用されることについて、必要に応じて実施機関から提供先に注意喚起を行う。

- vi 実施機関は、措置要求した事項の遵守状況を把握の上、措置要求が遵守されていない場合は、その後の提供の停止や、提供した個人関連情報の返却等を求めることが必要である。

(9) 仮名加工情報（法第73条）

ア 第三者提供の禁止

法第73条（第1項）

- 1 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第128条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

- i 「法令」には、「法令」の委任に基づき定められた条例は含まれるが、それ以外の条例は含まれない。
- ii 仮名加工情報の作成の元となった個人情報や削除情報等（※）の保有により、当該仮名加工情報が「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる」状態にある場合には、「個人情報」に該当する。一方、既に作成された仮名加工情報のみを取得した場合は、当該仮名加工情報は「個人情報」に該当しない。本条は、仮名加工情報のうち、「個人情報」に該当しないものを対象としている。

※仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう（法第73条第3項）。

- iii 仮名加工情報のうち、「個人情報」に該当するものについては、法第73条の対象とはならないが、個人情報に関する法の規律（法第61条から71条まで、第5章第4節等）の適用を受ける。

イ 安全管理措置

法第73条（第2項）

2 行政機関の長等は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- i 「安全管理のために必要かつ適切な措置」は、保有個人情報の安全管理措置（第2-2（3）「安全管理措置」参照）に準じた扱いとする。
- ii 仮名加工情報には識別行為の禁止義務や本人への連絡等の禁止義務が課されていることから、職員にとって、取り扱う情報が仮名加工情報であることが一見して明らかな状態にしておくこと。

ウ 識別行為の禁止

法第73条（第3項）

3 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- i 本項は、仮名加工情報の取扱いに関して、法令に基づく場合を除き、次の①及び②の行為を禁止している。
 - ① 当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに加工の方法に関する情報を取得すること
 - ② 当該仮名加工情報を他の情報（※）と照合すること
- ※限定はなく、情報全般と照合する行為が禁止される。

【識別行為に当たらない例】

- ・ 複数の仮名加工情報を組み合わせて統計情報を作成すること
- ・ 仮名加工情報を個人と関係のない情報（例：気象情報、交通情報、特定の財やサービスの取引高）とともに傾向を統計的に分析すること

【識別行為に当たる例】

- ・ 個人情報と仮名加工情報について、共通する記述等を選別してこれらを照合すること
- ・ 仮名加工情報を当該仮名加工情報の作成の元となった個人情報と照合すること
- ii 「法令」には、「法令」の委任に基づき定められた条例は含まれるが、それ以外の条例は含まれない。

工 連絡先等の利用禁止

法第73条（第4項）

4 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

委員会規則第49条

法第73条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- （1）電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- （2）電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- （3）前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

i 本項は、実施機関の仮名加工情報の取扱いに関して、法令に基づく場合を除き、次の①～⑤の行為のために仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用することを禁止している。

- ① 電話をかけること
- ② 郵便若しくは信書便を送付すること
- ③ 電報を送達すること
- ④ ファクシミリ装置若しくは電磁的方法を用いて送信すること
- ⑤ 住居を訪問すること

ii 「電磁的方法」とは、次の①～③のいずれかの方法をいう。

- ① いわゆるショートメールを送信する方法
- ② 電子メールを送信する方法
- ③ ②以外により受信する者を特定した上で情報を伝達するために用いられる電気通信を送信する方法

【例】

- ・ いわゆるＳＮＳのメッセージ機能によりメッセージを送信する方法
- ・ Ｃｏｏｋｉｅ ＩＤを用いて受信する者を特定した上で、当該受信者に対して固有の内容をインターネット上で表示する方法

※いずれも他人に委託して行う場合を含む。

- iii 「法令」には、「法令」の委任に基づき定められた条例は含まれるが、それ以外の条例は含まれない。

オ 委託先への準用

法第 7 3 条（第 5 項）

5 前各項の規定は、行政機関の長等から仮名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

実施機関が仮名加工情報の取扱いを委託した委託先が当該業務を行う場合、当該委託先（再委託を行った場合の再委託先等 2 以上の段階における委託先を含む。）に対しても法第 7 3 条第 1 項から第 4 項までの規定が準用される。

（10）保有死者情報（死者情報要綱第 3 条）

死者情報要綱第 3 条

区長は、保有死者情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）第 6 0 条第 1 項に規定する保有個人情報と同等に取り扱わなければならない。

死者に関する情報は、法の規律の範囲に含まれないものの、死者であっても、その人格的利益は法的保護に値するものである。そのため、本条では実施機関に対し、保有個人情報を取り扱うに当たって求められる法第 6 1 条から第 7 1 条までの規定を踏まえ、その取扱いと同等に保有死者情報を取り扱う義務を定めている。

3 個人情報管理書類

(1) 個人情報取扱事務登録簿・個人情報取扱事務登録個票（条例第7条）

条例第7条

- 1 実施機関は、個人情報を取り扱う事務事業（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始するときは、当該実施機関の定めるところにより、次に掲げる事項を登録した帳簿を作成し、公表しなければならない。
 - (1) 個人情報取扱事務の名称及び目的
 - (2) 対象となる個人の範囲
 - (3) 保有個人情報として記録される個人情報の項目
 - (4) 保有個人情報として記録される個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 実施機関は、前項の規定による登録に係る個人情報取扱事務を廃止したとき、又は同項各号に掲げる事項で登録したものを変更したときは、当該個人情報取扱事務の登録を抹消し、又は登録している事項を修正しなければならない。

区規則第8条（第2項）

- 2 条例第7条第1項第5号に規定する区長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 個人情報取扱事務を所掌する課の名称
 - (2) 個人情報取扱事務を開始する年月日
 - (3) 個人情報の収集の方法
 - (4) 保有個人情報の記録形態
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項
- i 個人情報取扱事務の登録及び公表は、実施機関における個人情報の取扱い状況を概括的に明らかにすることにより、その利用目的、収集の範囲等に沿った適切な管理・利用を図るとともに、対外的な透明性を確保するものである。
 - ii 個人情報取扱事務登録簿（以下本項において「登録簿」という。）は、本人が開示等の請求をするに当たり、対象となる保有個人情報を特定するための有益な資料となるため、できる限り分かりやすく記載しなければならない。
 - iii 「個人情報取扱事務を開始するとき」とは、当該事務の執行に伴い、実際に個人情報の取扱いを開始するときをいう。
 - iv 条例第7条第2項による個人情報取扱事務の登録の変更は、設定当初の目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲に限られる（第2-2（2）ア「利用目

的の変更」参照)。

- v 個人情報取扱事務の登録手続は、区規則第8条及び事務取扱要領第3条から第6条までで次のとおり定めた。

区規則第8条（第1項、第3項）

- 1 条例第7条第1項の帳簿は、別記第5号様式による。
- 3 区長は、登録する個人情報取扱事務の内容について区民の理解に資するため、別記第6号様式による個票を作成し、公表しなければならない。

事務取扱要領第3条

- 1 規則別記第5号様式による帳簿（以下「個人情報取扱事務登録簿」という。）に登録する個人情報取扱事務（以下「登録事務」という。）は、次に掲げる条件を具備しているものとする。
 - （1）区長が所掌する事務事業（法令等により国又は他の地方公共団体等から区長その他の機関に委任されている事務事業及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により区長その他の機関が他の実施機関から委任を受け、又は他の実施機関の補助執行として処理している事務事業を含む。）であること。
 - （2）前号の事務事業の執行（当該事務事業の全部又は一部を区の機関以外のものに委託して執行する場合を含む。）に当たり、個人情報の収集、利用又は管理がなされるものであること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する個人情報については、個人情報取扱事務登録簿に登録することを要しない。
 - （1）法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報に含まれる当該法人等の役員（当該法人等において、その業務の執行、監査等の職権を有する者をいう。）に関する情報のうち、当該法人等の事業に関する情報として明確に区分できる情報。この場合において、その他の団体とは、次に掲げる条件を具備しているものをいう。
 - イ 団体としての名称を有し、一定の共同目的のために組織された多数人の結合体であって、多数決の原理による運営がなされていること。
 - ロ 構成員の変更にもかかわらず、団体の同一性を失わず、団体そのものが存続すること。
 - ハ 構成員から独立した団体独自の対外的活動を行い、その活動に必要な代表機関及び団体独自の財産を有し、代表方法、総会の運営、財産管理等の団体としての主要な点が規約等により確定していること。

- (2) 事業を営む個人（地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第8項から第10項までの各号に掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。）の当該事業に関する情報として明確に区分できる情報
- (3) 実施機関が管理する施設等において、閲覧に供し、若しくは貸し出すことを目的とする図書等又は一般に市販され、若しくは公表されている物に記録されている個人情報

事務取扱要領第4条

前条に規定する登録事務は、予算の事務事業の分類、中央区組織規則（昭和40年3月中央区規則第1号）に定める分掌事務の区分等を基本とし、個人情報を取り扱う目的を同じくし、かつ、個人情報の収集、利用又は管理が一連の事務の流れとしてなされるものを一つの単位とする。

事務取扱要領第5条

登録事務の区分は次の各号に掲げる区分とし、その内容は当該各号に定めるところによる。

- (1) 全庁共通事務 全ての課に共通し、又は共通する可能性のある登録事務で総務課長が定めるもの
- (2) 複数課共通事務 複数の課に共通する登録事務
- (3) 単独事務 当該課が所掌する登録事務で前2号に該当しないもの

事務取扱要領第6条

- 1 個人情報保護管理者は、登録事務を開始するときは、別記第1号様式による届出書に個人情報取扱事務登録簿及び規則別記第6号様式による個票（以下「個人情報取扱事務登録個票」という。）（以下「登録簿等」という。）を添付して、総務課長に届け出なければならない。
- 2 前項の場合において、個人情報保護管理者は、第5条第1号の総務課長が定める登録事務以外の登録事務で全ての課に共通し、若しくは共通する可能性があるものを所掌するとき、又は同条第2号の登録事務を所掌するときは、当該登録事務が同条第1号又は第2号の登録事務に該当するか否かについてあらかじめ総務課長に協議するとともに、登録簿等を作成するときは、その記載内容について、当該登録事務に係する個人情報保護管理者にあらかじめ協議しなければならない。
- 3 総務課長は、前条第1項の規定による届出のあったときは、当該登録簿等に登録番

号を付し、当該届出を行った個人情報保護管理者に対して、当該登録番号を通知するものとする。

- 4 個人情報保護管理者は、第1項の規定により届け出た登録事務を終了するとき及び登録簿等の記載内容を変更するときは、同項の届出書により総務課長に届け出なければならない。この場合において、登録簿等の記載内容を変更するときは、当該変更後の登録簿等を添付するものとする。

vi 登録簿と個人情報取扱事務登録個票（以下本項において「個票」という。）の違いについて、登録簿は、予算上の事務事業の分類や各部署の分掌事務の区分を基本に、同一の目的で個人情報の取扱いが一連の事務で行われるものを一つの単位として作成する。個票は、登録簿の事務を更に詳細に区分したものを一つの単位として作成する。そのため、一つの登録簿に複数の個票が付属する場合がある一方、登録簿の事務をそれ以上区分できない場合は、一つの登録簿に当該登録簿と同一の内容の個票が一つ付属することとなる。

vii 事務取扱要領第5条第1号の全庁共通事務は、次の事務である。

業務名	例示	主管部署
企画調整事務	庁議・調整会議・スタッフ会議	企画部企画課
広報	広報原稿、写真	企画部広報課
広聴	区長への手紙、陳情	企画部広報課
表彰（各課が独自で行うものを除く。）	各種功労者表彰、叙位・叙勲の推薦	総務部総務課
儀式・式典	賀詞交換会招待者の把握	総務部総務課
自治体総合賠償責任保険等	自治体総合賠償責任保険事故報告書 ボランティア保険被保険者認定申請書	総務部総務課
議案	人事案件	総務部総務課
文書管理	文書・金券収受	総務部総務課
法務・争訟	裁判関係、審査請求	総務部総務課
情報公開・個人情報保護制度の運営	区政情報開示請求書、保有個人情報開示請求書	総務部総務課
職員	人事、研修、給与、福利、健康管理	総務部職員課
財産管理	境界確定	総務部経理課
寄附受領	寄附物件受領文書	総務部経理課

個人情報取扱事務登録簿				開始年月日		年 月 日			
				変更年月日		年 月 日			
登録番号				所管部課名		個人情報保護管理者			
事務の名称				1 基本的（戸籍的）事項に関する情報		2 心身に関する情報		3 社会的地位、経歴等に関する情報	
事務の目的				所外指 所外指		所外指 所外指		所外指 所外指	
対象となる個人の範囲				保有個人情報に関する記録項目		4 経済活動に関する情報		5 生活状況に関する情報	
事務の区分				6 思想及び信条に関する情報					
主な収集先				凡例 所：所管課が管理 外：外部委託先が管理 指：指定管理者が管理					
目的外利用、目的外提供、外部委託、オンライン結合及び指定管理者制度の導入の有無				記録形態		個人情報ファイル簿		収集の時期	
特定個人情報保護評価				要配慮個人情報の保有					

個人情報取扱事務登録個票				開始年月日		年 月 日			
				変更年月日		年 月 日			
登録番号				所管部課名		個人情報保護管理者			
事務の名称				1 基本的（戸籍的）事項に関する情報		2 心身に関する情報		3 社会的地位、経歴等に関する情報	
事務の目的				所外指 所外指		所外指 所外指		所外指 所外指	
対象となる個人の範囲				保有個人情報に関する記録項目		4 経済活動に関する情報		5 生活状況に関する情報	
事務の区分				6 思想及び信条に関する情報					
主な収集先				凡例 所：所管課が管理 外：外部委託先が管理 指：指定管理者が管理					
目的外利用、目的外提供、外部委託、オンライン結合及び指定管理者制度の導入の有無				記録形態		個人情報ファイル簿		収集の時期	
特定個人情報保護評価				要配慮個人情報の保有					

【個人情報取扱事務登録簿・個票の記入要領】

1 「登録番号」欄

既存の事務の場合は付番されている登録番号を記載し、新規の事務の場合は総務課情報公開係で付番する。

2 「所管部課名」欄

登録する事務の所管部課名を記載すること。

3 「事務の名称」欄

登録する事務の名称を記載すること。

なお、番号法第9条第1項から第3項までによる個人番号利用事務の場合は、個人番号利用事務の□欄に「■」印を付すこと。

4 「事務の目的」欄

当該事務を行うために、個人情報をどのような理由で収集し、どのように利用するのか（収集の目的、必要性、利用のしかた等）を具体的に記載すること。

なお、当該目的を達成するために経常的に目的外利用又は目的外提供を行っている場合は、あらかじめ当該利用又は提供を行う旨を事務の目的に記載することで本来の目的に含まれ、目的内の利用又は提供となり、目的外利用記録票及び目的外提供記録票の作成が不要となる。具体的には、事務の目的を記載した後に、文章を分けて次のように記載する。

「区の機関内における経常的な保有個人情報の取得：〇〇事務（〇〇〇〇－〇〇－〇〇）[注：取得先の登録番号]」

「区の機関外への経常的な保有個人情報の提供：〇〇区[注：提供先の名称]」

一方、注意点として、事務の目的に直接関係しない利用又は提供は、当該事務の目的には含まれないため、目的外利用又は目的外提供による取扱いとなる。

また、当該目的は、法第82条第1項により、保有個人情報の開示の際に開示請求者へ通知しなければならない。

5 「対象となる個人の範囲」欄

収集する個人情報の対象者の範囲を具体的に記載すること。この場合において、単に「区民」といった包括的な表現ではなく、対象者を限定するため、「18歳以上で中央区内に住所を有する者」のように具体的に表現すること。

なお、当該対象者が複数の場合には、個々にその範囲を記載すること。

6 「事務の区分」欄

該当する項目の□欄に「■」印を付すこと。

(1) 「全庁共通事務」

すべての課に共通し、又は共通する可能性のある事務で総務課長が定めるもの

※個人情報保護制度の手引第2－3（1）vii参照

(2) 「複数課共通事務」

複数の課において共通する事務の場合

これに該当する場合は、（ ）内に関係する部課名をすべて記載すること。

なお、当該事務の登録は、事務の遂行上複数の課を代表する課が行う。

(3) 「単独事務」

各課において単独で行われる事務の名称

7 「主な収集先」欄

当該個人情報の収集先と本人以外の収集事由について、該当する項目の□欄に「■」印を付すこ

と。この場合において、「収集」とは、実施機関が事務の執行に必要な個人情報を取得することをいい、職員が当該個人情報を電話等により口頭で取得する場合を含むものとする。

(1) 「本人」

個人情報を本人から直接収集した場合

なお、本人の代理人からの収集は、本人からの直接収集として扱うものとする。

(2) 「本人以外」

個人情報を本人以外から収集した場合

なお、これに該当する場合は、「本人以外」欄の該当する項目の□欄及び「本人以外の収集事由」欄の該当する項目の□欄に「■」印を付すこと。

ア 「本人同意があるとき」

本人以外から本人の個人情報を収集することについて、本人から文書又は口頭により同意する旨の明確な意思表示がなされた場合（口頭の場合は、本人が同意した旨を記録文書等に記載し、本人に提示したときに限る。）

申請等の行為に伴って、その事務処理の過程で本人外収集について了知し得る場合又は情報の流れに一定の経路機関があることを本人が了解している場合は、「本人同意」に含むものとする。

例として次のような場合がある。

（ア）本人と区のほかに第三者が関係する場合

- ・口座振替依頼書（本人→金融機関→実施機関）
- ・健康診断書（本人→医療機関→実施機関）

（イ）本人の情報を所属団体から収集する場合

- ・審議会委員等の団体推薦（本人→所属団体→実施機関）
- ・医師、保健師等の保健所実習生受入れ（本人→学校→実施機関）
- ・町会長名簿（本人→町会→実施機関）

イ 「法令等に規定があるとき」

実施機関が本人以外から個人情報を収集できる旨の規定又は本人以外に対して個人情報を実施機関に通知、報告、通報、送付すること等が義務づけられている規定がある場合

この場合における法令等とは、法律、政令、省令、条例及び規則をいい、要綱、要領、国等からの通達、通知、区の機関の訓令等は法令等に含まれないものとする。

また、これに該当する場合は、（ ）内に法令等の名称及び条項を記載し、法令等の該当する部分の写しを1部添付すること。

ウ 「人の生命等の安全を守るため、緊急かつやむを得ないとき」

予測のつかない自然災害や犯罪、事故等の人為的危険等から生命、身体又は財産の安全を守るため、かつ、本人から収集する時間がないときで、本人の利益保護のために本人以外のものからの収集が客観的に認められた場合

エ 「国、地方公共団体等から収集するとき」

国又は他の地方自治体等から収集することが事務の執行上やむを得ないと認められるときで、本人の権利利益を不当に侵害する恐れがないと認められる場合

オ 「その他」

上記アからエ以外の事由で本人以外から収集する場合（目的外利用において法令に基づかず、相当の理由がある場合も含む。）

これに該当する場合は、（ ）内に収集事由を記載すること。

8 「目的外利用、目的外提供、外部委託、外部電算組織との結合及び指定管理者制度導入の有無」欄
該当する項目の□欄に「■」印を付すこと。

(1) 「目的外利用」

当該事務で収集した個人情報を異なる事務で利用した場合（同一課において他の事務のために収集した個人情報を利用した場合を含む。）

逆の流れとなる、異なる事務の個人情報を当該事務で利用した場合ではないことに注意する。

なお、これに該当する場合は、（ ）内に目的外利用した部課名をすべて記載すること。この場合において、目的外利用をした課が多数ある場合には、別紙にこれを記載し、添付すること。

収集された個人情報が記載された名簿等は、当該事務事業の主管課のみならず、実施機関内部で、各種会議への参加依頼、アンケート調査、賀詞交歓会の名簿作成等に利用される場合があり、これは、目的外利用になる。ただし、これらの利用内容をあらかじめ本人（所属団体の代表者を含む。）に明示し、本人の同意を得てその範囲で利用する場合は、本人同意による収集として取り扱うこと。

(2) 「目的外提供」

当該事務で収集した個人情報を、区の機関以外に提供している場合

(3) 「外部委託」

当該事務で収集した個人情報の処理等を、区の機関以外のものに委託している場合

(4) 「オンライン結合」

区の機関以外とオンライン結合を行っている場合

この場合において、「オンライン結合」とは、区の機関以外のものの電子計算組織（与えられた一連の処理手順に従って事務を自動的に処理する電子的機器の組織をいう。以下同じ。）との通信回線等による結合をいう。

(5) 「指定管理者制度の導入」

指定管理者に委任している施設管理の業務に個人情報の取扱いが含まれている場合

9 「特定個人情報保護評価」欄

特定個人情報を取扱う事務において、番号法第27条及び28条による特定個人情報保護評価を実施している場合は、該当する項目の□欄に「■」印を付し、評価書名を記載すること。

10 「開始年月日」欄

事務を開始した年月日を記載すること。

11 「個人情報保護管理者」欄

事務を所管する課の長の職名を記載すること。

12 「保有個人情報の記録項目」欄

事務の実施にあたり、収集し、保管し、又は利用した個人情報の種類について、例示として掲げであるもの（別紙「個人情報の記録項目」参照）に該当する場合は、凡例に従い、当該情報を管理している主体の□欄に「■」印を付すこと。当該個人情報が例示のものに該当しない場合は、空欄の□欄に「■」印を付すとともに、□欄右側に具体的な記録内容を記載すること。

13 「記録形態」欄

収集した個人情報がどのような媒体に記録されているかについて、該当する項目の□欄に「■」印を付すこと。

(1) 「文書」

文字又はこれに代わる符号（点字、速記用符号など）を用い、特定人の具体的な意思が永続すべき状態において、紙の上に記載されたもので、具体的には、台帳、帳票その他の書類をいう。

(2) 「電磁的記録」

電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいい、その内容の確認に再生用の機器を用いる必要がある情報をいう。

(3) 「その他」

上記(1)及び(2)に掲げるものに属さないもの

これに該当する場合は、() 内に具体的な名称を記載すること。

14 「個人情報ファイル簿」欄

当該事務において、個人情報ファイル簿（100人以上の保有個人情報を含む情報の集合体である個人情報ファイルのあらしを記録した帳簿）の有無について、該当する項目の□欄に「■」印を付すこと。

なお、「有」に該当する場合は、() 内の該当する個人情報ファイルの種別の□欄に「■」印を付すこと。

また、この場合において「電算」は、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように、体系的に構成した「電算処理ファイル」をいう。「マニュアル」は、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように、主に文書として体系的に構成した「マニュアル処理ファイル」をいう。

※個人情報ファイル簿の記入要領13「種別」欄参照

15 「収集の時期」欄

収集の時期について、該当する項目の□欄に「■」印を付すこと。

(1) 「定期」

個人情報を収集する時期が定まっている場合

これに該当する場合は、() 内に当該個人情報を収集する時期を記載すること。

(2) 「随時」

個人情報を収集する時期が定まっていない場合

16 「要配慮個人情報の保有」欄

本人の人種、信条、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する情報（障害や健康状況、刑事事件手続に関する記述等。具体的には個人情報の保護に関する法律施行令第2条で規定）の有無について、該当する項目の□欄に「■」印を付すこと。

17 「備考」欄

必要に応じて記載すること。

別紙

個人情報の記録項目

1 基本的（戸籍的）事項に関する情報

項目	項目に含まれる事項の例
氏名	サイン、印影、基本番号、住民票コード、通称名、旧姓、指紋
性別	
生年月日	生年月日、年齢
住所	居住地、従前の住所、郵便番号、肩書、住所コード、転居先、住宅付近図、

	住所変更年月日
本籍	本籍、国籍・地域、戸籍編製年月日、除籍年月日、在留カード番号、特別永住者証明書番号、在留カード有効期間、特別永住者証明書有効期間、帰化した日
続柄	妻、父、長女、世帯主、世帯主開始・終了年月日、世帯主変更処理年月日、家系、家族構成、世帯番号、本人、家族コード、配偶者、親・娘、養親・子、養子縁組・年月日、離縁・年月日、認知・年月日、相続人の有無、里子・親、寡夫・婦
結婚	婚姻・年月日、離婚・年月日、婚姻期間、未・既婚
電話番号	電話番号、ファクシミリ番号
転出入	区民となった日、住所を定めた日、転入申請年月日、転入原簿到着年月日、上陸許可年月日、転入コード、転出年月日、出入国港、出入国年月日、区内居住年数
出生	出生地、出身地、出生届出年月日
死亡	死亡・年月日、死亡地、死亡届出区市町村、死亡コード、死亡事件簿番号
長期不在	失踪宣告・年月日
在留資格	在留期間、特別永住許可番号・年月日
旅券	旅券番号、旅券発行年月日
被後見	被後見人、罪名、裁判日
選挙	選挙権、被選挙権、投票所名、投票所所在地、選挙の種類・期日、送付先区市町村選挙管理委員会、投票の有無、不在者投票の日・理由
印鑑登録	印鑑登録番号、印鑑異動履歴、申請理由
犯罪	犯歴

2 心身に関する情報

項目	項目に含まれる事項の例
健康状態	検査・検診の結果、健康診査項目、受診状況、疾病の原因・所見、傷病名、症状、伝染病発生地・年月日・患者番号、公害病認定番号・年月日、体格、身長、体重、血液型、視力、体力、貸与被服サイズ、病歴、治療の内容・年月日・日数、投薬の有無・内容・診療点数、診断方法、通院、入院、医療機関名、診療科目、主治医、看護記録、機能回復訓練記録、大気汚染障害者認定
障害	障害の有無、障害者名・部位・程度、障害者の身辺処理能力・金銭管理能力・日常生活能力、障医療証番号・交付年月日、身体障害者手帳番号・交付年月日、愛の手帳番号・交付年月日・障害区分、更生医療給付番号、補装具、白杖、日常生活用具給付物件、言語発達検査結果、要介護状態区分
出産	妊娠週数、分娩予定日・回数、出産時の状況、流産、死産、優性手術を受けた者、正常・異常出産、母子手帳
死亡原因	
映像	写真、ビデオ、レントゲン写真

3 社会的地位及び経歴等に関する情報

項目	項目に含まれる事項の例
職業	職業、勤務先、事業所名、会社名、店舗名、所在地、電話番号、所属、担当、担当地名・コード、職員（証）番号、採用・退職・就退任年月日、事務分掌・校務分掌（特別・各種委員会所属）、担当教科・時間、担当学年・学級、職歴
地位	職位、職名、役職、級
学校	幼稚園・学校名、在学校、卒業校、幼稚園・小・中学校コード、入園（学）・卒園（業）年月日、在園（学）期間、学年、進学先、入学前の経歴、学校種別、所属学部、専攻学科、園児・児童・学生番号、転入前在学校、転出校、各校所在地・電話番号、保育料、保育料納入・滞納状況、学歴
資格	資格・免許の種類・番号、免許取得までの経過
団体加入	団体加入の有無、団体活動の内容・歴、活動の内容、加入団体名、加入団体所在地・電話番号
賞罰	受賞、功績、免職、停職等の処分、善行
勤務状況	勤務年月日・時間、勤務形態、休暇、欠勤、休職、育児休業、休業期間、勤務の実績、評価、職務専念免除日・理由、会議の出欠、業績、作業能力、出張日・期間・場所、昇格・昇任・昇給年月
学業状況	在学中の成績・評価、成績順位、知能指数、知能偏差値、出席日数・時間、欠席日数・理由、遅刻・早退、退学、停学、休学、行動記録、要観察児童観察内容、指導記録、配慮を要する事項・理由、教育実習等の状況
選考	試験成績、受験番号、競技記録・タイム、選考内容、評価、推薦、受験校・会社、可否、志望校・会社・学科
通勤方法	通勤・学・園経路、通学・園方法
違反	違反歴、補導歴、刑務所収容、仮釈放、釈放
ボランティア	ボランティア登録理由、ボランティア活動種類・範囲、活動歴
指導	指導・勧告・措置・通知・報告の内容
諸証明	身分証明書発行、証明書発行申請理由、転退学理由、証明書発行番号、証明書の提出先・使用目的
就学免除	就学免除、就学猶予
研修	研修名、研修内容、研修の主催団体、研修日程・評価、研修歴、出席状況、出席希望理由、研修参加候補者推薦理由、開催場所、宿泊先、課題、論文

4 経済活動に関する情報

項目	項目に含まれる事項の例
収入	所得（種類・金額）、世帯総所得、軽減基準総所得、低所得者コード、所得控除の種類・金額、専従者の有無、税基礎控除項目、扶養控除の種類、諸控除、工賃、受給交通費、実習奨励金、就学支度金、区等からの返納金、経営状況
財産	資産内容（種類・金額）、土地所在、地目、面積、著作権、債権、貸付額、方法、車種、車両番号、廃車年月日、境界合意年月日、土地境界確定、所持

	金（品）
納課税	課税額（賦課額）、課税番号、普通徴収・特別徴収異動事由・年月日、特別徴収指定個人番号、特殊課税区分、非課税項目等の種別、課税証明書等の使用目的、納税額、滞納額、滞納処分
取引	取引金融機関、金融機関変更届、金融機関コード、残高不足、口座の種類・番号・開始・終了、融資状況、融資年度、融資金使途・金額、利子補給額・率・利率、受託証券、請負業者、契約内容、不用品交換、代理人
公的扶助	受給の有無、種類、受給額、年金の受給状況、遺族補償一時金、公費負担額、手当申請年月日・認定年月日、手当給付合計額、手当番号・取得月、手当支給開始・停止・解除日、手当喪失理由、手当該当・非該当・変更年月日・コード、手当資格消滅日、処理月、受給コード、生活保護開始・廃止日・要保護世帯・準要保護者世帯の別、補助・助成金額、申請・交付年月日、不交付の理由、交付決定・取消の理由、給付内容、公害健康被害遺族補償・一時金認定申請日、住宅修繕資金利子補給、中小企業融資・利子補給、見舞金、弔慰金
負債	負債額、保証人の有無、破産管財人の有無、信用保証の有無、返済回数・額、第1回・最終返済日、返済方法、各種貸付制度
支出	種類、金額、生活費、家賃、区等への返納金、知的障害者援護措置徴収金、医療費（本人負担額）
保険年金	保険・年金の種類・番号、資格取得・喪失年月日、国民健康保険被保険者数・記号番号、後期高齢者医療被保険者証有効期限・資格取得年月日・発行期日・交付年月日、乳幼児医療費助成受給者番号・有効期間・交付年月日、子ども医療証交付申請日・受給者番号、高校生等医療証再交付申請委理由、保険料、保険料免除、共済組合員番号、保険証の交付申請理由（行き先、住所を離れる期間）、基礎年金番号、公的年金コード、年金等級区分、届出・異動年月日、収納金額、納付方法、収納・消込年月日、保険料充当・還付額、督促額、葬祭費、助産費、高額医療費、一部負担金、育児手当金、給付金返納額、公費負担の有無・種別
損害	損害・被災の原因・内容・金額・事故の日時・場所・種別、加害者・被害者の別、対人・対物の別、り災状況、災害給付・金額
寄附	寄附・寄託の目的、金額、寄附物件・所在地・見積金額
建築物	有無、所在地、名称、用途、階数、床面積、平面図、建築確認番号、構造概要、建築設備の維持・保全、衛生関係、落下物・ブロック塀等の危険度区分・所見、落下物に関する管理方法、耐震診断の結果、居住者の有無、除却
建築計画	建築計画地、建築計画の内容（名称、用途、階数、敷地面積、建築面積、延べ面積等）、建築計画関係図（書）、許可申請理由、開発行為許可
公売	公売財産・見積価格、公売方法・日時・場所、交付要求額
就学援助	就学援助・就学奨励費、就学援助・就学奨励認定年月日、請求額・受領額
学校徴収	学校徴収金納入状況・年月日、未納額・滞納額、幼稚園入園料・保育料

5 生活状況に関する情報

項目	項目に含まれる事項の例

家庭状況	生い立ち、本人を取り巻く家庭の状況、ひとり親家庭、同居親族の有無、同居人の有無、同居別居の別・時期、住み込み人の有無、賄い人の有無、扶養の有無、扶養している人、扶養開始年月日
居住状況	持ち家・借家の別、一戸建・共同住宅の別、間取り、居住年数、居住面積、国外居住
趣味	趣味・苦情・要望の内容、処理経過
交際	交際の相手、内容
各種相談	相談・苦情・要望の内容、処理経過
保育	保育園名、措置開始・終了年月日、保育措置年齢、保育園児番号、就園前後 保育園名、区・国基準階層・月額、保育料・納入状況、登・退園時間
施設利用	施設名、所在地、利用目的、利用（予定）・年月日・人数・期間、利用取り 消し・変更内容、施設利用延長理由、利用解除・停止変更理由・年月日、利 用料減免の有無、入所年月日
図書資料	図書館利用貸出カード受付年月日、貸出図書、資料利用
情報公開	公開の日時・場所・公開できない理由・部分、期間延長理由、当初及び延長 後の決定期間、請求に応じられない理由、対象区政情報に記載されている個人 情報
旅行	旅行先、行動予定、日程
冠婚葬祭	挙式年月日、埋葬年月日、埋葬場所
日常生活	歩行、着替え、排泄、入浴、食事の可否、介護の要否
サービス	サービスの受給有無・内容、不承認の理由
行事参加	各種教室・講習会への参加・出欠
争訟	訴訟の内容

6 思想・信条に関する情報

項目	項目に含まれる事項の例
思想	
信条	
差別	同和関係の情報、エイズ関係の情報
宗教	信仰
主義	信条、思想、政策や制度への賛否、支持・不支持、意見、会議等での発言内 容、調査回答・回答拒否、主張、作文・感想文の内容
政党	所属政党、支持政党
性格	性格検査の結果、人選

(2) 個人情報ファイル簿（法第75条）

法第75条（第1項、第2項及び第3項）

- 1 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他政令で定める事項並びに記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。（第4項による読み替え後の条文）
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
 - （1）前条第2項第1号から第10号までに掲げる個人情報ファイル
 - （2）前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - （3）前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル
- 3 第1項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、記録項目の一部若しくは前条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

政令第21条

- 1 行政機関の長等は、個人情報ファイル（法第75条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。
- 2 個人情報ファイル簿は、行政機関等が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。
- 3 行政機関の長等は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 4 行政機関の長等は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが法第74条第2項第9号に該当するに至ったと

きは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

5 行政機関の長等は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを当該行政機関等の事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

6 法第75条第1項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法第60条第2項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別

(2) 法第60条第2項第1号に係る個人情報ファイルについて、次項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

7 法第75条第2項第3号の政令で定める個人情報ファイルは、法第60条第2項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が法第75条第1項の規定による公表に係る法第60条第2項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

i 個人情報ファイルは、個人の識別情報、属性情報等が体系的に構成され、特定の個人に関する情報を直ちに検索することが可能であるなど、その有用性が大きい反面、ひとたび不適正な取扱いがなされた場合には、個人の権利利益を大きく損なうこととなる危険性も高い。

そこで、個人情報ファイルごとの利用目的を特定し、当該目的に則った適正かつ慎重な管理を期すとともに、個人情報取扱事務の登録と併せて、実施機関における個人情報の保有状況をよりきめ細かく把握するため、一定の規模の個人情報ファイルについて、その利用目的、記録項目の詳細等を記載した個人情報ファイル簿を作成し公表するものである。

ii 個人情報ファイル簿は、個人情報取扱事務登録簿とあわせて本人が開示等の請求をするに当たり、対象となる保有個人情報を特定するための有益な資料となるため、できる限り分かりやすく記載しなければならない。

iii 個人情報ファイルが年度別に複数の媒体等に分割して記録されている場合であっても、利用の目的や実態、記録される保有個人情報の内容等に同一性が認められる限り、一つの個人情報ファイルとして取り扱う。

iv 個人情報ファイルの特性による保護の必要性和登録に係る事務の円滑な処理との均衡を勘案し、一の年度を通じて本人の数が100人に満たない小規模な個人情報ファイルは、登録から除外される(区規則第7条第2項)。年度当初において100人に満たなくても、個人情報取扱事務の執行に伴って数が増加し、100人に達した時点

で法第 75 条第 1 項による登録義務が生じることとなる。

なお、「本人の数」とは、当該個人情報ファイルに記録される保有個人情報から識別される特定の個人の数であり、同一の個人に関する保有個人情報が複数記録されている場合は、重複する部分を除いた数となる。

- v 個人情報ファイル簿の登録手続は、区規則第 7 条及び事務取扱要領第 7 条で次のとおり定めた。

区規則第 7 条

- 1 法第 75 条第 1 項に規定する個人情報ファイル簿は、別記第 4 号様式による。
- 2 法第 75 条第 1 項の規定による個人情報ファイル簿の作成及び公表は、本人の数が 100 人以上の個人情報ファイルについて適用するものとし、政令第 20 条第 2 項の規定は適用しない。

事務取扱要領第 7 条

- 1 個人情報保護管理者は、規則第 7 条第 2 項に規定する個人情報ファイルの保有を開始するときは、別記第 1 号様式による届出書に規則別記第 4 号様式による帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を添付して、総務課長に届け出なければならない。
- 2 個人情報保護管理者は、前項の規定により届け出た個人情報ファイルの保有を終了するとき及び個人情報ファイル簿の記載内容を変更するときは、同項の届出書により総務課長に届け出なければならない。この場合において、個人情報ファイル簿の記載内容を変更するときは、当該変更後の個人情報ファイル簿を添付するものとする。

（表）
個人情報ファイル簿

登録番号		登録年月日	年	月	日
所管部課名	中央区				
事務の名称	☐ 個人番号利用事務				
ファイルの名称					
ファイルの利用目的					
記録される個人の範囲					
記録される保有個人情報の 収集方法					
記録される保有個人情報の 経常的提供先					
開示請求等を受理する 組織の名称及び所在地	(名 称) (所在地)				
記録される 保有個人情報の項目	1		7		1 3
	2		8		1 4
	3		9		1 5
	4		1 0		1 6
	5		1 1		1 7
	6		1 2		1 8
訂正及び利用停止に 関する他の法令の規定 による特別の手続等					

(裏)

種別	☐ 個人情報の保護に関する法律 （平成１５年法律第５７号） 第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル）	☐ 個人情報の保護に関する法律 第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
	個人情報の保護に関する法律施行令 （平成１５年政令第５０７号） 第２１条第７項に該当する ファイルの有無 上記電算処理ファイルの利用目的及び 記録範囲の範囲内で保有している マニュアル処理ファイルの有無 ☐ 有 ☐ 無	
オンライン結合	☐ 有	☐ 無
結合先		
結合年月日		
結合方法		
結合する保有個人情報	☐ 当該個人情報ファイルに記録される保有個人情報の全て ☐ 当該個人情報ファイルに記録される保有個人情報の一部 （項目 ）	
帳票出力の有無	☐ 有	☐ 無
バックアップ ファイルの有無	☐ 有	☐ 無
マスタファイル 又は派生ファイルの別	☐ マスタファイル	☐ 派生ファイル
要配慮個人情報の有無	☐ 有	☐ 無
備 考		

【個人情報ファイル簿の記入要領】

1 「登録番号」欄

当該個人情報ファイルに係る個人情報取扱事務登録個票の登録番号を記載すること。

2 「登録年月日」欄

当該個人情報ファイル簿を登録した年月日を記載すること。

3 「所管部課名」欄

当該個人情報ファイルに係る事務を所管する部課名を記載すること。

4 「事務の名称」欄

当該個人情報ファイルに係る個人情報取扱事務登録個票の事務の名称を記載すること。

なお、番号法第9条第1項から第3項までによる個人番号利用事務の場合は、個人番号利用事務の□欄に「■」印を付すこと。

5 「ファイルの名称」欄

当該個人情報ファイルの名称を記載すること。

6 「ファイルの利用目的」欄

当該個人情報ファイルに係る利用目的（ファイル利用の目的、必要性、利用のしかた等）を具体的に記載すること。

7 「記録される個人の範囲」欄

当該個人情報ファイルに記録される個人の範囲を具体的に記載すること。この場合において、単に「区民」といった包括的な表現ではなく、対象を限定するため、「20歳以上で中央区内に住所を有する者」のように具体的に表現すること。

なお、当該対象者が複数の場合には、個々にその範囲を記載すること。

8 「記録される保有個人情報の収集方法」欄（※）

後述の11に記載のある項目の個人情報の収集における相手方と手段を具体的に記載すること。

例）（相手方）生活保護申請を行った世帯主 （手段）生活保護申請書による申請

9 「記録される保有個人情報の経常的提供先」欄（※）

記録情報を経常的に提供する相手方の名称を具体的に記載すること。

10 「開示請求等を受理する組織の名称及び所在地」欄

開示請求、訂正請求及び利用停止請求を受理する課室等の名称及び所在地を記載すること。（議会を除くすべての実施機関において、開示請求等を受理する組織は総務部総務課情報公関係となる。）

11 「記録される保有個人情報の項目」欄（※）

当該個人情報ファイル簿で記録されている保有個人情報の記録項目を記載すること。

具体的には、当該個人情報ファイル簿に係る個人情報取扱事務登録個票の保有個人情報の記録項目のうち、該当するものを転記することとなる。

12 「訂正および利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等」欄

上記11の記録項目のうち、個人情報保護法以外の法令で訂正及び利用停止に関する規定がある場合は、該当する記録項目に付した番号及び当該法令の条項（法令番号を含む）を記載する。

（例）2、4及び5の各記録項目については、△△法（平成〇〇年法律第〇〇号）第〇条第□号に基づき訂正請求ができる。

13 「種別」欄

当該個人情報ファイル簿の処理・管理方法を表す種別について、該当する項目の□欄に「■」印を付すこと。

(1)「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第2項第1号」（電算処理ファイル）

一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

- (2) 「個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第21条第7項に該当するファイルの有無」

上記(1)の電算処理ファイルの利用目的及び記録範囲内におけるマニュアル処理ファイルの保有の有無（データによる個人情報ファイルと併存して紙媒体での個人情報ファイルも保有しているかどうか）について、該当する項目の□欄に「■」印を付すこと。

- (3) 「個人情報保護に関する法律第60条第2項第2号」（マニュアル処理ファイル）

当該個人情報ファイルが、紙媒体のみで記録・管理されているもの（電子計算組織から出力した帳票類を除く。）

- 14 「オンライン結合」欄（※）

オンライン結合の有無について、該当する項目の□欄に「■」印を付すこと。

※個人情報取扱事務登録簿・個票の記入要領8(4)「オンライン結合」参照

- 15 「結合先」欄

オンライン結合の結合先の名称を具体的に記載すること。

- 16 「結合年月日」欄

オンライン結合を行った年月日を記載すること。

- 17 「結合方法」欄

オンライン結合の具体的な方法を記載すること。

- 18 「結合する保有個人情報」欄

オンライン結合する保有個人情報について、該当する項目の□欄に「■」印を付すこと。

なお、結合する保有個人情報の項目が一部の場合は、（ ）内に該当する上記11の記録項目の番号をすべて記載すること。

- 19 「帳票出力の有無」欄

当該個人情報ファイルが、法第60条2項2号で規定される「電算処理ファイル」の場合、帳票出力の有無について、該当する項目の□欄に「■」印を付すこと。

- 20 「バックアップファイルの有無」欄

当該個人情報ファイルが、法第60条2項2号で規定される「電算処理ファイル」の場合、当該個人情報ファイルのデータを、紛失又は意図せず消去した場合に、被害を最小限に抑えるためのバックアップファイルを記録・保管しているかについて、該当する項目の□欄に「■」印を付すこと。

- 21 「マスタファイル又は派生ファイルの別」欄

当該個人情報ファイルが、当該事務の基礎的なデータベースである、いわゆる「マスタファイル」であるか、「マスタファイル」の一部を抽出して新たに作成された「派生ファイル」であるかについて、該当する項目の□欄に「■」印を付すこと。

- 22 「要配慮個人情報の有無」欄

当該個人情報ファイルに要配慮個人情報が含まれるかどうか、その有無について、該当する項目の□欄に「■」印を付すこと。

※個人情報取扱事務登録簿・個票の記入要領16「要配慮個人情報の保有」欄参照

- 23 「備考」欄

必要に応じて記載すること。

※上記8、9、11の項目については、法第75条第3項の規定により、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼす恐れがあるときは、その一部又は事項を記載しないことができる。

(3) 外部委託記録票（区規則第4条）

- i 本条は、個人情報の取扱いを外部の事業者に委託した事実を記録し、公表することにより、実施機関における保有個人情報の取扱いに関する透明性を確保するものである。
- ii 外部委託をした場合の記録票の作成手続は、区規則第4条第2項及び事務取扱要領第8条で次のとおり定めた。

区規則第4条（第2項）

- 2 区長は、前項の規定による委託をしたときは、別記第1号様式による記録票を作成しなければならない。

事務取扱要領第8条

- 1 個人情報保護管理者は、登録事務の全部又は一部を区の機関以外のものに委託したときは、別記第1号様式による届出書に規則別記第1号様式による記録票（以下「外部委託記録票」という。）を添付して、総務課長に届け出なければならない。
- 2 個人情報保護管理者は、前項の規定により届け出た登録事務の委託を終了するとき及び外部委託記録票の記載内容を変更するときは、同項の届出書により総務課長に届け出なければならない。この場合において、外部委託記録票の記載内容を変更しようとするときは、当該変更後の外部委託記録票を添付するものとする。

外部委託記録票

登録番号		所管部課名	
事務の名称	☐ 個人番号利用事務		
委託先	☐ 単年度 ☐ 継続		
委託の内容			
委託の開始年月日	年 月 日		
委託の終了年月日	年 月 日		
委託条件	・ 秘密の保持の義務 ・ 委託目的以外の利用及び提供の禁止又は制限 ・ 再委託の禁止又は制限 ・ 複写及び複製の禁止又は制限 ・ 授受、保管、廃棄及び返還に関する条件の遵守 ・ 立入検査及び調査に応ずる義務 ・ 事故発生の際の報告義務 ・ 義務違反等の際の措置及び損害賠償義務 ☐ 上記以外（ ）		
委託に係る保有個人情報の記録形態	☐ 文書 ☐ 電磁的記録 ☐ その他（ ）		
委託先との授受の方法	☐ 文書の写し又は電磁的記録を用紙に出力したものの交付 ☐ 電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付 ☐ その他（ ）		
委託に係る保有個人情報の項目			
1		8	
2		9	
3		10	
4		11	
5		12	
6		13	
7		14	

【外部委託記録票の記入要領】

1 「登録番号」欄

当該外部委託に係る個人情報取扱事務登録個票の登録番号を記載すること。

2 「所管部課名」欄

当該外部委託に係る事務を所管する部課名を記載すること。

3 「事務の名称」欄

当該外部委託に係る個人情報取扱事務登録個票の事務の名称を記載すること。

なお、番号法第9条第1項から第3項までによる個人番号利用事務の場合は、個人番号利用事務の□欄に「■」印を付すこと。

4 「委託先」欄

該当する項目の□欄に「■」印を付し、下段に委託先の名称及び業種名を記載すること。

(1) 「単年度」

当該委託が単年度の場合

(2) 「継続」

当該委託を複数年度に渡って継続して行う場合

5 「委託の内容」欄

委託した個人情報の処理等の内容を具体的に記載すること。

6 「委託の開始年月日」欄

委託を開始した年月日を記載すること。

7 「委託の終了年月日」欄

委託を終了した年月日を記載すること。

なお、外部委託を継続している場合は記載不要であり、当該記録票を提出する時点で終了日が予定されている場合は、その年月日を記載し、年月日の後に「(予定)」と記載すること。

8 「委託条件」欄

契約書等で委託先に課した条件について、記載している項目以外に条件を付した場合は、□欄に「■」印を付し、() 内にその条件を記載すること。

9 「委託に係る保有個人情報の記録形態」欄

委託先に渡した保有個人情報及び委託先から区へ渡された保有個人情報の記録形態について、該当する項目の□欄に「■」印を付すこと。

※個人情報取扱事務登録簿・個票の記入要領 13「記録形態」欄参照

10 「委託先との授受の方法」欄

委託先との間における保有個人情報の授受の方法について、該当する項目の□欄に「■」印を付すこと。

(1) 「文書の写しの交付又は電磁的記録を用紙に出力したものの交付」

当該保有個人情報の文書の写し又は電磁的記録を用紙に出力したものの交付をする場合

(2) 「電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付」

当該保有個人情報を光ディスク等の電磁的記録媒体に複写したものの交付をする場合

(3) 「その他」

委託に係る保有個人情報の授受が上記(1)及び(2)に該当しない方法によって行われた場合

なお、これに該当する場合は、() 内にその具体的な方法を記載すること。

11 「委託に係る保有個人情報の項目」欄

当該事務の個人情報取扱事務登録個票に記載されている保有個人情報の記録項目のうち、その取扱いを委託した記録項目を転記すること。

(4) 目的外利用記録票・目的外提供記録票（条例第6条）

条例第6条

実施機関は、法第69条第2項（番号利用法第30条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第71条第1項の規定により、利用目的以外の目的のために保有個人情報から自ら利用し、又は提供したときは、当該実施機関の定めるところによりその旨を記録し、公表しなければならない。

- i 本条は、目的外利用及び目的外提供をした事実を記録し、公表することにより、実施機関における保有個人情報の取扱いに関する透明性を確保するものである。
- ii 目的外利用及び目的外提供をした場合の記録票の作成手続は、区規則第5条及び事務取扱要領第10条から第12条までにより、また、個人番号をその内容に含む個人情報である特定個人情報を提供するときの記録票の作成手続は、特定個人情報提供記録票取扱要領第3条により、次のとおり定めた。

区規則第5条

- 1 条例第6条に規定する利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用した旨の記録は、別記第2号様式による記録票に記載することにより行わなければならない。
- 2 条例第6条に規定する利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した旨の記録は、別記第3号様式による記録票に記載することにより行わなければならない。

事務取扱要領第10条

- 1 利用管理者は、法第69条の規定により目的外利用をしようとするときは、別記第2号様式による申請書に規則別記第2号様式による記録票（以下「目的外利用記録票」という。）を添付して、保有管理者に申請をしなければならない。
- 2 保有管理者は、前項の規定による申請があったときは、速やかに目的外利用の可否を決定し、その旨を別記第3号様式による通知書により利用管理者に通知しなければならない。
- 3 前2項の規定は、目的外利用の内容を変更しようとする場合について準用する。

事務取扱要領第11条

- 1 利用管理者は、前条に規定する手続を終えて目的外利用をするときは、別記第1号様式による届出書に目的外利用記録票を添付して、総務課長に届け出なければならない。
- 2 利用管理者は、前項の規定により届け出た目的外利用を終了するとき及び目的外利

用記録票の記載内容を変更するときは、同項の届出書により総務課長に届け出なければならない。この場合において、目的外利用記録票の記載内容を変更しようとするときは、当該変更後の目的外利用記録票を添付するものとする。

事務取扱要領第 12 条

- 1 個人情報保護管理者は、目的外提供をするときは、別記第 1 号様式による届出書に規則別記第 3 号様式による記録票（以下「目的外提供記録票」という。）を添付して、総務課長に届け出なければならない。
- 2 個人情報保護管理者は、前項の規定により届け出た目的外提供を終了するとき及び目的外提供記録票の記載内容を変更するときは、同項の届出書により総務課長に届け出なければならない。この場合において、目的外提供記録票の記載内容を変更しようとするときは、当該変更後の目的外提供記録票を添付するものとする。

特定個人情報提供記録票取扱要領第 3 条

- 1 個人情報保護管理者は、特定個人情報の提供をするときは、別記第 1 号様式による特定個人情報提供開始・変更・終了届出書（以下「届出書」という。）に別記第 2 号様式による特定個人情報提供記録票（以下「記録票」という。）を添付して、総務課長に届け出なければならない。
- 2 個人情報保護管理者は、前項の規定により届け出た提供を終了するとき及び記録票の記載内容を変更するときは、同項の届出書により総務課長に届け出なければならない。この場合において、記録票の記載内容を変更しようとするときは、当該変更後の記録票を添付するものとする。

目的外利用記録票

保有課	登録番号		所管部課名	
	事務の名称			
利用課	登録番号		所管部課名	
	事務の名称			
目的外利用をした理由				
目的外利用の開始年月日		年 月 日		
目的外利用の終了年月日		年 月 日		
目的外利用の根拠		☐ 本人同意 ☐ 本人同意以外 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第３０条第１項により読み替えて適用される ☐ 個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第６９条第２項第１号（特定個人情報の目的外利用）		
		本人同意以外の根拠	☐ 法令に規定があるとき（ ） ☐ 保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき （具体的な理由 ）	
目的外利用をした保有個人情報の記録形態		☐ 文書 ☐ 電磁的記録 ☐ その他（ ）		
目的外利用の方法		☐ 文書の写し又は電磁的記録を用紙に出力したものの交付 ☐ 電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付 ☐ その他（ ）		

(裏)

目的外利用をした保有個人情報の項目

1		1 7	
2		1 8	
3		1 9	
4		2 0	
5		2 1	
6		2 2	
7		2 3	
8		2 4	
9		2 5	
1 0		2 6	
1 1		2 7	
1 2		2 8	
1 3		2 9	
1 4		3 0	
1 5		3 1	
1 6		3 2	

【目的外利用記録票の記入要領】

1 「保有課」欄

(1) 「登録番号」欄

当該目的外利用の対象となった個人情報を保有する事務に係る個人情報取扱事務登録個票の登録番号を記載すること。

(2) 「所管部課名」欄

当該目的外利用の対象となった個人情報を保有する事務を所管する部課名を記載すること。

(3) 「事務の名称」欄

当該目的外利用の対象となった個人情報を保有する事務の名称を記載すること。

2 「利用課」欄

(1) 「登録番号」欄

当該目的外利用の対象となった個人情報を利用する事務に係る個人情報取扱事務登録個票の登録番号を記載すること。

(2) 「所管部課名」欄

当該目的外利用の対象となった個人情報を利用する事務を所管する部課名を記載すること。

(3) 「事務の名称」欄

当該目的外利用の対象となった個人情報を利用する事務の名称を記載すること。

3 「目的外利用をした理由」欄

当該保有個人情報を収集目的以外のものに利用した理由を具体的に記載すること。

4 「目的外利用の開始年月日」欄

目的外利用を開始した年月日を記載すること。

5 「目的外利用の終了年月日」欄

目的外利用を終了した年月日を記載すること。

なお、目的外利用を継続している場合は記載不要であり、当該記録票を提出する時点で終了日が予定されている場合は、その年月日を記載し、年月日の後に「(予定)」と記載すること。

6 「目的外利用の根拠」欄

目的外利用を行う法の根拠について、該当する項目の□欄に「■」印を付すこと。

(1) 「本人同意」

本人の同意を得て目的外利用をした場合

なお、本人の同意は、保有課又は利用課において、目的外利用することについて、本人（代理人を含む。）から文書又は口頭により同意する旨の明確な意思表示がなされた場合をいう。ただし、口頭の場合は、本人が目的外利用を同意した旨を記録文書等に記載して本人に提示したときに限る。

(2) 「本人同意以外」

本人の同意を得ないで目的外利用した場合

なお、これに該当する場合は、「本人同意以外の根拠」欄の該当する項目の□欄に「■」印を付すこと。

ア 「法令に規定があるとき」

法令に個人情報の収集目的を超えて利用することができる旨の規定がある場合

なお、これに該当する場合は、（ ）内に根拠となる法令の名称及び条項を記載すること。

イ 「当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき」

法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合

であって、当該保有個人情報を利用することについて客観的にみて合理的な理由があるとき
なお、これに該当する場合は、() 内に具体的な理由を記載すること。

- (3) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第30条第1項により読み替えて適用される個人情報保護法（平成15年法律第57号）第69条第2項第1号（特定個人情報の目的外利用）」

特定個人情報の目的外利用を行った場合

なお、本項目の該当条件としては、人の生命、身体又は財産のために本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合のみに限られる。

7 「目的外利用をした保有個人情報の記録形態」欄

目的外利用をした保有個人情報の記録形態について、該当する項目の□欄に「■」印を付すこと。

※個人情報取扱事務登録簿・個票の記入要領13「記録形態」欄参照

8 「目的外利用の方法」欄

個人情報の目的外利用の方法について、該当する項目の□欄に「■」印を付すこと。

※外部委託記録票の記入要領10「委託先との授受の方法」欄参照

9 「目的外利用をした保有個人情報の項目」欄

当該事務の個人情報取扱事務登録個票に記載されている保有個人情報の記録項目のうち、目的外利用をした記録項目を転記すること。

目的外提供記錄票

登録番号			所管部課名	
事務の名称				
目的外提供の相手方				
目的外提供をした理由				
目的外提供の開始年月日	年 月 日			
目的外提供の終了年月日	年 月 日			
目的外提供の根拠	☐ 本人同意・本人提供 ☐ 本人同意以外			
	本人同意以外の根拠	☐ 法令に規定があるとき（ ） ☐ 保有個人情報の提供を受ける他の行政機関等において当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき * ☐ 統計の作成又は学術研究のために利用するとき ☐ 本人以外のものに提供することが明らかに本人の利益になるとき ☐ 保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき * { *を付した項目について具体的な理由 }		
目的外提供の条件	・ 秘密の保持の義務 ・ 申請目的以外の利用の禁止又は制限 ・ 第三者への提供の禁止又は制限 ・ 複写及び複製の禁止又は制限 ・ 提供した個人情報について中央区が訂正決定を行った場合の訂正に応じる義務 ・ 利用期間終了後の返還又は廃棄の義務 ・ 実地の調査に応ずる義務 ・ 事故発生時の報告義務 ☐ 上記以外の条件（ ）			
目的外提供をした保有個人情報の記録形態	☐ 文書 ☐ 電磁的記録 ☐ その他（ ）			
目的外提供の方法	☐ 文書の写し又は電磁的記録を用紙に出力したものの交付 ☐ 電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付 ☐ その他（ ）			

(裏)

目的外提供をした保有個人情報の項目			
1		1 7	
2		1 8	
3		1 9	
4		2 0	
5		2 1	
6		2 2	
7		2 3	
8		2 4	
9		2 5	
1 0		2 6	
1 1		2 7	
1 2		2 8	
1 3		2 9	
1 4		3 0	
1 5		3 1	
1 6		3 2	

【目的外提供記録票の記入要領】

1 「登録番号」欄

当該目的外提供に係る個人情報取扱事務登録個票の登録番号を記載すること。

2 「所管部課名」欄

当該目的外提供に係る事務を所管する部課名を記載すること。

3 「事務の名称」欄

当該目的外提供に係る事務の名称を記載すること。

4 「目的外提供の相手方」欄

目的外提供した相手の名称を具体的に記載すること。

なお、相手方が複数ある場合には、すべて記載すること。

5 「目的外提供をした理由」欄

区の機関以外のものに当該保有個人情報を目的外提供した理由を具体的に記載すること。

6 「目的外提供の開始年月日」欄

目的外提供を開始した年月日を記載すること。

7 「目的外提供の終了年月日」欄

目的外提供を終了した年月日を記載すること。

なお、目的外提供を継続している場合は記載不要であり、当該記録票を提出する時点で終了日が予定されている場合は、その年月日を記載し、年月日の後に「(予定)」と記載すること。

8 「目的外提供の根拠」欄

目的外提供を行う法の根拠について、該当する項目の□欄に「■」印を付すこと。

(1) 「本人同意・本人提供」

本人の同意を得て目的外提供した場合又は本人に提供した場合

(2) 「本人同意以外」

本人の同意を得ないで目的外提供した場合

なお、これに該当するときは、「本人同意以外の根拠」欄の該当する項目の□欄に「■」印を付すこと。

ア 「法令に規定があるとき」

法令等に個人情報の報告や通知等を義務付けた定めがある場合及び目的外提供を命ずる旨の規定がある場合

なお、これに該当する場合は、() 内に根拠となる法令等の名称及び条項を記載すること。

イ 「保有個人情報の提供を受ける他の行政機関等において当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき」

他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合で、提供先となる相手側が当該保有個人情報を利用することについて客観的に見て合理的な理由がある場合

なお、これに該当する場合は、() 内に具体的な理由を記載すること。

ウ 「統計の作成又は学術研究の目的のために利用するとき」

保有個人情報の提供先が、統計の作成又は学術研究の目的のために当該保有個人情報を利用する場合

エ 「本人以外のものに提供することが明らかに本人の利益になるとき」

本人の生命や身体、財産を保護するために必要な場合や、本人に対する金銭の給付、栄典

の授与等のために必要がある場合等、明らかに本人の利益になる場合

オ 「保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」

①行政機関等に提供する場合と同程度の公益性があること、②提供を受ける側が自ら当該保有個人情報に相当する個人情報を取得することが著しく困難であること、③提供を受ける側の事務が緊急を要すること、④当該保有個人情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること等を満たす、特別な理由がある場合

なお、これに該当する場合は、() 内に具体的な理由を記載すること。

9 「目的外提供の条件」欄

目的外提供を行う場合、記載している項目以外に条件を付した場合は、□欄に「■」印を付し() 内にその条件を記載すること。

10 「目的外提供をした個人情報の記録形態」欄

目的外提供をした個人情報の記録形態について、該当する項目のすべての□欄に「■」印を付すこと。

※個人情報取扱事務登録簿・個票の記入要領 13「記録形態」欄参照

11 「目的外提供の方法」欄

保有個人情報の目的外提供の方法について、該当する項目の□欄に「■」印を付すこと。

※外部提供記録票の記入要領 10「委託先との授受の方法」欄参照

12 「目的外提供をした保有個人情報の項目」欄

当該事務の個人情報取扱事務登録簿に記載されている保有個人情報の記録項目のうち、目的外提供をした記録項目を転記すること。

特定個人情報提供記録票

登録番号		所管部課名	
事務の名称			
提供の相手方			
提供をした理由			
提供の開始年月日	年 月 日		
提供の終了年月日	年 月 日		
提供の根拠	番号法第19条第 項		
提供をした 保有特定個人情報の 記録形態	☐ 文書 ☐ 電磁的記録 ☐ その他（ ）		
提供の方法	☐ 文書の写しの交付又は電磁的記録を用紙に出力したものの交付 ☐ 電磁的記録を電磁的記録媒体に複製したものの交付 ☐ その他（ ）		
提供をした保有特定個人情報の項目			
1		6	
2		7	
3		8	
4		9	
5		10	

【特定個人情報提供記録票の記入要領】

- 1 「登録番号」欄
当該保有特定個人情報の提供に係る個人情報取扱事務登録個票の登録番号を記載すること。
- 2 「所管部課名」欄
当該保有特定個人情報の提供に係る事務を所管する部課名を記載すること。
- 3 「事務の名称」欄
当該保有特定個人情報の提供に係る事務の名称を記載すること。
- 4 「提供の相手方」欄
当該保有特定個人情報を提供した相手の名称を具体的に記載すること。
なお、相手方が複数ある場合には、すべて記載すること。
- 5 「提供をした理由」欄
区の機関以外のものに当該保有特定個人情報を提供した理由を具体的に記載すること。
- 6 「提供の開始年月日」欄
当該保有特定個人情報の提供を開始した年月日を記載すること。
- 7 「提供の終了年月日」欄
当該保有特定個人情報の提供を終了した年月日を記載すること。
なお、特定個人情報提供を継続している場合は記載不要であり、当該記録票を提出する時点で終了日が予定されている場合はその年月日を記載し、年月日の後に「(予定)」と記載すること。
- 8 「提供の根拠」欄
特定個人情報提供を行う法の根拠について、番号法第19条の該当する項を記載すること。
- 9 「提供をした個人情報の記録形態」欄
保有特定個人情報の提供をした保有特定個人情報の記録形態について、該当する項目のすべての□欄に「■」印を付すこと。
※個人情報取扱事務登録簿・個票の記入要領13「記録形態」欄参照
- 10 「提供の方法」欄
保有特定個人情報の提供を行った保有特定個人情報の授受の方法について、該当する項目の□欄に「■」印を付すこと。
※外部提供記録票の記入要領10「委託先との授受の方法」欄参照
- 11 「提供をした個人情報の項目」欄
当該事務の個人情報取扱事務登録個票に記載されている保有個人情報の記録項目のうち、提供をした記録項目を転記すること。

(5) 個人情報管理書類の公表等（事務取扱要領第13条）

事務取扱要領第13条

- 1 総務課長は、個人情報取扱事務登録簿のほか、外部委託記録票、目的外利用記録票、目的外提供記録票、個人情報ファイル簿及び個人情報取扱事務登録個票（以下これらを総称して「個人情報管理書類」という。）のうち必要な部分を情報公開コーナーに備え置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。
- 2 個人情報保護管理者は、個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、所管する課の登録事務に係る個人情報管理書類の写しを同課に備え置かなければならない。

- i 法第75条第1項は個人情報ファイル簿の公表の義務を、条例第7条第1項は個人情報取扱事務登録簿の公表の義務を定めている。これに加え、事務取扱要領第13条では、個人情報取扱事務登録簿、外部委託記録票、目的外利用記録票、目的外提供記録票、個人情報ファイル簿及び個人情報取扱事務登録個票を総称して個人情報管理書類とし、これらのうち必要な部分の公表及び備置の義務を定めている。
- ii 個人情報管理書類の具体的な公表及び備置の方法は次のとおりである。

書類	公表・備置の方法
個人情報取扱事務登録簿	・区ホームページへの掲載 ・コーナーへの備置
個人情報取扱事務登録個票	
個人情報ファイル簿	
各書類の一覧表（※）	
外部委託記録票	・コーナーへの備置
目的外利用記録票	
目的外提供記録票	

※個人情報管理書類の主要な項目を一覧にまとめた表

4 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止

(1) 開示（法第76条－第89条）

ア 開示請求

法第76条

- 1 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。
- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この節において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この節及び第127条において「開示請求」という。）をすることができる。

- i 本条は、何人も、等しく自己を本人とする保有個人情報の開示を請求する権利を有することを明らかにするとともに、本人が未成年者又は成年被後見人である場合には法定代理人が、本人が請求に係る手続の権限を委任した場合には任意代理人が、本人に代わって開示を請求することができる旨を定めている。
- ii 開示請求者は、保有個人情報の開示請求に対する不開示又は部分開示の決定を受けたときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）による救済手続を利用できることとなる。この点は、行政処分ではなく任意の行政サービスとして位置づけられている法第69条第2項第1号の規定による保有個人情報の本人への提供及び死者情報要綱第7条の規定による保有死者情報の任意的開示とは異なるものである。
- iii 「何人」とは、保有個人情報の本人であれば国籍、住所を問わず、他の地方公共団体の住民や外国人も含めた全ての自然人に請求権を保障する趣旨である。
- iv 「未成年者」とは、民法第4条に規定する成年（18歳）に達しない者をいう。
- v 「成年被後見人」とは、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあるため、民法第8条の規定により後見開始の審判を受けたものをいう。
- vi 「法定代理人」とは、本人が未成年者である場合には、民法第818条の親権者（親権者がいない場合は同法第838条第1号の規定による未成年後見人）をいい、成年被後見人である場合には、同法第843条の成年後見人をいう。
- vii 開示請求の方法は、情報公開コーナーへの来所又は中央区総務部総務課情報公開係への郵送により、開示請求書を提出するものとする（第2－4（1）イ「開示請求の受付」参照）。

イ 開示請求の受付

(ア) 開示請求書の確認

法第 77 条 (第 1 項)

- 1 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第 3 項において「開示請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。
 - (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 開示請求に係る保有個人情報に記載されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

政令第 23 条

開示請求書には、開示請求に係る保有個人情報の開示の実施の方法（文書又は図画に記載されている保有個人情報については閲覧又は写しの交付の方法として行政機関等が定める方法をいい、電磁的記録に記載されている保有個人情報については法第 87 条第 1 項の規定により行政機関等が定める方法をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事項を記載することができる。

- (1) 求める開示の実施の方法
- (2) 事務所における開示（保有個人情報に記載されている行政文書等の写しの送付の方法（以下単に「写しの送付の方法」という。）及び電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次条第 1 項第 4 号において同じ。）を使用して開示を実施する方法以外の方法による保有個人情報の開示をいう。以下同じ。）の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日
- (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

i 開示請求は、開示請求権の行使という重要な法律関係の内容を明確にするため、書面を提出して行わなければならない。開示請求者は、自己を本人とする保有個人情報の開示を求めるときは、規則別記第 8 号様式の開示請求書により、実施機関へ開示請求する。

ii 本人から口頭で開示を求められた場合、口頭による開示請求は認められないが、本人への提供という形で、次の①～③の要件によって当該保有個人情報を提供することは可能である。

① 当該保有個人情報の利用目的内の提供

- ② 法第 69 条第 1 項による法令に基づく目的外提供
- ③ 法第 69 条第 2 項第 1 号による本人への目的外提供

iii 開示請求の受付方法

(i) 開示請求の受付は、次の方法による。

- ・ 情報公開コーナーにおいて来所者から提出された開示請求書の受領
- ・ 総務課等へ郵送された開示請求書の受領

(ii) 保有個人情報の開示請求は、当該保有個人情報を保有している実施機関に対して行うことになっているが、開示請求者の利便を図るとともに、開示に関する事務の統一的な運営と能率的な処理を行う観点から、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員が保有している保有個人情報の開示等を請求する場合には、総務課（情報公開コーナー又は情報公開係）へ請求書の提出等を行うことができることとしている（地方自治法第 180 条の 7 に基づく事務の補助執行）。

なお、事務の委任と異なり、補助執行の場合には、請求書の宛先はあくまでも当該保有個人情報を保有する実施機関であることに注意を要する。

(iii) 議会が保有する保有個人情報の開示等に関する事務は、補助執行の対象となっていないため、情報公開コーナー等を利用して区議会議会局の職員が対応することとなる。

iv 開示請求書の確認

(i) 保有個人情報に係る開示請求であるかどうか

➤ 法第 76 条第 1 項では、開示請求の対象を「保有個人情報」と定めており、開示請求者が求める情報が次の①～③のいずれかに当てはまる場合は、開示請求の対象となる個人情報に該当しない旨とその理由を教示する。それでもなお、開示請求が行われた場合は、不開示の理由を示して不開示決定を行うこととなる。

- ① 法第 60 条第 1 項の地方公共団体等行政文書に記録されていない場合
- ② 保有していない場合（法第 124 条第 2 項の規定により保有していないものとみなすものを含む。）
- ③ 開示請求の対象外となっている場合

【例】

- ・ 法第 124 条第 1 項が規定する刑事事件の裁判に係る個人情報
- ・ 基幹統計を作成するために集められた個人情報（統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 52 条）
- ・ 戸籍等に記録されている個人情報（戸籍法第 129 条）

- ・ 登記簿に記録された個人情報（商業登記法（昭和38年法律第125号）第141条）

➤ 他の法令に基づく開示制度等がある場合（※）は当該制度について教示し、適切な情報提供に努める（第2-4（1）ク（ウ）「他の法令による開示との調整」参照）。

※戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項（戸籍謄本等の交付の請求）、第12条の2（除籍謄本等の交付の請求）など

（ii）開示請求の宛先が正しいかどうか

開示請求書の宛先に開示請求の対象となる保有個人情報を保有する実施機関の名称（中央区長 中央区教育委員会 中央区選挙管理委員会 中央区監査委員）が記載されていることを確認する。複数の実施機関に対して同種の保有個人情報の開示が請求された場合には、その請求先となるべき実施機関が全て記載されている必要がある。

他の行政機関の長等に対して行うべき開示請求である場合は、開示請求書を開示請求者に返戻し、実施機関が知り得る範囲で正しい開示請求先を教示する。なお、制度上は、開示請求に係る保有個人情報の不存在を理由に不開示決定を行うことも可能ではある。

（iii）開示を請求する保有個人情報の特定が十分かどうか

開示請求書における「開示を請求する保有個人情報」の記載は、実施機関が対象となる保有個人情報を検索し、特定することができる程度の具体性が必要である。そのため、開示請求者から十分な聴き取りを行い、内容に応じて主管課と連絡を取りながら、当該保有個人情報の存否、件名・内容及び本人への提供（※）での対応の可否について、的確に確認するものとする。

開示請求書の記載が「区が保有する私に関する全ての保有個人情報」となっているなど、一般的に当該記載から開示請求者が求める保有個人情報を具体的に特定することができない場合は、開示請求者に対し、特定に足る具体性について補正を求める。開示請求者が実施機関による繰り返しの補正の求めに応じない場合は、不開示決定を行うこととなる。

※当該保有個人情報の利用目的内の提供、法第69条第1項による法令に基づく目的外提供又は法第69条第2項第1号による本人への目的外提供

（iv）その他

➤ 開示請求者の氏名に旧姓を使用することについては、本人確認を通じて本人との同一性を担保できる限り認められる。

- 明らかな誤字や脱字等、開示請求書の記載の不備が軽微な場合は、法第 77 条第 3 項の規定による補正（第 2 - 4（1）イ（ウ）「開示請求書の補正」参照）を求めることなく、職権で補正することができる。
- 開示請求書の記載事項について使用言語の規定はないが、本制度は日本国の制度であることから、氏名や住所等の固有名詞、外国語表記の文書名等を除き、日本語で記載することが必要である。外国語で記載された開示請求書は、形式的な不備があるものとして補正を求める。
- 規則別記第 8 号様式によらない書面であっても、法第 77 条第 1 項に規定する必要的記載事項が記載されていれば、有効な開示請求書となる。
- 代理人による請求の場合は、開示請求者である代理人だけでなく本人の氏名及び住所又は居所も記載が必要となる。
- 開示請求書に記載された開示の実施方法等のとおり実施機関が開示を実施できる場合、開示を受ける者は、実施機関に開示の実施方法等を申し出る必要がない（第 2 - 4（1）エ（ア）「開示等の決定手続」参照）。そのため、開示請求書の「求める開示の実施方法等」は任意的記載事項であるものの、開示請求者の利便性を考慮し、できる限り開示請求者に記載を促すものとする。

（イ）本人確認・代理権確認

法第 77 条（第 2 項）

- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第 2 項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

政令第 22 条

- 1 開示請求をする者は、行政機関の長等（法第 126 条の規定により委任を受けた職員があるときは、当該職員。以下この条及び第 25 条第 1 項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。
 - （1）開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 3 に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍

を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第７条第１項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

（２）前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため行政機関の長等が適当と認める書類

２ 開示請求書を行政機関の長等に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を行政機関の長等に提出すれば足りる。

（１）前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

（２）その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして行政機関の長等が適当と認める書類であって、開示請求をする日前３０日以内に作成されたもの

３ 法第７６条第２項の規定により代理人が開示請求をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求をする日前３０日以内に作成されたものに限る。）を行政機関の長等に提示し、又は提出しなければならない。

４ 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を当該開示請求をした行政機関の長等（法第８５条第１項の規定による通知があった場合にあっては、移送を受けた行政機関の長等）に届け出なければならない。

５ 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

ｉ 開示請求は、本人関与の原則から保有個人情報の本人及びその代理人のみが行うことができるが、それ以外の者に誤って開示した場合、本人の権利利益の侵害につながりかねない。そのため、実施機関は、受け付けた開示請求が本人又は正当な代理人による請求かどうか、次の①、②について厳格に確認する必要がある。

① 本人確認

開示請求者が架空の人物でないこと及び他人へのなりすましでないことを身分証明書等で確認する。

② 代理権確認

代理請求の場合に、開示請求者が開示請求に係る保有個人情報の本人の正当

な代理人であることを、その代理権を証明する書類で確認する。

- ii 本人確認及び代理権確認の方法については、本人確認要領第2及び第3で次のとおり定めた。

本人確認要領

第2 本人であることを確認する書類

開示等の請求において当該請求をする者が提示し、又は提出する書類は、次のとおりとする。

1 1点で本人確認ができる書類

次に掲げる書類のうちいずれか1つにより、開示等の請求をする者が本人であることを確認する。

なお、いずれも、顔写真付きのものに限るとともに、有効期間を有するものにあつては、その有効期間内のものに限る。

個人番号カード、住民基本台帳カード（住所の記載があるもの）、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に発行されたもの）、旅券（住所の記載があるもの）、在留カード、特別永住者証明書、特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、認定電気工事従事者認定証、電気工事士免状、特殊電気工事資格者認定証、無線従事者免許証、宅地建物取引士証、合格証明書（警備業法（昭和47年法律第117号）第23条）、猟銃・空気銃所持許可証、教習資格認定証（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の5）、官公署がその職員に対して発行した身分証明書（顔写真あり）

2 2点で本人確認ができる書類

開示等の請求をする者が上記1に掲げる書類を提示し、又は提出することができない場合は、アに掲げる書類のうちいずれか2つ又はア及びイに掲げる書類からそれぞれ1つずつにより、開示等の請求をする者が本人であることを確認する。

なお、いずれも、有効期間を有するものにあつては、その有効期間内のものに限る。

また、イに掲げる会社の身分証明書及び学生証は、顔写真付きで、当該顔写真に浮き出しプレスによる認証印のあるもの又は改ざん防止のための特殊加工がしてあるものに限る。

ア 住民基本台帳カード（住所の記載があり、顔写真が付いていないもの）、国民

	健康保険被保険者証、健康保険被保険者証、船員保険被保険者証、共済組合組合員証、国民健康保険高齢受給者証、医療費助成制度の受給者証、介護保険被保険者証、年金手帳、恩給証書、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、敬老手帳、生活保護受給者証、上記 1 の書類更新中に交付される仮証明書や引換書類
イ	会社の身分証明書、学生証、公の機関が発行した証明書等で区長が適当と認めるもの

3 照会書による確認

開示等の請求をする者が上記 1 に掲げる書類を提示し、又は提出することができない場合で、上記 2 に掲げる書類のうち提示し、又は提出することができる書類が 1 つのみのときは、開示等の請求をする者に別記第 1 号様式の照会書を送るものとする。この場合において、開示等の請求をする者から当該照会書及び上記 2 のア又はイの区分に掲げる書類のうちいずれか 1 つの提示又は提出（以下「提示等」という。）を受けたときは、当該 2 つの書類により、開示等の請求をする者が本人であることを確認する。

4 郵送による開示等の請求に係る確認書類

郵送による開示等の請求の場合は、上記 1 から 3 までの書類の複写物に加えて、次に掲げる書類により、開示等の請求をする者が本人であることを確認する。

なお、いずれも、請求をする日前 30 日以内に作成等がされたものに限る。

住民票の写し、開示等の請求をする者が所在している施設の管理者が発行した居住証明書、在外公館が発行する在留証明、その他区長が適当と認めるもの

第 3 代理人であることを確認する書類

代理人が開示等の請求を行う場合において当該代理人が提示し、又は提出する書類は、次のとおりとする。

1 代理人本人であることを確認する書類

上記第 2 に掲げる書類により、本人であることを確認する。

2 代理人の代理権を確認する書類

（1）法定代理人

次に掲げる書類のうちいずれか 1 つにより、開示等の請求をする者の代理権を確認する。

なお、いずれも、請求をする日前 30 日以内に作成されたものに関し、複写物は認めない。

戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）、戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）、住民票の写し、住民票記載事項証明書、家庭裁判所の証明書（家事事件手続法（平成23年法律第52号）第47条）、登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条）

（2）任意代理人

委任状及び委任状に押印された委任者の実印に係る印鑑登録証明書又は委任者本人に係る上記第2の1に掲げる書類の複写物により、開示等の請求をする者の代理権を確認する。

なお、委任状及び委任状に押印された委任者の実印に係る印鑑登録証明書は、請求をする日前30日以内に作成されたものに限り、複写物は認めない。

iii 代理請求の場合の本人関与の促進及び不正請求等防止の措置については、本人確認要領第4で次のとおり定めた。

本人確認要領

第4 本人関与の促進及び不正請求等防止の措置

1 法定代理請求

法定代理人により開示請求が行われた場合、未成年者又は成年被後見人本人に対し、別記第2号様式の通知書により当該請求の事実を通知する。

また、当該請求に対して開示決定等を行ったときは、本人に対し、別記第3号様式の通知書により当該開示決定等について通知する。

2 任意代理請求

任意代理人により開示等の請求が行われた場合、原則、委任者本人へ別記第4号様式の確認書を送付し、その返信をもって本人が当該任意代理人に当該開示等の請求を委任したことの事実を確認する。

iv 代理権を証明する書類の確認に当たっては、開示の実施が想定される日に代理人がその資格を喪失しているおそれがないかについても留意する。

v 代理請求を行う代理人に対して、開示を受ける前に代理人としての資格を喪失した場合は、政令第22条第4項の規定により、その旨を届け出なければならないことを教示する。

（ウ）開示請求書の補正

法第77条（第3項）

3 行政機関の長等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下この節において「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

- i 開示請求に当たって提出された開示請求書や本人確認書類、代理権確認書類に不備がある場合、実施機関は、適切な情報提供を行いつつ、できる限り補正を求めるものとする。

【形式上の不備がある場合の例】

- ・ 法第77条第1項の規定による記載事項が記載されていない場合
- ・ 法第77条第1項第2号の保有個人情報に特定するに足りる事項の記載が不十分であるため、開示請求に係る保有個人情報が特定されていない場合
- ・ 開示請求書が日本語以外の言語で記載されている場合
- ・ 本人確認書類や代理権確認書類が提示又は提出されていない場合（提示又は提出された書類に不備がある場合も含む。）

- ii 「相当の期間」とは、行政手続法第7条に規定する「相当の期間」と同義であり、当該補正をするのに社会通念上必要とされる期間を意味し、個別の事案に応じて実施機関が判断する。

- iii 明らかな誤字や脱字等、開示請求書の記載の不備が軽微な場合は、開示請求者に対する補正を求めることなく、職権で補正することができる。

- iv 補正に当たっては、開示請求者に連絡を取り、その不備の内容について確認し、実施機関において補正できるものは、開示請求者の了解を得た上で補正することも可能である。この場合、そのやり取りの内容を開示請求書の余白に記載する。

- v 保有個人情報の特定が不十分な開示請求がなされた場合は、開示請求者に対し、保有個人情報の特定に資する情報の提供を行うことが必要となる。

- vi 開示請求者が不備に対する補正に応じなくても、当該請求の受付を拒否することはできない。開示請求者に対して十分な情報提供を行ったにもかかわらず、開示請求者が補正の求めに応じなかった場合は、行政手続法第7条の規定により、請求に応じない旨の決定（法第82条第2項による不開示の決定）を行うこととなる。

ウ 開示・不開示の決定

（ア）不開示情報への該当性の審査

法第78条

1 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

（１）～（７） （略）

2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（）」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（）」とする。

- i 実施機関は、開示請求があったときは、本人や第三者、法人等の権利利益、公共の利益等を適切に保護する観点により定められた本条第1項各号の不開示情報が含まれる場合を除き、開示請求に係る保有個人情報を開示する義務を負う。
- ii 開示請求を受け、当該請求に係る保有個人情報が存在する場合には、当該保有個人情報が不開示情報に該当するかどうか審査し、「保有個人情報の全部又は一部を開示する」（法第82条第1項）か「保有個人情報の全部を開示しない」（同条第2項）かの判断を行う。
- iii 不開示情報への該当性を判断するに当たっては、開示することによる利益と開示しないことによる利益を適切に比較衡量する必要がある。この比較衡量は、保有個人情報の内容や利用目的に則し、国の情報公開・個人情報保護審査会の答申や個人情報保護に関する訴訟の判決等を参考にしつつ、個別具体的に慎重に行う。
- iv 開示請求に係る保有個人情報が複数の不開示情報に該当する場合もあるため、開示決定を行う場合は、本条第1項各号の不開示情報のいずれにも該当しないことを十分に確認する。

なお、本条第1項第4号（国の安全等に関する情報）及び第5号（公共の安全等に関する情報）は、国の機関の長等が開示決定等をする場合における不開示情報を規定しているため、区における開示決定等の場合は対象とならない。
- v 区においては、本条第2項の各地方公共団体における情報公開条例との整合性を確保するための不開示情報は条例に規定していない。

a 不開示情報（個人に関する情報）

法第78条（第1項第1号・第2号）

- 1 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。
- （1）開示請求者（第76条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第86条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- （2）開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
- ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（a）本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報（第1号）

- i 開示請求制度は、本人に対して当該本人に関する情報を開示するものであり、通常であれば本人の権利利益を害するおそれはないと考えられる。

ただし、まれに本人に開示することで本人の権利利益を侵害するおそれが生じる場合もあり得ること、また、代理人による開示請求においては、開示請求者と本人の利益が相反する場合が想定されることから、本号が設けられている。

- ii 開示請求者が代理人である場合、対象となる保有個人情報の性質、開示請求に至る状況や経過等から、本人と代理人の利益が相反するおそれがあると客観

的に認められるときに本号が適用される。

iii 本号に該当する情報として、次の例が考えられる。

【例】

- ・ 治療上の理由から本人に告知されていない病状に関する情報
- ・ 開示請求者から児童虐待等を受け別居している未成年者について、現在の居所が確認できる情報

(b) 開示請求者以外の個人に関する情報（第2号）

- i 本号には、開示請求者以外の個人に関しても本人と同様にその権利利益を保護するため、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる個人に関する情報は不開示とすることが定められている。
- ii 「個人に関する情報」とは、氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限られず、ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない。そして「個人情報」とは異なるものであり、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。
- iii 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、法人その他の団体の事業活動に関する情報と同様の性格を有するものであるため、次号の規定により判断する。ただし、事業を営む個人に関する情報であっても、当該事業とは関係のない情報（学歴、親族関係、家庭状況、健康状態等）は、本号により開示又は不開示の判断を行う。
- iv 「その他の記述等」とは、氏名及び生年月日以外の記述（住所、電話番号、役職名等）又は個人別に付された記号、番号（振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等）その他の符号等をいい、映像や音声も、それによって特定の個人を識別することができる限り含まれる。
- v 「特定の個人を識別できる」とは、一般人の判断力・理解力により当該情報が誰のものであるかを認識することができることをいう。
- vi 照合の対象となる「他の情報」とは、実施機関が現に保有する情報のほか、公知の情報や図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど、一般人が通常入手し得る情報が含まれる。また、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれる。

特別の調査をすれば入手し得る情報については、通例は「他の情報」に含まれない。しかし、事案によっては、個人の権利利益を保護する観点からは、個

個人情報の取扱いに当たって、より慎重な判断が求められる場合がある。そのため、当該個人を識別するために実施可能と考えられる手段について、その手段を実施するものと考えられる人物が誰であるか等をも視野に入れつつ、合理的な範囲で判断する。

- vii 「開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、匿名の作文、無記名の個人の著作物等、個人の人格と密接に関連したり、開示すれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものをいう。

(c) 開示請求者以外の個人に関する情報のうち不開示情報から除かれるもの（第2号イ～ハ）

本号イからハまでにおいては、上記（b）の開示請求者以外の個人に関する情報に該当し不開示となるものの例外として、開示する情報を定めている。

- ① 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報（第2号イ）

i 「法令の規定」には、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定も該当し、条例も含まれる。

ii 「慣行として」とは、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。ただし、当該保有個人情報と同種の情報を開示請求者が知ることができる事例が存在したとしても、それが個別的な事情にとどまる限り、「慣行として」知ることができる場合に当たらない。

iii 「慣行として開示請求者が知ることができる情報」に該当するものとしては、請求者の家族構成に関する情報（配偶者や子の名前、年齢、職業等）等がある。

iv 「知ることが予定されている」とは、開示請求時点では実際には知らされていないが、将来的に知らされることが予定されている場合をいう。

なお、「予定」とは、将来知らされることが具体的に決定していることは要しないが、当該情報の性質、利用目的等に照らして通常知らされるべきものをいう。

- ② 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（第2号ロ）

不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よ

りも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回る場合は、当該情報は開示する。現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益には様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討を行う必要がある。

③ 公務員等の職及び職務の遂行に係る情報（第2号ハ）

- i 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関その他の国の機関、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。
- ii 公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名及び印影は、開示した場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、本号イに該当する場合には、例外的に開示することとなる。

この点、従前からの慣行を踏まえ、区における公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる職員の氏名及び印影は、開示することにより本項第3号、6号及び7号の不開示情報を開示することとなるような場合及び個人の権利利益を害することとなるような場合を除き、本号イに該当するものとして開示の対象とする。

b 不開示情報（法人等に関する情報）

法第78条（第1項第3号）

- 1 行政機関の長等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。
- （3）法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当

な利益を害するおそれがあるもの

- 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(a) 法人等に関する情報として不開示となる情報（第3号本文）

- i 本号は、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由を保障する必要があることから、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる情報を不開示とすることを定めている。
- ii 「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）」には、株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や権利能力なき社団等も含まれる。
- iii 「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と関連性を有する情報をいう。
なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもあり、法第78条第1項第2号の不開示情報に当たるかどうかを検討する必要がある。
- iv 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、営利を目的とするか否かを問わず、事業活動に関する一切の情報をいい、上記iiiの法人等に関する情報と同様の要件により、本号イ及び□の規定への該当性を判断する。事業活動と明確に区分することができる個人に関する情報は、前号（法第78条第1項第2号）を適用する。

なお、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当するか否かについては、開示請求があった保有個人情報の内容から当該事業に関する情報であることが明らかである場合を除き、当該個人に照会するなどして、個人のプライバシーの保護に万全を期し慎重に取り扱う。

- v 本号の適用に当たっては、法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であるとともに、本号イ又は□に該当する必要がある。

① 当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する

おそれがあるもの（第3号イ）

- i 「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切をいう。
- ii 「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。
- iii 「その他正当な利益」は、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含む。
- iv 「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮するものとする。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が必要である。

- v 本号イに該当する情報は、次のものが想定される。
 - ・ 経営又は事業の内容に関する情報（事業計画、設備、財務等）
 - ・ 技術に関する情報（製品開発、ノウハウ等）
 - ・ 人事・労務管理等に関する情報（人事配置、給与体系、労務交渉等）
 - ・ その他明らかに法人等又は事業を営む個人の利益を損なうと認められる情報（法人等の印鑑の印影等）

② 開示しない条件で任意に提供された情報（第3号ロ）

- i 「行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供された情報」には、行政機関の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供された情報は通常含まれないが、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件が提示され、行政機関が合理的理由があるとしてこれを受託した上で提供を受けた情報は含まれる。
- ii 「行政機関の要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、行政機関の長が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に報告又は提出を求めた場合は含まれる。
- iii 「開示しないとの条件」とは、本法や中央区情報公開条例（平成13年10月中央区条例第29号）に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろんであるが、第三者に対して当該情報を提供しないとの条件を意味する。また、特定の行政目的以外の目的には利用しないとの条件も通常含

まれる。

iv 「条件」については、行政機関の側から開示しないとの条件で情報を提供して欲しいと申し入れる場合も、法人等又は事業を営む個人の側から情報は提供するが開示しないでほしいと申し出る場合も含まれるが、いずれにしても双方の合意により成立する。また、条件を設ける方法については、黙示的なものを排除しない。

v 「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の見取り方を意味し、当該法人等又は個人において開示しないことだけでは足りない。

vi 開示しないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する。開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっていたり、同種の情報が既に開示されている等の事情がある場合は、本号に該当しない。

(b) 法人等に関する情報のうち不開示情報から除かれるもの(第3号ただし書き)

本号ただし書きは、法人等又は事業を営む個人の事業活動により、人の生命、健康、生活又は財産を侵害することが明らかな場合には、当該事業活動が違法又は不当であるか否かを問わず、人の権利利益を保護するため、開示しなければならないことを定めている。

この場合、不開示にすることによって保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益と、開示することにより保護される人の生命、健康等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回ると認められるときは、当該情報は開示する。現実には人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれ、客観的な資料により、慎重かつ公正に判断する。

c 不開示情報(国の安全等に関する情報・公共の安全等に関する情報)

法第78条第1項第4号(国の安全等に関する情報)及び第5号(公共の安全等に関する情報)は、国の機関の長等が開示決定等をする場合における不開示情報を規定しているため、区における開示決定等の場合は対象とならない。

d 不開示情報(審議、検討等に関する情報)

法第78条（第1項第6号）

1 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

（6）国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

i 行政の意思決定は、その過程において様々な資料を作成し、これらを基に審議、検討又は協議を繰り返しながら行うものであり、本号は、その過程の情報を開示することにより、行政における適正な意思決定が損なわれるおそれがある場合に不開示とすることを定めている。

ii 「国の機関」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院並びにこれらに属する機関を指す。

iii 「内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」とは、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程の各段階において行われている様々な審議、検討及び協議（以下「審議等」という。）に関連して作成され、又は取得された情報をいう。

iv 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、開示することにより、外部からの圧力、干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれをいう。

v 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報等を開示することにより、誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれをいう。

vi 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を開示することにより、不正な投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれをいう。

vii 上記 iv から vi までにおいて「不当に」とは、審議等の途中段階の情報を開示

することの利益を勘案してもなお、開示による実施機関の適正な意思決定への支障が重大であることを意味する。

予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と支障を比較衡量した上で判断する。

viii 審議等に関する情報については、組織としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられる。ただし、当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部の構成要素である場合、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等、審議等の過程が重層的又は連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討を要する。

また、審議等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議等に関する情報が開示されると、区民に混乱を生じさせ、将来予定されている同種の審議等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあれば、本号に該当する場合がある。

e 不開示情報（事務又は事業に関する情報）

法第78条（第1項第7号）

1 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

（7）国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確

な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

- 二 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(a) 事務又は事業に支障を及ぼすおそれにより不開示となる情報（第7号）

- i 行政機関等が取り扱う保有個人情報の中には、開示することにより、公的機関としての事務事業の公正かつ円滑な運営に支障を生じ、結果的に区民全体の利益を損なうことになりかねないような情報が含まれる場合もあるため、本号は、こうした情報を不開示とすることを定めている。
- ii 本号イからトまでは例示的に規定されているものであり、これらに該当しない場合であっても、開示することにより「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある限り、不開示となる。

【該当すると考えられる事例】

- ・ 個人の評価、診断、判定、選考、推薦、指導、相談等に関する保有個人情報を開示することが、これらの事務の過程や基準を知らせることになり、事務の公正・中立な遂行を不当に阻害するおそれがある場合
- iii 「国の機関」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院並びにこれらに属する機関を指す。
- iv 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の本質的な性格、より具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断するとの趣旨である。
- v 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」は、実施機関の恣意的な判断を許容する趣旨ではなく、本号の適用に当たっては、その要件の該当性を客観的に判断する必要がある。また、事務又は事業の根拠となる規定や趣旨に照らし、開示することによる利益と支障を比較衡量した結果、開示によって保護される本人の権利利益を考慮してもなお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が

看過しえない程度のものをいう。

- vi 「支障」は、名目的なものでは足りず実質的なものである必要があり、「おそれ」の程度も、抽象的な可能性や単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が必要である。

(b) 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ(第7号イ)

- i 「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。

具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていること等をいう。

「国の安全が害されるおそれ」とは、これらの国の重大な利益に対する侵害のおそれ(当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがある場合を含む。)をいう。

- ii 「他国若しくは国際機関」(以下「他国等」という。)には、我が国が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの(各国の中央銀行等)、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織(アジア太平洋経済協力、国際刑事警察機構等)の事務局等を含む。

他国等との「信頼関係が損なわれるおそれ」とは、他国等との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれをいう。

例えば、開示することにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなるなど、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報が本号イに該当する。

- iii 「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」とは、他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望むような交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下するなどのおそれをいう。

例えば、交渉(過去のものを含む。)に関する情報であって、開示することにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が採ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が本号イに該当する。

(c) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす

おそれ（第7号ロ）

- i 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。
- ii 「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。
- iii 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起等のために犯人及び証拠を発見、収集又は保全することをいう。
- iv 「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。刑事訴訟法以外の特別法により、臨検、搜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号ロに含まれる。

また、開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報、被疑者又は被告人の留置又は勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も本号ロに含まれる。

感染症の予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制等、一般に開示しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生ずるおそれのない行政警察活動に関する情報については、本号ロには該当しない。

- (d) 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ（第7号ハ）
 - i 「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行及び財産の状況の正否を調べることをいう。
 - ii 「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。
 - iii 「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。

- iv 「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。
- v 「租税」には、国税、地方税がある。「賦課」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいい、「徴収」とは、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取ることをいう。
- vi 上記 i ～ v に係る事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。

これらの事務に関する情報には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為や妥当性を欠く行為を助長する等のおそれがあるものがあり、こうした情報は不開示とする。

また、反復的、継続的に行われる事務事業に関する情報のうち、実施後であっても、開示することにより同種の事務事業の目的が達成されなくなるなど、公正かつ円滑な執行を著しく妨げるものについては、不開示とする。例えば、監査内容等の詳細についてこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは、本号八に該当する。

- (e) 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ（第7号二）

- i 「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。
- ii 「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。
- iii 「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立てその他の法令に基づく不服申立てがある。
- iv 行政機関等が一方の当事者となる契約、交渉及び争訟（以下「契約等」という。）においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場でその業務を遂行する必要がある、当事者としての利益を保護する必要がある。

これらの契約等に関する情報の中には、例えば、用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。

(f) 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ（第7号ホ）

調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に開示することにより、成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるものや、試行錯誤の段階の情報で、開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。

(g) 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ（第7号ヘ）

行政機関等が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分、能力等の管理に関すること。）に係る事務は、当該機関の組織としての維持の観点から行われ、一定の範囲で当該組織の自律性を有するものである。

人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評定や人事異動、昇格等の人事構想等のように、開示することにより、組織維持の基礎となる公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。

(h) 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ（第7号ト）

独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関連する情報については、企業経営という事業の性質上、法第78条第1項3号の法人等に関する情報に準じた考え方で企業経営上の正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものは不開示とする。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があり、情報の不開示の範囲は法第78条第1項3号の法人等とは当然異なり、より狭いものとなる場合がある。

(イ) 部分開示の可否

法第79条

- 1 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第1項第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

a 第1項関係

- i 本項は、開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分（以下「不開示部分」という。）を容易に区分できるときは、当該保有個人情報の全体を不開示とするのではなく、不開示部分を除き、当該不開示部分以外の部分を開示することを定めている。
- ii 「不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができる」とは、開示請求に係る保有個人情報のどの部分が不開示情報に該当するかを区分けし、かつ、不開示情報を物理的に分離して除くことが技術的に困難でなく、又は多くの時間と費用をかけることなくできることをいう。

「区分」とは、不開示情報に該当する部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、不開示情報に該当する部分を、当該部分の内容が分からないように黒塗りや被覆を行うなど、加工することにより、情報の内容を物理的に除去することをいう。

保有個人情報に含まれる不開示情報を除くことは、当該保有個人情報が文書に記録されている場合、文書の複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易である。一方、電磁的記録に記録された保有個人情報については、区分して除くことが困難な場合があり得る。こうした場合には、不開示情報を容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定する。例えば、紙に出力した上で、不開示情報を区分して除いて開示することも考えられる。電磁的記録をそのまま開示することを求められた場合は、不開示情報の部分のみを削除することの技術的可能性等を総合的に判断する。既存のプログラムでは行うことができない場合は、「容易に区分して除くことができる」に該当しない。

b 第2項関係

- i 本項は、開示請求に係る保有個人情報に特定の個人を識別することができる情報（法第78条第1項第2号の不開示情報）が記録されている場合において、特定の個人を識別できる部分とそれ以外の部分を区分できるときに開示する範囲

について定めたものである。

- ii 「開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」とは、氏名、住所等の個人を識別することができる部分を除くこと（匿名化）により、開示しても当該開示請求者以外個人の正当な権利利益が害されるおそれがないと認められる場合をいう。
- iii 「同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」とは、当該開示請求者以外個人に関する一連の情報から個人識別性のある部分を除いて匿名化することにより、残された部分を開示しても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる場合は、その残された部分については、前条第1項第2号の「個人に関する情報」には含まれないものとみなして、開示しなければならないとする趣旨である。
- iv 開示請求者以外の特定の個人を識別させる要素を除去し匿名化しても、開示することが不適当であると認められる場合もあることに留意する。例えば、作文などの個人の人格と密接に関連する情報や個人の未公表の論文等、開示すると個人の権利利益を害するおそれのあるものは不開示とする。

（ウ）裁量的開示の判断

法第80条

行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

法第78条第1項各号の不開示情報への該当性の判断においては不開示とする必要性が認められる場合であっても、個別的な事情によっては、開示による利益が不開示により保護される利益を優越する場合がある。本条は、こうした場合のため、高度な行政的判断による裁量的開示を認めるものである。

（エ）存否応答拒否の適否

法第81条

開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報

報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

- i 開示請求に対しては、請求に係る保有個人情報の存否を明らかにした上で、応ずるか否かの決定をすべきであるが、本条は、例外的に、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すること（以下「存否応答拒否」という。）ができる場合について定めている。
- ii 「当該請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる時」とは、開示請求に係る保有個人情報が実際にあるかないかにかかわらず、開示請求された保有個人情報の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。例えば、犯罪捜査に関する照会情報に対する探索的な請求に対して「当該保有個人情報は存在するが不開示とする」と回答をすることは、捜査の事実があることを意味し、又は「当該保有個人情報は存在しない」という回答をすることは、捜査の事実がないことを意味することになるため、結果的に不開示による利益が害されることとなる場合は、存否応答拒否を行う。
- iii 本条によって請求を拒否する場合、行政手続法第8項の規定により示さなければならない処分の理由は、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった保有個人情報の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかをできる限り具体的に提示する必要がある。
- iv 本条は、開示請求に対する応答の例外規定であるため、存否応答拒否をする場合は、不当に拡大して適用することのないよう、その妥当性を適切に判断する必要がある。

エ 決定の通知

法第82条

- 1 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第62条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。
- 2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面

により通知しなければならない。

政令第 24 条

1 法第 82 条第 1 項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法

(2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、法第 87 条第 3 項の規定による申出をする際に当該事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

(3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

(4) 電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項（行政機関等が電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施することができる旨を定めている場合に限る。）

2 開示請求書に前条各号に掲げる事項が記載されている場合における法第 82 条第 1 項の政令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

(1) 開示請求書に記載された開示の実施の方法による保有個人情報の開示を実施することができる場合（事務所における開示については、開示請求書に記載された事務所における開示の実施を希望する日に保有個人情報の開示を実施することができる場合に限る。） その旨及び前項各号に掲げる事項

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 その旨及び前項各号に掲げる事項

区規則第 9 条

区長は、法第 76 条第 2 項の規定により、未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合であって、当該未成年者が満 15 歳に達しているときは、開示する情報が法第 78 条第 1 項第 1 号に掲げる情報に該当するか否かの判断に当たり、当該未成年者に対し別記第 7 号様式による確認書の提出を求めることができる。

(ア) 開示等の決定手続

i 開示等の専決権者は、総務部長である。なお、区長以外の実施機関（議会を除く。）における開示の可否の専決権者についても、地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づく補助執行により、総務部長としている。

ii 開示決定は、次の①～③のいずれかに該当する場合に行う。

① 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されていない場合

- ② 開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるとき（この場合には、不開示情報が記録されている部分を除いて開示する。）
- ③ 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に当該保有個人情報を開示する必要があると認めるとき（裁量的開示、法第 80 条）。

iii 不開示決定は、次の①～⑥のいずれかに該当する場合に行う。

- ① 開示請求に係る保有個人情報に記録されている情報が全て不開示情報に該当する場合（開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分を他の部分と容易に区分して除くことができない場合を含む。）
- ② 開示請求に係る保有個人情報の存在の有無を明らかにするだけで、不開示情報を開示することになる場合（存否応答拒否、法第 81 条）
- ③ 開示請求に係る保有個人情報を実施機関において保有していない場合又は開示請求の対象が法第 124 条第 2 項に該当する場合若しくは保有個人情報に該当しない場合
- ④ 開示請求の対象が法第 60 条第 3 項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第 4 項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。）及び法第 109 条第 4 項に規定する削除情報に該当するものである場合、法第 124 条第 1 項に該当する場合又は法以外の法律における適用除外規定により開示請求の対象外のもの（訴訟に関する書類等）である場合
- ⑤ 開示請求書に法第 77 条第 1 項各号に規定する事項の記載の不備がある場合若しくは同条第 2 項に規定する開示請求に係る保有個人情報の本人であること（代理人による開示請求にあつては、当該開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類に不備がある場合（当該不備を補正することができると思われる場合は、原則として、開示請求者に補正を求める。）
- ⑥ 開示請求が権利濫用に当たる場合。この場合において、権利濫用に当たるか否かの判断は、開示請求の態様、開示請求に応じた場合の実施機関の業務への支障等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断して行う。実施機関の事務を混乱又は停滞させることを目的とする等、開示請求権の本来の目的を著しく逸脱する開示請求は、権利の濫用に当たる。

iv 開示等の決定手続は次の a ～ f のとおりである。

a 第一次判断の依頼

総務部総務課長（以下「総務課長」という。）は、開示請求書を受理したときは、当該請求書の写しを主管課の課長（これに相当するものを含む。以下「主管課長」という。）に送付し、該当する保有個人情報に係る主管課長の開示可否の判断（以下「第一次判断」という。）の決定について、期限を定めて依頼する。

b 第一次判断

（i）主管課長は、総務課長から第一次判断依頼を受けたときは、開示請求の内容を確認して、当該請求に係る保有個人情報を検索し、特定する。

（ii）主管課長は、当該請求に係る保有個人情報について、次に掲げる事項を十分に検討の上、第一次判断の決定をする。この場合において、当該保有個人情報に他の課に関連する内容が記録されているときは、必要に応じて当該他の課と協議する。

- ・ 請求のあった保有個人情報が特定できるか否か。
- ・ 請求のあった保有個人情報が存在するか否か。
- ・ 請求のあった保有個人情報が自己を本人とするものであるか否か。
- ・ 請求のあった保有個人情報に記録されている情報が不開示情報に該当するか否か。
- ・ 請求のあった保有個人情報に不開示情報とそれ以外の情報が記録されている場合は、それらを区分して部分開示をすることができるか否か。
- ・ 請求のあった保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるか否か。
- ・ 請求のあった保有個人情報に不開示情報が記録されている場合は、不開示情報に該当する理由が消滅し、当該保有個人情報を開示することができるようになる予定があるか否か。

（iii）主管課長は、開示請求があった保有個人情報を特定するに当たり、当該請求内容に該当する部分の分離が容易であり、かつ、当該部分以外の部分は不要であるとする請求者の意思が明確であるときは、当該部分を分離して対象の保有個人情報とする。

c 第一次判断に当たっての意見照会・意思確認

（i）主管課長は、未成年者の法定代理人により開示請求された場合であって、当該未成年者が満15歳に達しているときは、法78条第1第1号の規定（本人の権利利益を害するおそれがある情報）への該当性の判断に当たり、当該未成年者に対して確認書の提出を求めることができる（規則第9条）。

（ii）主管課長は、未成年者の法定代理人により開示請求された場合は、法78条

第1第1号の規定（本人の権利利益を害するおそれがある情報）への該当性の判断に当たり、開示請求を行った法定代理人以外の法定代理人に対して意見照会を行うことができる（個人情報の保護に関する法律についてのQ & A（行政機関等編）5－3－4参照）。

- （iii）主管課長は、当該保有個人情報に第三者に関する情報が含まれている場合には、必要に応じて、法第86条の規定による当該第三者への意見書提出の機会の付与を行う（第2－4（1）キ「第三者の意見の聴取」参照）。

d 第一次判断の回答

主管課長は、対象保有個人情報の特定及びその内容についての検討、協議、各種照会・確認を経た上で、第一次判断を決定したときは、速やかに対象となる保有個人情報の件名（保有個人情報が存在の場合は、請求の内容）、第一次判断の決定の内容及びその具体的な理由を記載した書面に当該保有個人情報を添付し、総務課長に回答する。この場合において、意見照会・意思確認を行ったときは、当該情報に関する意見書・確認書も添付する。

e 開示等の決定

総務部長は、第一次可否判断の内容を検討し、開示決定等をする。

f 期間の延長（第2－4（1）オ「決定の期限」参照）

- （i）主管課長は、総務課長が定めた期限までに回答することができないときは、その理由及び回答できる見込みの期日を記載した書面により、その旨を総務課長に通知する。
- （ii）総務部長は、やむを得ない理由により、開示請求があった日から30日以内に開示等の決定をすることができないときは、同日以内に、開示請求があった日から60日を限度として決定の期間を延長する旨の決定をする。
- （iii）総務部長は、請求に係る保有個人情報著しく大量であり、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合は、30日以内に、期限の特例延長を行う旨の決定をする。

（イ）開示等の決定の通知

- i 開示請求に対する決定は行政処分であり、事後に争訟となる場合も考えられることから、事実関係を明らかにするため、書面により開示請求者に通知しなければならない。
- ii 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する決定をしたときは、規則別記第9号様式の開示決定通知書により、開示請求者へ通知する。なお、開示決定通知書における「開示する保有個人情報の利用目的」欄には、当

該保有個人情報を取り扱う事務で登録した個人情報取扱事務登録簿又は個人情報取扱事務登録個票で明示する利用目的を記載する。

- iii この開示決定の通知には、開示に当たって開示を受ける者が求める実施の方法を確認するため、開示の実施方法等申出書（第 2 - 4（1）ク（イ）「開示の実施方法等申出書の確認」参照）を同封して送付する。
- iv 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない決定をしたとき（存否応答拒否をするとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、規則別記第 10 号様式により、開示請求者へ通知する。
- v 不開示理由の記載
 - （i）行政手続法第 8 条の申請を拒否する処分をする際の処分理由の提示義務により、請求の全部又は一部に応じない旨の決定をしたときは、開示することができない理由を開示決定通知書又は不開示決定通知書に明記しなければならない。その趣旨は、実施機関における当該処分の公正・公平の確保という観点に加え、開示請求者が、当該決定を不服として審査請求又は取消訴訟の提起により救済を求める、又は開示請求の内容を変更して再度開示請求を行う場合に、その便宜を図るものである。
 - （ii）不開示理由は、請求に応じられない根拠となる条文を示すだけでなく、部分開示の場合は不開示部分を示し、なぜ当該根拠となる規定を適用するに至ったかを、開示請求者が客観的に理解できる程度に具体的に記載する。また、不開示とした部分ごとに、該当する不開示理由の全てを記載する。
 - （iii）開示請求に係る保有個人情報が存在しない場合、その不存在の理由を具体的に記載する（○年○月○日に保存期間○年が満了したため廃棄済み等）。
 - 開示請求書に形式上の不備がある場合、どの要件を満たしていないか（記載が必須な事項の記載、保有個人情報の特定等）を明確に記載する。
 - 存否応答拒否をする場合、不開示情報が明らかにならない範囲で法第 81 条の条文を示すとともに、存否そのものを答えられない理由、存否を答えた場合に法第 78 条のどの不開示情報を開示することになるかについて示す必要がある。
- vi 実施機関は、法定代理人による開示請求に対する決定を行った場合は、本人確認要領別記第 3 号様式により、本人へ当該開示決定等について通知する。

オ 決定の期限

（ア）決定を行う期限

法第83条（第1項）

- 1 開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

本項では、開示請求を受けた実施機関は、開示請求日から30日以内に「保有個人情報情報の全部又は一部を開示する」か「保有個人情報情報の全部を開示しない」かの決定を行わなければならないことを定めている。

法定の期限は開示請求日から30日以内とされているものの、区においては、開示請求の手続を迅速に進めていく観点から、開示請求日から14日以内に開示決定等を行うことを目標とする。

a 起算日

「開示請求があった日」とは、開示請求書が実施機関の事務所に到達した日をいう。

① 来庁して情報公開コーナーで開示請求を行う場合

開示請求者が行政機関等に来所して開示請求書を提出した日が「開示請求があった日」となる。

② 開示請求書を郵送して開示請求を行う場合

開示請求書が区の事務所に配達された日が「開示請求があった日」となる。

b 期間計算

民法（明治29年法律第89号）第140条の規定により「開示請求があった日」の翌日から起算し、その期間の末日が行政機関等の休日に当たる場合は、同法第142条の規定によりその翌日をもって期間が満了することになる。

なお、この間に開示請求書の補正が行われた場合、その補正に要した日数（※）は算入されない。

※補正を求めた日の翌日から当該補正が完了した日までの日数をいう。なお、「補正を求めた日」とは、実施機関が補正書の発送等を行った日をいう。

（イ）期間の延長

法第83条（第2項）

- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び

延長の理由を書面により通知しなければならない。

- i 本項は、開示請求に係る保有個人情報について、事務処理上の困難その他正当な理由により、30日以内に開示決定等を行うことができない場合には、その期限を開示請求日から60日以内まで延長することができることを定めている。
- ii 「事務処理上の困難その他正当な理由があるとき」とは、実施機関が開示請求に対して開示請求日から30日以内に開示決定等をするよう誠実に努力しても、当該期間内に決定することができない場合をいう。

「正当な理由」への該当性は、請求に係る保有個人情報の量、請求に係る保有個人情報の開示・不開示の審査の難度、当該期限までに処理すべき他の開示請求事案の量のほか、他の業務の繁忙、開庁日等の状況なども考慮して、当該開示請求の事務処理が困難となるか否かにより判断される。

【該当事例】

- ① 一度に多くの種類の開示請求があり、又は同種の保有個人情報が著しく大量にあるため、請求に係る保有個人情報を短期間に検索することが困難であるとき、又は開示請求があった保有個人情報の内容が複雑で、期間内に開示決定等をするのが困難であるとき
 - ② 開示請求があった保有個人情報に第三者に関する情報が記録されているため、当該第三者の意見を聴く必要があり、期間内に開示決定等をするのが困難であるとき
 - ③ 満15歳以上の未成年者の法定代理人による開示請求で、本人に自身の個人情報の開示に対する意思を確認することにより、期間内に開示決定等をするのが困難であるとき
 - ④ 未成年者の法定代理人による開示請求で、開示請求を行った法定代理人と本人との間の利益相反を防止するため、もう一方の法定代理人に意見照会をすることにより、期間内に開示決定等をするのが困難であるとき
 - ⑤ 天災等の発生や一時的な業務量の増大等のため、期間内に開示決定等をするのが困難であるとき
 - ⑥ 年末年始等執務を行わない期間があるときその他の合理的な理由により、期間内に開示決定等をするのが困難であるとき
- iii 期間を延長する場合、規則別記第11号様式により、延長後の期間及び延長の理由を開示請求者へ通知する。当該通知は、遅くとも開示請求があった日から30日以内（補正に要した日を除く。）に行うものとする。

- iv 延長通知書の「延長後の期間」は、開示決定等が行われる時期の見込みを示すものであり、必要最小限の日数とする。

(ウ) 期限の特例

法第84条

開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

- i 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、法第83条第2項の規定による期間の延長を行ったとしても、当該期間内（60日以内）に開示請求に係る保有個人情報の全てについて開示決定等を行うと、事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあると判断される場合は、本条に規定する期限の特例延長を行うこととなる。

なお、この場合、60日以内に処理できる分については当該期間内に開示決定等を行うべきであり、期限の特例の対象となるのはその残りの部分であることに留意する。

- ii 「著しく大量である」とは、開示等に関する事務を60日以内に処理しようとすると、当該開示請求の処理を担当する部課の通常事務の遂行に著しい支障が生ずる程の量をいう。「開示請求に係る保有個人情報著しく大量である」かどうかは、請求に係る保有個人情報の量、開示・不開示の審査の難度や業務量、当該期限までに処理すべき他の開示請求事案の量のほか、当該主管課の事務体制や他の業務の繁忙、開庁日等の状況等も考慮した上で判断する。
- iii 「事務の遂行に著しい支障が生ずる」とは、通常生ずる支障の程度を超えた、業務上看過しえない支障をいう。
- iv 「相当の期間」とは、請求に係る保有個人情報について、実施機関が開示等の決定手続のために必要な合理的期間をいう。

- v 特例延長を行う場合、規則別記第 12 号様式により、本条の特例規定を適用する旨、その理由及び 60 日以内に開示決定等ができない部分の開示決定等の期限を開示請求者へ通知する。当該通知は、開示請求があった日から 30 日以内（補正に要した日を除く。）に行うものとする。
- vi 特例延長通知書の「残りの保有個人情報について開示決定等をする期限」は、最終的に当該開示請求に係る保有個人情報の全てについての開示決定等を終えることが可能であると見込まれる期限であり、具体的に年月日で示す。

カ 事案の移送

法第 85 条

- 1 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報当該行政機関の長等が属する行政機関等以外の行政機関等から提供されたものであるとき、その他の行政機関の長等において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第 82 条第 1 項の決定（以下この節において「開示決定」という。）をしたときは、当該行政機関の長等は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

- i 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報他の行政機関等から提供されたものである場合など、他の行政機関等において開示決定等を行うことに正当な理由があるときは、事案を移送することができる。ただし、開示請求に係る保有個人情報が番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された特定個人情報である場合は、事案の移送ができない（番号法第 31 条）。

ii 移送の協議

- (i) 開示請求を受けた実施機関は、次の①～③の場合、移送の協議を行う。なお、①～③以外の場合も、案件に応じて移送の協議を行う。

- ① 開示請求に係る保有個人情報が他の行政機関等から提供されたものである場合
- ② 開示請求に係る保有個人情報記録された行政文書等が他の行政機関等と共同で作成されたものである場合
- ③ 開示請求に係る保有個人情報の重要な部分が、他の行政機関等の事務事業に係るものである場合

(ii) 移送の協議は、移送対象となっている保有個人情報の特定を確実に行った上で、当該保有個人情報を保有しているか、開示・不開示の判断を行うことが可能か等について、移送先と確認・協議を行う。

(iii) 移送の協議先の窓口は、移送先が行政機関の場合は当該行政機関又はその長が法第126条により委任した当該行政機関の部局の個人情報保護担当課等、独立行政法人等の場合には当該独立行政法人等の個人情報保護担当課等とする。

地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の場合は、個人情報保護の担当課や請求の対象となっている情報の担当課（当該情報の提供元等）等が考えられる。

(iv) 移送先が地方公共団体の機関又は地方独立行政法人となる場合は、移送先における開示決定等を行う期限が30日より短い可能性もあり、移送に関する協議は速やかに開始することが望ましい。

(v) 移送に係る協議を含め移送に要する日数は、開示決定等を行うまでの期間に算入されることになる。そのため、移送の協議は、開示請求の受付後速やかに開始し、原則1週間以内に終了するものとする。

(vi) 移送の協議が整わない場合は、移送することはできず、開示請求を受けた実施機関が開示決定等を行う。

iii 移送の実施

(i) 移送は、規則別記第14号様式の移送書に必要資料を添付し、移送先の行政機関の長等に送付することにより行う。

(ii) 移送前の移送の協議により複数の行政機関等に事案を移送することとなった場合は、その旨を移送書に記載する。

(iii) 移送後は、直ちに開示請求者に対し、規則別記第15号様式の移送通知書により、移送した旨を通知する。

(iv) 開示請求に係る保有個人情報を記録した行政文書等が複数存在し、かつ、それらが複数の行政機関等により作成されたものである場合は、開示請求者の利便性を確保する観点から、開示請求を受けた行政機関等において一括して開示決定等を行うことが望ましい。記録されている保有個人情報の内容により他の行政機関等が開

示・不開示の判断を行うことが適当な行政文書等については、移送する。

iv 移送先への協力

事案を移送した場合、移送先が開示決定等を行うことになるため、移送元は、開示の実施に必要な協力として次の①～④を行う。なお、移送元が移送前にした行為は、移送先が行ったものとみなされることに留意する。

- ① 移送前にした行為がある場合、その記録の作成と提供
- ② 開示請求書の提供（移送元では開示請求書の写しを保管）
- ③ 移送先が開示請求に係る保有個人情報記録した行政文書等を保有していない場合、当該行政文書等の写しの提供
- ④ 開示の実施における閲覧場所の提供

v 措置結果の連絡

移送先の行政機関の長等は、開示決定等を行ったときには、移送元の行政機関の長等に対して、速やかに開示決定等の結果について連絡する。

vi 移送先で開示決定等を行う期限

事案が移送された場合の開示決定の期限は、移送先の行政機関の長等で適用される期限による。

キ 第三者の意見の聴取

法第86条

- 1 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第105条第2項第3号及び第107条第1項において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、行政機関の長等は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
 - (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第78条第1項第2号ロ又は同項第3号ただし書に

規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報に第80条の規定により開示しようとするとき。

3 行政機関の長等は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長等は、開示決定後直ちに、当該意見書（第105条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

政令第25条

1 行政機関の長等は、法第86条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

2 法第86条第1項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 法第86条第2項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 前項各号に掲げる事項

(2) 法第86条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

i 本条は、実施機関が開示請求の処理を行うに当たって、第三者の権利利益の適正な保護を図るため、必要な調査の一環として設けられた手続的规定であり、開示決定に対する意見を表示する機会を第三者に付与することを定めたものである。

ii 「第三者」とは、開示請求者以外の者（個人又は法人その他の団体）であるが、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は含まれない。しかし、開示・不開示の判断を行うに当たって必要と判断する場合は、調査の一環として、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人に対し、適宜意見の照会や事実関係の確認を行う。

iii 開示請求に係る個人情報に第三者に関する情報が記録されているときは、当該情報に係る第三者に対し、意見を表示する機会を与えることによって、慎重かつ公正な決定を行う趣旨である。なお、意見を表示した第三者に対して、開示決定につい

ての同意権を与えるものではない。

- iv 本条第3項は、意見を表示する機会を与えられた第三者が、請求に応ずることに反対の意思を表明した場合において、なお実施機関が請求に応ずる旨の決定をする場合、当該第三者のために処分差止め等の争訟の機会を確保する趣旨である。反対意見を表示した第三者が、開示等の決定の取消しを求める争訟を提起し、その執行停止の申立てを行うために要する期間と、請求内容の早期の実現に対する請求者の期待との均衡を考慮し、2週間以上置くこととしている。

- v 任意的意見聴取と必要的意見聴取

- (i) 本条第1項は、第三者に意見書の提出機会を付与できるとする任意規定である一方、第2項は、次の①又は②の場合、第三者に意見書の提出機会を付与しなければならないとする義務規定である。

- ① 開示請求に係る保有個人情報に法第78条第1項第2号(個人に関する情報)又は第3号(法人等に関する情報)の開示情報を含んでいるが、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる場合(法第78条第1項第2号ロ又は同条第3号ただし書)

- ② 開示請求に係る保有個人情報に法第78条の開示情報を含んでいるが、個人の権利利益を保護するため開示することが特に必要であると認められる情報(裁量的開示、法第80条)

- vi 意見聴取の手続

- (i) 任意的意見聴取は規則別記第16号様式により、必要的意見聴取は規則別記第17号様式により、意見聴取を行う。
 - (ii) 必要的意見聴取において、当該第三者の所在の把握について合理的な努力を行ったにもかかわらず所在が判明しない場合は、意見書の提出機会を付与する義務は免除される。
 - (iii) 第三者への意見聴取に当たっては、当該第三者が自己のどのような情報が開示されようとしているのか認識できる程度の内容を記載するとともに、開示請求者に関する情報が当該第三者に知られることにより、本人の権利利益が不当に侵害されることのないよう配慮する必要がある。

- vii 意見書の提出期限

- (i) 実施機関は、開示請求があった日から30日以内に開示決定等を行わなければならないことから、意見書の提出はその期限を設けるものとしている(政令第25条第2項及び第3項)。
 - (ii) 提出期限の設定に当たっては、意見書提出の機会を与えられた第三者が、開示請

求に係る保有個人情報が開示された場合に自己の権利利益が侵害されないかについて判断するために必要な時間的余裕を確保できるよう配慮する。そのため、提出期限は、1週間以上を確保することが通常と考えられる。

viii 反対意見書を提出した第三者への通知

開示決定に当たって第三者に意見聴取を行い、当該第三者から反対意見書が提出された場合は、開示決定後直ちに、当該第三者に対して規則第18号様式により、開示決定の旨を通知する。なお、当該決定に基づく開示は、当該第三者の争訟の機会を確保するため、開示決定の日から2週間以上を置いた上で実施する。

ク 開示の実施

(ア) 開示の方法

法第87条（第1項、第2項）

- 1 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、行政機関の長等は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。
- 2 行政機関等は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

区規則第15条

- 1 法第87条第1項の閲覧又は写しの交付は、区長が指定する場所における閲覧若しくは写しの交付又は写しの送付により行う。
- 2 前項の規定により、区長が指定する場所における閲覧又は写しの交付により保有個人情報の開示を受ける者は、区長に対し、法第82条第1項の書面（これにより難しい場合にあつては、法第77条第2項の書類）を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次に掲げる方法とする。
 - (1) ビデオテープ、録音テープその他の映像又は音声記録された電磁的記録にあつては、再生機器により再生したものの視聴
 - (2) 前号に掲げるもの以外の電磁的記録にあつては、次に掲げる方法
 - イ 用紙に出力したものの閲覧
 - ロ 用紙に出力したものを写しとした交付

ハ 光ディスク（日本産業規格X 0 6 0 6 及びX 6 2 8 1 に適合する直径1 2 0 ミリメートル再生専用型光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下同じ。）に複写したものを写しとした交付

- 4 前項第2号ハに規定する方法による開示は、当該開示に係る保有個人情報に不開示情報を含まない場合（不開示情報を容易に分離して除くことができる場合を含む。）その他その実施が容易な場合に限るものとする。
- 5 保有個人情報の開示を行う場合において、写しを交付するときの部数は、請求があった保有個人情報が記録された文書一件につき一部とする。
- 6 区長は、保有個人情報が記録されている文書、図画及び電磁的記録（以下「記録物」という。）を直接開示することにより、当該記録物の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他合理的な理由があるときは、当該記録物の写しにより、これを行うことができる。
- 7 区長が指定する場所における閲覧又は視聴により保有個人情報の開示を受ける者は、当該開示に係る記録物を丁寧に取り扱い、汚損、破損又は抜取りをしてはならない。
- 8 区長は、前項の規定に違反する者又は違反するおそれがあると認められる者に対しては、保有個人情報の開示を中止し、又は禁止することができる。

保有個人情報の開示の方法は、次のとおりである。

保有個人情報の記録形態		開示の方法
・ 文書 ・ 図画		・ 閲覧 ・ 用紙に複写したものを写しとした交付 ・ 光ディスクに複写したものを写しとした交付
電 磁 的 記 録	映像・音声の記録（ビデオテープ、録音テープ等）	再生機器による視聴
	映像・音声以外の記録	・ 用紙に出力したものの閲覧 ・ 用紙に出力したものを写しとした交付 ・ 光ディスクに複写したものを写しとした交付

※いずれも区長が指定する場所において実施する。なお、交付には、郵送による送付を含む。

a 閲覧

- i 文書又は図画に記録されているときは、保有個人情報が記録された原本を閲覧に供することにより行う。ただし、原本の保存に支障を生じるおそれがある

等の正当な理由があると認められるときは、当該原本を複写機等で複写した写しを閲覧に供することにより行う。電磁的記録に記録されているときは、当該記録を用紙に出力したものを閲覧に供することにより行う。

- ii 機器設置場所への立入りによる物理的セキュリティ侵害のおそれ、画面構成等が開示されることによる技術的セキュリティ侵害のおそれを考慮し、ディスプレイ装置の閲覧による方法はとらない。

b 写しの交付・送付

- i 文書又は図画に記録されているときは、その原本を複写機により等倍で用紙に複写したもの又はその用紙に複写したものをスキャナ等により電磁的記録へ変換し、光ディスクに複写したものを交付又は送付する。ただし、図面の原図等で複写機により複写ができないものや現有の機器等で容易に対応できないものについては、この限りでない。電磁的記録に記録されているときは、当該記録を用紙に出力した写し又は光ディスクに複写した写し（現有の機器等で容易に対応できる場合）を交付又は送付する。
- ii 写しの交付部数は、同一の保有個人情報につき1部とする。
- iii 写しの交付又は送付に当たっては、当該写しの余白に交付印を押印する。光ディスクへの複写により電磁的記録の写しを交付するときは、複写したデータの内訳を示す書類を作成し、当該書類の余白に交付印を押印の上、光ディスクに同封する。
- iv 請求者が閲覧及び写しの交付の両方を請求した場合には、保有個人情報を閲覧に供した後、請求者の求めに応じ、当該保有個人情報の必要な部分について写しの交付を行う。
- v 写しの作成に要する費用として用紙1枚につき10円、光ディスク1枚につき80円、写しの送付に要する費用として郵送料金相当額が必要となるため（第2-4（1）ケ「手数料・費用」参照）、開示請求者に写しの交付又は送付を要する保有個人情報及び費用等の確認及び説明を行う。開示請求者から当該費用を受領した後、領収書とともに当該保有個人情報の写しを開示請求者宛てに交付又は送付する。
- vi 費用の納付は、写しの作成に要する費用は現金又は郵便為替証書により、写しの送付に要する費用は切手によるものとする。

c 視聴

映像・音声の記録方式に適合した再生機器を用いて視聴に供する。

d 部分開示の場合

- i 文書又は図画に記録されているとき、又は記録されている電磁的記録を用紙に出力したときは、当該保有個人情報の不開示とする部分を被覆等により黒く消し、それをさらに複写したものを開示する。電磁的記録に記録されているときは、当該電磁的記録の原本となる記録を複写し、不開示部分について電子的に被覆や情報の置き換え等を行ったものを開示することも考えられる。
- ii 部分開示に当たっては、開示の実施を受ける者が不開示部分の範囲や量を明確に認識できるよう実施する必要がある。そのため、不開示情報を除去した部分は、後に続く情報を詰めず、黒塗りや空白、他の記号等に置き換えた形で開示する。

e 開示の実施

(a) 区長が指定する場所における開示

- i 開示請求書の任意記載事項や開示の実施方法等申出書（第2-4（1）ク（イ）「開示の実施方法等申出書の確認」参照）により開示請求者が求める開示の方法等を踏まえて決定した日時及び開示の方法で実施する。開示を行う場所は、原則として情報公開コーナーとする。
- ii 開示を実施する際は、総務課及び必要に応じて主管課の職員が立ち会うものとし、請求者の求めに応じ、当該保有個人情報の内容について説明する。
- iii 開示を受ける者の確認として、開示決定通知書の提示を求める。開示を受ける者が開示決定通知書を持参していない場合は、本人確認書類の提示をもって、これに代えることができる。
- iv 保有個人情報の開示に係る費用がかかる場合は、その金額を告知し、現金又は郵便為替証書による手数料の納入を受けた後、領収書の発行とあわせて開示を実施する。
- v 納入された費用の会計処理について、保有個人情報の開示に係る費用は、総務部総務課の歳入とし、次のとおり一般会計の歳入科目で処理する。

（款）雑入 （項）雑入 （目）雑入 （節）雑入

(b) 写しの送付による開示

上記bで作成した写しを開示請求書に記載されている住所又は居所宛てに送付する。

(c) 留意事項

- i 法定代理人又は任意代理人は、本人に代わって開示請求を行うことができるが、開示の実施を受ける前にその資格を喪失したときは、開示の実施を受けることができない（政令第22条第4項及び第5項）。このため、代理人に

対して開示の実施を行う場合は、状況に応じて代理権を喪失していないことを確認する。

- ii 法に基づく開示請求の対象は保有個人情報であることから、開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等における保有個人情報でない部分は、開示しなくてもよい。そのため、開示決定後、必要に応じて当該部分を被覆した上で開示を行うことも考えられる。

保有個人情報でない部分を含めて開示する場合は、開示を受ける者が開示決定に基づく保有個人情報の部分が明確に認識できるよう実施する必要がある。

- iii 開示請求に係る保有個人情報について、他の法令において開示の制度が定められており、その実施方法が法第 8 7 条第 1 項本文に規定する方法と同一である場合は、他の法令の規定により開示を実施する（第 2 - 4（1）ク（ウ）「他の法令による開示との調整」参照）。

（イ）開示の実施方法等申出書の確認

法第 8 7 条（第 3 項、第 4 項）

- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。
- 4 前項の規定による申出は、第 8 2 条第 1 項に規定する通知があった日から 3 0 日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

政令第 2 6 条

- 1 法第 8 7 条第 3 項の規定による申出は、書面により行わなければならない。
- 2 第 2 4 条第 2 項第 1 号に掲げる場合に該当する旨の法第 8 2 条第 1 項の規定による通知があった場合において、第 2 3 条各号に掲げる事項を変更しないときは、法第 8 7 条第 3 項の規定による申出は、することを要しない。
- 3 法第 8 7 条第 3 項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - （1）求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）
 - （2）開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、

その旨及び当該部分

(3) 事務所における開示の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日

(4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

i 開示決定に基づき開示を受ける者は、開示決定通知があった日から30日以内に、求める開示の実施の方法等を規則別記第19号様式により申し出ることとされている。

ii 開示の実施方法等申出書の確認事項

(i) 求める開示の実施の方法

➤ 実施機関が開示決定通知書で提示した方法から選択するものであり、当該方法以外の方法を記載している場合には、開示を受ける者に連絡を取り、開示の実施の方法を確定する。

➤ 開示決定に係る保有個人情報について部分ごとに異なる開示の実施の方法を求めている場合は、それぞれ求める部分が明確になっているか確認する。

(ii) 開示の実施を希望する日

➤ 開示決定通知書で提示した日から選択するものであり、求める開示の実施方法が閲覧又は写しの交付の場合で、提示した日以外の日を記載しているときは、開示を受ける者に連絡を取り、実施日を確定する。

(iii) 写しの送付に要する費用

➤ 求める開示の実施方法が写しの送付の場合は、要する費用として開示決定通知書に記載された額が納付されているかを確認する。

(iv) 申出の期限

➤ 開示を受ける者は、実施機関から開示決定通知書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に開示の実施方法等を申し出る必要がある。申出に当たっては、当該期間内に申出書を投函すれば足りる。

➤ 実施機関が郵送で開示決定通知書を発出する場合、日本国内であれば一般におおよそ2日後ないし3日後と考えられるため、その日を「実施機関から開示決定通知書を受け取った日」とみなす。

➤ 30日の期限経過後に申出があった場合、実施機関は、開示を受ける者に対して期間内に申出ができなかった理由を確認し、災害や病気療養等の正当な理由があると認められるときは、開示を実施する。

(v) 開示の実施方法等申出書の提出が不要な場合

- 開示請求書の任意的記載事項である「求める開示の実施方法等」に記載された実施方法等のとおり実施機関が開示を実施できる場合、開示を受ける者は、開示の実施方法等申出書を提出する必要はない。
- 開示請求書の「求める開示の実施方法等」が未記載の場合や、当該項目の記載内容と実施機関の開示の実施方法等が合わない場合でも、開示を受ける者と連絡を取って調整し、その不一致を補完すれば、開示の実施方法等申出書を提出する必要はない。
- 開示の実施方法等申出書の提出が不要な場合であっても、開示決定を受けた時点で、開示を受ける者が求める開示の実施方法等が当初とは変わる可能性もあるため、開示決定通知書への開示の実施方法等申出書の同封は省略しない。

(ウ) 他の法令による開示との調整

法第 88 条

- 1 行政機関の長等は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報に前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。
- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

- i 開示請求に係る保有個人情報について、他の法令において開示の制度が定められており、その実施方法が法第 87 条第 1 項本文に規定する方法（閲覧、写しの交付又は実施機関が定める方法）と同一である場合は、当該他の法令の規定により開示を実施する。
- ii 特定個人情報については、法第 88 条の適用を除外し、他の法令の規定に基づき開示することとされている場合であっても、開示の実施の調整は行わない（番号法第 30 条及び第 31 条）。

ケ 手数料・費用

法第 8 9 条

- 1 行政機関の長に対し開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。
- 2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。
- 3 前二項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。
- 4 独立行政法人等に対し開示請求をする者は、独立行政法人等の定めるところにより、手数料を納めなければならない。
- 5 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第 1 項の手数料の額を参酌して、独立行政法人等が定める。
- 6 独立行政法人等は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 7 地方独立行政法人に対し開示請求をする者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。
- 8 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第 2 項の条例で定める手数料の額を参酌して、地方独立行政法人が定める。
- 9 地方独立行政法人は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

条例第 8 条

- 1 法第 8 9 条第 2 項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。ただし、法第 8 7 条第 1 項の写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。
- 2 前項ただし書の費用の額は、区長が定める。

- i 保有個人情報の開示請求は、本人が自己に関する情報についてのみ行使できるものであり、対象となる情報の量は一般的に限られていると想定される。また、制度の趣旨が、本人の権利利益を保障する点にあることから、手数料は無料としている。
- ii 写しの作成及び送付に要する費用については、特定の個人の利益に関わる要素が大きいため、請求者に対し実費相当額の負担を求めることとしている。
- iii 写しの作成及び送付に要する費用については、規則第 1 7 条で次のとおり定めた。

規則第 1 7 条

- 1 条例第 8 条第 2 項の費用のうち、写しの作成に要する費用の額は別表のとおりとし、

写しの送付に要する費用の額は郵送料金相当額とする。

2 写しの交付は、保有個人情報の開示を受ける者が写しの作成に要する費用（写しの送付を受ける場合にあつては、写しの作成及び送付に要する費用とする。）を納入した後に行う。

3 写しの交付に要する費用は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法で納付するものとする。

（１）写しの作成に要する費用 現金又は郵便為替証書で納付する方法

（２）写しの送付に要する費用 郵便切手で納付する方法

別表（第１７条関係）

写しの作成の方法		費用の額
文書、図画及び写真	写し	１枚につき１０円
マイクロフィルム	印刷物として出力したもの	１枚につき１０円
電磁的記録	用紙に出力したもの	１枚につき１０円
	光ディスクに複写したもの	１枚につき８０円

備考

1 用紙の両面に印刷された文書等については、片面を一枚として換算する。

2 写し（電磁的記録における光ディスクに複写したものを除く。）を作成する場合は、請求があつた保有個人情報記録された文書を等倍で複写又は出力をし、原則としてＡ３判までの用紙を用いるものとするが、これを超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、Ａ３判の用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。

3 この表に掲げる費用の額によりがたい場合は、区長が必要と認める費用を徴収する。

（２）訂正（法第９０条－第９７条）

ア 訂正請求

法第９０条（第１項、第２項）

1 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第９８条第１項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当

該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この節及び第127条において「訂正請求」という。）をすることができる。

条例第9条

法第90条第1項に規定する訂正の請求及び法第98条第1項（番号利用法第30条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する利用停止の請求をすることができる保有個人情報の範囲は、法第90条第1項各号に掲げるもののほか、法第5章第4節第1款に規定する開示を受けていない自己を本人とする保有個人情報とし、法第90条第3項、第91条第1項第2号（訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日に係る部分に限る。）、第98条第3項及び第99条第1項第2号（利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日に係る部分に限る。）の規定は適用しない。

- i 法第90条は、何人も、自己を本人とする保有個人情報の訂正を請求する権利を有することを明らかにするとともに、開示請求の場合と同様に、法定代理人又は任意代理人が本人に代わって訂正を請求することができる旨を定めている。
- ii 「何人」とは、保有個人情報の本人であれば国籍、住所を問わず、他の地方公共団体の住民や外国人も含めた全ての自然人に請求権を保障する趣旨である。
- iii 「事実」とは、客観的な事実であり、事実その他の要素を総合的に考慮して行われる評価、判断等の内容は含まれない。
- iv 「訂正」とは、誤りのある部分の修正、不完全な部分への追加、不要な部分の抹消等により事実 zu 適合する内容に改めることをいう。
- vi 法第90条第1項では、第1号及び第2号に掲げる開示を受けた保有個人情報を訂正請求の対象としているが、区においては、条例第9条により、開示を受けていない保有個人情報についても訂正請求ができることとしている。
- v 訂正請求の方法は、情報公開コーナーへの来所又は中央区総務部総務課情報公開係への郵送により、訂正請求書を提出するものとする（第2-4（2）イ「訂正請求の受付」参照）。

イ 訂正請求の受付

(ア) 訂正請求書の確認

法第91条（第1項）

1 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「訂正請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

（1）訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

（2）訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

（3）訂正請求の趣旨及び理由

i 訂正請求は、訂正請求権の行使という重要な法律関係の内容を明確にするため、書面を提出して行わなければならない。訂正請求者は、自己を本人とする保有個人情報の訂正を求めるときは、規則別記第20号様式の訂正請求書により、実施機関へ訂正請求する。

ii 訂正請求の受付方法及び訂正請求書の確認については、次の①～⑤を除き、開示請求の場合と同様となる（第2-4（1）イ（ア）「開示請求書の確認」参照）。

① 開示請求書の「求める開示の実施方法等」の事項は、訂正請求手続には該当しない。

② 訂正請求者が求める保有個人情報の訂正に関して、他の法令の規定に基づく特別の手続がある場合は、訂正請求者に対して当該手続の情報提供を行う。

③ 訂正請求書の受付においては、訂正を求める箇所と訂正請求の趣旨及び理由が明確であるかどうかを確認する。

➤ 訂正を求める箇所の記載は、訂正請求の趣旨の記載とあわせて、対象となる保有個人情報のうち、どの部分について、どのような内容の訂正（追加又は削除を含む。）を求めるのかが明確となっていることが必要となる。

➤ 訂正請求の理由の記載は、実施機関が事実確認を行う際に重要な判断材料となることから、明確かつ具体的である必要がある。

④ 訂正に当たっては、対象となる保有個人情報及び誤りの内容を明確に特定する必要があるため、必要に応じて、訂正請求者に対し法第77条第1項の規定による開示を経よう求めるとともに、正確な事実の内容を証明する資料等の提示を求める。

⑤ 訂正請求は、保有個人情報の「内容が事実でないと思料する」場合に行われるものであることから、事実ではなく評価や判断の内容は、訂正請求の対

象外となる。

(イ) 本人確認・代理権確認

法第91条（第2項）

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

政令第29条

第22条（第4項及び第5項を除く。）の規定は、訂正請求及び利用停止請求における本人確認手続等について準用する。この場合において、同条第3項中「第76条第2項」とあるのは、訂正請求については「第90条第2項」と、利用停止請求については「第98条第2項」と読み替えるものとする。

開示請求の場合と同様に、訂正請求者に対して本人確認及び代理権確認を行う（第2-4（1）イ（イ）「本人確認・代理権確認」参照）。

(ウ) 訂正請求書の補正

法第91条（第3項）

3 行政機関の長等は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この節において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

開示請求の場合と同様に、訂正請求者に対し、必要に応じて補正を求める（第2-4（1）イ（ウ）「開示請求書の補正」参照）。

ウ 訂正・不訂正の決定

(ア) 訂正・不訂正の審査

法第92条

行政機関の長等は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

i 訂正請求を受け、当該請求に係る保有個人情報が存在する場合には、当該請求

に理由があるかどうかを審査し、「保有個人情報の訂正をする」（法第 9 3 条第 1 項）か「保有個人情報の訂正をしない」（同条第 2 項）かの決定を行う。

ii 訂正請求に理由があると認められない場合

（i）保有個人情報の内容が事実であることが判明し、訂正請求に理由があると認められない場合は、不訂正決定を行う。

（ii）保有個人情報の内容が事実と異なっていたが、訂正請求の内容も事実と異なることが判明した場合は、不訂正決定を行い、必要に応じて職権で訂正を行う。

（iii）保有個人情報の内容が事実であるか否か判明せず、訂正請求に理由があるかどうか明らかでない場合は、訂正決定を行うことができないため、不訂正決定を行う。この場合、その後に当該保有個人情報を利用する可能性を踏まえ、その正確性が明らかでない旨が分かるよう、記録を残しておく。

iii 訂正請求に理由があると認められる場合

保有個人情報の内容が事実と異なっていたことが判明し、訂正請求に理由があると認められる場合（訂正請求の一部について理由があると認められる場合を含む。）は、当該保有個人情報の利用目的に照らし、訂正が当該目的の達成に必要な範囲内であれば訂正決定、必要な範囲を超える場合は不訂正決定を行う。

（イ）存否応答拒否の適否

条例第 10 条（第 1 項）

1 訂正請求又は利用停止請求（以下「訂正請求等」という。）に対し、当該訂正請求等に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、法第 7 8 条第 1 項に規定する不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該訂正請求等を拒否することができる。

区においては、条例第 9 条により、開示を受けていない保有個人情報についても訂正請求ができることとしているため、開示請求の場合と同様に、本条で存否応答拒否ができることを定めている（第 2 - 4（1）ウ（工）「存否応答拒否の適否」参照）。

エ 決定の通知

法第 9 3 条

1 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決

定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

条例第10条（第2項）

- 2 前項の規定により訂正請求等を拒否するとき、又は訂正請求等に係る保有個人情報を保有していないときは、訂正又は利用停止をしない旨の決定をし、訂正請求者又は利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（ア）訂正等の決定手続

次の①～⑤を除き、開示等の決定手続の場合と同様となる（第2-4（1）工「決定の通知」参照）。

- ① 訂正決定は、調査等の結果、訂正請求に係る保有個人情報が事実と異なっていたことが判明し、当該請求に理由があると認める場合に、当該請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で行う。
- ② 不訂正決定は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - ・ 保有個人情報の訂正に関して法以外の法律又は当該法律に基づく命令の規定により特別の手続が定められている場合
 - ・ 法第60条第1項に規定する保有個人情報に係る訂正請求でない場合
 - ・ 訂正請求書に法91条第1項各号に規定する事項（訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日を除く。）の記載の不備がある場合又は同条第2項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（代理人による訂正請求にあつては、当該訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること。）を示す書類に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができると思われる場合は、原則として、訂正請求者に補正を求めるものとする。
 - ・ 調査等の結果、訂正請求に係る保有個人情報が事実でないことが判明しない場合又は事実関係が明らかにならなかった場合
 - ・ 訂正をすることが、当該保有個人情報の利用目的の範囲を超える場合
 - ・ 調査の結果判明した事実が、請求時点において実際に記録されていた内容とも、請求の内容とも異なることが判明した場合（必要な場合は、判明した事実に基づいて、職権により訂正を行う。）
- ③ 第一次判断における検討事項は、次のとおりとなる。
 - ・ 請求のあった保有個人情報が特定できるか否か。

- ・ 請求のあった保有個人情報が存在するか否か。
- ・ 請求のあった保有個人情報に自己を本人とするものであるか否か。
- ・ 請求のあった保有個人情報が事実かどうか。
- ・ 請求のあった保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるか否か。

④ 請求のあった保有個人情報が事実かどうかを判断するために行う調査は、保有個人情報の利用目的の達成の範囲内で行えば足り、訂正をすることが利用目的の達成に必要でないことが明らかな場合は、特段の調査を行う必要はない。具体例としては、過去の事実を記録することが利用目的であるものについて、現在の事実に基づいて訂正することを請求するような場合が考えられる。

⑤ 第一次判断に当たっての意見照会・意思確認は、訂正等の決定手続には該当しない。

(イ) 訂正等の決定の通知

次の①～④を除き、開示等の決定手続の場合と同様となる（第２－４（１）エ「決定の通知」参照）。

- ① 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報を訂正する決定をしたときは、規則別記第２２号様式の訂正決定通知書により、訂正しない決定をしたときは、規則別記第２３号様式の不訂正決定通知書により訂正請求者へ通知する。
- ② 訂正決定通知書への不訂正理由の記載は、次の事項に留意して行う。
 - ・ 訂正請求に係る保有個人情報に事実である場合は、事実を確認するためにどのような調査を行ったのか、調査の結果、どのような事実が判明したのか等について記載する。
 - ・ 訂正請求に係る保有個人情報と訂正請求の内容のいずれも事実と異なることが判明し、職権で訂正を行う場合は、実際の事実関係と職権で訂正する旨を記載する。
 - ・ 訂正が利用目的の達成に必要な範囲を超える場合は、訂正請求に理由があると認められるものの、当該保有個人情報の利用目的の達成という観点からは当該保有個人情報を訂正する必要がないと判断する具体的な理由について記載する。
- ③ 開示の実施方法等の申出及び法定代理請求に対する決定における本人通知の手続は、訂正等の決定の通知においては該当しない。
- ④ 第三者に提供していた保有個人情報を訂正決定した場合、必要に応じて、訂

正を行った旨を提供先に通知する（第２－４（２）キ「保有個人情報の提供先への通知」参照）。

オ 決定の期限

法第９４条

- １ 前条各項の決定（以下この節において「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から３０日以内にしなければならない。ただし、第９１条第３項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- ２ 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を３０日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

法第９５条

行政機関の長等は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第１項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- （１）この条の規定を適用する旨及びその理由
- （２）訂正決定等をする期限

訂正決定の期限は、開示決定の期限と同様となる（第２－４（１）オ「決定の期限」参照）。期間を延長する場合は規則別記第１１号様式により、特例延長を行う場合は規則別記第１３号様式により訂正請求者へ通知する。

カ 事案の移送

法第９６条

- １ 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報が第８５条第３項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の行政機関の長等において訂正決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなけ

ればならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該訂正請求についての訂正決定等をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第93条第1項の決定（以下この項及び次条において「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした行政機関の長等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

訂正請求に係る事案の移送は、開示請求に係る事案の移送と同様となる（第2-4（1）カ「事案の移送」参照）。

なお、開示請求に係る事案の移送と異なり、移送先で訂正決定が行われた場合、移送した行政機関等が訂正を実施する。

キ 保有個人情報の提供先への通知

法第97条

行政機関の長等は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

訂正請求を受けて訂正を行う保有個人情報を第三者に提供していた場合、提供先において当該保有個人情報が訂正されないまま利用されることで本人の権利利益が侵害されることを防止するため、必要があると認めるときは、提供先に対し、訂正を行った旨を規則別記第24号様式の通知書により通知する。

（3）利用停止（法第98条-第103条）

ア 利用停止請求

法第98条（第1項、第2項）

- 1 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第61条第2項の規定に違反して保有されているとき、第63条の規定に違反して取り扱われているとき、第64条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第69条第1項及び第2項又は第71条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止
- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この節及び第127条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

条例第9条

法第90条第1項に規定する訂正の請求及び法第98条第1項（番号利用法第30条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する利用停止の請求をすることができる保有個人情報の範囲は、法第90条第1項各号に掲げるもののほか、法第5章第4節第1款に規定する開示を受けていない自己を本人とする保有個人情報とし、法第90条第3項、第91条第1項第2号（訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日に係る部分に限る。）、第98条第3項及び第99条第1項第2号（利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日に係る部分に限る。）の規定は適用しない。

- i 法第98条は、何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の①～④の場合（以下「法第98条第1項各号」という。）に該当すると思料するときは、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求する権利を有することを明らかにするとともに、開示請求の場合と同様に、法定代理人又は任意代理人が本人に代わって訂正を請求することができる旨を定めている。
- ① 利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき（法第61条第2項に違反）
- ② 違法若しくは不当な行為を助長し、若しくは誘発するおそれがある方法により利用されているとき（法第63条に違反）
- ③ 偽りその他の不正の手段により取得されているとき（法第64条に違反）
- ④ 法定の事由に該当しないにもかかわらず目的外利用又は目的外提供が行われているとき（法第69条第1項、第2項又は法第71条第1項に違反）
- ii 「何人」とは、保有個人情報の本人であれば国籍、住所を問わず、他の地方公共団体の住民や外国人も含めた全ての自然人に請求権を保障する趣旨である。
- iii 「消去」とは、文書その他の媒体から当該保有個人情報が記録された部分を消すこ

とのほか、特定の個人を識別することができない状態に加工する匿名化も含む。

- vi 法第90条第1項では、第1号及び第2号に掲げる開示を受けた保有個人情報を利用停止請求の対象としているが、区においては、条例第9条により、開示を受けていない保有個人情報についても利用停止請求ができることとしている。
- v 利用停止請求の方法は、情報公開コーナーへの来所又は中央区総務部総務課情報公開係への郵送により、利用停止請求書を提出するものとする（第2-4（2）イ「訂正請求の受付」参照）。

イ 利用停止請求の受付

（ア）利用停止請求書の確認

法第98条（第3項）

- 3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

法第99条（第1項）

- 1 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。
 - （1）利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - （2）利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
 - （3）利用停止請求の趣旨及び理由

i 利用停止請求は、利用停止請求権の行使という重要な法律関係の内容を明確にするため、書面を提出して行わなければならない。利用停止請求者は、自己を本人とする保有個人情報の利用停止を求めるときは、規則別記第21号様式の利用停止請求書により、実施機関へ利用停止請求する。

ii 利用停止請求の受付方法及び利用停止請求書の確認については、次の①～④を除き、開示請求の場合と同様となる（第2-4（1）イ（ア）「開示請求書の確認」参照）。

- ① 開示請求書の「求める開示の実施方法等」の事項は、利用停止請求手続には該当しない。
- ② 利用停止請求者が求める保有個人情報の利用停止に関して、他の法令の規定に基づく特別の手続がある場合は、利用停止請求者に対して当該手続の情

報提供を行う。

- ③ 利用停止請求書の受付においては、利用停止請求の趣旨及び理由が明確であるかどうかを確認する。

- 利用停止請求の趣旨の記載は、対象となる保有個人情報のうち、どの部分について、どのような内容の措置（利用の停止、消去又は提供の停止）を求めるのかが明確となっていることが必要となる。
- 利用停止請求の理由の記載は、実施機関が事実確認を行う際に重要な判断材料となることから、明確かつ具体的である必要がある。
- 利用停止請求の理由の記載において、利用停止請求に係る保有個人情報が法第98条第1項各号に該当することを理由としているかどうかを確認する。

（イ）本人確認・代理権確認

法第99条（第2項）

- 2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

開示請求の場合と同様に、利用停止請求者に対して本人確認及び代理権確認を行う（第2-4（1）イ（イ）「本人確認・代理権確認」参照）。

（ウ）利用停止請求書の補正

法第99条（第3項）

- 3 行政機関の長等は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この節において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

開示請求の場合と同様に、利用停止請求者に対し、必要に応じて補正を求める（第2-4（1）イ（ウ）「開示請求書の補正」参照）。

ウ 利用停止・利用不停止の決定

（ア）利用停止・利用不停止の審査

法第 100 条

行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- i 利用停止請求を受け、当該請求に係る保有個人情報が存在する場合には、当該請求に理由があるかどうかを審査し、「保有個人情報の利用停止をする」（法第 101 条第 1 項）か「保有個人情報の利用停止をしない」（同条第 2 項）かの決定を行う。
- ii 利用停止請求に理由があると認められない場合
 - (i) 法第 98 条第 1 項各号に該当しないことが判明し、利用停止請求に理由があると認められない場合は、利用不停止決定を行う。
 - (ii) 法第 98 条第 1 項各号に該当するかどうか判明せず、利用停止請求に理由があるかどうか明らかでない場合は、利用停止決定を行うことができないため、利用不停止決定を行う。
- iii 利用停止請求に理由があると認められる場合

法第 98 条第 1 項各号に該当することが判明し、利用停止請求に理由があると認められる場合（利用停止請求の一部について理由があると認められる場合を含む。）は、実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要であれば利用停止決定、必要な限度を超え、事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は利用不停止決定を行う。

（イ）存否応答拒否の適否

条例第 10 条（第 1 項）

- 1 訂正請求又は利用停止請求（以下「訂正請求等」という。）に対し、当該訂正請求等に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、法第 78 条第 1 項に規定する不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該訂正請求等を拒否することができる。

区においては、条例第 9 条により、開示を受けていない保有個人情報について

も利用停止請求ができることとしているため、開示請求の場合と同様に、本条で存否応答拒否ができることを定めている（第２－４（１）ウ（工）「存否応答拒否の適否」参照）。

工 決定の通知

法第１０１条

- １ 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- ２ 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（ア）利用停止等の決定手続

次の①～⑤を除き、開示等の決定手続の場合と同様となる（第２－４（１）工「決定の通知」参照）。

- ① 利用停止決定は、利用停止請求に係る保有個人情報が次のいずれかに該当し、当該請求に理由があると認める場合に、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で行う。
 - ・ 利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき（法第６１条第２項に違反）
 - 法第６１条第３項に違反して、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて利用目的の変更を行っている場合も含まれる。
 - ・ 違法若しくは不当な行為を助長し、若しくは誘発するおそれがある方法により利用されているとき（法第６３条に違反）
 - 「違法又は不当な行為」とは、法令に違反する行為及び直ちに違法とはいえないものの、法令の制度趣旨又は公序良俗に反する等、社会通念上適正とは認められない行為をいう。
 - 「おそれ」の有無は、実施機関による個人情報の利用が、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発することについて、社会通念上蓋然性が認められるか否かにより判断される。この判断に当たっては、個人情報の利用方法等の客観的な事情に加えて、個人情報の利用時点における実施機関の認識

及び予見可能性も踏まえる必要がある。

- 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用する具体例としては、正当な理由なく本人に対する違法な差別的取扱いを行うために個人情報を利用する場合等が考えられる。
- ・ 偽りその他不正の手段により取得されているとき（法第64条に違反）
 - 不正の手段により個人情報を取得する具体例としては、行政サービスの見返りとして本来は提供する必要のない個人情報を提供しよう強要し、これを取得する場合等が考えられる。
- ・ 法定の事由に該当しないにもかかわらず目的外利用又は目的外提供が行われているとき（法第69条第1項、第2項又は法第71条第1項に違反）

② 利用不停止決定は、次のいずれかに該当する場合に行う。

- ・ 保有個人情報の利用停止に関して法以外の法律又は当該法律に基づく命令の規定により特別の手續が定められている場合
- ・ 法第60条第1項に規定する保有個人情報に係る利用停止請求でない場合
- ・ 利用停止請求書に法第99条第1項各号に規定する事項（利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日を除く。）の記載の不備がある場合又は同条第2項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（代理人による利用停止請求にあつては、当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること。）を示す書類に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができると認められる場合は、原則として、利用停止請求者に補正を求めるものとする。
- ・ 利用停止請求に理由があると認められない場合
- ・ 当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、利用停止することにより当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

③ 第一次判断における検討事項は、次のとおりとなる。

- ・ 請求のあった保有個人情報が特定できるか否か。
- ・ 請求のあった保有個人情報が存在するか否か。
- ・ 請求のあった保有個人情報が自己を本人とするものであるか否か。
- ・ 請求のあった保有個人情報に関して次の義務違反が存在するか否か。
 - 利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有している（法第61条第2項に違反）

- 違法若しくは不当な行為を助長し、若しくは誘発するおそれがある方法により利用している（法第63条に違反）
- 偽りその他不正の手段により取得している（法第64条に違反）
- 法定の事由に該当しないにもかかわらず目的外利用又は目的外提供を行っている（法第69条第1項、第2項又は法第71条第1項に違反）
- ・ 請求のあった保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるか否か。

- ④ 利用停止は、利用停止請求に係る保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で行うものとし、例えば、当該保有個人情報について、その全ての利用が違反していれば全ての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行うものとする。また、例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から保有個人情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足り、当該保有個人情報を消去するまでの必要はない。
- ⑤ 第一次判断に当たっての意見照会・意思確認は、利用停止等の決定手続には該当しない。

（イ）利用停止等の決定の通知

次の①～④を除き、開示等の決定手続の場合と同様となる（第2-4（1）工「決定の通知」参照）。

- ① 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報を利用停止する決定をしたときは、規則別記第22号様式の利用停止決定通知書により、利用停止しない決定をしたときは、規則別記第23号様式の利用不停止決定通知書により利用停止請求者へ通知する。
- ② 保有個人情報の消去を求めているが利用の停止を決定する場合のように、利用停止請求の趣旨どおりでない利用停止の措置を行う場合にも、利用停止決定を行うこととなる。これらの場合、利用停止決定通知書に、利用停止請求の趣旨と異なる利用停止を行うことを決定した部分及び理由等について記載する。
- ③ 利用停止を行うと実施機関の事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められることにより利用不停止決定を行う場合、利用不停止決定通知書への理由の記載は、利用停止請求に理由があると認められるものの、当該保有個人情報の利用目的の達成という観点からは当該保有個人情報を利用停止する必要がないと判断する具体的な理由とする。
- ④ 開示の実施方法等の申出及び法定代理請求に対する決定における本人通知の

手続は、利用停止等の決定の通知においては該当しない。

オ 決定の期限

法第102条

- 1 前条各項の決定（以下この節において「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

法第103条

行政機関の長等は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

利用停止決定の期限は、開示決定の期限と同様となる（第2-4（1）オ「決定の期限」参照）。期間を延長する場合は規則別記第11号様式により、特例延長を行う場合は規則別記第13号様式により利用停止請求者へ通知する。

5 審査請求（法第104条－第107条）

（1）審査請求

行政不服審査法第4条

審査請求は、法律（条例に基づく処分については、条例）に特別の定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行政庁に対してするものとする。

- （1）処分庁等（処分をした行政庁（以下「処分庁」という。）又は不作為に係る行政庁（以下「不作為庁」という。）をいう。以下同じ。）に上級行政庁がない場合　〔後略〕　当該処分庁等
- （2）及び（3）　略
- （4）前3号に掲げる場合以外の場合　当該処分庁等の最上級行政庁

法第106条

- 1 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項から第3項まで、第17条、第40条、第42条、第2章第4節及び第50条第2項の規定は、適用しない。
- 2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての次の表の上欄に掲げる行政不服審査法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

〔表〕　略

政令第30条

法第106条の規定により同条第1項の審査請求について行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定が適用される場合における行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

〔表〕　略

- i 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等（以下「各決定」という。）について不服がある者は、審査庁となる実施機関に対して、審査請求をすることができる（行政不服審査法第2条）。

- ii 開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下「各請求」という。）をした者は、各請求から相当の期間が経過したにもかかわらず、実施機関の不作為がある場合には、審査庁となる実施機関に対して、当該不作為についての審査請求をすることができる（行政不服審査法第3条）。ここで「相当の期間」とは、行政不服審査法においては、社会通念上処理するのに必要とされる期間を意味するとされている。法定の期限（第2-4（1）オ「決定の期限」、（2）オ「決定の期限」、（3）オ「決定の期限」参照）が経過しても何ら処分をしないことは、一般的には、違法になる。他方、法定の期限の到来前における不作為の審査請求は、一般的には、却下される（行政不服審査法第49条第1項）。
- iii 審査請求は、審査請求書を提出してしなければならない（行政不服審査法第19条）。
- iv 審査請求は、区長部局にあっては総務課が、区長以外の実施機関にあっては当該実施機関の庶務担当課が受理する。
- v 審査請求を受けた実施機関は、審査請求書の記載事項について確認を行い、補正を要する場合は、相当の期間を定めて補正を命じなければならない（行政不服審査法第23条）。審査請求書の受付・補正については、総務省作成の行政不服審査法事務取扱ガイドラインを参照のこと。
- vi 審査請求が不適法であるとして却下する場合としては、次の事例が考えられる。

【事例】

- ・ 各決定についての審査請求が審査請求期間（処分があったことを知った日から3か月以内又は処分があった日から1年以内）の経過後にされた場合又は各請求に係る不作為についての審査請求が当該不作為に係る各請求から相当の期間が経過しないでされたものである場合
 - ・ 審査請求をすべき行政庁を誤った場合
 - ・ 処分の相手方以外の第三者が審査請求人である場合で、審査請求をすることについて法律上の利益がないことが明らかであるとき等、審査請求人の要件を満たさない者からの審査請求である場合
 - ・ 存在しない各決定についての審査請求である場合
 - ・ 審査請求書の記載の不備について補正を求めたにもかかわらず、審査請求人が補正を行わないため形式的不備がある審査請求となっている場合
- vii 開示決定に反対する第三者（法第86条第3項）から審査請求があった場合、一般的には、審査庁は、当該第三者の申立てにより又は職権で、開示の実施を停止（執行停止）することが必要となる（行政不服審査法第25条第2項及び第3項）。なお、執行停止した場合には、当該第三者及び開示請求者に対してその旨を通知することが適

当である。

viii 各決定又は各請求に係る不作為についての審査請求は、次の事項の適用が除外され、審理員による審議手続を設けないこととされている。

- ・ 審理員の指名（行政不服審査法第9条第1項から第3項まで）
- ・ 審理員となるべき者の名簿（同法第17条）
- ・ 審理員による執行停止の意見書の提出（同法第40条）
- ・ 審理員意見書（同法第42条）
- ・ 審理員意見書の提出を受けた上での行政不服審査会等への諮問（同法第2章第4節）
- ・ 裁決書への審理員意見書の添付（同法第50条第2項）

（参考）法第106条第2項及び政令第30条による読み替え後の規定

＜行政不服審査法＞

第9条（第4項）

4 第4条又は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第107条第2項の規定に基づく条例の規定により審査請求がされた行政庁（第14条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）は、必要があると認めるときは、その職員（第2項各号（第1項各号に掲げる機関の構成員にあっては、第1号を除く。）に掲げる者以外の者に限る。）に、同法第106条第2項において読み替えて適用する第31条第1項の規定による審査請求人若しくは第13条第4項に規定する参加人の意見の陳述を聴かせ、同法第106条第2項において読み替えて適用する第34条の規定による参考人の陳述を聴かせ、同項において読み替えて適用する第35条第1項の規定による検証をさせ、同法第106条第2項において読み替えて適用する第36条の規定による第28条に規定する審理関係人に対する質問をさせ、又は同項において読み替えて適用する第37条第1項若しくは第2項の規定による意見の聴取を行わせることができる。

第11条（第2項）

2 共同審査請求人が総代を互選しない場合において、必要があると認めるときは、審査庁は、総代の互選を命ずることができる。

第13条（第1項、第2項）

- 1 利害関係人（審査請求人以外の者であって審査請求に係る処分又は不作為に係る処分の根拠となる法令に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）は、審査庁の許可を得て、当該審査請求に参加することができる。
- 2 審査庁は、必要があると認める場合には、利害関係人に対し、当該審査請求に参加することを求めることができる。

第25条（第7項）

- 7 執行停止の申立てがあったときは、審査庁は、速やかに、執行停止をするかどうかを決定しなければならない。

第28条

審査請求人、参加人及び処分庁等（以下「審理関係人」という。）並びに審査庁は、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、審理手続の計画的な進行を図らなければならない。

第29条（第1項、第2項、第5項）

- 1 審査庁は、審査請求がされたときは、第24条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、速やかに、審査請求書又は審査請求録取書の写しを処分庁等に送付しなければならない。ただし、処分庁等が審査庁である場合には、この限りでない。
- 2 審査庁は、審査庁が処分庁等以外である場合にあっては、相当の期間を定めて、処分庁等に対し、弁明書の提出を求め、審査庁が処分庁等である場合にあっては、相当の期間内に、弁明書を作成するものとする。
- 5 審査庁は、第2項の規定により、処分庁等から弁明書の提出があったとき、又は弁明書を作成したときは、これを審査請求人及び参加人に送付しなければならない。

第30条

- 1 審査請求人は、前条第5項の規定により送付された弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（以下「反論書」という。）を提出することができる。この場合において、審査庁が、反論書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。
- 2 参加人は、審査請求に係る事件に関する意見を記載した書面（第40条及び第42条第1項を除き、以下「意見書」という。）を提出することができる。この場合におい

て、審査庁が、意見書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

- 3 審査庁は、審査請求人から反論書の提出があったときはこれを参加人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合にあっては、参加人）に、参加人から意見書の提出があったときはこれを審査請求人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人）に、それぞれ送付しなければならない。

第31条

- 1 審査請求人又は参加人の申立てがあった場合には、審査庁は、当該申立てをした者（以下この条及び第41条第2項第2号において「申立人」という。）に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。
- 2 前項本文の規定による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）は、審査庁が期日及び場所を指定し、全ての審理関係人（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人。以下この節及び第50条第1項第3号において同じ。）を招集してさせるものとする。
- 3 口頭意見陳述において、申立人は、審査庁の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 4 口頭意見陳述において、審査庁は、申立人のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。
- 5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査庁の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。

第32条（第3項）

- 3 前2項の場合において、審査庁が、証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

第33条

審査庁は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることができる。この

場合において、審査庁は、その提出された物件を留め置くことができる。

第 3 4 条

審査庁は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、適当と認める者に、参考人としてその知っている事実の陳述を求め、又は鑑定を求めることができる。

第 3 5 条

- 1 審査庁は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、必要な場所につき、検証をすることができる。
- 2 審査庁は、審査請求人又は参加人の申立てにより前項の検証をしようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を当該申立てをした者に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。

第 3 6 条

審査庁は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、審査請求に係る事件に関し、審理関係人に質問することができる。

第 3 7 条

- 1 審査庁は、審査請求に係る事件について、審理すべき事項が多数であり又は錯綜（そう）しているなど事件が複雑であることその他の事情により、迅速かつ公正な審理を行うため、第 3 1 条から前条までに定める審理手続を計画的に遂行する必要があると認める場合には、期日及び場所を指定して、審理関係人を招集し、あらかじめ、これらの審理手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができる。
- 2 審査庁は、審理関係人が遠隔の地に居住している場合その他相当と認める場合には、政令で定めるところにより、審査庁及び審理関係人が音声の送受信により通話をすることができる方法によって、前項に規定する意見の聴取を行うことができる。
- 3 審査庁は、前 2 項の規定による意見の聴取を行ったときは、遅滞なく、第 3 1 条から前条までに定める審理手続の期日及び場所並びに第 4 1 条第一項の規定による審理手続の終結の予定時期を決定し、これらを審理関係人に通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする。

第 3 8 条

審査請求人又は参加人は、第41条第1項又は第2項の規定により審理手続が終結するまでの間、審査庁に対し、提出書類等（第29条第4項各号に掲げる書面又は第32条第1項若しくは第2項若しくは第33条の規定により提出された書類その他の物件をいう。次項において同じ。）の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあつては、記録された事項を審査庁が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該書面若しくは当該書類の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査庁は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

- 2 審査庁は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る提出書類等の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査庁が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 審査庁は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
- 5 審査庁は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

第39条

審査庁は、必要があると認める場合には、数個の審査請求に係る審理手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る審理手続を分離することができる。

第41条

- 1 審査庁は、必要な審理を終えたと認めるときは、審理手続を終結するものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、審査庁は、次の各号のいずれかに該当するときは、審理手続を終結することができる。
 - （1）次のイからホまでに掲げる規定の相当の期間内に、当該イからホまでに定める物件が提出されない場合において、更に一定の期間を示して、当該物件の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に当該物件が提出されなかったとき。
 - イ 第29条第2項 弁明書
 - ロ 第30条第1項後段 反論書

ハ 第30条第2項後段 意見書

ニ 第32条第3項 証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件

ホ 第33条前段 書類その他の物件

(2) 申立人が、正当な理由なく、口頭意見陳述に出頭しないとき。

3 審査庁が前2項の規定により審理手続を終結したときは、速やかに、審理関係人に対し、審理手続を終結した旨を通知するものとする。

第44条

審査庁は、第81条第1項又は第2項の機関から諮問に対する答申を受けたときは、遅滞なく、裁決をしなければならない。

第50条（第1項）

1 裁決は、次に掲げる事項を記載し、審査庁が記名押印した裁決書によりしなければならない。

(1) 主文

(2) 事案の概要

(3) 審理関係人の主張の要旨

(4) 理由（第1号の主文が第81条第1項又は第2項の機関若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。）

第81条第3項において準用する第74条

審査会は、必要があると認める場合には、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は審査庁（以下この款において「審査関係人」という。）にその主張を記載した書面（以下この款において「主張書面」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

<行政不服審査法施行令>

第3条（第2項）

2 審査請求人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を審査庁に届け出なければならない。

第5条

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第106条第2項において読み替えて適用する法第29条第1項本文の規定による審査請求書の送付は、審査請求書の副本（法第二十二条第三項若しくは第四項又は第83条第3項の規定の適用がある場合にあっては、審査請求書の写し）によってする。

第6条

- 1 個人情報保護法第106条第2項において読み替えて適用する法第29条第2項の規定により提出し、又は作成する弁明書は、正本並びに当該弁明書を送付すべき審査請求人及び参加人の数に相当する通数の副本とする。
- 2 個人情報保護法第106条第2項において読み替えて適用する法第29条第5項の規定による弁明書の送付は、弁明書の副本によってする。

第7条

- 1 個人情報保護法第106条第2項において読み替えて適用する法第30条第1項の規定により提出する反論書は、正本並びに当該反論書を送付すべき参加人及び処分庁等の数（処分庁等が審査庁である場合にあっては、参加人の数）に相当する通数の副本とし、個人情報保護法第106条第2項において読み替えて適用する法第30条第2項の規定により提出する意見書（次項及び第15条において「意見書」という。）は、正本並びに当該意見書を送付すべき審査請求人及び処分庁等の数（処分庁等が審査庁である場合にあっては、参加人の数）に相当する通数の副本とする。
- 2 個人情報保護法第106条第2項において読み替えて適用する法第30条第3項の規定による反論書又は意見書の送付は、反論書又は意見書の副本によってする。

第8条

審査庁は、口頭意見陳述の期日における審理を行う場合において、遠隔の地に居住する審理関係人（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人。以下この条において同じ。）があるとき、その他相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、審理員及び審理関係人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、審理を行うことができる。

第9条

審査庁は、個人情報保護法第 106 条第 2 項において読み替えて適用する法第 37 条第 2 項の規定による意見の聴取を行う場合には、通話者及び通話先の場所の確認をしなければならない。

第 10 条

個人情報保護法第 106 条第 2 項において読み替えて適用する法第 38 条第 1 項の規定による交付の求めは、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

- (1) 交付に係る個人情報保護法第 106 条第 2 項において読み替えて適用する法第 38 条第 1 項に規定する書面若しくは書類（以下「対象書面等」という。）又は交付に係る同項に規定する電磁的記録（以下「対象電磁的記録」という。）を特定するに足りる事項
- (2) 対象書面等又は対象電磁的記録について求める交付の方法（次条各号に掲げる交付の方法をいう。）
- (3) 対象書面等又は対象電磁的記録について第 14 条に規定する送付による交付を求める場合にあっては、その旨

第 11 条

個人情報保護法第 106 条第 2 項において読み替えて適用する法第 38 条第 1 項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によってする。

- (1) 対象書面等の写しの交付にあっては、当該対象書面等を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付
- (2) 対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付にあっては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付
- (3) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法

第 14 条（第 1 項）

- 1 個人情報保護法第 106 条第 2 項において読み替えて適用する法第 38 条第 1 項の規定による交付を受ける審査請求人等は、同条第四項の規定により納付しなければならない手数料のほか送付に要する費用を納付して、対象書面等の写し又は対象電磁的

記録に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、総務省令で定める方法により納付しなければならない。

(2) 審査会への諮問

法第105条

- 1 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関に諮問しなければならない。（第3項による読み替え後の条文）
 - (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
 - (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
 - (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合
- 2 前項の規定により諮問をした行政機関の長等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
 - (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び法第107条第1項第2号において同じ。）
 - (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
 - (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

条例第11条

- 1 実施機関は、法第105条第1項に規定する審査請求があったときは、速やかに同項の規定による諮問をするよう努めなければならない。
- 2 法第105条第1項の規定による諮問は、法第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第29条第2項の弁明書の

写しを添えてしなければならない。

- i 各決定又は各請求に係る不作為についての審査請求を受けた審査庁は、審理手続を終結した際は、法第105条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、行政不服審査法第81条第1項の機関である中央区情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。この諮問は、規則別記第25号様式の諮問書に弁明書の写しを添えて行う。
- ii 審査会の運営は総務課情報公開係が所掌しているため、審査請求を受理した区長以外の実施機関の庶務担当課は、審査会への諮問に当たっては、総務課情報公開係と協議を行う。
- iii 審査会における調査審議の手続は、行政不服審査法第5章第1節第2款の規定が準用される（行政不服審査法第81条第3項）。
- iv 審査会に諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、規則別記第26号様式の諮問通知書により、諮問をした旨を通知する。
 - ① 審査請求人及び当該審査請求に利害関係人として参加する参加人
 - ② 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（※）
 - ③ 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（※）※これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く
- v 審査庁は、審査会から答申を受けたときは、その意見を尊重し、裁決書により遅滞なく裁決しなければならない。

（3）第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続

法第107条（第1項）

- 1 第86条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。
 - （1）開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
 - （2）審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

- i 本項は、開示請求に応ずる決定に反対の意思を有する第三者の審査請求を拒否する場合及び第三者の意に反して開示請求に応ずる決定を行う場合に、当該第三者が争訟

を提起する機会を確保することを目的とするものである。

- ii 本項の手続は、法第86条第3項（開示請求に応ずることに反対の意思を表明した第三者の争訟の機会の確保）の規定が準用され、裁決の日と開示を実施する日との間に2週間以上の期間を置かなければならない。

6 保有死者情報の開示申出（死者情報要綱第4条－第9条）

死者情報要綱第4条

次に掲げる者（以下「開示対象者」という。）は、実施機関に対し、保有死者情報の開示の申出（以下「開示申出」という。）をすることができる。

- （１）当該死者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、当該死者の死亡時において事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）又は一親等の親族
- （２）前号に掲げる者から開示申出をすることにつき職務上の委任を受けた弁護士、司法書士又は税理士
- （３）前２号に準ずる事情にあると区長が認める者

死者情報要綱第5条

区長は、開示申出に係る保有死者情報に法第78条第1項各号に掲げる情報が含まれているときは、当該部分を開示してはならない。

死者情報要綱第6条

- （１）開示申出をしようとする者（以下「開示申出者」という。）は、別記第1号様式による申出書を区長に提出するものとする。
- （２）開示申出の受付その他開示申出に関する事務は、総務部総務課において行う。
- （３）開示申出者は、区長に対し、自己が開示申出者本人であることを証明するために必要な書類（以下「本人確認書類」という。）と併せて、開示対象者であることを証明するために必要な書類として次の表に掲げるもの又は区長が必要と認める書類を提示し、又は提出しなければならない。

区分	必要な書類
第4条第1号に掲げる者	本人の死亡の事実及び本人との関係を証する次のいずれかの書類 ア 戸籍謄本、戸籍抄本、除籍謄本、除籍抄本、戸籍証明書等 イ 住民票（消除された住民票を含む。）の写し ウ 住民票記載事項証明書
第4条第2号に掲げる者	（１）第4条第1号に掲げる者が必要な書類 （２）日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会又は日本税理士会連合会が発行する身分証明書 （３）開示申出に関する委任の旨を証する委任状（委任者の署名があり、かつ、申出の日の前30日以内に作成されたものに限る。）

死者情報要綱第 7 条

区長は、開示申出に係る保有死者情報の開示の可否を決定したときは、別記第 2 号様式による通知書により開示申出者に通知するものとする。

死者情報要綱第 8 条

保有死者情報の開示は、当該保有死者情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときは次に掲げる方法により行う。

- (1) ビデオテープ、録音テープその他の映像又は音声記録された電磁的記録にあつては、再生機器により再生したものの視聴
- (2) 前号に掲げるもの以外の電磁的記録にあつては、次に掲げる方法
 - ア 用紙に出力したものの閲覧
 - イ 用紙に出力したものを写しとした交付
 - ウ 表示装置に出力したものの視聴
 - エ 光ディスク（日本産業規格 X 0 6 0 6 及び X 6 2 8 1 に適合する直径 1 2 0 ミリメートル再生専用型光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものを写しとした交付
- 2 保有死者情報の開示の実施は、区長が指定する場所における閲覧若しくは写しの交付又は写しの送付により行う。
- 3 区長が指定する場所における開示の場合において、開示を受ける者は、区長に対し、前条の通知書（これにより難い場合にあっては、本人確認書類及び第 6 条第 3 項に規定する書類）を提示し、又は提出しなければならない。

死者情報要綱第 9 条

保有死者情報の開示に要する費用は、無料とする。ただし、写しの交付により開示を実施する場合の当該写しの作成に要する費用及び写しの送付に要する費用は、開示申出者の負担とする。

- 2 前項ただし書の写しの交付に係る写しの作成に要する費用及び写しの送付に要する費用の額並びにこれらの納付の時期及び方法は、中央区個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（令和 5 年 3 月中央区規則第 5 号）第 1 7 条の例による。

i 死者情報に関して、死者は開示を求める主体となり得ないが、死者に関する情報が不

適正に取り扱われた場合にその影響が遺族に及ぶおそれがあることや、遺族が死者情報を知ることに相応の利益を有する場合がある。そのため、死者情報要綱では、死者との縁故関係から一定の地位にあると認められる者からの申出に対し、必要があると認める場合に限り、保有死者情報を任意に開示することができることを定めている。

- ii 死者情報要綱で規定する任意的開示は、個人情報の範囲に死者を含まない個人情報保護制度を補完するものとして、開示することができる場合の事由及び開示の相手方をあらかじめ限定し、定型化したものである。
- iii 法第76条の規定による開示請求権は、実施機関における個人情報の取扱いに対して本人が関与する権利を保障する趣旨から、本人又はその代理人が持つ固有の権利であり、当該請求があったときは、実施機関は、その理由や目的にかかわらず原則的に応じる義務が生ずる。また、当該請求への実施機関の決定に対しては、行政不服審査法及び行政事件訴訟法による救済措置が設けられている。

これに対し、死者情報要綱による保有死者情報の任意的開示は、申出者の便宜を図る観点から設けたものであり、開示するか否かの判断は行政処分として行われるものではない。

- iv 死者情報要綱第7条による開示の決定は、申出の理由等を勘案し、必要があると認める場合に行う。「申出の理由等を勘案し、必要があると認める場合」とは、行政上の各種手続、保険金の請求手続等において保有死者情報が記録された文書等の添付が求められている場合など、当該保有個人情報の開示が申出者の正当な利益となるものであり、かつ、死者本人の権利利益を侵害するおそれのないことが明らかである場合をいう。
- v 死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人を識別することができる場合は、当該生存する個人を本人とする個人情報として開示等の請求の対象となる。具体的には次の例が考えられる。

【例】

- ・ 死者である被相続人から生存する個人が相続した財産に関する情報
- ・ 死者である被相続人から生存する個人が相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報
- ・ 近親者固有の慰謝料請求権など、死者の死に起因して、生存する個人が相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報

7 行政機関等匿名加工情報（法第109条－第123条）

法第110条

行政機関の長等は、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルが第60条第3項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第75条第1項の規定の適用については、同項中「第10号」とあるのは、「第10号並びに第110条各号」とする。

- (1) 第112条第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨
- (2) 第112条第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地

法第111条

行政機関の長等は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に前条第1号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この節において同じ。）について、次条第1項の提案を募集するものとする。

法第112条（第1項）

- 1 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。

法附則第7条

都道府県及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市以外の地方公共団体の機関並びに地方独立行政法人についての第110条及び第111条の規定の適用については、当分の間、第110条中「行政機関の長等は、」とあるのは「行政機関の長等は、次条の規定による募集をしようとする場合であって、」と、第111条中「ものとする」とあるのは「ことができる」とする。

行政機関の長等は、当該行政機関等が保有する個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報について、定期的に提案の募集を行わなければならないが、法附則第7条により、都道府県及び指定都市以外の地方公共団体の機関は当分の間、実施が任意とされている。区における提案募集の実施は、地域の実情や社会情勢を踏まえ、その必要性が認められた際に検討する。

8 雑則

(1) 適用除外等 (法第 124 条)

法第 124 条

- 1 第 4 節の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。
- 2 保有個人情報（行政機関情報公開法第 5 条、独立行政法人等情報公開法第 5 条又は情報公開条例に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書等に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第 4 節（第 4 款を除く。）の規定の適用については、行政機関等に保有されていないものとみなす。

ア 刑の執行等に係る保有個人情報の適用除外

- i 刑事事件に係る裁判や刑の執行等に係る保有個人情報は、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を含んでおり、開示等の請求の対象とすると、前科が明らかになるなど、逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等にとって社会復帰や更生保護の観点において不利益となるおそれがある。そのため、本条ではこれらの保有個人情報を法第 5 章第 4 節の適用除外としている。

【法第 5 章第 4 節の規定の適用が除外される場合の事例】

- ・ 雇用主が、採用予定者の前科の有無やその内容を確認する目的で、採用予定者本人に開示請求させる場合

【法第 5 章第 4 節の規定の適用が除外されない場合の事例】

- ・ 拘置所に収容されている者の健康を保持するために、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な医療上の措置として診療を受けた場合において、当該診療に関する情報を開示請求する場合

- ii 参考として、刑事訴訟法第 53 条の 2 第 2 項は、訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報を法の適用除外としている。

イ 検索することが著しく困難である保有個人情報の取扱い

- i 実施機関において分類や整理が未了であり、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるために検索することが著しく困難である保有個人情報は、分類・整理された段階で法第 5 章第 4 節の規定が適用される。

- ii 本項の規定により保有していないものとみなして不開示決定を行った場合であっても、当該不開示決定に対する審査請求があった場合は、法第5章第4節第4款（審査請求）の規定が適用される。

（２）請求者への情報提供（法第127条）

法第127条

行政機関の長等は、開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求又は第112条第1項若しくは第118条第1項の提案（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有する保有個人情報の特定又は当該提案に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

法第169条

委員会は、この法律の円滑な運用を確保するため、総合的な案内所を整備するものとする。

- i 行政機関の長等は、開示等を求める者が容易かつ的確に請求することができるよう、適切な措置を講じる必要がある。区では、ホームページにおいて制度の仕組みや開示等の請求の手続等に関する情報提供を行うとともに、案内や相談、開示の実施等を行うための一元的な窓口として本庁舎地下1階に情報公開コーナーを設置している。

【情報公開コーナーにおける個人情報保護制度に係る業務】

- ・ 個人情報保護制度についての案内及び相談
- ・ 保有個人情報の開示等の請求の受付
- ・ 保有個人情報の開示の実施
- ・ 個人情報管理書類の配架
- ・ 個人情報に関する苦情の受付

- ii 個人情報保護委員会では、法の解釈や個人情報保護制度についての一般的な質問に関する問合せを電話により受け付ける「個人情報保護法相談ダイヤル」を設置している。

【個人情報保護法相談ダイヤル】

電話番号 03-6457-9849

受付時間 午前9時30分～午後5時30分（土日祝日及び年末年始を除く）

(3) 苦情処理（法第128条）

法第128条

行政機関の長等は、行政機関等における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

- i 苦情は、実施機関が個人情報を取り扱う日常的な事務事業遂行の過程で発生するものであり、原因となっている具体的な事象の解決を図るという側面と、個々の苦情から個人の権利利益に対する侵害の危険性等を把握し、制度の改善に役立てるという側面を持つ。
- ii 実施機関は、苦情を申し立てた区民等の意向を十分に聴き取り、調査の結果、不適切な個人情報の取扱いが認められるときは、速やかに是正しなければならない。
- iii 苦情処理の具体的な対応は、区規則第22条及び事務取扱要領第14条で次のとおり定めた。

区規則第22条

- 1 法第128条の苦情（以下「苦情」という。）の申立ては、申立人からの別記第27号様式による申立書その他の書面又は口頭により受け付けるものとする。
- 2 区長は、苦情の申立てが口頭によるときは、その陳述の要旨を書面に記載するものとする。
- 3 区長は、苦情の申立てを処理したときは、別記第28号様式による記録票を作成するものとする。

事務取扱要領第14条

- 1 規則第22条第1項による受付は、企画部広報課、情報公開コーナー又は当該苦情の内容に係る事務事業を所掌する課（以下「関係課」という。）において行うものとする。
- 2 情報公開コーナーにおいて苦情の申立てを受け付けたときは、総務部長は、関係課の上位の組織の長（以下「関係部長」という。）にその内容を通知し、迅速かつ適切な対応を依頼するものとする。
- 3 関係部長（関係課がない場合にあつては総務部長。以下同じ。）は、第1項により関係課で受け付けた苦情について迅速かつ適切に対応しなければならない。
- 4 苦情の申立てを処理した関係部長は、その処理の状況を総務部長に報告しなければならない。

(4) 審議会への諮問（法第129条）

法第129条

地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

条例第12条

- 1 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、中央区情報公開・個人情報保護審議会及び中央区情報公開・個人情報保護審査会に関する条例（平成9年9月中央区条例第29号）第1条に規定する中央区情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問することができる。
 - 一 この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
 - 二 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
 - 三 前2号に掲げるもののほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
- 2 実施機関は、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第6条第1項に規定する重点項目評価を実施したときは、審議会に諮問しなければならない。
- 3 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を審議会に報告しなければならない。
 - 一 特定個人情報保護評価に関する規則第5条第1項に規定する基礎項目評価のみを実施したとき。
 - 二 特定個人情報保護評価に関する規則第14条第1項の規定による修正をしたとき。
 - 三 前2号に掲げるときのほか、実施機関が特定個人情報保護評価に関し審議会への報告が必要であると認めるとき。

審議会・審査会条例第2条

審議会は、個人情報保護法施行条例第12条第1項若しくは第2項若しくは議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問又は区長の諮問に応じて、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について調査審議し、答申するとともに、

区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び議会（以下「実施機関」という。）に建議することができる。

- i 地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合は、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができる。区では、次の①～③の場合は中央区情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問できるものとして任意とする一方、④の場合は審議会への諮問を義務付けている。
 - ① 条例の規定を改正し、又は廃止しようとするとき
 - ② 保有個人情報に係る安全管理措置の基準を定めようとするとき
 - ③ ①、②のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとするとき
 - ④ 特定個人情報保護評価のうち重点項目評価を実施したとき
- ii 実施機関は、特定個人情報保護評価に関して、次の①～③の場合は審議会への報告が義務となる。
 - ① 基礎項目評価のみを実施したとき
 - ② 評価書を修正をしたとき
 - ③ ①、②のほか、審議会への報告が必要であると認めるとき

（５）実施状況の公表（条例第１３条）

条例第１３条

区長は、毎年１回、法及びこの条例並びに中央区議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年３月中央区条例第１号）による個人情報保護制度の実施状況を取りまとめ、公表しなければならない。

- i 本条の規定による実施状況の公表は、個人情報の取扱い状況の透明性を確保することにより、実施機関における適正な運用の徹底を図り、区民の信頼を高める趣旨である。
- ii 実施状況の公表の方法は、区規則第２４条で次のとおり定めた。

区規則第２４条

- １ 条例第１３条の規定による公表は、毎年６月末日までに行うものとする。
- ２ 前項の公表は、前年度における次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。
 - （１）個人情報取扱事務及び個人情報ファイルの登録の状況

- (2) 個人情報の取扱いの委託の状況
 - (3) 保有個人情報の目的外の利用及び提供の状況
 - (4) 保有個人情報の開示等の請求の状況
 - (5) 保有個人情報の開示等の請求に対する可否の決定の状況
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項
- 3 第1項の公表は、区役所及び特別出張所前の掲示場への掲示並びに区広報紙への掲載により行うものとする。

9 委員会による監視等

(1) 委員会による監視（法第156条－第160条）

法第156条

委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等（会計検査院長を除く。以下この款において同じ。）に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いに関する事務の実施状況について、資料の提出及び説明を求め、又はその職員に実地調査をさせることができる。

法第157条

委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いについて、必要な指導及び助言をすることができる。

法第158条

委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いについて勧告をすることができる。

法第159条

委員会は、前条の規定により行政機関の長等に対し勧告をしたときは、当該行政機関の長等に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

法第160条

第149条第1項の規定の趣旨に照らし、委員会は、行政機関の長等が第57条第1項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報等を取り扱う場合に限る。）に対して個人情報等を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

- i 個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）は、個人情報保護法の一元的な解釈権限を有することから、行政機関の長等による個人情報等の取扱いについて、条例に基づくものも含め、法第5章の規定の円滑な運用が図られていないと判断した場合は、「資料の提出の要求及び実地調査」、「指導及び助言」並びに「勧告」を行う。
- ii 委員会は、表現、学問、信教及び政治活動の自由を確保する観点から、行政機関の

長等が報道機関、著述を業として行う者、宗教団体及び政治団体に対して個人情報等を提供する行為については、その権限を行使しない（法第160条）。

（2）実施状況の報告（法第165条）

法第165条

- 1 委員会は、行政機関の長等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。
- 2 委員会は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

- i 委員会は、法の規律が十分に機能しているか、また立法当初に想定していなかった問題が発生していないかを把握し、監視措置を適切に行わせるため、行政機関の長に対し、法の施行状況について報告を求めることができる。当該報告により把握した法の施行状況は、取りまとめた上で概要を公表するものとしており、これにより、制度の透明性を高め、国民に対する説明責任を果たしている。
- ii 実施機関は、委員会に対して必要な情報を正確に報告することが求められ、日頃から情報の収集及び管理を適切に行うことが必要である。

（3）情報提供・技術的助言の求め（法第166条）

法第166条

- 1 地方公共団体は、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができる。
- 2 委員会は、前項の規定による求めがあったときは、必要な情報の提供又は技術的な助言を行うものとする。

地方公共団体は、本条により、委員会に対して必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができる。実施機関は、個人情報を取り扱う上で、法の解釈や適用に係る判断について疑義が生じた場合は、総務課情報公開係と協議し、必要と判断した場合は、総務課情報公開係が委員会へ照会を行う。

（4）条例の届出（法第167条）

法第167条

- 1 地方公共団体の長は、この法律の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定め

たときは、遅滞なく、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、その旨及びその内容を委員会に届け出なければならない。

2 委員会は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

3 前2項の規定は、第1項の規定による届出に係る事項の変更について準用する。

規則第70条

法第167条第1項の規定による届出は、電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、別記様式第十五による届出書を提出する方法）により行うものとする。

法第167条の届出が必要な条例の範囲は、条例で定めることを妨げるものではないとされているもの及び個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項について条例で独自の規定を設ける場合を含め、法の規定により定めた全ての条例の制定及び改廃が対象となる。

第3 関係規程

1 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 国及び地方公共団体の責務等（第四条—第六条）

第三章 個人情報保護に関する施策等

第一節 個人情報保護に関する基本方針（第七条）

第二節 国の施策（第八条—第十一条）

第三節 地方公共団体の施策（第十二条—第十四条）

第四節 国及び地方公共団体の協力（第十五条）

第四章 個人情報取扱事業者等の義務等

第一節 総則（第十六条）

第二節 個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務（第十七条—第四十条）

第三節 仮名加工情報取扱事業者等の義務（第四十一条・第四十二条）

第四節 匿名加工情報取扱事業者等の義務（第四十三条—第四十六条）

第五節 民間団体による個人情報保護の推進（第四十七条—第五十六条）

第六節 雑則（第五十七条—第五十九条）

第五章 行政機関等の義務等

第一節 総則（第六十条）

第二節 行政機関等における個人情報等の取扱い（第六十一条—第七十三条）

第三節 個人情報ファイル（第七十四条・第七十五条）

第四節 開示、訂正及び利用停止

第一款 開示（第七十六条—第八十九条）

第二款 訂正（第九十条—第九十七条）

第三款 利用停止（第九十八条—第一百三条）

第四款 審査請求（第一百四条—第一百七条）

第五款 条例との関係（第一百八条）

第五節 行政機関等匿名加工情報の提供等（第一百九条—第一百二十三条）

第六節 雑則（第二百二十四条—第二百二十九条）

第六章 個人情報保護委員会

第一節 設置等（第二百三十条—第二百四十五条）

第二節 監督及び監視

第一款 個人情報取扱事業者等の監督（第二百四十六条—第二百五十二条）

第二款 認定個人情報保護団体の監督（第二百五十三条—第二百五十五条）

第三款 行政機関等の監視（第二百五十六条—第一百六十条）

第三節 送達（第二百六十一条—第二百六十四条）

第四節 雑則（第二百六十五条—第二百七十条）

第七章 雑則（第二百七十一条—第二百七十五条）

第八章 罰則（第二百七十六条—第二百八十五条）

附 則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができる、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

5 この法律において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えるこ

とを含む。)

- 二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

6 この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

- 一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- 二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

7 この法律において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

8 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)
- 三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)
- 四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
- 五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

9 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。

10 この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。

11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 行政機関
- 二 地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第三章及び第六十九条第二項第三号を除き、以下同じ。)
- 三 独立行政法人等（別表第二に掲げる法人を除く。第十六条第二項第三号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第四項から第六項まで、第百十九条第五項から第七項まで並びに第二百五条第二項において同じ。)

四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる業務を主たる目的とするも

の又は同条第二号若しくは第三号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするものを除く。第十六条第二項第四号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第七項から第九項まで、第百十九条第八項から第十項まで並びに第二百五条第二項において同じ。）

（基本理念）

第三条 個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。

第二章 国及び地方公共団体の責務等

（国の責務）

第四条 国は、この法律の趣旨にのっとり、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（法制上の措置等）

第六条 政府は、個人情報の性質及び利用方法に鑑み、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるとともに、国際機関その他の国際的な枠組みへの協力を通じて、各国政府と共同して国際的に整合のとれた個人情報に係る制度を構築するために必要な措置を講ずるものとする。

第三章 個人情報の保護に関する施策等

第一節 個人情報の保護に関する基本方針

第七条 政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向
- 二 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項
- 三 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 四 独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 五 地方独立行政法人が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 六 第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者、同条第五項に規定する仮名加工情報取扱事業者及び同条第六項に規定する匿名加工情報取扱事業者並びに第五十一条第一項に規定する認定個人情報保護団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 七 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項
- 八 その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、個人情報保護委員会が作成した基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しな

なければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第二節 国の施策

(国の機関等が保有する個人情報の保護)

第八条 国は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、独立行政法人等について、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(地方公共団体等への支援)

第九条 国は、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策及び国民又は事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、情報の提供、地方公共団体又は事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情処理のための措置)

第十条 国は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情の適切かつ迅速な処理を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の適正な取扱いを確保するための措置)

第十一条 国は、地方公共団体との適切な役割分担を通じ、次章に規定する個人情報取扱事業者による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、第五章に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

第三節 地方公共団体の施策

(地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護)

第十二条 地方公共団体は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(区域内の事業者等への支援)

第十三条 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(苦情の処理のあっせん等)

第十四条 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第四節 国及び地方公共団体の協力

第十五条 国及び地方公共団体は、個人情報の保護に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。

第四章 個人情報取扱事業者等の義務等

第一節 総則

(定義)

第十六条 この章及び第八章において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

- 一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- 二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

2 この章及び第六章から第八章までにおいて「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

- 一 国の機関
- 二 地方公共団体
- 三 独立行政法人等
- 四 地方独立行政法人

3 この章において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

4 この章において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの以外のものをいう。

5 この章、第六章及び第七章において「仮名加工情報取扱事業者」とは、仮名加工情報を含む情報の集合物であつて、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第四十一条第一項において「仮名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。

6 この章、第六章及び第七章において「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報を含む情報の集合物であつて、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第四十三条第一項において「匿名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。

7 この章、第六章及び第七章において「個人関連情報取扱事業者」とは、個人関連情報を含む情報の集合物であつて、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第三十一条第一項において「個人関連情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。

8 この章において「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

第二節 個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務 (利用目的の特定)

第十七条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行つてはならない。

(利用目的による制限)

第十八条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令（条例を含む。以下この章において同じ。）に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下この章において「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

(不適正な利用の禁止)

第十九条 個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第二十条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報取得してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であつて、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

七 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、第五十七条第一項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合

八 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

（取得に際しての利用目的の通知等）

第二十一条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

（データ内容の正確性の確保等）

第二十二条 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

（安全管理措置）

第二十三条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（従業員の監督）

第二十四条 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（委託先の監督）

第二十五条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な

監督を行わなければならない。

(漏えい等の報告等)

第二十六条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であつて個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、当該個人情報取扱事業者が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であつて、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

2 前項に規定する場合には、個人情報取扱事業者（同項ただし書の規定による通知をした者を除く。）は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

(第三者提供の制限)

第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であつて、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であつて、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

七 当該第三者が学術研究機関等である場合であつて、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であつて、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第二十条第一項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報

取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。

一 第三者への提供を行う個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この条、第三十条第一項第一号及び第三十二条第一項第一号において同じ。）の氏名

二 第三者への提供を利用目的とすること。

三 第三者に提供される個人データの項目

四 第三者に提供される個人データの取得の方法

五 第三者への提供の方法

六 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

七 本人の求めを受け付ける方法

八 その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項

3 個人情報取扱事業者は、前項第一号に掲げる事項に変更があつたとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第三号から第五号まで、第七号又は第八号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

4 個人情報保護委員会は、第二項の規定による届出があつたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該届出に係る事項を公表しなければならない。前項の規定による届出があつたときも、同様とする。

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合

二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であつて、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

6 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があつたときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

（外国にある第三者への提供の制限）

第二十八条 個人情報取扱事業者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条及び第三十一条第一項第二号において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条及び同号において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについてこ

の節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第三項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに同号において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第一項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。
- 3 個人情報取扱事業者は、個人データを外国にある第三者（第一項に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

（第三者提供に係る記録の作成等）

第二十九条 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者（第十六条第二項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条（第三十一条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）において同じ。）に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれか（前条第一項の規定による個人データの提供にあつては、第二十七条第一項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

（第三者提供を受ける際の確認等）

第三十条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

- 2 前項の第三者は、個人情報取扱事業者が同項の規定による確認を行う場合において、当該個人情報取扱事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。
- 3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。
- 4 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

（個人関連情報の第三者提供の制限等）

第三十一条 個人関連情報取扱事業者は、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構

成するものに限る。以下この章及び第六章において同じ。)を個人データとして取得することが想定されるときは、第二十七条第一項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

- 一 当該第三者が個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。
 - 二 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。
- 2 第二十八条第三項の規定は、前項の規定により個人関連情報取扱事業者が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。
- 3 前条第二項から第四項までの規定は、第一項の規定により個人関連情報取扱事業者が確認する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。

(保有個人データに関する事項の公表等)

第三十二条 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

- 一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 全ての保有個人データの利用目的（第二十一条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。）
 - 三 次項の規定による求め又は次条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条第一項若しくは第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求に応じる手続（第三十八条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）
 - 四 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの
- 2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- 一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
 - 二 第二十一条第四項第一号から第三号までに該当する場合
- 3 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(開示)

第三十三条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法による開示を請求することができる。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、同項の規定により

当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 三 他の法令に違反することとなる場合

- 3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は同項の規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
- 4 他の法令の規定により、本人に対し第二項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第一項及び第二項の規定は、適用しない。
- 5 第一項から第三項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第二十九条第一項及び第三十条第三項の記録（その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものを除く。第三十七条第二項において「第三者提供記録」という。）について準用する。

（訂正等）

第三十四条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を請求することができる。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。
- 3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

（利用停止等）

第三十五条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第十八条若しくは第十九条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第二十条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 3 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第二十七条第一項

又は第二十八条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。

- 4 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であつて、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 5 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データを当該個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第二十六条第一項本文に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。
- 6 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であつて、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 7 個人情報取扱事業者は、第一項若しくは第五項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第三項若しくは第五項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(理由の説明)

第三十六条 個人情報取扱事業者は、第三十二条第三項、第三十三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条第三項又は前条第七項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の請求等に応じる手続)

第三十七条 個人情報取扱事業者は、第三十二条第二項の規定による求め又は第三十三条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。次条第一項及び第三十九条において同じ。）、第三十四条第一項若しくは第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求（以下この条及び第五十四条第一項において「開示等の請求等」という。）に関し、政令で定めるところにより、その求め又は請求を受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の請求等を行わなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の請求等に関し、その対象となる保有個人データ又は第三者提供記録を特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の請求等を行うことができるよう、当該保有個人データ又は当該第三者提供記録の特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置

をとらなければならない。

- 3 開示等の請求等は、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる。
- 4 個人情報取扱事業者は、前三項の規定に基づき開示等の請求等に応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

(手数料)

第三十八条 個人情報取扱事業者は、第三十二条第二項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第三十三条第一項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

(事前の請求)

第三十九条 本人は、第三十三条第一項、第三十四条第一項又は第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から二週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該訴えの被告となるべき者がその請求を拒んだときは、この限りでない。

- 2 前項の請求は、その請求が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。
- 3 前二項の規定は、第三十三条第一項、第三十四条第一項又は第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

(個人情報取扱事業者による苦情の処理)

第四十条 個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

第三節 仮名加工情報取扱事業者等の義務

(仮名加工情報の作成等)

第四十一条 個人情報取扱事業者は、仮名加工情報（仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下この章及び第六章において同じ。）を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この条及び次条第三項において読み替えて準用する第七項において同じ。）を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。
- 3 仮名加工情報取扱事業者（個人情報取扱事業者である者に限る。以下この条において同じ。）は、第十八条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第十七条第一項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱ってはならない。

- 4 仮名加工情報についての第二十一条の規定の適用については、同条第一項及び第三項中「、本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」と、同条第四項第一号から第三号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。
- 5 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第二十二條の規定は、適用しない。
- 6 仮名加工情報取扱事業者は、第二十七條第一項及び第二項並びに第二十八條第一項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第二十七條第五項中「前各項」とあるのは「第四十一條第六項」と、同項第三号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第六項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなれば」と、第二十九條第一項ただし書中「第二十七條第一項各号又は第五項各号のいずれか（前条第一項の規定による個人データの提供にあつては、第二十七條第一項各号のいずれか）」とあり、及び第三十條第一項ただし書中「第二十七條第一項各号又は第五項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又は第二十七條第五項各号のいずれか」とする。
- 7 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 8 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第十七條第二項、第二十六條及び第三十二條から第三十九條までの規定は、適用しない。

（仮名加工情報の第三者提供の制限等）

第四十二條 仮名加工情報取扱事業者は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。次項及び第三項において同じ。）を第三者に提供してはならない。

- 2 第二十七條第五項及び第六項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、同条第五項中「前各項」とあるのは「第四十二條第一項」と、同項第一号中「個人情報取扱事業者」とあるのは「仮名加工情報取扱事業者」と、同項第三号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第六項中「個人情報取扱事業者」とあるのは「仮名加工情報取扱事業者」と、「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなれば」と読み替えるものとする。
- 3 第二十三條から第二十五條まで、第四十條並びに前条第七項及び第八項の規定は、仮名加工情報取扱事業者による仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、第二十三條中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは「漏えい」と、前条第七項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。

第四節 匿名加工情報取扱事業者等の義務

(匿名加工情報の作成等)

第四十三条 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報（匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下この章及び第六章において同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。
- 3 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。
- 4 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。
- 5 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 6 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(匿名加工情報の提供)

第四十四条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報（自ら個人情報を加工して作成したものを除く。以下この節において同じ。）を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

(識別行為の禁止)

第四十五条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第四十三条第一項若しくは第百十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

(安全管理措置等)

第四十六条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

第五節 民間団体による個人情報の保護の推進

(認定)

第四十七条 個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者（以下この章において「個人情報取扱事業者等」という。）の個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報（以下この章において「個人情報等」という。）の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行おうとする法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第三号ロにおいて同じ。）は、個人情報保護委員会の認定を受けることができる。

一 業務の対象となる個人情報取扱事業者等（以下この節において「対象事業者」という。）の個人情報等の取扱いに関する第五十三条の規定による苦情の処理

二 個人情報等の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供

三 前二号に掲げるもののほか、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保に関し必要な業務

2 前項の認定は、対象とする個人情報取扱事業者等の事業の種類その他の業務の範囲を限定して行うことができる。

3 第一項の認定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、個人情報保護委員会に申請しなければならない。

4 個人情報保護委員会は、第一項の認定をしたときは、その旨（第二項の規定により業務の範囲を限定する認定にあつては、その認定に係る業務の範囲を含む。）を公示しなければならない。

(欠格条項)

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

一 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二 第百五十五条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 その業務を行う役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この条において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ロ 第百五十五条第一項の規定により認定を取り消された法人において、その取消しの日前三十日以内にその役員であった者でその取消しの日から二年を経過しない者

(認定の基準)

第四十九条 個人情報保護委員会は、第四十七条第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

一 第四十七条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。

二 第四十七条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うに足る知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであること。

三 第四十七条第一項各号に掲げる業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって同項各号に掲げる業務が不公正になるおそれがないものであること。

(変更の認定等)

第五十条 第四十七条第一項の認定（同条第二項の規定により業務の範囲を限定する認定を含む。次条第一項及び第百五十五条第一項第五号において同じ。）を受けた者は、その認定に係る業務の範囲を変更しようとするときは、個人情報保護委員会の認定を受けなければならない。ただし、個人情報

報保護委員会規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第四十七条第三項及び第四項並びに前条の規定は、前項の変更の認定について準用する。

(廃止の届出)

第五十一条 第四十七条第一項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。）を受けた者（以下この節及び第六章において「認定個人情報保護団体」という。）は、その認定に係る業務（以下この節及び第六章において「認定業務」という。）を廃止しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を個人情報保護委員会に届け出なければならない。

2 個人情報保護委員会は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(対象事業者)

第五十二条 認定個人情報保護団体は、認定業務の対象となることについて同意を得た個人情報取扱事業者等を対象事業者としなければならない。この場合において、第五十四条第四項の規定による措置をとったにもかかわらず、対象事業者が同条第一項に規定する個人情報保護指針を遵守しないときは、当該対象事業者を認定業務の対象から除外することができる。

2 認定個人情報保護団体は、対象事業者の氏名又は名称を公表しなければならない。

(苦情の処理)

第五十三条 認定個人情報保護団体は、本人その他の関係者から対象事業者の個人情報等の取扱いに関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該対象事業者に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な解決を求めなければならない。

2 認定個人情報保護団体は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該対象事業者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 対象事業者は、認定個人情報保護団体から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(個人情報保護指針)

第五十四条 認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置、開示等の請求等に応じる手続その他の事項又は仮名加工情報若しくは匿名加工情報に係る作成の方法、その情報の安全管理のための措置その他の事項に関し、消費者の意見を代表する者その他の関係者の意見を聴いて、この法律の規定の趣旨に沿った指針（以下この節及び第六章において「個人情報保護指針」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、当該個人情報保護指針を個人情報保護委員会に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 個人情報保護委員会は、前項の規定による個人情報保護指針の届出があったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人情報保護指針を公表しなければならない。

4 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針が公表されたときは、対象事業者に対し、当該個人情報保護指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとらなければならない。

(目的外利用の禁止)

第五十五条 認定個人情報保護団体は、認定業務の実施に際して知り得た情報を認定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

(名称の使用制限)

第五十六条 認定個人情報保護団体でない者は、認定個人情報保護団体という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第六節 雑則

(適用除外)

第五十七条 個人情報取扱事業者等及び個人関連情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報等及び個人関連情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、この章の規定は、適用しない。

- 一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。） 報道の用に供する目的
- 二 著述を業として行う者 著述の用に供する目的
- 三 宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的
- 四 政治団体 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

2 前項第一号に規定する「報道」とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること（これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。）をいう。

3 第一項各号に掲げる個人情報取扱事業者等は、個人データ、仮名加工情報又は匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報等の取扱いに関する苦情の処理その他の個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(適用の特例)

第五十八条 個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者のうち次に掲げる者については、第三十二条から第三十九条まで及び第四節の規定は、適用しない。

一 別表第二に掲げる法人

二 地方独立行政法人のうち地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第二号若しくは第三号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするもの

2 次の各号に掲げる者が行う当該各号に定める業務における個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いについては、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者による個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いとみなして、この章（第三十二条から第三十九条まで及び第四節を除く。）及び第六章から第八章までの規定を適用する。

一 地方公共団体の機関 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院（次号において「病院」という。）及び同条第二項に規定する診療所並びに学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学の運営

二 独立行政法人労働者健康安全機構 病院の運営

(学術研究機関等の責務)

第五十九条 個人情報取扱事業者である学術研究機関等は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、この法律の規定を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

第五章 行政機関等の義務等

第一節 総則

(定義)

第六十条 この章及び第八章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員（独立行政法人等及び地方独立行政法人にあっては、その役員を含む。以下この章及び第八章において同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。）第二条第二項に規定する行政文書をいう。）、法人文書（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下この章において「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第二項に規定する法人文書（同項第四号に掲げるものを含む。）をいう。）又は地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であつて、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第二条第二項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。）（以下この章において「行政文書等」という。）に記録されているものに限る。

2 この章及び第八章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

- 一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- 二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

3 この章において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部（これらの一部に行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。以下この項において同じ。）、独立行政法人等情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。）又は地方公共団体の情報公開条例（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める地方公共団体の条例をいう。以下この章において同じ。）に規定する不開示情報（行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる匿名加工情報をいう。

- 一 第七十五条第二項各号のいずれかに該当するもの又は同条第三項の規定により同条第一項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。
- 二 行政機関情報公開法第三条に規定する行政機関の長、独立行政法人等情報公開法第二条第一項に規定する独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書等の開示の請求（行政機関情報公開法第三条、独立行政法人等情報公開法第三条又は情報公開条例の規定による開示の請求をいう。）があつたとしたならば、これらの者が次のいずれかを行うこととなるものであること。

イ 当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

ロ 行政機関情報公開法第十三条第一項若しくは第二項、独立行政法人等情報公開法第十四条第一項若しくは第二項又は情報公開条例（行政機関情報公開法第十三条第一項又は第二項の規定に相当する規定を設けているものに限る。）の規定により意見書の提出の機会を与えること。

三 行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第百十六条第一項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。

4 この章において「行政機関等匿名加工情報ファイル」とは、行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

一 特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第二節 行政機関等における個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第六十二条 行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（不適正な利用の禁止）

第六十三条 行政機関の長（第二条第八項第四号及び第五号の政令で定める機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第百七十四条において同じ。）、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人（以下この章及び次章において「行政機関の長等」とい

う。)は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第六十四条 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第六十五条 行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

二 指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

三 第五十八条第一項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

四 第五十八条第二項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

(従事者の義務)

第六十七条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第二項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第百七十六条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の報告等)

第六十八条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。

2 前項に規定する場合には、行政機関の長等は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

二 当該保有個人情報に第七十八条第一項各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第七十条 行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第二項第三号若しくは第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(外国にある第三者への提供の制限)

第七十一条 行政機関の長等は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者（第十六条第三項に規定する個人データの取扱いについて前章第二節の規定により同条第二項に規定する個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第三項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項において同じ。）に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、法令に基づく場合及び第六十九条第二項第四号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。

2 行政機関の長等は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第

三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

- 3 行政機関の長等は、保有個人情報を外国にある第三者（第一項に規定する体制を整備している者に限る。）に利用目的以外の目的のために提供した場合には、法令に基づく場合及び第六十九条第二項第四号に掲げる場合を除くほか、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第七十二条 行政機関の長等は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（仮名加工情報の取扱いに係る義務）

第七十三条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第二百二十八条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

- 2 行政機関の長等は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 3 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに第四十一条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 4 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 5 前各項の規定は、行政機関の長等から仮名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第三節 個人情報ファイル

（個人情報ファイルの保有等に関する事前通知）

第七十四条 行政機関（会計検査院を除く。以下この条において同じ。）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、個人情報保護委員会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

一 個人情報ファイルの名称

二 当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

- 三 個人情報ファイルの利用目的
 - 四 個人情報ファイルに記録される項目（以下この節において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第九号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この節において「記録範囲」という。）
 - 五 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この節において「記録情報」という。）の収集方法
 - 六 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
 - 七 記録情報を当該機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - 八 次条第三項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第五号若しくは前号に掲げる事項を次条第一項に規定する個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを同項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨
 - 九 第七十六条第一項、第九十条第一項又は第九十八条第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
 - 十 第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に該当するときは、その旨
 - 十一 その他政令で定める事項
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- 一 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル
 - 二 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル
 - 三 当該機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
 - 四 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
 - 五 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - 六 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
 - 七 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
 - 八 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
 - 九 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル
 - 十 第三号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル
 - 十一 第六十条第二項第二号に係る個人情報ファイル
- 3 行政機関の長は、第一項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該行政機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第九号に該当するに至ったときは、遅滞なく、個人情報保護委員会に対しその旨を通知しなければならない。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第七十五条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

一 前条第二項第一号から第十号までに掲げる個人情報ファイル

二 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

三 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル

3 第一項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、記録項目の一部若しくは前条第一項第五号若しくは第七号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

4 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての第一項の規定の適用については、同項中「定める事項」とあるのは、「定める事項並びに記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨」とする。

5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。

第四節 開示、訂正及び利用停止

第一款 開示

(開示請求権)

第七十六条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この節において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この節及び第二百二十七条において「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続)

第七十七条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「開示請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 開示請求に係る保有個人情報に記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 行政機関の長等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下

この節において「開示請求者」という。) に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第七十八条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一 開示請求者（第七十六条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第八十六条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

四 行政機関の長が第八十二条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五 行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合にお

いて、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（）」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であつて情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（）」とする。

（部分開示）

第七十九条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第一項第二号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第八十条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第八十一条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第八十二条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第六十二条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第八十三条 開示決定等は、開示請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第八十四条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(事案の移送)

第八十五条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報が当該行政機関の長等が属する行政機関等以外の行政機関等から提供されたものであるとき、その他他の行政機関の長等において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該開示請

求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。

- 3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第八十二条第一項の決定（以下この節において「開示決定」という。）をしたときは、当該行政機関の長等は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第八十六条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第二百五条第二項第三号及び第一百七条第一項において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、行政機関の長等は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- 一 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第七十八条第一項第二号ロ又は同項第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

- 二 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第八十条の規定により開示しようとするとき。

- 3 行政機関の長等は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長等は、開示決定後直ちに、当該意見書（第二百五条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第八十七条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、行政機関の長等は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 行政機関等は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。
- 4 前項の規定による申出は、第八十二条第一項に規定する通知があつた日から三十日以内にしなければ

ればならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第八十八条 行政機関の長等は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(手数料)

第八十九条 行政機関の長に対し開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。

3 前二項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

4 独立行政法人等に対し開示請求をする者は、独立行政法人等の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

5 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第一項の手数料の額を参酌して、独立行政法人等が定める。

6 独立行政法人等は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

7 地方独立行政法人に対し開示請求をする者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

8 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第二項の条例で定める手数料の額を参酌して、地方独立行政法人が定める。

9 地方独立行政法人は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

第二款 訂正

(訂正請求権)

第九十条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第九十八条第一項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

二 開示決定に係る保有個人情報であって、第八十八条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この節及び第二百二十七条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

(訂正請求の手續)

第九十一条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「訂正請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

三 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 行政機関の長等は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この節において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第九十二条 行政機関の長等は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第九十三条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第九十四条 前条各項の決定（以下この節において「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第九十一条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第九十五条 行政機関の長等は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 訂正決定等をする期限

(事案の移送)

第九十六条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報が第八十五条第三項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の行政機関の長等において訂正決定等をするにつき正当な

理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該訂正請求についての訂正決定等をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第九十三条第一項の決定（以下この項及び次条において「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした行政機関の長等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

（保有個人情報の提供先への通知）

第九十七条 行政機関の長等は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第三款 利用停止

（利用停止請求権）

第九十八条 何人も、自己を本人とする保有個人情報の次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

一 第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

二 第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この節及び第二百二十七条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

（利用停止請求の手続）

第九十九条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「利用停止請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

三 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 行政機関の長等は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした

者（以下この節において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第百条 行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第百一条 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第百二条 前条各項の決定（以下この節において「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第九十九条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限の特例）

第百三条 行政機関の長等は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 利用停止決定等をする期限

第四款 審査請求

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外等）

第百四条 行政機関の長等（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人を除く。次項及び次条において同じ。）に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条、第十七条、第二十四条、第二章第三節及び第四節並びに第五十条第二項の規定は、適用しない。

2 行政機関の長等に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第二章の規定の適用については、同法第十一条第二項中「第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」とあるのは「第四条（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第七

第二項の規定に基づく政令を含む。)の規定により審査請求がされた行政庁(第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。)」と、同法第十三条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第二十五条第七項中「あったとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あったとき」と、同法第四十四条中「行政不服審査会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会(審査庁が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会。第五十条第一項第四号において同じ。)」と、「受けたとき(前条第一項の規定による諮問を要しない場合(同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。))にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき)」とあるのは「受けたとき」と、同法第五十条第一項第四号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会」とする。

(審査会への諮問)

第百五条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会(審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会)に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問をした行政機関の長等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び第百七条第一項第二号において同じ。)

二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

三 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

3 前二項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第一項中「情報公開・個人情報保護審査会(審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会)」とあるのは、「行政不服審査法八十一条第一項又は第二項の機関」と読み替えるものとする。

(地方公共団体の機関等における審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)

第百六条 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第九条第一項から第三項まで、第十七条、第四十条、第四十二条、第二章第四節及び第

五十条第二項の規定は、適用しない。

- 2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての次の表の上欄に掲げる行政不服審査法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九条第四項	前項に規定する場合において、審査庁	第四条又は個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第一百七条第二項の規定に基づく条例の規定により審査請求がされた行政庁（第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）
	前項において読み替えて適用する第三十一条第一項	同法第百六条第二項において読み替えて適用する第三十一条第一項
	前項において読み替えて適用する第三十四条	同法第百六条第二項において読み替えて適用する第三十四条
	前項において読み替えて適用する第三十六条	同法第百六条第二項において読み替えて適用する第三十六条
第十一条第二項	第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）	審査庁
第十三条第一項及び第二項、第二十八条、第三十条、第三十一条、第三十二条第三項、第三十三条から第三十七条まで、第三十八条第一項から第三項まで及び第五項、第三十九条並びに第四十一条第一項及び第二項	審理員	審査庁
第二十五条第七項	執行停止の申立てがあったとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき	執行停止の申立てがあったとき
第二十九条第一項	審理員は、審査庁から指名されたときは、直ちに	審査庁は、審査請求がされたときは、第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、速やかに
第二十九条第二項	審理員は	審査庁は、審査庁が処分庁等

		外である場合にあっては
	提出を求め、審査庁が処分庁等である場合にあっては、相当の期間内に、弁明書を作成する	提出を求め、審査庁が処分庁等である場合にあっては、相当の期間内に、弁明書を作成する
第二十九条第五項	審理員は	審査庁は、第二項の規定により
	提出があったとき	提出があったとき、又は弁明書を作成したとき
第三十条第三項	参加人及び処分庁等	参加人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合にあっては、参加人）
	審査請求人及び処分庁等	審査請求人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人）
第三十一条第二項	審理関係人	審理関係人（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人。以下この節及び第五十条第一項第三号において同じ。）
第四十一条第三項	審理員が	審査庁が
	終結した旨並びに次条第一項に規定する審理員意見書及び事件記録（審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件のうち政令で定めるものをいう。同条第二項及び第四十三条第二項において同じ。）を審査庁に提出する予定時期を通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする	終結した旨を通知するものとする
第四十四条	行政不服審査会等	第八十一条第一項又は第二項の機関
	受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。））にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三	受けたとき

	号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき)	
第五十条第一項第四号	審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等	第八十一条第一項又は第二項の機関
第八十一条第三項において準用する第七十四条	第四十三条第一項の規定により審査会に諮問をした審査庁	審査庁

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第一百七条 第八十六条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- 一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- 二 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）
- 2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、政令（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人にあっては、条例）で定めるところにより、行政不服審査法第四条の規定の特例を設けることができる。

第五款 条例との関係

第一百八条 この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

第五節 行政機関等匿名加工情報の提供等

(行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等)

第一百九条 行政機関の長等は、この節の規定に従い、行政機関等匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この節において同じ。）を作成することができる。

- 2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。
 - 一 法令に基づく場合（この節の規定に従う場合を含む。）
 - 二 保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するとき。
- 3 第六十九条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。
- 4 前項の「削除情報」とは、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。

(提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第一百十条 行政機関の長等は、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルが第六十条第三項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第七十五条第一項の規定の適用については、同項中「第十号」とあるの

は、「第十号並びに第百十条各号」とする。

一 第百十二条第一項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨

二 第百十二条第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地

(提案の募集)

第百十一条 行政機関の長等は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に前条第一号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この節において同じ。）について、次条第一項の提案を募集するものとする。

(行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)

第百十二条 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。

2 前項の提案は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を行政機関の長等に提出してしなければならない。

一 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名

二 提案に係る個人情報ファイルの名称

三 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数

四 前号に掲げるもののほか、提案に係る行政機関等匿名加工情報の作成に用いる第百十六条第一項の規定による加工の方法を特定するに足る事項

五 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法その他当該行政機関等匿名加工情報がその用に供される事業の内容

六 提案に係る行政機関等匿名加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間

七 提案に係る行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止その他当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置

八 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

3 前項の書面には、次に掲げる書面その他個人情報保護委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

一 第一項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 前項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面

(欠格事由)

第百十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の提案をすることができない。

一 未成年者

二 心身の故障により前条第一項の提案に係る行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として個人情報保護委員会規則で定めるもの

三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

四 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

五 第百二十条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の

日から起算して二年を経過しない者

六 法人その他の団体であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
(提案の審査等)

第百十四条 行政機関の長等は、第百十二条第一項の提案があつたときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 第百十二条第一項の提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。

二 第百十二条第二項第三号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める数以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。

三 第百十二条第二項第三号及び第四号に掲げる事項により特定される加工の方法が第百十六条第一項の基準に適合するものであること。

四 第百十二条第二項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。

五 第百十二条第二項第六号の期間が行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める期間を超えないものであること。

六 第百十二条第二項第五号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第七号の措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。

七 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するものであること。

2 行政機関の長等は、前項の規定により審査した結果、第百十二条第一項の提案が前項各号に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

一 次条の規定により行政機関の長等との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨

二 前号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

3 行政機関の長等は、第一項の規定により審査した結果、第百十二条第一項の提案が第一項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結)

第百十五条 前条第二項の規定による通知を受けた者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、行政機関の長等との間で、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

(行政機関等匿名加工情報の作成等)

第百十六条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。

2 前項の規定は、行政機関等から行政機関等匿名加工情報の作成の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第百十七条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成したときは、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第百十条の規定により読み替えて適用する第七十五条第一項の規定の適用については、同項中「並びに第百十条各号」とあるのは、「、第百十条各号並びに第百十七条各号」とする。

- 一 行政機関等匿名加工情報の概要として個人情報保護委員会規則で定める事項
- 二 次条第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地
- 三 次条第一項の提案をすることができる期間

(作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)

第百十八条 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第一号に掲げる事項が記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該行政機関等匿名加工情報について第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 第百十二条第二項及び第三項並びに第百十三条から第百十五条までの規定は、前項の提案について準用する。この場合において、第百十二条第二項中「次に」とあるのは「第一号及び第四号から第八号までに」と、同項第四号中「前号に掲げるもののほか、提案」とあるのは「提案」と、「の作成に用いる第百十六条第一項の規定による加工の方法を特定する」とあるのは「を特定する」と、同項第八号中「前各号」とあるのは「第一号及び第四号から前号まで」と、第百十四条第一項中「次に」とあるのは「第一号及び第四号から第七号までに」と、同項第七号中「前各号」とあるのは「第一号及び前三号」と、同条第二項中「前項各号」とあるのは「前項第一号及び第四号から第七号まで」と、同条第三項中「第一項各号」とあるのは「第一項第一号及び第四号から第七号まで」と読み替えるものとする。

(手数料)

第百十九条 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を行政機関の長と締結する者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

- 2 前条第二項において準用する第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を行政機関の長と締結する者は、政令で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額の手数料を納めなければならない。
- 3 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。
- 4 前条第二項において準用する第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。
- 5 第百十五条の規定（前条第二項において準用する場合を含む。第八項及び次条において同じ。）により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を独立行政法人等と締結する者は、独立行政法人等の定めるところにより、利用料を納めなければならない。

6 前項の利用料の額は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、独立行政法人等が定める。

7 独立行政法人等は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

8 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方独立行政法人と締結する者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

9 前項の手数料の額は、実費を勘案し、かつ、第三項又は第四項の条例で定める手数料の額を参酌して、地方独立行政法人が定める。

10 地方独立行政法人は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除)

第百二十条 行政機関の長等は、第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

一 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。

二 第百十三条各号（第百十八条第二項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当することとなったとき。

三 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

(識別行為の禁止等)

第百二十一条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報、第百九条第四項に規定する削除情報及び第百十六条第一項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下この条及び次条において「行政機関等匿名加工情報等」という。）の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前二項の規定は、行政機関等から行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(従事者の義務)

第百二十二条 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第百二十三条 行政機関等は、匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。）を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

2 行政機関等は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述

等若しくは個人識別符号若しくは第四十三条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 3 行政機関等は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 前二項の規定は、行政機関等から匿名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第六節 雑則

（適用除外等）

第二百二十四条 第四節の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。

- 2 保有個人情報（行政機関情報公開法第五条、独立行政法人等情報公開法第五条又は情報公開条例に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書等に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第四節（第四款を除く。）の規定の適用については、行政機関等に保有されていないものとみなす。

（適用の特例）

第二百二十五条 第五十八条第二項各号に掲げる者が行う当該各号に定める業務における個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いについては、この章（第一節、第六十六条第二項（第四号及び第五号（同項第四号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）において準用する同条第一項、第七十五条、前二節、前条第二項及び第二百二十七条を除く。）の規定、第七十六條及び第八十条の規定（これらの規定のうち第六十六条第二項第四号及び第五号（同項第四号に係る部分に限る。）に定める業務に係る部分を除く。）並びに第八十一条の規定は、適用しない。

- 2 第五十八条第一項各号に掲げる者による個人情報又は匿名加工情報の取扱いについては、同項第一号に掲げる者を独立行政法人等と、同項第二号に掲げる者を地方独立行政法人と、それぞれみなして、第一節、第七十五条、前二節、前条第二項、第二百二十七条及び次章から第八章まで（第七十六條、第八十条及び第八十一条を除く。）の規定を適用する。
- 3 第五十八条第一項各号及び第二項各号に掲げる者（同項各号に定める業務を行う場合に限る。）についての第九十八条の規定の適用については、同条第一項第一号中「第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき」とあるのは「第十八条若しくは第十九条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第二十条の規定に違反して取得されたものであるとき」と、同項第二号中「第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項」とあるのは「第二十七条第一項又は第二十八条」とする。

（権限又は事務の委任）

第二百二十六条 行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令）で定めるところにより、第二節から前節まで（第七十四条及び第四節第四款を除く。）に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第二百二十七条 行政機関の長等は、開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求又は第百十二条第一項若しくは第百十八条第一項の提案（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有する保有個人情報の特定又は当該提案に資する情報の提供その他開示請求等を行うとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（行政機関等における個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第二百二十八条 行政機関の長等は、行政機関等における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（地方公共団体に置く審議会等への諮問）

第二百二十九条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

第六章 個人情報保護委員会

第一節 設置等

（設置）

第百三十条 内閣府設置法第四十九条第三項の規定に基づいて、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。

（任務）

第百三十一条 委員会は、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること（個人番号利用事務等実施者（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第十二条に規定する個人番号利用事務等実施者をいう。）に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。）を任務とする。

（所掌事務）

第百三十二条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 基本方針の策定及び推進に関すること。

二 個人情報取扱事業者における個人情報の取扱い、個人情報取扱事業者及び仮名加工情報取扱事業者における仮名加工情報の取扱い、個人情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者における匿名加工情報の取扱い並びに個人関連情報取扱事業者における個人関連情報の取扱いに関する監督、行政機関等における個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報の取扱いに関する監視並びに個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱いに関する苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること（第四号に掲げるものを除く。）。

三 認定個人情報保護団体に関すること。

四 特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。）の取扱いに関する監視又は監督並びに苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること。

五 特定個人情報保護評価（番号利用法第二十七条第一項に規定する特定個人情報保護評価をいう。）に関する事。

六 個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての広報及び啓発に関する事。

七 前各号に掲げる事務を行うために必要な調査及び研究に関する事。

八 所掌事務に係る国際協力に関する事。

九 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき委員会に属させられた事務

（職権行使の独立性）

第百三十三条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

（組織等）

第百三十四条 委員会は、委員長及び委員八人をもって組織する。

2 委員のうち四人は、非常勤とする。

3 委員長及び委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

4 委員長及び委員には、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用に関する学識経験のある者、消費者の保護に関して十分な知識と経験を有する者、情報処理技術に関する学識経験のある者、行政分野に関する学識経験のある者、民間企業の実務に関して十分な知識と経験を有する者並びに連合組織（地方自治法第二百六十三条の三第一項の連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）の推薦する者が含まれるものとする。

（任期等）

第百三十五条 委員長及び委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができる。

3 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

4 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前条第三項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

5 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

（身分保障）

第百三十六条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 破産手続開始の決定を受けたとき。

二 この法律又は番号利用法の規定に違反して刑に処せられたとき。

三 禁錮以上の刑に処せられたとき。

四 委員会により、心身の故障のため職務を執行することができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

（罷免）

第百三十七条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(委員長)

第百三十八条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員会は、あらかじめ常勤の委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

(会議)

第百三十九条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び四人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 第百三十六条第四号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

5 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、前条第二項に規定する委員長を代理する者は、委員長とみなす。

(専門委員)

第百四十条 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、委員会の申出に基づいて内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(事務局)

第百四十一条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政治運動等の禁止)

第百四十二条 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

2 委員長及び常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

(秘密保持義務)

第百四十三条 委員長、委員、専門委員及び事務局の職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(給与)

第百四十四条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(規則の制定)

第百四十五条 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、個人情報保護委員会規則を制定することができる。

第二節 監督及び監視

第一款 個人情報取扱事業者等の監督

(報告及び立入検査)

第百四十六条 委員会は、第四章（第五節を除く。次条及び第百五十一条において同じ。）の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者（以下この款において「個人情報取扱事業者等」という。）その他の関係者に対し、個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報又は個人関連情報（以下この款及び第三款において「個人情報等」という。）の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該個人情報取扱事業者等その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、個人情報等の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導及び助言)

第百四十七条 委員会は、第四章の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者等に対し、個人情報等の取扱いに関し必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第百四十八条 委員会は、個人情報取扱事業者が第十八条から第二十条まで、第二十一条（第一項、第三項及び第四項の規定を第四十一条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十三条から第二十六条まで、第二十七条（第四項を除き、第五項及び第六項の規定を第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十八条、第二十九条（第一項ただし書の規定を第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十条（第二項を除き、第一項ただし書の規定を第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十二条、第三十三条（第一項（第五項において準用する場合を含む。）を除く。）、第三十四条第二項若しくは第三項、第三十五条（第一項、第三項及び第五項を除く。）、第三十八条第二項、第四十一条（第四項及び第五項を除く。）若しくは第四十三条（第六項を除く。）の規定に違反した場合、個人関連情報取扱事業者が第三十一条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第二十八条第三項若しくは第三十一条第三項において読み替えて準用する第三十条第三項若しくは第四項の規定に違反した場合、仮名加工情報取扱事業者が第四十二条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第二十七条第五項若しくは第六項若しくは第四十二条第三項において読み替えて準用する第二十三条から第二十五条まで若しくは第四十一条第七項若しくは第八項の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第四十四条若しくは第四十五条の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 委員会は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 委員会は、前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第十八条から第二十条まで、第二十三条から第二十六条まで、第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第三項、第四十一条第一項から第三項まで若しくは第六項から第八項まで若しくは第四十三条第一項、第二項若しくは第

五項の規定に違反した場合、個人関連情報取扱事業者が第三十一条第一項若しくは同条第二項において読み替えて準用する第二十八条第三項の規定に違反した場合、仮名加工情報取扱事業者が第四十二条第一項若しくは同条第三項において読み替えて準用する第二十三条から第二十五条まで若しくは第四十一条第七項若しくは第八項の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第四十五条の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 4 委員会は、前二項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた個人情報取扱事業者等がその命令に違反したときは、その旨を公表することができる。

(委員会の権限の行使の制限)

第四百四十九条 委員会は、前三条の規定により個人情報取扱事業者等に対し報告若しくは資料の提出の要求、立入検査、指導、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

- 2 前項の規定の趣旨に照らし、委員会は、個人情報取扱事業者等が第五十七条第一項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報等を取り扱う場合に限る。）に対して個人情報等を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

(権限の委任)

第五百十条 委員会は、緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いの確保を図る必要があることその他の政令で定める事情があるため、個人情報取扱事業者等に対し、第四百四十八条第一項の規定による勧告又は同条第二項若しくは第三項の規定による命令を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第二十六条第一項、第四百四十六条第一項、第四百六十二条において読み替えて準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第九十九条、第百一条、第百三条、第百五条、第百六条、第百八条及び第百九条、第四百六十三条並びに第四百六十四条の規定による権限を事業所管大臣に委任することができる。

- 2 事業所管大臣は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について委員会に報告するものとする。
- 3 事業所管大臣は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限について、その全部又は一部を内閣府設置法第四十三条の地方支分部局その他の政令で定める部局又は機関の長に委任することができる。
- 4 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び第二項の規定による権限（金融庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。
- 5 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限について、その一部を証券取引等監視委員会に委任することができる。
- 6 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第四項の規定により委任された権限（前項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
- 7 証券取引等監視委員会は、政令で定めるところにより、第五項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
- 8 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、証券取引等監視委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

9 第五項の場合において、証券取引等監視委員会が行う報告又は資料の提出の要求（第七項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。）についての審査請求は、証券取引等監視委員会に対してのみ行うことができる。

（事業所管大臣の請求）

第百五十一条 事業所管大臣は、個人情報取扱事業者等に第四章の規定に違反する行為があると認めるときその他個人情報取扱事業者等による個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

（事業所管大臣）

第百五十二条 この款の規定における事業所管大臣は、次のとおりとする。

一 個人情報取扱事業者等が行う個人情報等の取扱いのうち雇用管理に関するものについては、厚生労働大臣（船員の雇用管理に関するものについては、国土交通大臣）及び当該個人情報取扱事業者等が行う事業を所管する大臣、国家公安委員会又はカジノ管理委員会（次号において「大臣等」という。）

二 個人情報取扱事業者等が行う個人情報等の取扱いのうち前号に掲げるもの以外のものについては、当該個人情報取扱事業者等が行う事業を所管する大臣等

第二款 認定個人情報保護団体の監督

（報告の徴収）

第百五十三条 委員会は、第四章第五節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務に関し報告をさせることができる。

（命令）

第百五十四条 委員会は、第四章第五節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務の実施の方法の改善、個人情報保護指針の変更その他の必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

（認定の取消し）

第百五十五条 委員会は、認定個人情報保護団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 第四十八条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二 第四十九条各号のいずれかに適合しなくなったとき。

三 第五十五条の規定に違反したとき。

四 前条の命令に従わないとき。

五 不正の手段により第四十七条第一項の認定又は第五十条第一項の変更の認定を受けたとき。

2 委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第三款 行政機関等の監視

（資料の提出の要求及び実地調査）

第百五十六条 委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等（会計検査院長を除く。以下この款において同じ。）に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いに関する事務の実施状況について、資料の提出及び説明を求め、又はその職員に実地調査をさせることができる。

（指導及び助言）

第百五十七条 委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いについて、必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告)

第百五十八条 委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いについて勧告をすることができる。

(勧告に基づいてとった措置についての報告の要求)

第百五十九条 委員会は、前条の規定により行政機関の長等に対し勧告をしたときは、当該行政機関の長等に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

(委員会の権限の行使の制限)

第百六十条 第百四十九条第一項の規定の趣旨に照らし、委員会は、行政機関の長等が第五十七条第一項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報等を取り扱う場合に限る。）に対して個人情報等を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

第三節 送達

(送達すべき書類)

第百六十一条 第百四十六条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の要求、第百四十八条第一項の規定による勧告若しくは同条第二項若しくは第三項の規定による命令、第百五十三条の規定による報告の徴収、第百五十四条の規定による命令又は第百五十五条第一項の規定による取消しは、個人情報保護委員会規則で定める書類を送達して行う。

- 2 第百四十八条第二項若しくは第三項若しくは第百五十四条の規定による命令又は第百五十五条第一項の規定による取消しに係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項又は第三十条の通知は、同法第十五条第一項及び第二項又は第三十条の書類を送達して行う。この場合において、同法第十五条第三項（同法第三十一条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

(送達に関する民事訴訟法の準用)

第百六十二条 前条の規定による送達については、民事訴訟法第九十九条、第一百条、第一百三条、第一百五條、第一百六條、第一百八條及び第一百九條の規定を準用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「執行官」とあるのは「個人情報保護委員会の職員」と、同法第一百八條中「裁判長」とあり、及び同法第一百九條中「裁判所」とあるのは「個人情報保護委員会」と読み替えるものとする。

(公示送達)

第百六十三条 委員会は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。

- 一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合
 - 二 外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）においてすべき送達について、前条において読み替えて準用する民事訴訟法第一百八條の規定によることができず、又はこれによっても送達をすることができないと認めるべき場合
 - 三 前条において読み替えて準用する民事訴訟法第一百八條の規定により外国の管轄官庁に嘱託を發した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合
- 2 公示送達は、送達をすべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を委員会の掲示場に掲示することにより行う。
 - 3 公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによって、その効力を

生ずる。

4 外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。

(電子情報処理組織の使用)

第百六十四条 委員会の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第九号に規定する処分通知等であつて第百六十一条の規定により書類を送達して行うこととしているものに関する事務を、同法第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行ったときは、第百六十二条において読み替えて準用する民事訴訟法第百九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならない。

第四節 雑則

(施行の状況の公表)

第百六十五条 委員会は、行政機関の長等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 委員会は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(地方公共団体による必要な情報の提供等の求め)

第百六十六条 地方公共団体は、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができる。

2 委員会は、前項の規定による求めがあつたときは、必要な情報の提供又は技術的な助言を行うものとする。

(条例を定めたときの届出)

第百六十七条 地方公共団体の長は、この法律の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、その旨及びその内容を委員会に届け出なければならない。

2 委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

3 前二項の規定は、第一項の規定による届出に係る事項の変更について準用する。

(国会に対する報告)

第百六十八条 委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

(案内所の整備)

第百六十九条 委員会は、この法律の円滑な運用を確保するため、総合的な案内所を整備するものとする。

(地方公共団体が処理する事務)

第百七十条 この法律に規定する委員会の権限及び第百五十条第一項又は第四項の規定により事業所管大臣又は金融庁長官に委任された権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

第七章 雑則

(適用範囲)

第一百七十一条 この法律は、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者が、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して、国内にある者を本人とする個人情報、当該個人情報として取得されることとなる個人関連情報又は当該個人情報を用いて作成された仮名加工情報若しくは匿名加工情報を、外国において取り扱う場合についても、適用する。

(外国執行当局への情報提供)

第一百七十二条 委員会は、この法律に相当する外国の法令を執行する外国の当局（以下この条において「外国執行当局」という。）に対し、その職務（この法律に規定する委員会の職務に相当するものに限る。次項において同じ。）の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができる。

2 前項の規定による情報の提供については、当該情報が当該外国執行当局の職務の遂行以外に使用されず、かつ、次項の規定による同意がなければ外国の刑事事件の捜査（その対象たる犯罪事実が特定された後のものに限る。）又は審判（同項において「捜査等」という。）に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

3 委員会は、外国執行当局からの要請があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の規定により提供した情報を当該要請に係る外国の刑事事件の捜査等に使用することについて同意をすることができる。

一 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと認められるとき。

二 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たるものでないとき。

三 日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請国の保証がないとき。

4 委員会は、前項の同意をする場合においては、あらかじめ、同項第一号及び第二号に該当しないことについて法務大臣の確認を、同項第三号に該当しないことについて外務大臣の確認を、それぞれ受けなければならない。

(国際約束の誠実な履行等)

第一百七十三条 この法律の施行に当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないように留意するとともに、確立された国際法規を遵守しなければならない。

(連絡及び協力)

第一百七十四条 内閣総理大臣及びこの法律の施行に関係する行政機関の長（会計検査院長を除く。）は、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

(政令への委任)

第一百七十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第八章 罰則

第一百七十六条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第六十六条第二項各号に定める業務若しくは第七十三条第五項若しくは第二百十一条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百七十七条 第百四十三条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百七十八条 第百四十八条第二項又は第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百七十九条 個人情報取扱事業者（その者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第百八十四条第一項において同じ。）である場合にあっては、その役員、代表者又は管理人）若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百八十条 第百七十六条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百八十一条 行政機関等の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百八十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第百四十六条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第百五十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第百八十三条 第百七十六条、第百七十七条及び第百七十九条から第百八十一条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第百八十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第百七十八条及び第百七十九条 一億円以下の罰金刑

二 第百八十二条 同条の罰金刑

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第百八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第三十条第二項（第三十一条第三項において準用する場合を含む。）又は第五十六条の規定に違反した者

二 第五十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 偽りその他不正の手段により、第八十五条第三項に規定する開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者

附 則 抄

（行政機関等匿名加工情報に関する経過措置）

第七条 都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市以外の地方公共団体の機関並びに地方独立行政法人についての第百十条及び第百十一条の規定の適用については、当分の間、第百十条中「行政機関の長等は、」とあるのは「行政機関の長等は、次条の規定による募集をしようとする場合であつて、」と、第百十一条中「ものとする」とあるのは「ことができる」とする。

別表第一（第二条関係）

名 称	根 拠 法
沖縄科学技術大学院大学学園	沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）
株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）
株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）
株式会社日本貿易保険	貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）
国立大学法人	国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
日本銀行	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）
日本司法支援センター	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）
放送大学学園	放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）
預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 （略）

三 附則第七条第三項の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第十七条、第三十五条、第四十四条、第五十条及び第五十八条並びに次条、附則第三条、第五条、第六条、第七条（第三項を除く。）、第十三条、第十四条、第十八条（戸籍法第二百二十九条の改正規定（「戸籍の」の下に「正本及び」を加える部分を除く。）に限る。）、第十九条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第二十九条（住民基本台帳法第三十条の第十五第三項の改正規定を除く。）、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十五条まで、第四十条、第四十二条、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条から第五十二条まで、第五十三条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十五

条の二第一項、第五項、第六項及び第九項の改正規定並びに同法第五十二条の三の改正規定を除く。)、第五十五条(がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十一号)第三十五条の改正規定(「(条例を含む。)」を削る部分に限る。))を除く。)、第五十六条、第五十八条、第六十四条、第六十五条、第六十八条及び第六十九条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

五 (略)

六 附則第八条第二項及び第九条第三項の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

七 第二十七条(住民基本台帳法第二十四条の二の改正規定及び同法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。)、第四十八条(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第七十一条の二を同法第七十一条の三とし、同法第七十一条の次に一条を加える改正規定を除く。)、第四十九条及び第五十一条並びに附則第九条(第三項を除く。)、第十条、第十五条、第十八条(戸籍法第二百二十九条の改正規定(「戸籍の」の下に「正本及び」を加える部分に限る。))に限る。)、第二十二條、第二十五条、第二十六条、第二十八条、第二十九条(住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。)、第三十九条、第四十三条、第四十七条、第四十九条、第五十四条、第五十五条(がん登録等の推進に関する法律第三十五条の改正規定(「(条例を含む。)」を削る部分に限る。))に限る。)、第五十七条、第六十六条及び第七十条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

八～十 (略)

(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止)

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)

二 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)

(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第三条 次に掲げる者に係る前条第一号の規定による廃止前の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下この条において「旧行政機関個人情報保護法」という。))第七条若しくは第四十四条の十六又は前条第二号の規定による廃止前の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下この条において「旧独立行政法人等個人情報保護法」という。))第八条若しくは第四十四条の十六の規定によるその業務に関して知り得た旧行政機関個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報(以下この条において「旧行政機関個人情報」という。))若しくは旧行政機関個人情報保護法第四十四条の十五第一項に規定する行政機関非識別加工情報等(以下この条において「旧行政機関非識別加工情報等」という。))又は旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報(以下この条において「旧独立行政法人等個人情報」という。))若しくは旧独立行政法人等個人情報保護法第四十四条の十五第一項に規定する独立行政法人等非識別加工情報等(以下この条において「旧独立行政法人等非識別加工情報等」という。))の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

一 前条の規定の施行の際現に旧行政機関個人情報保護法第二条第一項に規定する行政機関(以下この条において「旧行政機関」という。))の職員である者又は前条の規定の施行前において旧行政

機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧行政機関個人情報又は旧行政機関非識別加工情報等の取扱いに従事していた者

二 前条の規定の施行前において旧行政機関から旧行政機関個人情報又は旧行政機関非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

三 前条の規定の施行の際現に旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第一項に規定する独立行政法人等（以下この条において「旧独立行政法人等」という。）の役員若しくは職員である者又は前条の規定の施行前において旧独立行政法人等の役員若しくは職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧独立行政法人等個人情報又は旧独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いに従事していた者

四 前条の規定の施行前において旧独立行政法人等から旧独立行政法人等個人情報又は旧独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 前条の規定の施行の日（次項及び第七項において「附則第二条施行日」という。）前に旧行政機関個人情報保護法第十二条第一項若しくは第二項、第二十七条第一項若しくは第二項若しくは第三十六条第一項若しくは第二項又は旧独立行政法人等個人情報保護法第十二条第一項若しくは第二項、第二十七条第一項若しくは第二項若しくは第三十六条第一項若しくは第二項の規定による請求がされた場合における旧行政機関個人情報保護法又は旧独立行政法人等個人情報保護法に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 附則第二条施行日前に旧行政機関個人情報保護法第四十四条の五第一項若しくは第四十四条の十二第一項又は旧独立行政法人等個人情報保護法第四十四条の五第一項若しくは第四十四条の十二第一項の提案がされた場合における旧行政機関個人情報保護法又は旧独立行政法人等個人情報保護法に規定する行政機関非識別加工情報又は独立行政法人等非識別加工情報の作成及び提供、提案の審査、第三者に対する意見書提出の機会の付与、利用に関する契約の締結及び解除、手数料の納付その他の手続については、なお従前の例による。

4 第五十条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下この条及び附則第七条において「第五十条改正後個人情報保護法」という。）第百十一条の規定の適用については、旧行政機関個人情報保護法又は旧独立行政法人等個人情報保護法の規定により刑に処せられた者は第五十条改正後個人情報保護法の規定により刑に処せられた者と、旧行政機関個人情報保護法第四十四条の十四又は旧独立行政法人等個人情報保護法第四十四条の十四の規定により行政機関非識別加工情報又は独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を解除された者は第五十条改正後個人情報保護法第百十八条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除された者と、それぞれみなす。

5 第五十条改正後個人情報保護法第百十六条第一項の規定の適用については、旧行政機関個人情報保護法第四十四条の十一（第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定により個人情報ファイル簿に同条第一号に掲げる事項が記載された行政機関非識別加工情報又は旧独立行政法人等個人情報保護法第四十四条の十一（第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定により個人情報ファイル簿に同条第一号に掲げる事項が記載された独立行政法人等非識別加工情報は第五十条改正後個人情報保護法第百十五条の規定により個人情報ファイル簿に同条第一号に掲げる事項が記載された行政機関等匿名加工情報と、旧行政機関個人情報保護法第四十四条の九（旧行政機関個人情報保護法第四十四条の十二第二項において準用する場合を含む。）（第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定により行政機

関非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者又は旧独立行政法人等個人情報保護法第四十四条の九（旧独立行政法人等個人情報保護法第四十四条の十二第二項において準用する場合を含む。）

（第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定により独立行政法人等
非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者は第五十条改正後個人情報保護法第百十三条（第
五十条改正後個人情報保護法第百十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定により行政機
関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者と、それぞれみなす。

6 第五十条改正後個人情報保護法第百十九条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の
規定の適用については、旧行政機関個人情報保護法第四十四条の十第一項又は旧独立行政法人等個
人情報保護法第四十四条の十第一項の規定により行った加工の方法に関する情報は、第五十条改正
後個人情報保護法第百十四条第一項の規定により行った加工の方法に関する情報とみなす。

7 附則第二条施行日前に旧行政機関個人情報保護法又は旧独立行政法人等個人情報保護法の規定に
より個人情報保護委員会又は総務大臣がした又はすべき処分その他の行為は、附則第二条施行日
以後は、この附則に別段の定めがあるものを除き、第五十条改正後個人情報保護法の相当規定に基
づいて、個人情報保護委員会がした又はすべき処分その他の行為とみなす。

8 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧行政機関が保有してい
た個人の秘密に属する事項が記録された旧行政機関個人情報保護法第二条第六項に規定する個人情
報ファイルであって同項第一号に係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含
む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 前条の規定の施行の際現に旧行政機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧行政
機関の職員であった者

二 第一項第二号に掲げる者

9 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧独立行政法人等が保有
していた個人の秘密に属する事項が記録された旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第六項に規
定する個人情報ファイルであって同項第一号に係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工し
たものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に
処する。

一 前条の規定の施行の際現に旧独立行政法人等の役員若しくは職員である者又は同条の規定の施
行前において旧独立行政法人等の役員若しくは職員であった者

二 第一項第四号に掲げる者

10 第八項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧行政機関
が保有していた旧行政機関個人情報保護法第二条第五項に規定する保有個人情報を前条の規定の施
行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲
役又は五十万円以下の罰金に処する。

11 第九項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧独立行政
法人等が保有していた旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第五項に規定する保有個人情報を前
条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、
一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

12 第八項から前項までの規定は、日本国外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

（第五十条の規定の施行に伴う経過措置）

第七条 第五十条の規定の施行の日（以下この条において「第五十条施行日」という。）前に別表第二

法人等（第五十条改正後個人情報保護法別表第二に掲げる法人、第五十条改正後個人情報保護法第五十八条第二項の規定により第五十条改正後個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者、同条第五項に規定する仮名加工情報取扱事業者若しくは同条第七項に規定する個人関連情報取扱事業者とみなされる独立行政法人労働者健康安全機構又は同条第八項に規定する学術研究機関等である同条第二項に規定する個人情報取扱事業者をいう。以下この条において同じ。）に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第十七条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において第五十条改正後個人情報保護法第十八条第一項又は第二項の同意があったものとみなす。

- 2 第五十条施行日前に別表第二法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第二十七条第一項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において同項の同意があったものとみなす。
- 3 第五十条改正後個人情報保護法第二十七条第二項の規定により個人データを第三者に提供しようとする別表第二法人等は、第五十条施行日前においても、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事項に相当する事項について、本人に通知するとともに、個人情報保護委員会に届け出ることができる。この場合において、当該通知及び届出は、第五十条施行日以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす。
- 4 第五十条改正後個人情報保護法第二十七条第五項第三号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、第五十条施行日前に、別表第二法人等により本人に通知されているときは、当該通知は、第五十条施行日以後は、同号の規定による通知とみなす。
- 5 第五十条施行日前に別表第二法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第二十八条第一項の規定による個人データの外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において同項の同意があったものとみなす。
- 6 第五十条改正後個人情報保護法第二十八条第二項の規定は、別表第二法人等が第五十条施行日以後に第五十条改正後個人情報保護法第二十八条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。
- 7 第五十条改正後個人情報保護法第二十八条第三項の規定は、別表第二法人等が第五十条施行日以後に個人データを同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。
- 8 第五十条施行日前に別表第二法人等に対しされた本人の個人関連情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第三十一条第一項第一号の規定による個人関連情報の第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において同号の同意があったものとみなす。
- 9 第五十条改正後個人情報保護法第三十一条第二項において読み替えて準用する第五十条改正後個人情報保護法第二十八条第三項の規定は、別表第二法人等が第五十条施行日以後に個人関連情報を同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。
- 10 第五十条施行日前に第五十条改正後個人情報保護法第二条第十一項に規定する行政機関等（第五十条改正後個人情報保護法第五十八条第二項の規定により第五十条改正後個人情報保護法第十六

条第二項に規定する個人情報取扱事業者とみなされる独立行政法人労働者健康安全機構を除く。以下この条において「行政機関等」という。) に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第六十一条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において第五十条改正後個人情報保護法第六十九条第二項第一号の同意があったものとみなす。

- 1 1 第五十条施行日前に行政機関等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第七十一条第一項の規定による保有個人情報の外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において同項の同意があったものとみなす。
- 1 2 第五十条改正後個人情報保護法第七十一条第二項の規定は、行政機関等が第五十条施行日以後に第五十条改正後個人情報保護法第七十一条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。
- 1 3 第五十条改正後個人情報保護法第七十一条第三項の規定は、行政機関等が第五十条施行日以後に保有個人情報を同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。
- 1 4 第五十条施行日において現に第五十条改正後個人情報保護法第二条第八項に規定する行政機関が保有している第五十条改正後個人情報保護法第六十条第二項に規定する個人情報ファイルについての第五十条改正後個人情報保護法第七十四条第一項の規定の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）第五十条の規定の施行後遅滞なく」とする。

(第五十一条の規定の施行に伴う準備行為)

第八条 国は、第五十一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下この条、次条及び附則第十条第一項において「第五十一条改正後個人情報保護法」という。）の規定による地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の保有する個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体に対して必要な資料の提出を求めることその他の方法により地方公共団体の機関及び地方独立行政法人における第五十一条改正後個人情報保護法の施行のために必要な準備行為の実施状況を把握した上で、必要があると認めるときは、当該準備行為について技術的な助言又は勧告をするものとする。

- 2 第五十一条改正後個人情報保護法第六十七条第一項の規定による届出は、第五十一条の規定の施行の日（次条において「第五十一条施行日」という。）前においても行うことができる。

(第五十一条の規定の施行に伴う経過措置)

第九条 第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等（第五十一条改正後個人情報保護法第五十八条第一項第二号に掲げる者又は同条第二項の規定により第五十一条改正後個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者、同条第五項に規定する仮名加工情報取扱事業者若しくは同条第七項に規定する個人関連情報取扱事業者とみなされる第五十一条改正後個人情報保護法第五十八条第二項第一号に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第十七条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において第五十一条改正後個人情報保護法第十八条第一

項又は第二項の同意があったものとみなす。

- 2 第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第二十七条第一項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において同項の同意があったものとみなす。
- 3 第五十一条改正後個人情報保護法第二十七条第二項の規定により個人データを第三者に提供しようとする特定地方独立行政法人等は、第五十一条施行日前においても、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事項に相当する事項について、本人に通知するとともに、個人情報保護委員会に届け出ることができる。この場合において、当該通知及び届出は、第五十一条施行日以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす。
- 4 第五十一条改正後個人情報保護法第二十七条第五項第三号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、第五十一条施行日前に、特定地方独立行政法人等により本人に通知されているときは、当該通知は、第五十一条施行日以後は、同号の規定による通知とみなす。
- 5 第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第一項の規定による個人データの外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において同項の同意があったものとみなす。
- 6 第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第二項の規定は、特定地方独立行政法人等が第五十一条施行日以後に第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。
- 7 第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第三項の規定は、特定地方独立行政法人等が第五十一条施行日以後に個人データを同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。
- 8 第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等に対しされた本人の個人関連情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第三十一条第一項第一号の規定による個人関連情報の第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において同号の同意があったものとみなす。
- 9 第五十一条改正後個人情報保護法第三十一条第二項において読み替えて準用する第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第三項の規定は、特定地方独立行政法人等が第五十一条施行日以後に個人関連情報を同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。
- 10 第五十一条施行日前に第五十一条改正後個人情報保護法第二条第十一項第二号又は第四号に掲げる者（第五十一条改正後個人情報保護法第五十八条第二項の規定により第五十一条改正後個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者とみなされる第五十一条改正後個人情報保護法第五十八条第二項第一号に掲げる者を除く。以下この条において同じ。）に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第六十一条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において第五十一条改正後個人情報保護法第六十九条第二項第一号の同意があったものとみなす。
- 11 第五十一条施行日前に第五十一条改正後個人情報保護法第二条第十一項第二号又は第四号に掲

げる者に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第一項の規定による保有個人情報の外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において同項の同意があったものとみなす。

1 2 第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第二項の規定は、第五十一条改正後個人情報保護法第二条第十一项第二号又は第四号に掲げる者が第五十一条施行日以後に第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。

1 3 第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第三項の規定は、第五十一条改正後個人情報保護法第二条第十一项第二号又は第四号に掲げる者が第五十一条施行日以後に保有個人情報を第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第三項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

(第五十一条と条例との関係)

第十条 地方公共団体の条例の規定で、第五十一条改正後個人情報保護法で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、第五十一条の規定の施行と同時に、その効力を失うものとする。

2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 個人情報保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）

内閣は、個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第二項第二号、第三項第四号及び第五項、第二十四条第一項第四号、第二十五条第一項、第二十九条第一項及び第三項、第三十七条第二項、第四十条第一項、第五十一条、第五十二条並びに第五十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 個人情報取扱事業者等の義務等（第四条—第十五条）

第三章 行政機関等の義務等（第十六条—第三十二条）

第四章 個人情報保護委員会（第三十三条—第四十条）

附則

第一章 総則

（個人識別符号）

第一条 個人情報保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの

イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

ト 指紋又は掌紋

二 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第六条第一項第一号の旅券の番号

三 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号

四 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十三条第一項第一号の免許証の番号

五 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コード

六 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号

七 次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

イ 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第九条第二項の被保険者証

ロ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十四条第三項の被保険者証

ハ 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十二条第三項の被保険者証

八 その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

（要配慮個人情報）

第二条 法第二条第三項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

一 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。

二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

五 本人を少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（行政機関）

第三条 法第二条第八項第四号の政令で定める特別の機関は、警察庁とする。

2 法第二条第八項第五号の政令で定める特別の機関は、検察庁とする。

第二章 個人情報取扱事業者等の義務等

（個人情報データベース等）

第四条 法第十六条第一項の利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行されたものであって、かつ、その発行が法又は法に基づく命令の規定に違反して行われたものでないこと。

二 不特定かつ多数の者により随時に購入することができ、又はできたものであること。

三 生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであること。

2 法第十六条第一項第二号の政令で定めるものは、同項に規定する情報の集合物に含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

（保有個人データから除外されるもの）

第五条 法第十六条第四項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

二 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

三 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

四 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

(仮名加工情報データベース等)

第六条 法第十六条第五項の政令で定めるものは、同項に規定する情報の集合物に含まれる仮名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

(匿名加工情報データベース等)

第七条 法第十六条第六項の政令で定めるものは、同項に規定する情報の集合物に含まれる匿名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

(個人関連情報データベース等)

第八条 法第十六条第七項の政令で定めるものは、同項に規定する情報の集合物に含まれる個人関連情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

(要配慮個人情報を本人の同意なく取得することができる場合)

第九条 法第二十条第二項第八号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合
- 二 法第二十七条第五項各号（法第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合及び法第四十二条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。

(保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項)

第十条 法第三十二条第一項第四号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 法第二十三条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置（本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）
- 二 当該個人情報取扱事業者が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先
- 三 当該個人情報取扱事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合にあっては、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先

(第三者提供記録から除外されるもの)

第十一条 法第三十三条第五項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 当該記録の存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
- 二 当該記録の存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

三 当該記録の存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

四 当該記録の存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

(開示等の請求等を受け付ける方法)

第十二条 法第三十七条第一項の規定により個人情報取扱事業者が開示等の請求等を受け付ける方法として定めることができる事項は、次に掲げるとおりとする。

一 開示等の請求等の申出先

二 開示等の請求等に際して提出すべき書面（電磁的記録を含む。第三十五条第一項及び第四十条第三項において同じ。）の様式その他の開示等の請求等の方式

三 開示等の請求等をする者が本人又は次条に規定する代理人であることの確認の方法

四 法第三十八条第一項の手数料の徴収方法

(開示等の請求等を行うことができる代理人)

第十三条 法第三十七条第三項の規定により開示等の請求等を行うことができる代理人は、次に掲げる代理人とする。

一 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

二 開示等の請求等を行うことにつき本人が委任した代理人

(認定個人情報保護団体の認定の申請)

第十四条 法第四十七条第三項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を個人情報保護委員会に提出してしなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名

二 認定の申請に係る業務を行おうとする事務所の所在地

三 認定の申請に係る業務の概要（対象事業者が取り扱う情報が個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報のいずれであるかの別を含む。）

四 法第四十七条第二項の規定により業務の範囲を限定する認定を受けようとする者にあつては、対象とする個人情報取扱事業者等の事業の種類その他の業務の範囲

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款、寄附行為その他の基本約款

二 認定を受けようとする者が法第四十八条各号の規定に該当しないことを誓約する書面

三 認定の申請に係る業務の実施の方法を記載した書類

四 認定の申請に係る業務を適正かつ確実に行うに足る知識及び能力を有することを明らかにする書類

五 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）

六 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類

七 対象事業者の氏名又は名称を記載した書類及び認定の申請に係る業務の対象となることについて同意した者であることを証する書類

八 認定の申請に係る業務以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要を記載した書

類

九 その他参考となる事項を記載した書類

3 前二項の規定は、法第五十条第一項の変更の認定について準用する。

4 認定個人情報保護団体は、第一項各号に掲げる事項若しくは第二項第二号から第四号まで、第六号若しくは第八号に掲げる書類に記載した事項に変更（法第五十条第一項の変更の認定に伴うものを除く。）があったとき、又は同条第一項ただし書の個人情報保護委員会規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨（第二項第三号に掲げる書類に記載した事項に変更があったときは、その旨及びその理由）を記載した届出書を個人情報保護委員会に提出しなければならない。（認定業務の廃止の届出）

第十五条 認定個人情報保護団体は、認定業務を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の三月前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名
- 二 法第五十三条第一項の申出の受付を終了しようとする日
- 三 認定業務を廃止しようとする日
- 四 認定業務を廃止する理由

第三章 行政機関等の義務等

（地方公共団体等行政文書から除かれるもの）

第十六条 法第六十条第一項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- 二 公文書館、研究所、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設として地方公共団体の長が指定する施設において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として次に掲げる方法により特別の管理がされているもの
 - イ 当該資料が専用の場所において適切に保存されていること。
 - ロ 当該資料の目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること。
 - ハ 次に掲げる場合を除き、一般の利用の制限が行われていないこと。

- （1） 当該資料に地方公共団体の情報公開条例に規定する不開示情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第五条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が記録されていると認められる場合に、当該資料（当該情報が記録されている部分に限る。）の一般の利用を制限すること。
- （2） 当該資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人その他の団体（国又は独立行政法人等を除く。）又は個人から寄贈又は寄託を受けている場合に、当該期間が経過するまでの間、当該資料の全部又は一部の一般の利用を制限すること。
- （3） 当該資料の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該資料を保有する施設において当該原本が現に使用されている場合に、当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限すること。

ニ 当該資料の利用の方法及び期間に関する定めがあり、かつ、当該定めが一般の閲覧に供されていること。

ホ 当該資料に記録されている個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じていること。

（行政機関等匿名加工情報ファイル）

第十七条 法第六十条第四項第二号の政令で定めるものは、同項に規定する情報の集合物に含まれる行政機関等匿名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものとする。

(機関ごとに定める行政機関の長)

第十八条 法第六十三条の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 警察庁にあつては、警察庁長官
- 二 最高検察庁にあつては、検事総長
- 三 高等検察庁にあつては、その庁の検事長
- 四 地方検察庁にあつては、その庁の検事正
- 五 区検察庁にあつては、その庁の対応する簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に対応する地方検察庁の検事正

(安全管理措置を講ずべき業務)

第十九条 法第六十六条第二項第三号の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）第十九条、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）第十八条、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）第十六条又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十七条の三において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）の規定に基づき行う業務
 - 二 計量法（平成四年法律第五十一号）第百六十八条の二（第九号に係る部分に限る。）又は第百六十八条の三第一項の規定に基づき行う業務
 - 三 種苗法（平成十年法律第八十三号）第十五条の二第一項（同法第十七条の二第六項、第三十五条の三第三項及び第四十七条第三項において準用する場合を含む。）又は第六十三条第一項の規定に基づき行う業務
 - 四 国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成十一年法律第百九十八号）第十四条第一項の規定に基づき行う業務
 - 五 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第三十二条第一項の規定に基づき行う業務
 - 六 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第二条第四項に規定する指定入院医療機関として同法の規定に基づき行う業務
 - 七 がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第二十三条第一項の規定に基づき行う業務
 - 八 法第五十八条第一項第二号に掲げる者が条例に基づき行う業務であつて前各号に掲げる業務に類するものとして条例で定めるもの
- 2 法第六十六条第二項第四号の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。
- 一 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第二条第四項に規定する指定入院医療機関として同法の規定に基づき行う業務
 - 二 法第五十八条第二項第一号に掲げる者が同号に定める業務として条例に基づき行う業務であつて前号に掲げる業務に類するものとして条例で定めるもの

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第二十条 法第七十四条第一項第十一号の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 個人情報ファイルの保有開始の予定年月日
 - 二 その他個人情報保護委員会規則で定める事項
- 2 法第七十四条第二項第九号の政令で定める数は、千人とする。
- 3 法第七十四条第二項第十号の政令で定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。
- 一 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（イに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）
 - イ 次に掲げる者又はこれらの者であった者
 - (1) 当該機関以外の行政機関等の職員
 - (2) 行政機関の職員以外の国家公務員であって行政機関又は行政機関の長の任命に係る者
 - (3) 行政機関が雇い入れる者であって国以外のもののために労務に服するもの
 - (4) 行政機関又は行政機関の長から委託された事務に従事する者であって当該事務に一年以上にわたり専ら従事すべきもの
 - ロ 法第七十四条第二項第三号に規定する者又はイに掲げる者の被扶養者又は遺族
- 二 法第七十四条第二項第三号に規定する者及び前号イ又はロに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第二十一条 行政機関の長等は、個人情報ファイル（法第七十五条第二項各号に掲げるもの及び同条第三項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第四項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

- 2 個人情報ファイル簿は、行政機関等が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。
- 3 行政機関の長等は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 4 行政機関の長等は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが法第七十四条第二項第九号に該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を消除しなければならない。
- 5 行政機関の長等は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを当該行政機関等の事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。
- 6 法第七十五条第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 法第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイル又は同項第二号に係る個人情報ファイルの別
 - 二 法第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイルについて、次項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨
- 7 法第七十五条第二項第三号の政令で定める個人情報ファイルは、法第六十条第二項第二号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が法第七十五条第一項の規定による公表に係る法第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする

る。

(開示請求における本人確認手続等)

第二十二条 開示請求をする者は、行政機関の長等（法第二百二十六条の規定により委任を受けた職員があるときは、当該職員。以下この条及び第二十五条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

- 一 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの
 - 二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため行政機関の長等が適当と認める書類
- 2 開示請求書を行政機関の長等に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を行政機関の長等に提出すれば足りる。
- 一 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
 - 二 その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして行政機関の長等が適当と認める書類であつて、開示請求をする日前三十日以内に作成されたもの
- 3 法第七十六条第二項の規定により代理人が開示請求をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求をする日前三十日以内に作成されたものに限る。）を行政機関の長等に提示し、又は提出しなければならない。
- 4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を当該開示請求をした行政機関の長等（法第八十五条第一項の規定による通知があつた場合にあっては、移送を受けた行政機関の長等）に届け出なければならない。
- 5 前項の規定による届出があつたときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

(開示請求書に記載することができる事項)

第二十三条 開示請求書には、開示請求に係る保有個人情報の開示の実施の方法（文書又は図画に記録されている保有個人情報については閲覧又は写しの交付の方法として行政機関等が定める方法を行い、電磁的記録に記録されている保有個人情報については法第八十七条第一項の規定により行政機関等が定める方法をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事項を記載することができる。

- 一 求める開示の実施の方法
- 二 事務所における開示（保有個人情報が記録されている行政文書等の写しの送付の方法（以下単に「写しの送付の方法」という。）及び電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次条第一項第四号において同じ。）を使用して開示を実施する方法以外の方法による保有個人情報の開示をいう。以下同じ。）の実施を求める場

合にあつては、事務所における開示の実施を希望する日

三 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあつては、その旨
(開示決定の際に通知すべき事項)

第二十四条 法第八十二条第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法

二 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあつては、法第八十七条第三項の規定による申出をする際に当該事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

三 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

四 電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項（行政機関等が電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施することができる旨を定めている場合に限る。）

2 開示請求書に前条各号に掲げる事項が記載されている場合における法第八十二条第一項の政令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 開示請求書に記載された開示の実施の方法による保有個人情報の開示を実施することができる場合（事務所における開示については、開示請求書に記載された事務所における開示の実施を希望する日に保有個人情報の開示を実施することができる場合に限る。） その旨及び前項各号に掲げる事項

二 前号に掲げる場合以外の場合 その旨及び前項各号に掲げる事項
(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第二十五条 行政機関の長等は、法第八十六条第一項又は第二項の規定により、同条第一項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

2 法第八十六条第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 開示請求の年月日

二 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 法第八十六条第二項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 前項各号に掲げる事項

二 法第八十六条第二項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

(開示の実施の方法等の申出)

第二十六条 法第八十七条第三項の規定による申出は、書面により行わなければならない。

2 第二十四条第二項第一号に掲げる場合に該当する旨の法第八十二条第一項の規定による通知があった場合において、第二十三条各号に掲げる事項を変更しないときは、法第八十七条第三項の規定による申出は、することを要しない。

3 法第八十七条第三項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）

二 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分

三 事務所における開示の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日

四 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

(開示請求に係る手数料)

第二十七条 法第八十九条第一項の規定により納付しなければならない手数料（第三項において単に「手数料」という。）の額は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書一件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる場合以外の場合 三百円

二 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求をする場合 二百円

2 開示請求をする者が次の各号のいずれかに該当する複数の行政文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の行政文書を一件の行政文書とみなす。

一 一の行政文書ファイル（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第二項第一号に規定する行政文書ファイルをいう。）にまとめられた複数の行政文書

二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の行政文書

3 手数料は、次に掲げる場合を除き、開示請求書に収入印紙を貼って納付しなければならない。

一 次に掲げる行政機関又は部局若しくは機関において手数料を納付する場合

イ 特許庁

ロ その長が法第二百二十六条の規定による委任を受けた職員である部局又は機関であつて、手数料の納付について収入印紙によることが適当でないものとして当該職員が官報により公示したもの

二 行政機関又はその部局若しくは機関（前号イ及びロに掲げるものを除く。）の事務所において手数料の納付を現金ですることが可能である旨及び当該事務所の所在地を行政機関の長（法第二百二十六条の規定により委任を受けた職員があるときは、当該職員。次条第一項において同じ。）が官報により公示した場合において、手数料を当該事務所において現金で納付する場合

(写しの送付の求め)

第二十八条 行政機関の長の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報が記録されている行政文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、個人情報保護委員会規則で定める方法により納付しなければならない。

2 独立行政法人等の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、独立行政法人等の定めるところにより送付に要する費用を納付して、保有個人情報が記録されている法人文書の写しの送付を求めることができる。

3 独立行政法人等は、前項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

4 地方公共団体の機関の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、当該地方公共団体の規則で定める方法により

納付しなければならない。

5 地方独立行政法人の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、地方独立行政法人の定めるところにより送付に要する費用を納付して、保有個人情報記録されている地方公共団体等行政文書の写しの送付を求めることができる。

6 地方独立行政法人は、前項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

(訂正請求等に関する開示請求における本人確認手続等に係る規定の準用)

第二十九条 第二十二條（第四項及び第五項を除く。）の規定は、訂正請求及び利用停止請求における本人確認手続等について準用する。この場合において、同条第三項中「第七十六條第二項」とあるのは、訂正請求については「第九十條第二項」と、利用停止請求については「第九十八條第二項」と読み替えるものとする。

(行政不服審査法施行令の規定の読替え)

第三十条 法第百六條の規定により同条第一項の審査請求について行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定が適用される場合における行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第二項	審査庁（審理員が指名されている場合において、審理手続が終結するまでの間は、審理員）	審査庁
第五条	法第二十九条第一項本文	個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「個人情報保護法」という。）第百六條第二項において読み替えて適用する法第二十九条第一項本文
第六条第一項	弁明書は	個人情報保護法第百六條第二項において読み替えて適用する法第二十九条第二項の規定により提出し、又は作成する弁明書は
	を提出しなければならない	とする
第六条第二項	法第二十九条第五項	個人情報保護法第百六條第二項において読み替えて適用する法第二十九条第五項
第七条第一項	反論書は	個人情報保護法第百六條第二項において読み替えて適用する法第三十条第一項の規定により提出する反論書は
	参加人及び処分庁等の数	参加人及び処分庁等の数（処分庁等が審査庁である場合にあつては、参加人の数）
	を、法第三十条第二項に規定する	とし、個人情報保護法第百六條第二項において読み替えて適用する法第三十条第二項の規定により提

		出する
	審査請求人及び処分庁等の数	審査請求人及び処分庁等の数（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人の数）
	を、それぞれ提出しなければならない	とする
第七条第二項	法第三十条第三項	個人情報保護法第百六条第二項において読み替えて適用する法第三十条第三項

（行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料）

第三十一条 法第百十九条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額は、二万千円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- 一 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間一時間までごとに三千九百五十円
 - 二 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）
- 2 法第百十九条第二項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 次号に掲げる者以外の者 法第百十五条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第百十九条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
 - 二 法第百十五条（法第百十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 一万二千六百元
- 3 前二項の手数料（以下この項において単に「手数料」という。）は、次に掲げる行政機関又は部局若しくは機関において手数料を納付する場合を除き、個人情報保護委員会規則で定める書面に収入印紙を貼って納付しなければならない。
- 一 特許庁
 - 二 その長が法第百二十六条の規定による委任を受けた職員である部局又は機関であつて、手数料の納付について収入印紙によることが適当でないものとして当該職員が官報により公示したもの
- 4 法第百十九条第三項の政令で定める額は、第一項に定める額とする。
- 5 法第百十九条第四項の同条第三項の政令で定める額を参酌して政令で定める額は、第二項に定める額とする。

（権限又は事務の委任）

第三十二条 行政機関の長（第十八条に規定する者を除く。）は、法第五章第二節から第五節まで（法第七十四条及び同章第四節第四款を除く。）に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを、内閣総務官、国家安全保障局長、内閣官房副長官補若しくは内閣サイバーセキュリティセンター長、内閣広報官、内閣情報官若しくは内閣人事局長若しくは人事政策統括官、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条若しくは第五十三条の官房、局若しくは部の長、同法第十七条第一項若しくは第六十二条第一項若しくは第二項の職、同法第十八条の重要政策に関する会議の長、同法第三十七条若しくは第五十四条の審議会等若しくはその事務局の長、同法第三十九条若しくは第五十五条の施設等機関の長、同法第四十条若しくは第五十六条（宮内庁法（昭和二十二年法

律第七十号)第十八条第一項において準用する場合を含む。)の特別の機関若しくはその事務局長、内閣府設置法第四十三条若しくは第五十七条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の地方支分部局長、内閣府設置法第五十二条の委員会の事務局若しくはその官房若しくは部の長、同条の委員会の事務総局若しくはその官房、局、部若しくは地方事務所若しくはその支所の長、宮内庁法第三条の長官官房、侍従職等若しくは部の長、同法第十四条第一項の職、同法第十六条第一項の機関若しくはその事務局長、同条第二項の機関の長若しくは同法第十七条の地方支分部局長、デジタル庁設置法(令和三年法律第三十六号)第十三条第一項の職又は国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第七条の官房、局若しくは部の長、同条の委員会の事務局若しくはその官房若しくは部の長、同条の委員会の事務総局長、同法第八条の審議会等若しくはその事務局長、同法第八条の二の施設等機関の長、同法第八条の三の特別の機関若しくはその事務局長、同法第九条の地方支分部局長若しくは同法第二十条第一項若しくは第二項の職に委任することができる。

2 警察庁長官は、法第五章第二節から第五節まで(法第七十四条及び同章第四節第四款を除く。)に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第十九条第一項の長官官房若しくは局、同条第二項の部、同法第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第二十九条第一項の附属機関又は同法第三十条第一項若しくは第三十三条第一項の地方機関の長に委任することができる。

3 行政機関の長は、前二項の規定により権限又は事務を委任しようとするときは、委任を受ける職員の官職、委任する権限又は事務及び委任の効力の発生する日を官報で公示しなければならない。

第四章 個人情報保護委員会

(権限の委任を行う場合の事情)

第三十三条 法第百五十条第一項の政令で定める事情は、次の各号のいずれかに該当する事情とする。

一 緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いを確保する必要があること。

二 前号のほか、効果的かつ効率的に個人情報等の適正な取扱いを確保するために事業所管大臣が有する専門的知見を特に活用する必要があること。

(事業所管大臣への権限の委任)

第三十四条 個人情報保護委員会は、法第百五十条第一項の規定により、法第二十六条第一項、法第百四十六条第一項、法第百六十二条において読み替えて準用する民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第九十九条、第百一条、第百三条、第百五条、第百六条、第百八条及び第百九条、法第百六十三条並びに法第百六十四条の規定による権限を委任する場合においては、委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を定めて、事業所管大臣に委任するものとする。ただし、個人情報保護委員会が自らその権限を行使することを妨げない。

2 個人情報保護委員会は、前項の規定により委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を定めようとするときは、あらかじめ、事業所管大臣に協議しなければならない。

3 個人情報保護委員会は、第一項の規定により権限を委任しようとするときは、委任を受ける事業所管大臣、委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を公示しなければならない。

(権限行使の結果の報告)

第三十五条 法第百五十条第二項の規定による報告は、前条第一項の期間の範囲内で個人情報保護委員会が定める期間を経過するごとに(個人情報取扱事業者等に法第四章第二節から第四節までの規

定に違反する行為があると認めたとき、又は法第二十六条第一項の規定による権限を行使したときは、直ちに）、その間の権限の行使の結果について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載し、又は記録した書面により行うものとする。

一 法第二十六条第一項の規定による権限を行使した場合 その報告の内容その他参考となるべき事項

二 法第百四十六条第一項の規定による権限を行使した場合 報告若しくは資料の提出の要求又は立入検査を行った結果により判明した事実その他参考となるべき事項

三 法第百六十二条において読み替えて準用する民事訴訟法第九十九条、第百一条、第百三条、第百五条、第百六条、第百八条若しくは第百九条、法第百六十三条又は法第百六十四条の規定による権限を行使した場合 その結果その他参考となるべき事項

2 個人情報保護委員会は、前項の規定により報告の期間を定めようとするときは、あらかじめ、事業所管大臣に協議しなければならない。

（地方支分部局の長等への権限の委任）

第三十六条 事業所管大臣は、内閣府設置法第四十九条第一項の庁の長（金融庁長官を除く。以下この条において同じ。）、国家行政組織法第三条第二項の庁の長又は警察庁長官に法第百五十条第一項の規定により委任された権限及び同条第二項の規定による権限を委任することができる。

2 事業所管大臣（前項の規定によりその権限が内閣府設置法第四十九条第一項の庁の長又は国家行政組織法第三条第二項の庁の長に委任された場合にあっては、その庁の長）は、内閣府設置法第十七条若しくは第五十三条の官房、局若しくは部の長、同法第十七条第一項若しくは第六十二条第一項若しくは第二項の職若しくは同法第四十三条若しくは第五十七条の地方支分部局の長、デジタル庁設置法第十三条第一項の職又は国家行政組織法第七条の官房、局若しくは部の長、同法第九条の地方支分部局の長若しくは同法第二十条第一項若しくは第二項の職に法第百五十条第一項の規定により委任された権限（当該場合にあっては、前項の規定により委任された権限（同条第二項の規定による権限を除く。））を委任することができる。

3 警察庁長官は、警察法第十九条第一項の長官官房若しくは局、同条第二項の部又は同法第三十条第一項の地方機関の長に第一項の規定により委任された権限（法第百五十条第二項の規定による権限を除く。）を委任することができる。

4 事業所管大臣、内閣府設置法第四十九条第一項の庁の長、国家行政組織法第三条第二項の庁の長又は警察庁長官は、前三項の規定により権限を委任しようとするときは、委任を受ける職員の官職、委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を公示しなければならない。

（証券取引等監視委員会への権限の委任等）

第三十七条 金融庁長官は、法第百五十条第四項の規定により委任された権限（同条第二項の規定による権限を除き、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定により証券取引等監視委員会の権限に属させられた事項に係るものに限る。）を証券取引等監視委員会に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2 証券取引等監視委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告しなければならない。

(財務局長等への権限の委任)

第三十八条 金融庁長官は、法第百五十条第四項の規定により委任された権限（同条第二項の規定による権限及び同条第五項の規定により証券取引等監視委員会に委任された権限を除く。）を、個人情報取扱事業者等の主たる事務所又は事業所（次項及び次条第一項において「主たる事務所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2 前項の規定により委任された権限で、個人情報取扱事業者等の主たる事務所等以外の事務所、事業所その他その事業を行う場所（以下この項及び次条第二項において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

第三十九条 証券取引等監視委員会は、法百五十条第五項の規定により委任された権限を、個人情報取扱事業者等の主たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、証券取引等監視委員会が自らその権限を行使することを妨げない。

2 前項の規定により委任された権限で、個人情報取扱事業者等の従たる事務所等に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

(地方公共団体の長等が処理する事務)

第四十条 法第二十六条第一項、法第百四十六条第一項、法第百六十二条において読み替えて準用する民事訴訟法第九十九条、第百一条、第百三条、第百五条、第百六条、第百八条及び第百九条、法第百六十三条並びに法第百六十四条に規定する個人情報保護委員会の権限に属する事務（以下この条において「検査等事務」という。）は、当該権限が法第百五十条第一項の規定により事業所管大臣に委任され、又は同条第四項の規定により金融庁長官に委任された場合において、個人情報取扱事業者等が行う事業であって当該事業所管大臣又は金融庁長官が所管するものについての報告の徴収又は検査に係る権限に属する事務の全部又は一部が他の法令の規定により地方公共団体の長その他の執行機関（以下この条において「地方公共団体の長等」という。）が行うこととされているときは、当該地方公共団体の長等が行う。この場合において、当該事務を行うこととなる地方公共団体の長等が二以上あるときは、検査等事務は、各地方公共団体の長等がそれぞれ単独に行うことを妨げない。

2 前項の規定は、事業所管大臣又は金融庁長官が自ら検査等事務を行うことを妨げない。

3 第一項の規定により検査等事務を行った地方公共団体の長等は、第三十五条第一項の規定により個人情報保護委員会が定める期間を経過するごとに（個人情報取扱事業者等に法第四章第二節から第四節までの規定に違反する行為があると認めたとき、又は法第二十六条第一項の規定による権限を行使したときは、直ちに）、その間に行った検査等事務の結果について、第三十五条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載し、又は記録した書面により事業所管大臣又は金融庁長官を経由して個人情報保護委員会に報告しなければならない。

4 第一項の規定により地方公共団体の長等が検査等事務を行う場合においては、法中当該検査等事

務に係る個人情報保護委員会に関する規定は、地方公共団体の長等に関する規定として地方公共団体の長等に適用があるものとする。

附 則 （令和三年十月二十九日政令第二百九十二号） 抄

（個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この政令の施行の際現に整備法第五十条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下この条において「新個人情報保護法」という。）第二条第八項に規定する行政機関が保有している新個人情報保護法第六十条第二項に規定する個人情報ファイルについての第一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律施行令（次項及び次条において「新個人情報保護法施行令」という。）第十九条第一項の規定の適用については、同項第一号中「予定年月日」とあるのは、「年月日」とする。

2 この政令の施行の際現に新個人情報保護法第二条第十一項に規定する行政機関等が保有している新個人情報保護法第六十条第二項に規定する個人情報ファイルについての新個人情報保護法施行令第二十条第一項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「個人情報の保護に関する法律施行令等の一部を改正する等の政令（令和三年政令第二百九十二号）の施行後遅滞なく」とする。

附 則 （令和四年四月二十日政令第百七十七号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（次条において「整備法」という。）第五十一条の規定の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

（個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この政令の施行の際現に整備法第五十一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律第二条第十一項第二号に規定する地方公共団体の機関及び同項第四号に規定する地方独立行政法人が保有している個人情報の保護に関する法律第六十条第二項に規定する個人情報ファイルについての第一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律施行令第二十一条第一項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「個人情報の保護に関する法律施行令等の一部を改正する政令（令和四年政令第 号）の施行後遅滞なく」とする。

3 個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年10月5日個人情報保護委員会規則第3号）

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、個人情報の保護に関する法律施行規則を次のように定める。

（定義）

第一条 この規則において使用する用語は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号に関する基準）

第二条 個人情報の保護に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条第一号の個人情報保護委員会規則で定める基準は、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換することとする。

（証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された文字、番号、記号その他の符号）

第三条 令第一条第七号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次の各号に掲げる証明書ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 令第一条第七号イに掲げる証明書 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第百十一条の二第一項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
- 二 令第一条第七号ロに掲げる証明書 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百六十一条の二第一項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- 三 令第一条第七号ハに掲げる証明書 同号ハに掲げる証明書の番号及び保険者番号

（旅券の番号等に準ずる文字、番号、記号その他の符号）

第四条 令第一条第八号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第十項に規定する保険者番号及び同条第十二項に規定する被保険者等記号・番号
- 二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二条第十項に規定する保険者番号及び同条第十一項に規定する被保険者等記号・番号
- 三 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号
- 四 出入国管理及び難民認定法第十九条の四第一項第五号の在留カードの番号
- 五 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十五条第一項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号
- 六 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百十二条の二第一項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- 七 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十四条の二十四の二第一項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号

八 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第十条第一項の雇用保険被保険者証の被保険者番号

九 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第八条第一項第三号の特別永住者証明書の番号

（要配慮個人情報）

第五条 令第二条第一号の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害は、次に掲げる障害とする。

- 一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）別表に掲げる身体上の障害
- 二 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害
- 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第二条第一項に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。）
- 四 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

（法第二十条第二項第七号の個人情報保護委員会規則で定める者）

第六条 法第二十条第二項第七号の個人情報保護委員会規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関
- 二 外国において法第十六条第八項に規定する学術研究機関等に相当する者
- 三 外国において法第五十七条第一項各号に掲げる者に相当する者

（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

第七条 法第二十六条第一項本文の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 要配慮個人情報に含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条及び次条第一項において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 二 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 三 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 四 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

（個人情報保護委員会への報告）

第八条 個人情報取扱事業者は、法第二十六条第一項本文の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。次条において同じ。）を報告しなければならない。

- 一 概要
- 二 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目
- 三 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数

四 原因

五 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

六 本人への対応の実施状況

七 公表の実施状況

八 再発防止のための措置

九 その他参考となる事項

2 前項の場合において、個人情報取扱事業者は、当該事態を知った日から三十日以内（当該事態が前条第三号に定めるものである場合にあっては、六十日以内）に、当該事態に関する前項各号に定める事項を報告しなければならない。

3 法第二十六条第一項本文の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。

一 個人情報保護委員会に報告する場合 電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、別記様式第一による報告書を提出する方法）

二 法第五十条第一項の規定により、法第二十六条第一項の規定による権限の委任を受けた事業所管大臣に報告する場合 別記様式第一による報告書を提出する方法（当該事業所管大臣が別に定める場合にあっては、その方法）

（他の個人情報取扱事業者への通知）

第九条 個人情報取扱事業者は、法第二十六条第一項ただし書の規定による通知をする場合には、第七条各号に定める事態を知った後、速やかに、前条第一項各号に定める事項を通知しなければならない。

（本人に対する通知）

第十条 個人情報取扱事業者は、法第二十六条第二項本文の規定による通知をする場合には、第七条各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、第八条第一項第一号、第二号、第四号、第五号及び第九号に定める事項を通知しなければならない。

（第三者提供に係る事前の通知等）

第十一条 法第二十七条第二項又は第三項の規定による通知又は容易に知り得る状態に置く措置は、次に掲げるところにより、行うものとする。

一 第三者に提供される個人データによって識別される本人（次号において「本人」という。）が当該提供の停止を求めるのに必要な期間をおくこと。

二 本人が法第二十七条第二項各号に掲げる事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法によること。

2 法第二十七条第二項又は第三項の規定による届出は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法

二 別記様式第二（法第二十七条第三項の規定による個人データの提供をやめた旨の届出を行う場

合にあっては、別記様式第三)による届出書及び当該届出書に記載すべき事項を記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下「光ディスク等」という。）を提出する方法

3 個人情報取扱事業者が、代理人によって法第二十七条第二項又は第三項の規定による届出を行う場合には、別記様式第四によるその権限を証する書面（電磁的記録を含む。第十七条第一項、第十八条第二項、第三十条、第四十七条第一項、第四十八条第二項、第五十四条第二項、第六項及び第七項、第六十条並びに第六十六条第二項を除き、以下同じ。）を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

4 法第二十七条第二項第八号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第三者に提供される個人データの更新の方法

二 当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日

（外国にある個人情報取扱事業者の代理人）

第十二条 外国にある個人情報取扱事業者は、法第二十七条第二項又は第三項の規定による届出を行う場合には、国内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき、当該個人情報取扱事業者を代理する権限を有するものを定めなければならない。この場合において、当該個人情報取扱事業者は、当該届出と同時に、当該個人情報取扱事業者が国内に住所を有する者に、当該届出に関する一切の行為につき、当該個人情報取扱事業者を代理する権限を付与したことを証する書面（日本語による翻訳文を含む。）を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

（第三者提供に係る個人情報保護委員会による公表）

第十三条 法第二十七条第四項の規定による公表は、同条第二項又は第三項の規定による届出があった後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（第三者提供に係る個人情報取扱事業者による公表）

第十四条 個人情報取扱事業者は、法第二十七条第四項の規定による公表がされた後、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を公表するものとする。

一 法第二十七条第二項の規定による届出を行った場合 同項各号に掲げる事項

二 法第二十七条第三項の規定による変更の届出を行った場合 変更後の同条第二項各号に掲げる事項

三 法第二十七条第三項の規定による個人データの提供をやめた旨の届出を行った場合 その旨
（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国）

第十五条 法第二十八条第一項の規定による個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれにも該当する外国として個人情報保護委員会が定めるものとする。

一 法における個人情報取扱事業者に関する規定に相当する法令その他の定めがあり、その履行が当該外国内において確保されていると認めるに足りる状況にあること。

二 個人情報保護委員会に相当する独立した外国執行当局が存在しており、かつ、当該外国執行当局において必要かつ適切な監督を行うための体制が確保されていること。

三 我が国との間において、個人情報の適正かつ効果的な活用と個人の権利利益の保護に関する相互理解に基づく連携及び協力が可能であると認められるものであること。

四 個人情報の保護のために必要な範囲を超えて国際的な個人データの移転を制限することなく、かつ、我が国との間において、個人情報の保護を図りつつ、相互に円滑な個人データの移転を図ることが可能であると認められるものであること。

五 前四号に定めるもののほか、当該外国を法第二十八条第一項の規定による外国として定めることが、我が国における新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資すると認められるものであること。

2 個人情報保護委員会は、前項の規定による外国を定める場合において、我が国における個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、当該外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得ることなく提供できる個人データの範囲を制限することその他の必要な条件を付することができる。

3 個人情報保護委員会は、第一項の規定による外国を定めた場合において、当該外国が第一項各号に該当していること又は当該外国について前項の規定により付された条件が満たされていることを確認するため必要があると認めるときは、当該外国における個人情報の保護に関する制度又は当該条件に係る対応の状況に関し必要な調査を行うものとする。

4 個人情報保護委員会は、第一項の規定による外国を定めた場合において、前項の調査の結果その他の状況を踏まえ、当該外国が第一項各号に該当しなくなつたと認めるとき又は当該外国について第二項の規定により付された条件が満たされなくなつたと認めるときは、第一項の規定による定めを取り消すものとする。

(個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準)

第十六条 法第二十八条第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第四章第二節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。

二 個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。

(外国にある第三者への提供に係る同意取得時の情報提供)

第十七条 法第二十八条第二項又は法第三十一条第一項第二号の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。

2 法第二十八条第二項又は法第三十一条第一項第二号の規定による情報の提供は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 当該外国の名称

二 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報

三 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

3 前項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者は、法第二十八条第一項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、前項第一号に定める事項が特定できない場合には、同号及び同項第二号に定める事項に代えて、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。

一 前項第一号に定める事項が特定できない旨及びその理由

二 前項第一号に定める事項に代わる本人に参考となるべき情報がある場合には、当該情報

- 4 第二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者は、法第二十八条第一項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、第二項第三号に定める事項について情報提供できない場合には、同号に定める事項に代えて、その旨及びその理由について情報提供しなければならない。

(外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置等)

第十八条 法第二十八条第三項（法第三十一条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置は、次に掲げる措置とする。

一 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること。

二 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データ（法第三十一条第二項において読み替えて準用する場合にあつては、個人関連情報）の当該第三者への提供を停止すること。

- 2 法第二十八条第三項の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。

- 3 個人情報取扱事業者は、法第二十八条第三項の規定による求めを受けたときは、本人に対し、遅滞なく、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。ただし、情報提供することにより当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、その全部又は一部を提供しないことができる。

一 当該第三者による法第二十八条第一項に規定する体制の整備の方法

二 当該第三者が実施する相当措置の概要

三 第一項第一号の規定による確認の頻度及び方法

四 当該外国の名称

五 当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要

六 当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要

七 前号の支障に関して第一項第二号の規定により当該個人情報取扱事業者が講ずる措置の概要

- 4 個人情報取扱事業者は、法第二十八条第三項の規定による求めに係る情報の全部又は一部について提供しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

- 5 個人情報取扱事業者は、前項の規定により、本人から求められた情報の全部又は一部について提供しない旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(第三者提供に係る記録の作成)

第十九条 法第二十九条第一項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

- 2 法第二十九条第一項の記録は、個人データを第三者（同項に規定する第三者をいう。以下この条、次条、第二十二條から第二十四條まで、第二十七條及び第二十八條において同じ。）に提供した都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供（法第二十七條第二項の規定による提供を除く。以下この項において同じ。）したとき、又は当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供することが確実である

と見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

- 3 前項の規定にかかわらず、法第二十七条第一項又は法第二十八条第一項の規定により、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第一項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第二十九条第一項の当該事項に関する記録に代えることができる。

(第三者提供に係る記録事項)

第二十条 法第二十九条第一項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

- 一 法第二十七条第二項の規定により個人データを第三者に提供した場合 次のイからニまでに掲げる事項

イ 当該個人データを提供した年月日

ロ 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの）にあっては、その代表者又は管理人。第二十八条第一項第三号において同じ。）の氏名（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）

ハ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

ニ 当該個人データの項目

- 二 法第二十七条第一項又は法第二十八条第一項の規定により個人データを第三者に提供した場合 次のイ及びロに掲げる事項

イ 法第二十七条第一項又は法第二十八条第一項の本人の同意を得ている旨

ロ 前号ロからニまでに掲げる事項

- 2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第二十九条第一項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録されている事項と内容が同一であるものについては、同項の当該事項の記録を省略することができる。

(第三者提供に係る記録の保存期間)

第二十一条 法第二十九条第二項の個人情報保護委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- 一 第十九条第三項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して一年を経過する日までの間

- 二 第十九条第二項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して三年を経過する日までの間

- 三 前二号以外の場合 三年

(第三者提供を受ける際の確認)

第二十二条 法第三十条第一項の規定による同項第一号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法とする。

- 2 法第三十条第一項の規定による同項第二号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法とする。

- 3 前二項の規定にかかわらず、第三者から他の個人データの提供を受けるに際して既に前二項に規定する方法による確認（当該確認について次条に規定する方法による記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている事項の確認を行う方法は、当該事項の内容と当該提供

に係る法第三十条第一項各号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする。

(第三者提供を受ける際の確認に係る記録の作成)

第二十三条 法第三十条第三項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

2 法第三十条第三項の記録は、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供（法第二十七条第二項の規定による提供を除く。以下この条において同じ。）を受けたとき、又は当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けることが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

3 前項の規定にかかわらず、本人に対する物品又は役務の提供に関連して第三者から当該本人に係る個人データの提供を受けた場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第一項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第三十条第三項の当該事項に関する記録に代えることができる。

(第三者提供を受ける際の記録事項)

第二十四条 法第三十条第三項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 個人情報取扱事業者から法第二十七条第二項の規定による個人データの提供を受けた場合 次のイからホまでに掲げる事項

イ 個人データの提供を受けた年月日

ロ 法第三十条第一項各号に掲げる事項

ハ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

ニ 当該個人データの項目

ホ 法第二十七条第四項の規定により公表されている旨

二 個人情報取扱事業者から法第二十七条第一項又は法第二十八条第一項の規定による個人データの提供を受けた場合 次のイ及びロに掲げる事項

イ 法第二十七条第一項又は法第二十八条第一項の本人の同意を得ている旨

ロ 前号ロからニまでに掲げる事項

三 個人関連情報取扱事業者から法第三十一条第一項の規定による個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した場合 次のイからニまでに掲げる事項

イ 法第三十一条第一項第一号の本人の同意が得られている旨及び外国にある個人情報取扱事業者にあつては、同項第二号の規定による情報の提供が行われている旨

ロ 法第三十条第一項第一号に掲げる事項

ハ 第一号ハに掲げる事項

ニ 当該個人関連情報の項目

四 第三者（個人情報取扱事業者に該当する者を除く。）から個人データの提供を受けた場合 第一号ロからニまでに掲げる事項

2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第三十条第三項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、同項の当該事項の記録を省略することができる。

(第三者提供を受ける際の記録の保存期間)

第二十五条 法第三十条第四項の個人情報保護委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- 一 第二十三条第三項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して一年を経過する日までの間
- 二 第二十三条第二項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して三年を経過する日までの間
- 三 前二号以外の場合 三年

(個人関連情報の第三者提供を行う際の確認)

第二十六条 法第三十一条第一項の規定による同項第一号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人関連情報の提供を受ける第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法とする。

- 2 法第三十一条第一項の規定による同項第二号に掲げる事項の確認を行う方法は、同号の規定による情報の提供が行われていることを示す書面の提示を受ける方法その他の適切な方法とする。
- 3 前二項の規定にかかわらず、第三者に個人関連情報の提供を行うに際して既に前二項に規定する方法による確認（当該確認について次条に規定する方法による記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている事項の確認を行う方法は、当該事項の内容と当該提供に係る法第三十一条第一項各号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする。

(個人関連情報の第三者提供を行う際の確認に係る記録の作成)

第二十七条 法第三十一条第三項において読み替えて準用する法第三十条第三項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

- 2 法第三十一条第三項において読み替えて準用する法第三十条第三項の記録は、個人関連情報を第三者に提供した都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者に対し個人関連情報を継続的に若しくは反復して提供したとき、又は当該第三者に対し個人関連情報を継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、法第三十一条第一項の規定により、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人関連情報を第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第一項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第三十一条第三項において読み替えて準用する法第三十条第三項の当該事項に関する記録に代えることができる。

(個人関連情報の第三者提供を行う際の記録事項)

第二十八条 法第三十一条第三項において読み替えて準用する法第三十条第三項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第三十一条第一項第一号の本人の同意が得られていることを確認した旨及び外国にある第三者への提供にあつては、同項第二号の規定による情報の提供が行われていることを確認した旨
 - 二 個人関連情報を提供した年月日（前条第二項ただし書の規定により、法第三十一条第三項において読み替えて準用する法第三十条第三項の記録を一括して作成する場合にあつては、当該提供の期間の初日及び末日）
 - 三 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 四 当該個人関連情報の項目
- 2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第三十一条第三項にお

いて読み替えて準用する法第三十条第三項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、法第三十一条第三項において読み替えて準用する法第三十条第三項の当該事項の記録を省略することができる。

（個人関連情報の第三者提供に係る記録の保存期間）

第二十九条 法第三十一条第三項において準用する法第三十条第四項の個人情報保護委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- 一 第二十七条第三項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人関連情報の提供を行った日から起算して一年を経過する日までの間
- 二 第二十七条第二項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人関連情報の提供を行った日から起算して三年を経過する日までの間
- 三 前二号以外の場合 三年

（本人が請求することができる開示の方法）

第三十条 法第三十三条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の個人情報保護委員会規則で定める方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他当該個人情報取扱事業者の定める方法とする。

（仮名加工情報の作成の方法に関する基準）

第三十一条 法第四十一条第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 二 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 三 個人情報に含まれる不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等を削除すること（当該記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

（削除情報等に係る安全管理措置の基準）

第三十二条 法第四十一条第二項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 法第四十一条第二項に規定する削除情報等（同条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報にあっては、その情報を用いて仮名加工情報の作成に用いられた個人情報を復元することができるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- 二 削除情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って削除情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- 三 削除情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による削除情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

（電磁的方法）

第三十三条 法第四十一条第八項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

- 二 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- 三 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

（匿名加工情報の作成の方法に関する基準）

第三十四条 法第四十三条第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 二 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 三 個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に個人情報取扱事業者において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。
- 四 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 五 前各号に掲げる措置のほか、個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

（加工方法等情報に係る安全管理措置の基準）

第三十五条 法第四十三条第二項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 加工方法等情報（匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに法第四十三条第一項の規定により行った加工の方法に関する情報（その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- 二 加工方法等情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って加工方法等情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- 三 加工方法等情報を取り扱う正当な権限を有しない者による加工方法等情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

（個人情報取扱事業者による匿名加工情報の作成時における公表）

第三十六条 法第四十三条第三項の規定による公表は、匿名加工情報を作成した後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- 2 個人情報取扱事業者が他の個人情報取扱事業者の委託を受けて匿名加工情報を作成した場合は、当該他の個人情報取扱事業者が当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を前項に規定する方法により公表するものとする。この場合においては、当該公表をもって当該個人情報取扱事業者が当該項目を公表したものとみなす。

（個人情報取扱事業者による匿名加工情報の第三者提供時における公表等）

第三十七条 法第四十三条第四項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法に

より行うものとする。

- 2 法第四十三条第四項の規定による明示は、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

(匿名加工情報取扱事業者による匿名加工情報の第三者提供時における公表等)

第三十八条 前条第一項の規定は、法第四十四条の規定による公表について準用する。

- 2 前条第二項の規定は、法第四十四条の規定による明示について準用する。

(軽微な変更)

第三十九条 法第五十条第一項の個人情報保護委員会規則で定める軽微な変更は、法第四十七条第一項各号に定める業務の内容の実質的な変更を伴わないものとする。

(個人情報保護指針の届出)

第四十条 法第五十四条第二項の規定による届出は、別記様式第五による届出書によるものとする。

(個人情報保護委員会による個人情報保護指針の公表)

第四十一条 法第五十四条第三項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(認定個人情報保護団体による個人情報保護指針の公表)

第四十二条 認定個人情報保護団体は、法第五十四条第三項の規定による公表がされた後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により、同条第二項の規定により届け出た個人情報保護指針を公表するものとする。

(個人の権利利益を害するおそれ大きいもの)

第四十三条 法第六十八条第一項の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 要配慮個人情報に含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条及び次条第一項において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 二 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 三 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 四 保有個人情報に係る本人の数が百人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 五 条例要配慮個人情報に含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が法第六十八条第一項の報告を行う場合であつて、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に適用される条例において条例要配慮個人情報について定められているときに限る。）

(個人情報保護委員会への報告)

第四十四条 行政機関の長等は、法第六十八条第一項の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。）を報告しなければならない。

- 一 概要

- 二 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
- 三 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数
- 四 原因
- 五 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- 六 本人への対応の実施状況
- 七 公表の実施状況
- 八 再発防止のための措置
- 九 その他参考となる事項

- 2 前項の場合において、行政機関の長等は、当該事態を知った日から三十日以内（当該事態が前条第三号に定めるものである場合にあっては、六十日以内）に、当該事態に関する前項各号に定める事項を報告しなければならない。
- 3 法第六十八条第一項の規定による報告は、電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、別記様式第六による報告書を提出する方法）により行うものとする。

（本人に対する通知）

第四十五条 行政機関の長等は、法第六十八条第二項本文の規定による通知をする場合には、第四十三条各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、前条第一項第一号、第二号、第四号、第五号及び第九号に定める事項を通知しなければならない。

（個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準）

第四十六条 法第七十一条第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 行政機関の長等と保有個人情報の提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該保有個人情報の取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第四章第二節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。
- 二 保有個人情報の提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。

（外国にある第三者への提供に係る同意取得時の情報提供）

第四十七条 法第七十一条第二項の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。

- 2 法第七十一条第二項の規定による情報の提供は、次に掲げる事項について行うものとする。
- 一 当該外国の名称
 - 二 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報
 - 三 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報
- 3 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、法第七十一条第一項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、前項第一号に定める事項が特定できない場合には、同号及び同項第二号

に定める事項に代えて、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。

- 一 前項第一号に定める事項が特定できない旨及びその理由
- 二 前項第一号に定める事項に代わる本人に参考となるべき情報がある場合には、当該情報

- 4 第二項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、法第七十一条第一項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、第二項第三号に定める事項について情報提供できない場合には、同号に定める事項に代えて、その旨及びその理由について情報提供しなければならない。

(外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置等)

第四十八条 法第七十一条第三項の規定による外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること。
 - 二 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、保有個人情報の当該第三者への提供を停止すること。
- 2 法第七十一条第三項の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。
- 3 行政機関の長等は、法第七十一条第三項の規定による求めを受けたときは、本人に対し、遅滞なく、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。ただし、情報提供することにより当該行政機関の長等の属する行政機関等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、その全部又は一部を提供しないことができる。
- 一 当該第三者による法第七十一条第一項に規定する体制の整備の方法
 - 二 当該第三者が実施する相当措置の概要
 - 三 第一項第一号の規定による確認の頻度及び方法
 - 四 当該外国の名称
 - 五 当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要
 - 六 当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要
 - 七 前号の支障に関して第一項第二号の規定により当該行政機関の長等が講ずる措置の概要
- 4 行政機関の長等は、法第七十一条第三項の規定による求めに係る情報の全部又は一部について提供しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
- 5 行政機関の長等は、前項の規定により、本人から求められた情報の全部又は一部について提供しない旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(電磁的方法)

第四十九条 法第七十三条第四項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- 二 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- 三 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法第二条第一号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(令第二十条第一項第二号の個人情報保護委員会規則で定める事項)

第五十条 令第二十条第一項第二号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に規定する他の法令の規定により特別の手續が定められているときの、当該法令の条項
- 二 法第七十四条第一項の規定に基づき通知をした事項を変更しようとするときの、当該変更の予定年月日

(情報通信技術による開示請求に係る手数料の納付の方法)

第五十一条 令第二十七条第一項第二号に掲げる場合における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものは、同号に規定する開示請求により得られた納付情報により納付する方法とする。

(写しの送付に要する費用の納付の方法)

第五十二条 令第二十八条第一項の個人情報保護委員会規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 郵便切手又は個人情報保護委員会が定めるこれに類する証票で納付する方法
- 二 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により法第八十七条第三項の規定による申出をした場合において、当該申出により得られた納付情報により納付する方法

(提案の募集の方法)

第五十三条 法第百十一条の規定による提案の募集は、毎年度一回以上、当該募集の開始の日から三十日以上を期間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- 2 提案の募集に関し必要な事項は、あらかじめ公示するものとする。

(提案の方法等)

第五十四条 法第百十二条第一項の提案は、別記様式第七により行うものとする。

- 2 代理人によって前項の提案をする場合にあっては、別記様式第七に当該代理人の権限を証する書面を添えて行うものとする。
- 3 法第百十二条第二項第八号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、提案に係る行政機関等匿名加工情報に関して希望する提供の方法とする。
- 4 法第百十二条第三項の個人情報保護委員会規則で定める書類は、次のとおりとする。
 - 一 提案をする者が個人である場合にあっては、その氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類の写しであつて、当該提案をする者が本人であることを確認するに足りるもの
 - 二 提案をする者が法人その他の団体である場合にあっては、その名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名と同一の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに氏名が記載

されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で提案の日前六月以内に作成されたものその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、その者が本人であることを確認するに足りるもの

三 提案をする者がやむを得ない事由により前二号に掲げる書類を添付できない場合にあっては、当該提案をする者が本人であることを確認するため行政機関の長等が適当と認める書類

四 前各号に掲げる書類のほか、行政機関の長等が必要と認める書類

5 前項の規定は、代理人によって第一項の提案をする場合に準用する。この場合において、前項第一号から第三号までの規定中「提案をする者」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。

6 法第百十二条第三項第一号（法第百十八条第二項で準用する場合を含む。）の書面は、別記様式第八によるものとする。

7 行政機関の長等は、法第百十二条第二項の規定により提出された書面又は同条第三項の規定により添付された書類に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、同条第一項の提案をした者又は代理人に対して、説明を求め、又は当該書面若しくは書類の訂正を求めることができる。

（心身の故障により行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者）

第五十五条 法第百十三条第二号の個人情報保護委員会規則で定める者は、精神の機能の障害により行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数）

第五十六条 法第百十四条第一項第二号の個人情報保護委員会規則で定める数は、千人とする。

（提案に係る行政機関等匿名加工情報を事業の用に供する期間）

第五十七条 法第百十四条第一項第五号の個人情報保護委員会規則で定める期間は、法第百十二条第二項第五号の事業並びに同号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法からみて必要な期間とする。

（提案に係るその他審査の基準）

第五十八条 法第百十四条第一項第七号の個人情報保護委員会規則で定める基準は、行政機関の長等が提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に当該行政機関の長等の属する行政機関等の事務又は事業の遂行に著しい支障を及ぼさないものであることとする。

（審査した結果の通知方法及び通知事項）

第五十九条 法第百十四条第二項の規定による通知は、次に掲げる書類を添えて別記様式第九の通知書により行うものとする。

一 別記様式第十により作成した法第百十五条（法第百十八条第二項で準用する場合を含む。）の規定による行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込みに関する書類

二 前号の契約の締結に関する書類

2 法第百十四条第二項第二号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 納付すべき手数料又は利用料（以下この項において「手数料等」という。）の額

二 手数料等の納付方法

三 手数料等の納付期限

四 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

3 法第百十四条第三項の規定による通知は、別記様式第十一の通知書により行うものとする。

(行政機関への手数料の納付の方法)

第六十条 令第三十一条第三項の個人情報保護委員会規則で定める書面は、前条第一項の別記様式第十とする。

2 令第三十一条第三項に規定する手数料の納付に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって主務省令で定めるものは、前条第一項の書類を提出することにより得られた納付情報により納付する方法とする。ただし、行政機関の長は、次に掲げる方法により納付させることを適当と認めるときは、当該納付情報により納付する方法に加え、次に掲げる方法を指定することができる。

一 行政機関の長が指定する書面に収入印紙を貼って納付する方法

二 令第三十一条第三項各号に掲げる行政機関又は部局若しくは機関にあつては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令（平成十三年財務省令第十号）別紙書式の納付書により納付する方法

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結)

第六十一条 法第百十五条の規定による行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結は、第五十九条第一項の書類を提出することにより行うものとする。

(行政機関等匿名加工情報の作成の方法に関する基準)

第六十二条 法第百十六条第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

二 保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

三 保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に行政機関等において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。

四 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

五 前各号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

(行政機関等匿名加工情報の個人情報ファイル簿に記載する事項)

第六十三条 法第百十七条第一号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、行政機関等匿名加工情報の本人の数及び行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目とする。

(準用)

第六十四条 第五十四条（同条第六項を除く。）、第五十五条、第五十七条、第五十九条（同条第一項第一号を除く。）から第六十一条までの規定は、法第百十八条第一項の提案をする場合について準用する。この場合において、第五十四条第一項及び第二項中「別記様式第七」とあるのは「別記

様式第十二」と、第五十九条第一項中「別記様式第九」とあるのは「別記様式第十三」と、第五十九条第三項中「別記様式第十一」とあるのは「別記様式第十四」と読み替えるものとする。

(行政機関等匿名加工情報等の安全管理措置の基準)

第六十五条 法第二百二十一条第二項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 行政機関等匿名加工情報等を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- 二 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って行政機関等匿名加工情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- 三 行政機関等匿名加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による行政機関等匿名加工情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第六十六条 法第二百二十三条第一項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- 2 法第二百二十三条第一項の規定による明示は、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

(匿名加工情報の安全管理措置の基準)

第六十七条 法第二百二十三条第三項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。）を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- 二 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- 三 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(法第百六十一条第一項の個人情報保護委員会規則で定める書類)

第六十八条 法第百六十一条第一項の個人情報保護委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げる権限行使の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

- 一 法第百四十六条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は法第百五十三条の規定による報告の徴収 当該要求又は徴収の内容及び理由を記載した書類
- 二 法第百四十八条第一項の規定による勧告 当該勧告の内容及び理由を記載した書類
- 三 法第百四十八条第二項若しくは第三項の規定による命令、法第百五十四条の規定による命令又は法第百五十五条第一項の規定による取消し 当該不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となった事実を記載した書類

(公示送達の方法)

第六十九条 個人情報保護委員会は、公示送達があったことを官報又は新聞紙に掲載することができる。外国においてすべき送達については、個人情報保護委員会は、官報又は新聞紙への掲載に代えて、公示送達があったことを通知することができる。

(条例を定めたときの届出)

第七十条 法第百六十七条第一項の規定による届出は、電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報

処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法(電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、別記様式第十五による届出書を提出する方法)により行うものとする。

附 則 (令和三年三月二十四日個人情報保護委員会規則第一号) 抄

(個人関連情報の第三者提供を受ける際の確認に係る記録の作成に関する経過措置)

第三条 第二十四条第一項第三号に規定する事項のうち、施行日前に第二十三条に規定する方法に相当する方法で記録(当該記録を保存している場合におけるものに限る。)を作成しているものについては、第二十四条第二項を適用することができる。この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

(個人関連情報の第三者提供を行う際の確認に関する経過措置)

第四条 法第三十一条第一項第一号に規定する事項のうち、施行日前に第二十六条に規定する方法に相当する方法で確認(当該確認について第二十七条に規定する方法に相当する方法で記録を作成し、かつ、保存している場合におけるものに限る。)を行っているものについては、第二十六条第三項の規定を適用することができる。この場合において、同項中「前二項に規定する方法」とあるのは「前二項に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

(個人関連情報の第三者提供に係る記録の作成に関する経過措置)

第五条 第二十八条第一項に規定する事項のうち、施行日前に第二十七条に規定する方法に相当する方法で記録(当該記録を保存している場合におけるものに限る。)を作成しているものについては、第二十八条第二項の規定を適用することができる。この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

附 則 (令和三年十月二十九日個人情報保護委員会規則第四号) 抄

(整備法附則第七条第三項の規定による通知等の方法)

第三条 この規則による改正後の個人情報の保護に関する法律施行規則(以下「新規則」という。)

第十一条の規定は、整備法附則第七条第三項の規定による通知及び届出について準用する。

2 新規則第十二条の規定は、整備法附則第七条第三項の規定による届出について準用する。

(第三者提供に係る記録の作成に関する経過措置)

第四条 別表第二法人等(法別表第二に掲げる法人、法第五十八条第二項の規定により法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者、同条第五項に規定する仮名加工情報取扱事業者若しくは同条第七項に規定する個人関連情報取扱事業者とみなされる独立行政法人労働者健康安全機構又は同条第八項に規定する学術研究機関等である同条第二項に規定する個人情報取扱事業者をいう。以下同じ。)において、新規則第二十条第一項に規定する事項のうち、施行日前に新規則第十九条に規定する方法に相当する方法で記録(当該記録を保存している場合におけるものに限る。)を作成しているものについては、新規則第二十条第二項の規定を適用することができる。この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

(第三者提供を受ける際の確認に関する経過措置)

第五条 別表第二法人等において、法第三十条第一項各号に規定する事項のうち、施行日前に新規則第二十二条に規定する方法に相当する方法で確認(当該確認について新規則第二十三条に規定する方法に相当する方法により記録を作成し、かつ、保存している場合におけるものに限る。)を行っているものについては、新規則第二十二条第三項を適用することができる。この場合において、同

項中「前二項に規定する方法」とあるのは「前二項に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

(第三者提供を受ける際の確認に係る記録の作成に関する経過措置)

第六条 別表第二法人等において、新規則第二十四条第一項（同項第三号を除く。）に規定する事項のうち、施行日前に新規則第二十三条に規定する方法に相当する方法で記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）を作成しているものについては、新規則第二十四条第二項を適用することができる。この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

附 則 （令和四年四月二十日個人情報保護委員会規則第四号） 抄

(施行期日)

第一条 この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）第五十一条の規定の施行の日（令和五年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、整備法附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(整備法附則第八条第二項の規定による届出の方法)

第二条 この規則による改正後の個人情報の保護に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）

第七十条の規定は、整備法附則第八条第二項の規定による届出について準用する。

(整備法附則第九条第三項の規定による通知等の方法)

第三条 新規則第十一条の規定は、整備法附則第九条第三項の規定による通知及び届出について準用する。

2 新規則第十二条の規定は、整備法附則第九条第三項の規定による届出について準用する。

(第三者提供に係る記録の作成に関する経過措置)

第四条 特定地方独立行政法人等（整備法第五十一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「新個人情報保護法」という。）第五十八条第一項第二号に掲げる者又は同条第二項の規定により新個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者、同条第五項に規定する仮名加工情報取扱事業者若しくは同条第七項に規定する個人関連情報取扱事業者とみなされる新個人情報保護法第五十八条第二項第一号に掲げる者をいう。以下同じ。）において、新規則第二十条第一項に規定する事項のうち、施行日前に新規則第十九条に規定する方法に相当する方法で記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）を作成しているものについては、新規則第二十条第二項の規定を適用することができる。この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

(第三者提供を受ける際の確認に関する経過措置)

第五条 特定地方独立行政法人等において、新個人情報保護法第三十条第一項各号に規定する事項のうち、施行日前に新規則第二十二条に規定する方法に相当する方法で確認（当該確認について新規則第二十三条に規定する方法に相当する方法により記録を作成し、かつ、保存している場合におけるものに限る。）を行っているものについては、新規則第二十二条第三項を適用することができる。この場合において、同項中「前二項に規定する方法」とあるのは「前二項に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

(第三者提供を受ける際の確認に係る記録の作成に関する経過措置)

第六条 特定地方独立行政法人等において、新規則第二十四条第一項に規定する事項のうち、施行日

前に新規則第二十三条に規定する方法に相当する方法で記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）を作成しているものについては、新規則第二十四条第二項を適用することができる。この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

（個人関連情報の第三者提供を行う際の確認に関する経過措置）

第七条 特定地方独立行政法人等において、新個人情報保護法第三十一条第一項第一号に規定する事項のうち、施行日前に新規則第二十六条に規定する方法に相当する方法で確認（当該確認について新規則第二十七条に規定する方法に相当する方法で記録を作成し、かつ、保存している場合におけるものに限る。）を行っているものについては、新規則第二十六条第三項の規定を適用することができる。この場合において、同項中「前二項に規定する方法」とあるのは「前二項に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

（個人関連情報の第三者提供に係る記録の作成に関する経過措置）

第八条 特定地方独立行政法人等において、新規則第二十八条第一項に規定する事項のうち、施行日前に新規則第二十七条に規定する方法に相当する方法で記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）を作成しているものについては、新規則第二十八条第二項の規定を適用することができる。この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

別記様式 略

4 中央区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年3月中央区条例第3号）

（趣旨）

第一条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第二条 この条例において「実施機関」とは、区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例で使用する用語の意義は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）で使用する用語の例による。

（区の責務）

第三条 中央区（以下「区」という。）は、区民の権利利益を保護し、信頼される区政を実現するため、個人情報の保護に関し必要な施策を講じなければならない。

（区民等の責務）

第四条 区民及び事業者は、互いに個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する区の施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、その事業の実施に当たって個人情報を取り扱うときは、本人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

3 出資法人等（区が出資等をする法人その他の団体で区長が定めるものをいう。）及び区が設置する公の施設の指定管理者は、個人情報の保護に関する区の施策に留意しつつ、その業務において取り扱う個人情報の適正な管理、本人からの求めに対する開示等に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（最高個人情報保護責任者）

第五条 区の保有個人情報の安全管理を統括する責任者として、最高個人情報保護責任者を置く。

（目的外の利用及び提供に係る記録等）

第六条 実施機関は、法第六十九条第二項（番号利用法第三十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第七十一条第一項の規定により、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供したときは、当該実施機関の定めるところによりその旨を記録し、公表しなければならない。

（個人情報取扱事務の登録等）

第七条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務事業（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始するときは、当該実施機関の定めるところにより、次に掲げる事項を登録した帳簿を作成し、公表しなければならない。

一 個人情報取扱事務の名称及び目的

二 対象となる個人の範囲

三 保有個人情報として記録される個人情報の項目

四 保有個人情報として記録される個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

五 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、前項の規定による登録に係る個人情報取扱事務を廃止したとき、又は同項各号に掲げる事項で登録したものを変更したときは、当該個人情報取扱事務の登録を抹消し、又は登録して

いる事項を修正しなければならない。

（費用の負担）

第八条 法第八十九条第二項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。ただし、法第八十七条第一項の写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

2 前項ただし書の費用の額は、区長が定める。

（訂正請求等に係る保有個人情報の範囲等）

第九条 法第九十条第一項に規定する訂正の請求及び法第九十八条第一項（番号利用法第三十条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する利用停止の請求をすることができる保有個人情報の範囲は、法第九十条第一項各号に掲げるもののほか、法第五章第四節第一款に規定する開示を受けていない自己を本人とする保有個人情報とし、法第九十条第三項、第九十一条第一項第二号（訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日に係る部分に限る。）、第九十八条第三項及び第九十九条第一項第二号（利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日に係る部分に限る。）の規定は適用しない。

（訂正請求等に係る保有個人情報の存否に関する情報）

第十条 訂正請求又は利用停止請求（以下「訂正請求等」という。）に対し、当該訂正請求等に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、法第七十八条第一項に規定する不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該訂正請求等を拒否することができる。

2 前項の規定により訂正請求等を拒否するとき、又は訂正請求等に係る保有個人情報を保有していないときは、訂正又は利用停止をしない旨の決定をし、訂正請求者又は利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（審査会への諮問の手続）

第十一条 実施機関は、法百五条第一項に規定する審査請求があつたときは、速やかに同項の規定による諮問をするよう努めなければならない。

2 法百五条第一項の規定による諮問は、法百六条第二項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十九条第二項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

（審議会への諮問等）

第十二条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、中央区情報公開・個人情報保護審議会及び中央区情報公開・個人情報保護審査会に関する条例（平成九年九月中央区条例第二十九号）第一条に規定する中央区情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問することができる。

一 この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

二 法第六十六条第一項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

三 前二号に掲げるもののほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

2 実施機関は、特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則第一号）第六条第一項に規定する重点項目評価を実施したときは、審議会に諮問しなければならない。

3 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を審議会に報告しなければならない。

一 特定個人情報保護評価に関する規則第五条第一項に規定する基礎項目評価のみを実施したとき。

二 特定個人情報保護評価に関する規則第十四条第一項の規定による修正をしたとき。

三 前二号に掲げるときのほか、実施機関が特定個人情報保護評価に関し審議会への報告が必要であると認めるとき。

(実施状況の公表)

第十三条 区長は、毎年一回、法及びこの条例並びに中央区議会の個人情報の保護に関する条例（令和五年三月中央区条例第一号）による個人情報保護制度の実施状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(委任)

第十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(中央区個人情報の保護に関する条例の廃止)

第二条 中央区個人情報の保護に関する条例（平成九年九月中央区条例第二十八号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(中央区個人情報の保護に関する条例の廃止に伴う経過措置)

第三条 次に掲げる者に係る旧条例第十一条の二の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第二条第二号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後も、なお、従前の例による。

一 施行日において現に旧条例第二条第一号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者のうち、施行日前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

二 施行日において現に旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事している者（当該委託を受けた者から再委託を受けた者を含む。）又は施行日前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者（当該委託を受けた者から再委託を受けた者を含む。）

三 前二号に掲げるもののほか、施行日において現に旧個人情報を取り扱う業務に従事している者又は施行日前において旧個人情報を取り扱う業務に従事していた者

2 施行日前に旧条例第十七条第一項、第十八条又は第十九条の請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお、従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第八条の二に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 施行日において現に旧実施機関の職員（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の

保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号の派遣労働者であつて、旧実施機関が所掌する事務事業に従事するもの又は従事していたものを含む。以下この号において同じ。）である者又は施行日前において旧実施機関の職員であつた者

二 第一項第二号に掲げる者三施行日において現に指定管理者が行う公の施設の管理に関する業務に従事している者又は施行日前において指定管理者が行う公の施設の管理に関する業務に従事していた者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第二条第二号の四に規定する保有個人情報を実施日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

5 前二項の規定は、区の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

6 前条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお、従前の例による。

5 中央区個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（令和5年3月中央区規則第5号）

（趣旨）

第一条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）及び中央区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和五年三月中央区条例第三号。以下「条例」という。）の施行に関し、個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号。以下「政令」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規則において「課」とは、中央区組織規則（昭和四十年三月中央区規則第一号）第八条に規定する本庁の課、室等（同規則別表第三に掲げる本庁行政機関及び同規則別表第四に掲げる地方行政機関のうち、本庁の課に相当するものを含む。）及び会計室をいう。

2 前項に定めるもののほか、この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

（最高個人情報保護責任者等）

第三条 条例第五条の最高個人情報保護責任者は、総務部を担任する副区長をこれに充てる。

2 最高個人情報保護責任者を補佐し、区長の事務部局に属する部及び室における保有個人情報の安全管理に関する事務を総括するため、総括個人情報保護責任者を置き、総務部長をこれに充てる。

3 保有個人情報の適正な安全管理を確保するため、課に個人情報保護管理者を置き、当該課の長（会計室にあっては、会計室長。担当課長を含む。）をこれに充てる。

4 個人情報保護管理者を補佐し、保有個人情報の安全管理に関する事務を担当するため、課に個人情報保護事務取扱者を置き、課の庶務をつかさどる係の長をこれに充てる。ただし、係の置かれなない課にあっては庶務をつかさどる担当係長、総務部総務課にあっては情報公開係長をこれに充てる。

5 区長の事務部局における保有個人情報の管理の状況について監査する者として個人情報保護監査責任者を置く。

（委託に伴う措置）

第四条 区長は、個人情報の取扱いを区の機関以外のものに委託するときは、次に掲げる事項について必要な条件を付さなければならない。

一 秘密の保持の義務に関する事項

二 委託目的以外の利用及び提供の禁止又は制限に関する事項

三 再委託の禁止又は制限に関する事項

四 複写及び複製の禁止又は制限に関する事項

五 個人情報の授受、保管、廃棄及び返還に関する事項

六 立入検査及び調査に応ずる義務に関する事項

七 事故発生の際の報告義務に関する事項

八 個人情報の保護に関する義務に違反し、又はその義務を怠った場合の措置及び損害賠償義務に関する事項

九 前各号に掲げるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項

2 区長は、前項の規定による委託をしたときは、別記第一号様式による記録票を作成しなければならない。

（目的外利用記録票及び目的外提供記録票）

第五条 条例第六条に規定する利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用した旨の記録は、別記第二号様式による記録票に記載することにより行わなければならない。

2 条例第六条に規定する利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した旨の記録は、別記第三号様式による記録票に記載することにより行わなければならない。

（目的外の提供をする場合の措置）

第六条 法第七十条の必要な制限又は措置は、次に掲げるものとする。

- 一 秘密の保持の義務
- 二 申請目的以外の利用の禁止又は制限
- 三 第三者への提供の禁止又は制限
- 四 複写及び複製の禁止又は制限
- 五 提供した個人情報について区が訂正決定を行った場合の訂正に応じる義務
- 六 利用期間終了後の返還又は廃棄の義務
- 七 実地の調査に応ずる義務
- 八 事故発生の際の報告義務
- 九 前各号に掲げるもののほか、個人情報の保護に関し必要なもの

2 区長は、保有個人情報の提供を受けたものが前項に規定する制限又は措置に違反したときは、その承認を取り消すとともに、提供した個人情報の返還その他必要な措置を命ずることができる。

（個人情報ファイルの登録）

第七条 法第七十五条第一項に規定する個人情報ファイル簿は、別記第四号様式による。

2 法第七十五条第一項の規定による個人情報ファイル簿の作成及び公表は、本人の数が百人以上の個人情報ファイルについて適用するものとし、政令第二十条第二項の規定は適用しない。

（個人情報取扱事務の登録）

第八条 条例第七条第一項の帳簿は、別記第五号様式による。

2 条例第七条第一項第五号に規定する区長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 個人情報取扱事務を所掌する課の名称
- 二 個人情報取扱事務を開始する年月日
- 三 個人情報の収集の方法
- 四 保有個人情報の記録形態
- 五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

3 区長は、登録する個人情報取扱事務の内容について区民の理解に資するため、別記第六号様式による個票を作成し、公表しなければならない。

（未成年者の確認書の提出）

第九条 区長は、法第七十六条第二項の規定により、未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合であって、当該未成年者が満十五歳に達しているときは、開示する情報が法第七十八条第一項第一号に掲げる情報に該当するか否かの判断に当たり、当該未成年者に対し別記第七号様式による確認書の提出を求めることができる。

（開示の請求方法）

第十条 法第七十七条第一項に規定する開示請求書は、別記第八号様式による。

（開示の可否決定の通知）

第十一条 法第八十二条第一項の書面は、別記第九号様式による。

2 法第八十二条第二項の書面は、別記第十号様式による。

（開示、訂正及び利用停止の延長の通知）

第十二条 法第八十三条第二項、第九十四条第二項及び第一百零二条第二項の書面は、別記第十一号様式の通知書による。

2 法第八十四条の書面は、別記第十二号様式による。

3 法第九十五条及び第一百零三条の書面は、別記第十三号様式による。

（移送の通知）

第十三条 区長は、法第八十五条第一項及び第九十六条第一項の規定により事案を移送する場合は、別記第十四号様式による移送書により行うものとする。

2 法第八十五条第一項及び第九十六条第一項の書面は、別記第十五号様式による。

（第三者保護の手続）

第十四条 区長は、法第八十六条第一項の規定により第三者の意見を聴く場合は、別記第十六号様式による意見照会書により通知するものとする。

2 法第八十六条第二項の書面は、別記第十七号様式による。

3 法第八十六条第三項の書面は、別記第十八号様式による。

（開示の方法等）

第十五条 法第八十七条第一項の閲覧又は写しの交付は、区長が指定する場所における閲覧若しくは写しの交付又は写しの送付により行う。

2 前項の規定により、区長が指定する場所における閲覧又は写しの交付により保有個人情報の開示を受ける者は、区長に対し、法第八十二条第一項の書面（これにより難い場合にあっては、法第七十七条第二項の書類）を提示し、又は提出しなければならない。

3 法第八十七条第一項の行政機関等が定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 ビデオテープ、録音テープその他の映像又は音声が記録された電磁的記録にあっては、再生機器により再生したものの視聴

二 前号に掲げるもの以外の電磁的記録にあっては、次に掲げる方法

イ 用紙に出力したものの閲覧

ロ 用紙に出力したものを写しとした交付

ハ 光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートル再生専用型光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下同じ。）に複写したものを写しとした交付

4 前項第二号ハに規定する方法による開示は、当該開示に係る保有個人情報に不開示情報を含まない場合（不開示情報を容易に分離して除くことができる場合を含む。）その他その実施が容易な場合に限るものとする。

5 保有個人情報の開示を行う場合において、写しを交付するときの部数は、請求があった保有個人情報が記録された文書一件につき一部とする。

6 区長は、保有個人情報が記録されている文書、図画及び電磁的記録（以下「記録物」という。）を直接開示することにより、当該記録物の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他

合理的な理由があるときは、当該記録物の写しにより、これを行うことができる。

7 区長が指定する場所における閲覧又は視聴により保有個人情報の開示を受ける者は、当該開示に係る記録物を丁寧に取り扱い、汚損、破損又は抜取りをしてはならない。

8 区長は、前項の規定に違反する者又は違反するおそれがあると認められる者に対しては、保有個人情報の開示を中止し、又は禁止することができる。

(開示の実施の方法等の申出)

第十六条 政令第二十六条第一項の書面は、別記第十九号様式による。

(写しの交付に要する費用)

第十七条 条例第八条第二項の費用のうち、写しの作成に要する費用の額は別表のとおりとし、写しの送付に要する費用の額は郵送料金相当額とする。

2 写しの交付は、保有個人情報の開示を受ける者が写しの作成に要する費用（写しの送付を受ける場合にあっては、写しの作成及び送付に要する費用とする。）を納入した後に行う。

3 写しの交付に要する費用は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法で納付するものとする。

一 写しの作成に要する費用 現金又は郵便為替証書で納付する方法

二 写しの送付に要する費用 郵便切手で納付する方法

(訂正及び利用停止の請求方法)

第十八条 法第九十一条第一項に規定する訂正請求書は、別記第二十号様式による。

2 法第九十九条第一項に規定する利用停止請求書は、別記第二十一号様式による。

(訂正及び利用停止の可否決定の通知)

第十九条 法第九十三条第一項及び第百一条第一項の書面は、別記第二十二号様式の通知書による。

2 法第九十三条第二項及び第百一条第二項の書面は、別記第二十三号様式の通知書による。

(保有個人情報の提供先への訂正通知)

第二十条 法第九十七条の書面は、別記第二十四号様式の通知書による。

(審査会への諮問に関する通知)

第二十一条 法第百五条第一項の規定による諮問は、別記第二十五号様式の諮問書により行うものとする。

2 法第百五条第二項の規定による通知は、別記第二十六号様式の通知書により行うものとする。

(苦情の処理)

第二十二条 法第二百二十八条の苦情（以下「苦情」という。）の申立ては、申立人からの別記第二十七号様式による申立書その他の書面又は口頭により受け付けるものとする。

2 区長は、苦情の申立てが口頭によるときは、その陳述の要旨を書面に記載するものとする。

3 区長は、苦情の申立てを処理したときは、別記第二十八号様式による記録票を作成するものとする。

(区長が定める団体の告示)

第二十三条 区長は、条例第四条第三項に規定する団体を定めたときは、当該団体の名称を告示するものとする。

(実施状況の公表)

第二十四条 条例第十三条の規定による公表は、毎年六月末日までに行うものとする。

2 前項の公表は、前年度における次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- 一 個人情報取扱事務及び個人情報ファイルの登録の状況
 - 二 個人情報の取扱いの委託の状況
 - 三 保有個人情報の目的外の利用及び提供の状況
 - 四 保有個人情報の開示等の請求の状況
 - 五 保有個人情報の開示等の請求に対する可否の決定の状況
 - 六 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項
- 3 第一項の公表は、区役所及び特別出張所前の掲示場への掲示並びに区広報紙への登載により行うものとする。
- (細部施行)

第二十五条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

別表（第十七条関係）

写しの作成の方法		費用の額
文書、図画及び写真	写し	一枚につき十円
マイクロフィルム	印刷物として出力したもの	一枚につき十円
電磁的記録	用紙に出力したもの	一枚につき十円
	光ディスクに複写したもの	一枚につき八十円

備考

- 一 用紙の両面に印刷された文書等については、片面を一枚として換算する。
- 二 写し（電磁的記録における光ディスクに複写したものを除く。）を作成する場合は、請求があった保有個人情報が記録された文書を等倍で複写又は出力をし、原則としてA三判までの用紙を用いるものとするが、これを超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、A三判の用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。
- 三 この表に掲げる費用の額によりがたい場合は、区長が必要と認める費用を徴収する。

別記

第1号様式(第4条関係)

外部委託記録票

登録番号		所管部課名	
事務の名称	☐ 個人番号利用事務		
委託先	☐ 単年度 ☐ 継続		
委託の内容			
委託の開始年月日	年 月 日		
委託の終了年月日	年 月 日		
委託条件	・ 秘密の保持の義務 ・ 委託目的以外の利用及び提供の禁止又は制限 ・ 再委託の禁止又は制限 ・ 複写及び複製の禁止又は制限 ・ 授受、保管、廃棄及び返還に関する条件の遵守 ・ 立入検査及び調査に応ずる義務 ・ 事故発生の際の報告義務 ・ 義務違反等の際の措置及び損害賠償義務 ☐ 上記以外()		
委託に係る保有個人情報の記録形態	☐ 文書 ☐ 電磁的記録 ☐ その他()		
委託先との授受の方法	☐ 文書の写し又は電磁的記録を用紙に出力したものの交付 ☐ 電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付 ☐ その他()		
委託に係る保有個人情報の項目			
1		8	
2		9	
3		10	
4		11	
5		12	
6		13	
7		14	

第2号様式(第5条関係)

(表)
目的外利用記録票

保有課	登録番号		所管部課名	
	事務の名称			
利用課	登録番号		所管部課名	
	事務の名称			
目的外利用をした理由				
目的外利用の開始年月日		年 月 日		
目的外利用の終了年月日		年 月 日		
目的外利用の根拠		☐ 本人同意 ☐ 本人同意以外 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第30条第1項により読み替えて適用される個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第69条第2項第1号(特定個人情報の目的外利用)		
		本人同意以外の根拠	☐ 法令に規定があるとき() ☐ 保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき 具体的な理由	
目的外利用をした保有個人情報の記録形態		☐ 文書 ☐ 電磁的記録 ☐ その他()		
目的外利用の方法		☐ 文書の写し又は電磁的記録を用紙に出力したものの交付 ☐ 電磁的記録を電磁的記録媒体に複製したものの交付 ☐ その他()		

第3号様式(第5条関係)

(表)
目的外提供記録票

登録番号		所管部課名	
事務の名称			
目的外提供の相手方			
目的外提供をした理由			
目的外提供の開始年月日	年 月 日		
目的外提供の終了年月日	年 月 日		
目的外提供の根拠	☐ 本人同意・本人提供 ☐ 本人同意以外		
	本人同意以外の根拠	☐ 法令に規定があるとき() ☐ 保有個人情報の提供を受ける他の行政機関等において当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき * ☐ 統計の作成又は学術研究のために利用するとき ☐ 本人以外のものに提供することが明らかに本人の利益になるとき ☐ 保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき * (*を付した項目について具体的な理由)	
目的外提供の条件	・ 秘密の保持の義務 ・ 申請目的以外の利用の禁止又は制限 ・ 第三者への提供の禁止又は制限 ・ 複写及び複製の禁止又は制限 ・ 提供した個人情報について中央区が訂正決定を行った場合の訂正に応じる義務 ・ 利用期間終了後の返還又は廃棄の義務 ・ 実地の調査に応ずる義務 ・ 事故発生時の報告義務 ☐ 上記以外の条件()		
目的外提供をした保有個人情報の記録形態	☐ 文書 ☐ 電磁的記録 ☐ その他()		
目的外提供の方法	☐ 文書の写し又は電磁的記録を用紙に出力したものの交付 ☐ 電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付 ☐ その他()		

(裏)

目的外提供をした保有個人情報の項目			
1		17	
2		18	
3		19	
4		20	
5		21	
6		22	
7		23	
8		24	
9		25	
10		26	
11		27	
12		28	
13		29	
14		30	
15		31	
16		32	

第4号様式(第7条関係)

(表)
個人情報ファイル簿

登録番号		登録年月日	年	月	日
所管部課名	中央区				
事務の名称	☐ 個人番号利用事務				
ファイルの名称					
ファイルの利用目的					
記録される個人の範囲					
記録される保有個人情報の 収集方法					
記録される保有個人情報の 経常的提供先					
開示請求等を受理する 組織の名称及び所在地	(名 称) (所在地)				
記録される 保有個人情報の項目	1		7		13
	2		8		14
	3		9		15
	4		10		16
	5		11		17
	6		12		18
訂正及び利用停止に 関する他の法令の規定 による特別の手続等					

(裏)

種別	☐ 個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 個人情報の保護に関する法律 第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	個人情報の保護に関する法律施行令 (平成15年政令第507号) 第21条第7項に該当する ファイルの有無 (上記電算処理ファイルの利用目的及び 記録範囲の範囲内で保有している マニュアル処理ファイルの有無) ☐ 有 ☐ 無	
オンライン結合	☐ 有 ☐ 無	
結合先		
結合年月日		
結合方法		
結合する保有個人情報	☐ 当該個人情報ファイルに記録される保有個人情報の全て ☐ 当該個人情報ファイルに記録される保有個人情報の一部 (項目)	
帳票出力の有無	☐ 有 ☐ 無	
バックアップ ファイルの有無	☐ 有 ☐ 無	
マスタファイル 又は派生ファイルの別	☐ マスタファイル ☐ 派生ファイル	
要配慮個人情報の有無	☐ 有 ☐ 無	
備 考		

第5号様式(第8条関係)

個人情報取扱事務登録簿			開始年月日 年 月 日		年 月 日		
登録番号	所管部課名	個人情報保護管理者	変更年月日 年 月 日				
事務の名称	☐ 個人番号利用事務						
事務の目的							
対象となる個人の範囲							
事務の区分	☐ 全庁共通事務 ☐ 複数課共通事務() ☐ 単独事務 ☐ 本人 ☐ 本人以外 (☐ 区の機関内 ☐ 他の官公庁 ☐ 民間・私人)						
主な収集先	☐ 本人同意があるとき ☐ 法令等に規定があるとき ☐ 人の生命等の安全を守るため、緊急かつやむを得ないとき ☐ 国、地方公共団体等から収集するとき ☐ その他 ()						
	☐ 目的外利用() ☐ 目的外提供 ☐ 外部委託 ☐ オンライン結合 ☐ 指定管理者制度の導入 ☐ 重点項目 ☐ 基礎項目 ☐ その他 () 評価書名						
特定個人情報保護評価							
保有個人情報の記録項目			1 基本的(戸籍的)事項に関する情報 2 2 心身に関する情報 3 社会的地位、経歴等に関する情報 4 経済活動に関する情報 5 生活状況に関する情報 6 思想及び信条に関する情報				
☐ 氏名 ☐ 性別 ☐ 生年月日 ☐ 住所 ☐ 本籍 ☐ 続柄 ☐ 結婚 ☐ 電話番号 ☐ 転出入 ☐ 出生 ☐ 死亡			☐ 健康状態 ☐ 障害 ☐ 出産 ☐ 死亡原因 ☐ 映像 ☐ 印鑑登録 ☐ 個人番号 ☐ 電話番号 ☐ 転出入 ☐ 出生 ☐ 死亡			☐ 職業 ☐ 地位 ☐ 学校 ☐ 資格 ☐ 団体加入 ☐ 賞罰 ☐ 勤務状況 ☐ 学業状況 ☐ 選考 ☐ 通勤方法 ☐ 違反	
☐ 収入 ☐ 財産 ☐ 納課税 ☐ 取引 ☐ 公的扶助 ☐ 負債 ☐ 支出 ☐ 保険年金 ☐ 損害			☐ 家庭状況 ☐ 居住状況 ☐ 趣味 ☐ 交際 ☐ 各種相談 ☐ 保育 ☐ 施設利用 ☐ 図書資料 ☐ 情報公開			☐ 旅行 ☐ 冠婚葬祭 ☐ 日常生活 ☐ サービス ☐ 行事参加 ☐ 争訟 ☐ 争訟 ☐ 争訟 ☐ 争訟 ☐ 争訟	
凡例 所：所管課が管理 外：外部委託先が管理 指：指定管理者が管理 記録形態 ☐ 文書 ☐ 電磁的記録 ☐ その他() 個人情報ファイル簿 ☐ 有 (☐ 電算 ☐ マニュアル) ☐ 無 収集の時期 ☐ 定期(時期) ☐ 随時 要配慮個人情報保有 ☐ 有 ☐ 無			備考				

第6号様式(第8条関係)

個人情報取扱事務登録個票			開始年月日		年 月 日	
登録番号	所管部課名	変更年月日	年 月 日		年 月 日	
事務の名称	個人情報保護管理者					
事務の目的	1基本的(戸籍的)事項に関する情報 2心身に関する情報 3社会的地位、経歴等に関する情報					
対象となる個人の範囲	1氏名 2性別 3生年月日 4住所 5本籍 6続柄 7結婚 8電話番号 9転出入 10出生 11死亡					
事務の区分	4経済活動に関する情報 5生活状況に関する情報 6思想及び信念に関する情報					
主な収集先	本人以外 区外の機関内 他の官公庁 民間・私人					
目的外利用、目的外提供、外部委託、オンライン結合及び指定管理者制度の導入の有無	目的外利用 目的外提供 外部委託 オンライン結合 指定管理者制度の導入					
特定個人情報保護評価	重点項目 基礎項目 その他 評価書名					

第7号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

中央区長



この度、別紙の請求書の写しのとおり、 年 月 日付けであなたの法定代理人である 様からあなたの保有個人情報について開示請求がありました。

つきましては、この請求について、あなた自身の意思を確認したいので、以下の未成年者意思確認書に記入の上、 年 月 日までに返送してください。

なお、請求に応じることに同意された場合であっても、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、不開示となる場合があります。

未成年者意思確認書

私の法定代理人 が私に代わって別紙の請求書の写しのとおり私の保有個人情報の開示請求をした件について、その請求に応じることに

1 同意します。

2 同意しません。

（「同意します。」又は「同意しません。」のいずれかを○で囲んでください。）

年 月 日

住所又は居所

氏名（署名）

（注） 確認書は、必ずあなたご自身が記載してください。

保有個人情報開示請求書

年 月 日

(宛先) 中央区長

〒

住所又は居所

(ふりがな)

氏名

電話番号

()

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

- 1 開示を請求する保有個人情報（対象の情報が特定できるよう具体的に記載してください。）

請求の理由 ※記載は任意	

- 2 求める開示の実施方法等 ※記載は任意（（1）又は（2）のいずれかを○で囲み、（1）を選択した場合は実施の方法及び希望日を、（2）を選択した場合は写しの種類を選択してください。）

（1） における開示の実施を希望する。 <方法> ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付（☐ 用紙等の印刷物 ☐ 光ディスク） ☐ その他（ ） <希望日> ☐ 開示決定日から2週間以内の開示を希望 ☐ その他（ ） （2） 写しの送付（☐ 用紙等の印刷物 ☐ 光ディスク）を希望する。

- 3 本人確認等

（1）開示請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
（2）請求者の本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード又は写真付き住民基本台帳カード ☐ 在留カード又は特別永住者証明書 ☐ その他（ ） ※郵送により請求する場合は、加えて請求日前30日以内に発行された住民票の写しその他本人であることを示す書類を添付してください。
（3）本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 （ふりがな） イ 本人の氏名 電話番号 （ ） ウ 本人の住所又は居所
（4）法定代理人が請求する場合（次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。） ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ）
（5）任意代理人が請求する場合（次の書類を提示し、又は提出してください。） ☐ 委任状（備考 ）

(注) （4）、（5）の書類は、請求日前30日以内のものである必要があります。

第 号
年 月 日

様

中央区長



保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求があった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定により、下記のとおり開示することを決定しましたので通知します。

記

1 開示する保有個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

2 不開示とした部分とその理由

※当該保有個人情報の ☐ 全部 ☐ 一部 を開示できる予定がある場合の期日	年 月 日以降

3 開示する保有個人情報の利用目的

4 開示の実施の方法等

(1) 実施の方法
(2) における開示を実施できる日時 年 月 日から 年 月 日まで（土曜・日曜、祝祭日を除く。） 時から 時まで
(3) 写しの送付を希望する場合に要する費用（見込額）及び準備日数 円（末尾の問合せ先まで送付してください。） 上記の費用の送付があった日から 日後までに発送

(注) 1 来庁の際は、この通知書又は本人であることを証明できる書類（代理人による請求の場合は、代理人本人に係る前記書類に加え、その資格を証明する書類）を職員に提示し、又は提出してください。

2 上記日時でご都合がつかない場合は、末尾の問合せ先までご連絡ください。

(裏)

(審査請求及び取消訴訟)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、中央区長に対して、審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、中央区を被告として（訴訟において中央区を代表する者は中央区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(問合せ先)

第 号
年 月 日

様

中央区長



保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求があった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことを決定しましたので通知します。

記

1 開示請求に係る保有個人情報

2 開示をしないこととした理由

※当該保有個人情報の ☐ 全部 ☐ 一部 を開示できる予定がある場合の期日	年 月 日以降

（審査請求及び取消訴訟）

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、中央区長に対して、審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、中央区を被告として（訴訟において中央区を代表する者は中央区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（問合せ先）

第 号
年 月 日

様

中央区長



保有個人情報開示・訂正・利用停止決定等の期限の延長通知書

年 月 日付けで開示・訂正・利用停止請求があった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 8 3 条第 2 項・第 9 4 条第 2 項・第 1 0 2 条第 2 項の規定により、下記のとおり開示・訂正・利用停止決定等の期限を延長しましたので通知します。

記

開示・訂正・利用停止請求に係る保有個人情報	
当初の決定期限	年 月 日 ※請求があった日の翌日から起算し、3 0 日が期限 (期間の末日が区の休日に当たる場合は、その翌日)
延長後の期間	日（延長後の期限 年 月 日まで）
延長の理由	

(問合せ先)

第 号
年 月 日

様

中央区長



保有個人情報開示決定等の期限の特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求があった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第84条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長しましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報	
当初の決定期限	年 月 日 ※請求があった日の翌日から起算し、30日が期限（期間の末日が区の休日に当たる場合は、その翌日）
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次の期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日
個人情報の保護に関する法律第84条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用し、特例延長する理由	

（問合せ先）

第 号
年 月 日

様

中央区長



保有個人情報訂正・利用停止決定等の期限の特例延長通知書

年 月 日付けで訂正・利用停止請求があった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第95条・第103条の規定により、下記のとおり訂正・利用停止決定等の期限を延長しましたので通知します。

記

訂正・利用停止請求に係る保有個人情報	
当初の決定期限	年 月 日 ※請求があった日の翌日から起算し、30日が期限（期間の末日が区の休日に当たる場合は、その翌日）
保有個人情報について訂正・利用停止決定等をする期限	年 月 日
保有個人情報について個人情報の保護に関する法律第95条・第103条の規定（訂正・利用停止決定等の期限の特例）を適用し、特例延長する理由	

（問合せ先）

第 号
年 月 日

様

中央区長



保有個人情報の開示・訂正請求に係る事案移送書

年 月 日付けで行われた保有個人情報の開示・訂正請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項・第96条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示・訂正請求に係る保有個人情報	
開示・訂正請求者	(ふりがな) 氏名 住所又は居所 連絡先
	(法定代理人又は任意代理人による開示・訂正請求の場合) 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 (ふりがな) 本人の氏名 本人の住所又は居所
移送までの経過	
備考	

(問合せ先)

第 号
年 月 日

様

中央区長



保有個人情報の開示・訂正請求に係る事案移送通知書

年 月 日付けで行われた保有個人情報の開示・訂正請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項・第96条第1項の規定により、下記のとおり移送しましたので通知します。

なお、保有個人情報の開示・訂正決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

開示・訂正請求に係る保有個人情報	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関等	行政機関等の名称 担当部署 所在地 電話番号

(問合せ先)

第 号
年 月 日

様

中央区長



保有個人情報の開示請求に関する意見照会書

様に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定に基づく開示請求があったことから、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定により、意見を照会します。

当該保有個人情報の開示についてご意見があるときは、別紙の「保有個人情報の開示請求に関する意見書」を提出してください。

なお、提出期限までに提出がない場合には、特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報	
開示請求の年月日	年 月 日
様に関する情報の内容	
意見書の提出期限	年 月 日

（意見書の提出先・問合せ先）

保有個人情報の開示請求に関する意見書

年 月 日

(宛先) 中央区長

〒 —

住所又は居所 _____

(ふりがな)

氏名 (署名) _____

電話番号 () _____

〔法人その他の団体にあつては、氏名欄に団体の名称
及び代表者の氏名 (署名又は記名押印)、住所又は
居所欄に事務所等の所在地を記載してください。〕

年 月 日付けの保有個人情報の開示請求に関する意見照会について、
下記のとおり回答します。

記

開示請求に係る保有 個人情報	
開示に関しての意見	☐ 保有個人情報の開示に関して支障がない。 ☐ 保有個人情報の開示に関して支障があり、開示に反対する。 1 支障がある部分 2 支障の具体的理由

第 号
年 月 日

様

中央区長



保有個人情報の開示請求に関する意見照会書

様に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定に基づく開示請求があったことから、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定により、意見を照会します。

当該保有個人情報の開示についてご意見があるときは、別紙の「保有個人情報の開示請求に関する意見書」を提出してください。

なお、提出期限までに提出がない場合には、特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報	
開示請求の年月日	年 月 日
様に関する情報の内容	
個人情報の保護に関する法律第86条第2項各号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 ☐ 第1号 ☐ 第2号 適用理由
意見書の提出期限	年 月 日

（意見書の提出先・問合せ先）

保有個人情報の開示請求に関する意見書

年 月 日

(宛先) 中央区長

〒 —

住所又は居所 _____

(ふりがな)

氏名 (署名) _____

電話番号 () _____

〔法人その他の団体にあつては、氏名欄に団体の名称
及び代表者の氏名 (署名又は記名押印)、住所又は
居所欄に事務所等の所在地を記載してください。〕

年 月 日付けの保有個人情報の開示請求に関する意見照会について、
下記のとおり回答します。

記

開示請求に係る保有 個人情報	
開示に関しての意見	☐ 保有個人情報の開示に関して支障がない。 ☐ 保有個人情報の開示に関して支障があり、開示に反対する。 1 支障がある部分 2 支障の具体的理由

第 号
年 月 日

様

中央区長



反対意見書が提出された保有個人情報の開示決定に係る通知書

様から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示請求に関する意見書」の提出があった保有個人情報について、下記のとおり開示決定をしましたので、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 86 条第 3 項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報	
開示決定をした日	年 月 日
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日

（審査請求及び取消訴訟）

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、中央区長に対して、審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、中央区を被告として（訴訟において中央区を代表する者は中央区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（問合せ先）

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

（宛先）中央区長

〒

住所又は居所

（ふりがな）

氏名

電話番号

（ ）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定により、下記のとおり申出をします。

記

- 1 保有個人情報開示決定通知書の番号及び日付（同通知書右上に記載されている文書番号及び日付を記載してください。）

文書番号

日 付 年 月 日

- 2 求める開示の実施方法

開示請求に係る 保有個人情報		
実施の方法（注）	（1） における閲覧	〔実施を希望する日〕 年 月 日
	（2） における写しの交付	〔実施を希望する日〕 年 月 日
	（3） 写しの送付	〔同封する写しの作成及び送付に 要する費用の額（合計）〕 円
	（4） その他（ ）	

（注） 以下の＜選択できる方法等＞から希望する方法等を選択の上、上表の「実施の方法」の（1）から（4）までのいずれかを○で囲み、実施を希望する日又は同封する写しの作成及び送付に要する費用の額を記載してください。

＜選択できる方法等＞

（問合せ先）

(宛先) 中央区長

$$\frac{\partial}{\partial t} + \frac{\partial}{\partial x}$$

(ふりがな)

氏名 電話番号 ()

記

訂正請求に係る保有 個人情報	(対象の情報が特定できるよう具体的に記載してください。)
訂正を求める箇所	
訂正の趣旨及び理由	

2 本人確認等

(1) 訂正請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人	
(2) 請求者の本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード又は写真付き住民基本台帳カード ☐ 在留カード又は特別永住者証明書 ☐ その他 ()	
※郵送により請求する場合は、加えて請求日前30日以内に発行された住民票の写しその他本人であることを示す書類を添付してください。	
(3) 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)	
ア 本人の状況 ☐ 未成年者 (年 月 日生) ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者	
イ 本人の氏名	電話番号 ()
ウ 本人の住所又は居所	
(4) 法定代理人が請求する場合 (次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。)	
☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他 ()	
(5) 任意代理人が請求する場合 (次の書類を提示し、又は提出してください。)	
☐ 委任状 (備考)	

(注) (4)、(5)の書類は、請求日前30日以内のものである必要があります。

第21号様式 (第18条関係)

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

(宛先) 中央区長

—

住所又は居所

(ふりがな)

氏名 電話番号 ()

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第99条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

1 請求の内容

利用停止 請求に 係る保有 個人情報	(対象の情報が特定できるよう具体的に記載してください。)	
利用停止 請求の 趣旨及び 理由	☐ 利用の 停止	(理由)
	☐ 消去	
	☐ 提供の 停止	

2 本人確認等

[illegible]

(注) (4)、(5)の書類は、請求日前30日以内のものである必要があります。

第 号
年 月 日

様

中央区長



保有個人情報訂正・利用停止決定通知書

年 月 日付けで訂正・利用停止請求があった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項・第101条第1項の規定により、下記のとおり訂正・利用停止することを決定しましたので通知します。

記

訂正・利用停止 する保有個人情報	
訂正・利用停止 請求の趣旨	
訂正・利用停止 決定の内容及び 理由	

（審査請求及び取消訴訟）

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、中央区長に対して、審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、中央区を被告として（訴訟において中央区を代表する者は中央区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（問合せ先）

第 号
年 月 日

様

中央区長



保有個人情報不訂正・利用不停止決定通知書

年 月 日付けで訂正・利用停止請求があった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項・第101条第2項の規定により、下記のとおり訂正・利用停止しないことを決定しましたので通知します。

記

訂正・利用停止請求に係る保有個人情報	
訂正・利用停止をしないこととした理由	

（審査請求及び取消訴訟）

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、中央区長に対して、審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、中央区を被告として（訴訟において中央区を代表する者は中央区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（問合せ先）

第 号
年 月 日

様

中央区長



提供している保有個人情報の訂正決定通知書

様に提供している保有個人情報については、下記のとおり訂正しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 9 7 条の規定により通知します。

記

訂正した保有個人情報	
訂正請求者	(ふりがな) 氏名 住所又は居所 連絡先
訂正請求の趣旨	
訂正決定をした日	年 月 日
訂正決定の内容及び理由	

(問合せ先)

第25号様式（第21条関係）

第 号
年 月 日

中央区情報公開・個人情報保護審査会
会長 様

中央区長



諮問書

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条・第82条・第90条・第93条・第98条・第101条の規定による開示請求に係る不作為・開示決定等・訂正請求に係る不作為・訂正決定等・利用停止請求に係る不作為・利用停止決定等について審査請求があったので、同法第105条第1項の規定により、別紙のとおり諮問します。

審査請求に係る保有 個人情報	
(処分に対する審査 請求の場合) 審査請求に係る処分	1 決定の区分 ☐ 開示決定 ☐ 部分開示決定 ☐ 不開示決定 ☐ 訂正決定 ☐ 不訂正決定 ☐ 利用停止決定 ☐ 利用不停止決定 2 処分の日付及び文書番号 年 月 日 第 号 3 処分庁 4 処分の概要
(不作為に対する審査 請求の場合) 審査請求に係る請求	1 請求の区分 ☐ 開示請求 ☐ 訂正請求 ☐ 利用停止請求 2 請求の日付及び収受番号 年 月 日 第 号 3 請求の宛先 4 補正に要した日数及び請求に対する決定等の期限
審査請求の概要	1 審査請求日 年 月 日 2 審査請求人 3 審査請求の趣旨
諮問の理由	
参加人等	
添付書類	
諮問庁連絡先	

第26号様式（第21条関係）

第 号
年 月 日

様

中央区長



諮問通知書

年 月 日付けの中央区長に対する審査請求について、下記のとおり中央区情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有 個人情報	
審査請求に係る 処分・請求	
審査請求の概要	1 審査請求日 年 月 日 2 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日 第 号

(問合せ先)

苦情申立書

年 月 日

（宛先）中央区長

〒 —

住所又は居所 _____

（ふりがな）

氏名 _____ 電話番号 _____（ ）

〔法人その他の団体にあつては、氏名欄に団体の名称及び代表者の
氏名、住所又は居所欄に事務所等の所在地を記載してください。〕

申立ての内容	

（注） 以下の欄は記載しないでください。

受付年月日	年 月 日	受付者の職・氏名 （電話番号）	（ ）
受付部課名			

第28号様式（第22条関係）

(表)

苦情記録票

受付年月日	年 月 日	受付者の職・氏名 (電話番号)	()
受付の区分	1 来庁 2 電話 3 その他()		
申立者	住所 氏名 電話番号 ()		
申立ての 受付部課名			
申立てに係る 業務の所管課	担当者 電話番号 ()		
申立ての内容			
申立てに 対する 処理の概要			

6 中央区保有個人情報管理規程（令和五年四月合同訓令甲第三号）

目次

第一章 総則

第一節 通則（第一条・第二条）

第二節 委員会等（第三条・第四条）

第二章 教育研修（第五条）

第三章 職員の責務（第六条）

第四章 保有個人情報等の取扱い（第七条－第十三条）

第五章 保有個人情報等を取り扱う情報システムにおける安全の確保等（第十四条・第十五条）

第六章 保有個人情報等の提供及び業務の委託等（第十六条－第十八条）

第七章 安全確保上の問題への対応（第十九条）

第八章 監査及び点検の実施（第二十条－第二十二条）

第九章 雑則（第二十三条）

附則

第一章 総則

第一節 通則

（趣旨）

第一条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「個人情報保護法」という。）第六十六条及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号法」という。）第十二条の規定に基づき、区長、中央区教育委員会（以下「教育委員会」という。）、中央区選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）及び中央区監査委員（以下「監査委員」という。）が取り扱う保有個人情報及び番号法第二条第五項に規定する個人番号（以下「保有個人情報等」という。）の安全管理のために必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 最高個人情報保護責任者 中央区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和五年三月中央区条例第三号。以下「条例」という。）第五条に規定する最高個人情報保護責任者をいう。
- 二 総括個人情報保護責任者 区長が取り扱う保有個人情報等の保護に係るものにあつては中央区個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（令和五年三月中央区規則第五号。以下「中央区規則」という。）第三条第二項に規定する総括個人情報保護責任者、教育委員会が取り扱う保有個人情報等の保護に係るものにあつては中央区個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（令和五年三月中央区教育委員会規則第四号。以下「教育委員会規則」という。）第三条第一項に規定する総括個人情報保護責任者、選挙管理委員会が取り扱う保有個人情報等の保護に係るものにあつては中央区個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程（令和五年三月中央区選挙管理委員会告示第二号。以下「選挙管理委員会告示」という。）第二条第一項に規定する総括個人情報保護責任者、監査委員が取り扱う保有個人情報等の保護に係るものにあつては中央区個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程（令和五年三月中央区監査委員告示第一号。以下「監査委員告示」という。）第二条第一項に規定する総括個人情報保護責任者をいう。

三 個人情報保護管理者 区長が取り扱う保有個人情報等の保護に係るものにあつては中央区規則第三条第三項に規定する個人情報保護管理者、教育委員会が取り扱う保有個人情報等の保護に係るものにあつては教育委員会規則第三条第三項に規定する個人情報保護管理者、選挙管理委員会が取り扱う保有個人情報等の保護に係るものにあつては選挙管理委員会告示第二条第二項に規定する個人情報保護管理者、監査委員が取り扱う保有個人情報等の保護に係るものにあつては監査委員告示第二条第二項に規定する個人情報保護管理者をいう。

四 個人情報保護事務取扱者 区長が取り扱う保有個人情報等の保護に係るものにあつては中央区規則第三条第四項に規定する個人情報保護事務取扱者、教育委員会が取り扱う保有個人情報等の保護に係るものにあつては教育委員会規則第三条第四項に規定する個人情報保護事務取扱者、選挙管理委員会が取り扱う保有個人情報等の保護に係るものにあつては選挙管理委員会告示第二条第四項に規定する個人情報保護事務取扱者、監査委員が取り扱う保有個人情報等の保護に係るものにあつては監査委員告示第二条第四項に規定する個人情報保護事務取扱者をいう。

五 個人情報保護監査責任者 区長が取り扱う保有個人情報等の保護に係るものにあつては中央区規則第三条第五項に規定する個人情報保護監査責任者、教育委員会が取り扱う保有個人情報等の保護に係るものにあつては教育委員会規則第三条第五項に規定する個人情報保護監査責任者、選挙管理委員会が取り扱う保有個人情報等の保護に係るものにあつては選挙管理委員会告示第二条第五項に規定する個人情報保護監査責任者、監査委員が取り扱う保有個人情報等の保護に係るものにあつては監査委員告示第二条第五項に規定する個人情報保護監査責任者をいう。

六 課等 中央区規則第二条第一項及び教育委員会規則第二条に規定する課並びに選挙管理委員会事務局及び監査事務局をいう。

2 前項に定めるもののほか、この規程において使用する用語の意義は、個人情報保護法、条例及び中央区規則において使用する用語の例による。

第二節 委員会等

(保有個人情報等の適切な管理のための委員会)

第三条 総括個人情報保護責任者は、保有個人情報等の管理のため必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする委員会を設け、関係部署間における連絡、調整等を行う。

(副総括個人情報保護責任者)

第四条 教育委員会が取り扱う保有個人情報等の保護に係る総括個人情報保護責任者は、この規程に規定する事務を行うに当たっては、必要に応じ、教育委員会規則第三条第二項に規定する副総括個人情報保護責任者に行わせることができる。

第二章 教育研修

第五条 最高個人情報保護責任者は、保有個人情報等の取扱いに従事する職員に対し、保有個人情報等の取扱いについての理解の促進及びその保護に対する意識の高揚を図るための啓発その他保有個人情報等の適切な管理のための必要な教育研修を行う。

2 最高個人情報保護責任者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。

3 個人情報保護管理者は、課等の職員に対し、最高個人情報保護責任者が実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

第三章 職員の責務

第六条 職員は、個人情報保護法及び番号法の趣旨に則り、関連する規程の定め並びに最高個人情報保護責任者、総括個人情報保護責任者、副総括個人情報保護責任者、個人情報保護管理者及び個人情報保護事務取扱者の指示に従い、保有個人情報等を取り扱わなければならない。

第四章 保有個人情報等の取扱い

(アクセス制限)

第七条 個人情報保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等にアクセスする権限を有する職員及びその権限の内容を業務を行う上で必要最小限の範囲に限るものとする。

2 アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報等にアクセスしてはならない。

3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報等にアクセスしてはならない。

(取扱いの制限)

第八条 職員が業務上の目的で保有個人情報等を取り扱う場合であっても、次の各号に掲げる行為については、個人情報保護管理者は、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定し、職員は、個人情報保護管理者の指示に従い当該行為を行わなければならない。

一 保有個人情報等の複製

二 保有個人情報等の送信

三 保有個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し

四 前三号に掲げるもののほか保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(保有個人情報等の処理)

第九条 職員は、一時的に加工等の処理を行うため保有個人情報等の複製を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は速やかに不要となった情報の消去等をしなければならない。

2 個人情報保護管理者は、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を確認する。

3 職員は、情報システムで取り扱う保有個人情報等の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報等の内容の確認、既存の保有個人情報等との照合等を行う。

(誤りの訂正等)

第十条 職員は、保有個人情報等の内容に誤り等を発見した場合には、個人情報保護管理者の指示に従い、訂正等を行わなければならない。

(媒体の管理等)

第十一条 職員は、個人情報保護管理者の指示に従い、保有個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保存しなければならない。

(廃棄等)

第十二条 職員は、保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体が不要となった場合には、個人情報保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

(保有個人情報等の取扱状況の把握)

第十三条 個人情報保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の利用、保管等の取扱状況を把握するため、必要な措置を講ずる。

第五章 保有個人情報等を取り扱う情報システムにおける安全の確保等

(安全の確保等)

第十四条 保有個人情報等を取り扱う情報システムを運用管理する課等の個人情報保護管理者は、当該情報システムにおける安全を確保するため、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、必要な措置を講ずる。

2 保有個人情報等を取り扱う情報システムにおける端末を利用する課等の個人情報保護管理者は、当該情報システムの端末における安全を確保するため、必要な措置を講ずる。

3 保有個人情報等を取り扱う情報システムにおける端末を利用する職員は、個人情報保護管理者の指示に従い、当該情報システムにおける端末の管理について必要な措置を講じなければならない。

(情報システム室等の安全管理)

第十五条 保有個人情報等を取り扱う情報システムの基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域（以下「情報システム室等」という。）を管理する課等の個人情報保護管理者は、災害及び外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等の安全管理について、必要な措置を講ずる。

第六章 保有個人情報等の提供及び業務の委託等

(保有個人情報の提供)

第十六条 個人情報保護管理者は、個人情報保護法第六十九条第二項第四号の規定に基づき行政機関等及び中央区議会（以下「議会」という。）以外の者に保有個人情報を提供する場合には、原則として、保有個人情報の提供を受ける者と、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わす。

2 個人情報保護管理者は、個人情報保護法第六十九条第二項第四号の規定に基づき行政機関等及び議会以外の者に保有個人情報を提供する場合には、保有個人情報の提供を受ける者に対し、安全確保の措置を求める。この場合において必要があると認めるときは、実地調査等を行い、その結果に基づき改善要求等の措置を講ずる。

3 個人情報保護管理者は、個人情報保護法第六十九条第二項第三号の規定に基づき行政機関等又は議会に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、前二項に規定する措置を講ずる。

(業務の委託等)

第十七条 個人情報保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに係る業務を委託する場合には、委託を受ける者の選定に関して必要な措置を講じ、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査等の必要な事項について書面で確認する。この場合において、委託先において、個人情報保護法及び番号法に基づき行政機関等が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 個人情報保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに係る業務を委託する場合には、委託する業務内容に照らし、その委託する個人情報の取扱い範囲を必要最小限にしなければならない。

3 個人情報保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに係る業務を委託した場合には、委託した保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じ、委託先における個人情報の管理の状況について、書面等により確認する。この場合において、特段の必要があると認めるときは、実地検査により確認する。

4 個人情報保護管理者は、委託先において保有個人情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第一項の措置を講じさせるとともに、委託先を通じて又は自らが再委託先における

個人情報の管理の状況について確認し、再委託される業務において取り扱う保有個人情報等の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断する。

- 5 個人情報保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明示する。

(その他)

第十八条 個人情報保護管理者は、保有個人情報等の提供又は保有個人情報等の取扱いに係る業務委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報等の秘匿性等その内容等を考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講ずる。

第七章 安全確保上の問題への対応

(事案の報告等)

第十九条 保有個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合、職員が個人情報保護法、番号法その他関連規程に違反している事実又は兆候を把握した場合その他安全確保の上で問題となる事案（以下「問題事案」という。）が発生した場合に、その事実を知った職員は、直ちに当該保有個人情報等を管理する個人情報保護管理者に報告しなければならない。

- 2 個人情報保護管理者は、問題事案による被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講じなければならない。
- 3 個人情報保護管理者は、問題事案が発生した経緯、被害状況等を調査し、総括個人情報保護責任者に報告しなければならない。ただし、特に重大と認める問題事案が発生した場合には、直ちに総括個人情報保護責任者に当該事案の内容等について報告するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、個人情報保護管理者が総括個人情報保護責任者である場合には、総括個人情報保護責任者が、問題事案が発生した経緯、被害状況等を調査するものとする。
- 5 総括個人情報保護責任者は、第三項の規定による報告を受けた場合又は前項の規定による調査をした場合は、当該問題事案の内容、経緯、被害状況等を最高個人情報保護責任者に報告しなければならない。
- 6 最高個人情報保護責任者は、前項の規定による報告を受けた場合には、問題事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を区長に報告しなければならない。
- 7 総括個人情報保護責任者は、第三項の規定による報告が個人情報保護法第六十八条第一項に規定する個人情報保護委員会規則で定めるものに該当する場合には、当該案件の内容等について個人情報保護委員会に報告しなければならない。
- 8 個人情報保護管理者は、問題事案が発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。
- 9 最高個人情報保護責任者は、問題事案が発生した場合には、事案の内容、影響等に応じて、事実及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講ずる。

第八章 監査及び点検の実施

(監査)

第二十条 個人情報保護監査責任者は、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、第二章から第七章までに定める管理の状況について、必要に応じて監査を行い、その結果を最高個人情報保護責任者に報告する。

(点検)

第二十一条 個人情報保護管理者は、自ら管理責任を有する保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、必要に応じて点検を行う。

2 前項の点検を行った結果、必要があると認めるときは、その結果を総括個人情報保護責任者に報告する。ただし、個人情報保護管理者が総括個人情報保護責任者である場合には、この限りでない。
(評価及び見直し)

第二十二条 総括個人情報保護責任者及び個人情報保護管理者は、保有個人情報等の適切な管理のための措置について、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。

第九章 雑則

(委任)

第二十三条 この規程に定めるもののほか、保有個人情報等の安全管理に関し必要な事項は、総括個人情報保護責任者が定める。

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

7 中央区死者情報取扱要綱（令和5年3月24日付け4中総総第1680号）

（趣旨）

第1条 この要綱は、区長が取り扱う死者に関する情報について必要な事項を定めるものとする。

2 区長が取り扱う死者に関する情報については、法令その他別に定めがある場合を除くほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 死者情報 死者に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 保有死者情報 区長の事務部局の職員が職務上作成し、又は取得した死者情報であつて、当該事務部局の職員が組織的に利用するものとして、当該事務部局が保有しているものをいう。ただし、区政情報（中央区情報公開条例（平成13年10月中央区条例第29号）第2条第2項に規定する区政情報をいう。）に記録されているものに限る。

（保有死者情報の取扱い）

第3条 区長は、保有死者情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第60条第1項に規定する保有個人情報と同等に取り扱わなければならない。

（開示の申出）

第4条 次に掲げる者（以下「開示対象者」という。）は、実施機関に対し、保有死者情報の開示の申出（以下「開示申出」という。）をすることができる。

- (1) 当該死者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、当該死者の死亡時において事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）又は一親等の親族
- (2) 前号に掲げる者から開示申出をすることにつき職務上の委任を受けた弁護士、司法書士又は税理士
- (3) 前2号に準ずる事情にあると区長が認める者

（不開示情報）

第5条 区長は、開示申出に係る保有死者情報に法第78条第1項各号に掲げる情報が含まれているときは、当該部分を開示してはならない。

（開示申出の手続）

第6条 開示申出をしようとする者（以下「開示申出者」という。）は、別記第1号様式による申出書を区長に提出するものとする。

2 開示申出の受付その他開示申出に関する事務は、総務部総務課において行う。

3 開示申出者は、区長に対し、自己が開示申出者本人であることを証明するために必要な書類（以下「本人確認書類」という。）と併せて、開示対象者であることを証明するために必要な書類として次の表に掲げるもの又は区長が必要と認める書類を提示し、又は提出しなければならない。

区分	必要な書類
第4条第1号に掲げる者	本人の死亡の事実及び本人との関係を証する次のいずれかの書類 ア 戸籍謄本、戸籍抄本、除籍謄本、除籍抄本、戸籍証明書等 イ 住民票（消除された住民票を含む。）の写し ウ 住民票記載事項証明書
第4条第2号に掲げる者	(1) 第4条第1号に掲げる者が必要な書類 (2) 日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会又は日本税理士会連合会が発行する身分証明書 (3) 開示申出に関する委任の旨を証する委任状（委任者の署名があり、かつ、申出の日の前30日以内に作成されたものに限る。）

（開示申出に対する決定）

第7条 区長は、開示申出に係る保有死者情報の開示の可否を決定したときは、別記第2号様式による通知書により開示申出者に通知するものとする。

（開示の実施）

第8条 保有死者情報の開示は、当該保有死者情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときは次に掲げる方法により行う。

(1) ビデオテープ、録音テープその他の映像又は音声記録された電磁的記録にあつては、再生機器により再生したものの視聴

(2) 前号に掲げるもの以外の電磁的記録にあつては、次に掲げる方法

ア 用紙に出力したものの閲覧

イ 用紙に出力したものを写しとした交付

ウ 表示装置に出力したものの視聴

エ 光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートル再生専用型光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものを写しとした交付

2 保有死者情報の開示の実施は、区長が指定する場所における閲覧若しくは写しの交付又は写しの送付により行う。

3 区長が指定する場所における開示の場合において、開示を受ける者は、区長に対し、前条の通知書（これにより難い場合にあつては、本人確認書類及び第6条第3項に規定する書類）を提示し、又は提出しなければならない。

（費用負担）

第9条 保有死者情報の開示に要する費用は、無料とする。ただし、写しの交付により開示を実施する場合の当該写しの作成に要する費用及び写しの送付に要する費用は、開示申出者の負担とする。

2 前項ただし書の写しの交付に係る写しの作成に要する費用及び写しの送付に要する費用の額並びにこれらの納付の時期及び方法は、中央区個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（令和5年3月中央区規則第5号）第17条の例による。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、保有死者情報の取扱いについて必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第6条関係）

保有死者情報開示申出書

年 月 日

（宛先）中央区長

〒 —

住所又は居所 _____

（ふりがな）

氏名 _____ 電話番号 _____（ ） _____

1 本人に係る基本情報

住所又は居所			
（ふりがな） 氏名		生年月日	年 月 日

2 開示を希望する保有死者情報（対象の情報が特定できるよう具体的に記載してください。）

開示が必要な理由	

3 求める開示の実施方法（（1）又は（2）のいずれかを○で囲んでください。（1）を選択した場合は実施の方法を、（2）を選択した場合は写しの種類を選択してください。）

（1） _____ における開示の実施を希望する。 <実施の方法> ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付（ ☐ 用紙等の印刷物 ☐ 光ディスク） ☐ その他（ _____ ）	
（2） 写しの送付（ ☐ 用紙等の印刷物 ☐ 光ディスク）を希望する。	

4 本人確認等

（1） 開示申出者の本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード又は写真付き住民基本台帳カード ☐ 在留カード又は特別永住者証明書 ☐ その他（ _____ ）	
（2） 開示申出者の資格確認書類	
ア ☐ 配偶者 ☐ 一親等の親族 （ _____ ）	本人の死亡の事実及び本人との関係を証明する書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 住民票 ☐ その他（ _____ ）
イ アの者からの 受任者 ☐ 弁護士 ☐ 司法書士 ☐ 税理士	・ 本人の死亡の事実及びアの者と本人の関係を証明する書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 住民票 ☐ その他（ _____ ） ・ 受任者の士業士業資格を証明する書類 ☐ 日本弁護士連合会が発行する身分証明書 ☐ 日本司法書士会連合会が発行する身分証明書 ☐ 日本税理士会連合会が発行する身分証明書 ・ 開示申出に関する委任の旨を証する書類 ☐ 委任状（申し出日前30日以内のもの）

第 号
年 月 日

様

中央区長



保有死者情報開示可否決定通知書

年 月 日付けで開示の申出があった保有死者情報については、下記のとおり
 おり ことを決定しましたので通知します。

記

決定の内容		
開示申出に係る 保有死者情報		
開 示	開示の方法	
	開示の日時	
	開示の場所	
部分 開 示	不開示と した部分と その理由	
不 開 示	開示しない こととした 理由	
※部分開示及び不開示の場合で、当該 保有死者情報の ☐ 全部 ☐ 一部 を 開示できる予定がある場合の期日		年 月 日以降

- (注) 1 来庁の際は、この通知書又は本人であることを証明できる書類（職務上の委任を受けた者による請求の場合は、職務上の委任を受けた者本人に係る前記書類に加え、その資格を証明する書類）を職員に提示し、又は提出してください。
- 2 上記日時でご都合がつかない場合は、末尾の問合せ先までご連絡ください。

(問合せ先)

8 中央区個人情報の保護に関する事務取扱要領（令和5年3月31日付け4中総総第1743号）

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 保有個人情報の管理（第3条―第13条）

第3章 救済の手続（第14条）

第4章 雑則（第15条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要領は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、中央区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年3月中央区条例第3号。以下「条例」という。）及び中央区個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（令和5年3月中央区規則第5号。以下「規則」という。）の規定に基づき、区長が取り扱う個人情報の保護に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

2 区長が取り扱う個人情報の保護に関する事務については、法令その他別に定めがある場合を除くほか、この要領の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要領で使用する用語の意義は、法、条例及び規則において使用する用語の例による。

第2章 保有個人情報の管理

（登録を要する事務）

第3条 規則別記第5号様式による帳簿（以下「個人情報取扱事務登録簿」という。）に登録する個人情報取扱事務（以下「登録事務」という。）は、次に掲げる条件を具備しているものとする。

一 区長が所掌する事務事業（法令等により国又は他の地方公共団体等から区長その他の機関に委任されている事務事業及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により区長その他の機関が他の実施機関から委任を受け、又は他の実施機関の補助執行として処理している事務事業を含む。）であること。

二 前号の事務事業の執行（当該事務事業の全部又は一部を区の機関以外のものに委託して執行する場合を含む。）に当たり、個人情報の収集、利用又は管理がなされるものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する個人情報については、個人情報取扱事務登録簿に登録することを要しない。

一 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報に含まれる当該法人等の役員（当該法人等において、その業務の執行、監査等の職権を有する者をいう。）に関する情報のうち、当該法人等の事業に関する情報として明確に区分できる情報。この場合において、その他の団体とは、次に掲げる条件を具備しているものをいう。

イ 団体としての名称を有し、一定の共同目的のために組織された多数人の結合体であって、多数決の原理による運営がなされていること。

ロ 構成員の変更にもかかわらず、団体の同一性を失わず、団体そのものが存続すること。

ハ 構成員から独立した団体独自の対外的活動を行い、その活動に必要な代表機関及び団体独自の財産を有し、代表方法、総会の運営、財産管理等の団体としての主要な点が規約等により確定していること。

二 事業を営む個人（地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第8項から第10項までの各号に掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。）の当該事業に関する情報として明確に区分できる情報

三 実施機関が管理する施設等において、閲覧に供し、若しくは貸し出すことを目的とする図書等又は一般に市販され、若しくは公表されている物に記録されている個人情報
（登録事務の単位）

第4条 前条に規定する登録事務は、予算の事務事業の分類、中央区組織規則（昭和40年3月中央区規則第1号）に定める分掌事務の区分等を基本とし、個人情報を取り扱う目的を同じくし、かつ、個人情報の収集、利用又は管理が一連の事務の流れとしてなされるものを一つの単位とする。
（登録事務の区分）

第5条 登録事務の区分は次の各号に掲げる区分とし、その内容は当該各号に定めるところによる。

- 一 全庁共通事務 全ての課に共通し、又は共通する可能性のある登録事務で総務課長が定めるもの
- 二 複数課共通事務 複数の課に共通する登録事務
- 三 単独事務 当該課が所掌する登録事務で前2号に該当しないもの
（登録事務に係る届出）

第6条 個人情報保護管理者は、登録事務を開始するときは、別記第1号様式による届出書に個人情報取扱事務登録簿及び規則別記第6号様式による個票（以下「個人情報取扱事務登録個票」という。）（以下「登録簿等」という。）を添付して、総務課長に届け出なければならない。

2 前項の場合において、個人情報保護管理者は、第5条第1号の総務課長が定める登録事務以外の登録事務で全ての課に共通し、若しくは共通する可能性があるものを所掌するとき、又は同条第2号の登録事務を所掌するときは、当該登録事務が同条第1号又は第2号の登録事務に該当するか否かについてあらかじめ総務課長に協議するとともに、登録簿等を作成するときは、その記載内容について、当該登録事務に係る個人情報保護管理者にあらかじめ協議しなければならない。

3 総務課長は、前条第1項の規定による届出のあったときは、当該登録簿等に登録番号を付し、当該届出を行った個人情報保護管理者に対して、当該登録番号を通知するものとする。

4 個人情報保護管理者は、第1項の規定により届け出た登録事務を終了するとき及び登録簿等の記載内容を変更するときは、同項の届出書により総務課長に届け出なければならない。この場合において、登録簿等の記載内容を変更するときは、当該変更後の登録簿等を添付するものとする。
（個人情報ファイルに係る届出）

第7条 個人情報保護管理者は、規則第7条第2項に規定する個人情報ファイルの保有を開始するときは、別記第1号様式による届出書に規則別記第4号様式による帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を添付して、総務課長に届け出なければならない。

2 個人情報保護管理者は、前項の規定により届け出た個人情報ファイルの保有を終了するとき及び個人情報ファイル簿の記載内容を変更するときは、同項の届出書により総務課長に届け出なければならない。この場合において、個人情報ファイル簿の記載内容を変更するときは、当該変更後の個人情報ファイル簿を添付するものとする。
（外部委託に係る届出）

第8条 個人情報保護管理者は、登録事務の全部又は一部を区の機関以外のものに委託したときは、別記第1号様式による届出書に規則別記第1号様式による記録票（以下「外部委託記録票」という。）を添付して、総務課長に届け出なければならない。

2 個人情報保護管理者は、前項の規定により届け出た登録事務の委託を終了するとき及び外部委託記録票の記載内容を変更するときは、同項の届出書により総務課長に届け出なければならない。この場合において、外部委託記録票の記載内容を変更しようとするときは、当該変更後の外部委託記録票を添付するものとする。

（目的外の利用及び提供における本人同意の方法）

第9条 法第69条第2項第1号の本人の同意は、保有個人情報を持つ個人情報保護管理者（以下「保有管理者」という。）又は保有管理者から保有個人情報を収集して目的外の利用及び提供をしようとする個人情報保護管理者（以下「利用管理者」という。）が、次の各号のいずれかの方法によりあらかじめ当該本人から得なければならない。

- 一 目的外の利用及び提供について本人の同意が必要である旨をあらかじめ当該本人に通知した後、これに同意する旨を証する書面を当該本人から徴する方法
- 二 申請等の際、目的外の利用及び提供について本人の同意が必要である旨を当該本人に口頭又は書面により説明した後、これに同意する旨を証する書面を当該本人から徴する方法
- 三 申請書等にあらかじめ目的外の利用及び提供についての本人の同意欄を設け、そこに本人の署名を求める方法
- 四 目的外の利用及び提供をする旨についてあらかじめ申請書等に記載しておき、本人の署名のある当該申請書等が保有管理者又は利用管理者に提出されたことをもって、当該本人の同意があったものとみなす方法
- 五 前各号に掲げる方法により難しい場合にあっては、目的外の利用及び提供をすることについて口頭により本人の同意を得た際、申請書等に当該同意の内容及び年月日、確認をした担当職員の氏名等を記録する方法

（目的外利用に係る事前の手續）

第10条 利用管理者は、法第69条の規定により目的外利用をしようとするときは、別記第2号様式による申請書に規則別記第2号様式による記録票（以下「目的外利用記録票」という。）を添付して、保有管理者に申請をしなければならない。

2 保有管理者は、前項の規定による申請があったときは、速やかに目的外利用の可否を決定し、その旨を別記第3号様式による通知書により利用管理者に通知しなければならない。

3 前2項の規定は、目的外利用の内容を変更しようとする場合について準用する。

（目的外利用に係る届出）

第11条 利用管理者は、前条に規定する手續を終えて目的外利用をするときは、別記第1号様式による届出書に目的外利用記録票を添付して、総務課長に届け出なければならない。

2 利用管理者は、前項の規定により届け出た目的外利用を終了するとき及び目的外利用記録票の記載内容を変更するときは、同項の届出書により総務課長に届け出なければならない。この場合において、目的外利用記録票の記載内容を変更しようとするときは、当該変更後の目的外利用記録票を添付するものとする。

（目的外提供に係る届出）

第12条 個人情報保護管理者は、目的外提供をするときは、別記第1号様式による届出書に規則別記

第3号様式による記録票（以下「目的外提供記録票」という。）を添付して、総務課長に届け出なければならない。

- 2 個人情報保護管理者は、前項の規定により届け出た目的外提供を終了するとき及び目的外提供記録票の記載内容を変更するときは、同項の届出書により総務課長に届け出なければならない。この場合において、目的外提供記録票の記載内容を変更しようとするときは、当該変更後の目的外提供記録票を添付するものとする。

（個人情報管理書類の公表及び備置）

第13条 総務課長は、個人情報取扱事務登録簿のほか、外部委託記録票、目的外利用記録票、目的外提供記録票、個人情報ファイル簿及び個人情報取扱事務登録個票（以下これらを総称して「個人情報管理書類」という。）のうち必要な部分を情報公開コーナーに備え置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

- 2 個人情報保護管理者は、個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、所管する課の登録事務に係る個人情報管理書類の写しを同課に備え置かなければならない。

第4章 救済の手続

（苦情の処理）

第14条 規則第22条第1項による受付は、企画部広報課、情報公開コーナー又は当該苦情の内容に係る事務事業を所掌する課（以下「関係課」という。）において行うものとする。

- 2 情報公開コーナーにおいて苦情の申立てを受け付けたときは、総務部長は、関係課の上位の組織の長（以下「関係部長」という。）にその内容を通知し、迅速かつ適切な対応を依頼するものとする。
- 3 関係部長（関係課がない場合にあっては総務部長。以下同じ。）は、第1項により関係課で受け付けた苦情について迅速かつ適切に対応しなければならない。
- 4 苦情の申立てを処理した関係部長は、その処理の状況を総務部長に報告しなければならない。

第5章 雑則

（調査）

第15条 総務課長は、区長が行う個人情報保護制度の円滑な実施を確保するための事務に関し必要な事項について、調査又は指導をすることができる。この場合において、電算処理に係る保有個人情報の取扱いに関するものについては、必要に応じて情報システム課長に協議をするものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
（旧要領の廃止）
- 2 中央区個人情報の保護に関する事務取扱要領（平成17年3月31日付け16中総総第1071号）は、廃止する。

別記

第1号様式（第6条―第8条、第11条、第12条関係）

個人情報取扱事務・個人情報ファイル保有・外部委託・目的外利用・目的外提供 開始・変更・終了届出書

年 月 日

総務部総務課長 様

個人情報取扱事務・個人情報ファイルの保有・個人情報取扱事務の委託・保有個人情報の目的外利用・保有個人情報の目的外提供を開始・変更・終了しますので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 開始、変更又は終了の年月日
年 月 日
- 2 届出に係る事項
別紙のとおり
- 3 所管課

目的外利用申請書

年 月 日

課・室長 様

課・室長

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項の規定により、貴課・室が管理する保有個人情報を目的外利用したいので、下記のとおり申請します。

記

1 目的外利用をする保有個人情報が取り扱われている事務（保有課における事務）

登録番号		所管課	
事務の名称			

2 目的外利用をする事務（利用課における事務）

登録番号		所管課	
事務の名称			

3 目的外利用をする保有個人情報の項目

4 目的外利用をする理由

5 添付書類

目的外利用記録票（案）

目的外利用可否決定通知書

年 月 日

課・室長 様

課・室長

年 月 日付で貴課・室から申請があった当課・室が管理する保有個人情報
の目的外利用について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

- 1 決定の内容
承認・一部承認・不承認
- 2 付帯条件
- 3 決定の理由

9 特定個人情報の提供における記録票の取扱要領（平成27年10月5日付け27中総第894号）

（趣旨）

第1条 この要領は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第19条の規定に基づき特定個人情報を提供する際の記録票の作成に関する事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領で使用する用語の意義は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、中央区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年3月中央区条例第3号）及び中央区個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（令和5年3月中央区規則第5号）において使用する用語の例による。

（記録票の届出等）

第3条 個人情報保護管理者は、特定個人情報の提供をするときは、別記第1号様式による特定個人情報提供開始・変更・終了届出書（以下「届出書」という。）に別記第2号様式による特定個人情報提供記録票（以下「記録票」という。）を添付して、総務課長に届け出なければならない。

2 個人情報保護管理者は、前項の規定により届け出た提供を終了するとき及び記録票の記載内容を変更するときは、同項の届出書により総務課長に届け出なければならない。この場合において、記録票の記載内容を変更しようとするときは、当該変更後の記録票を添付するものとする。

附 則

この要領は、平成27年10月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別記

第 1 号様式（第 3 条関係）

特定個人情報提供開始・変更・終了届出書

年 月 日

総務部総務課長 様

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 19 条の規定による特定個人情報の提供を開始・変更・終了しますので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 開始、変更又は終了の年月日
年 月 日
- 2 届出に係る事項
別紙のとおり
- 3 所管課

特定個人情報提供記録票

登録番号		所管部課名	
事務の名称			
提供の相手方			
提供をした理由			
提供の開始年月日	年 月 日		
提供の終了年月日	年 月 日		
提供の根拠	番号法第19条第 項		
提供をした 保有特定個人情報の 記録形態	☐ 文書 ☐ 電磁的記録 ☐ その他（ ）		
提供の方法	☐ 文書の写しの交付又は電磁的記録を用紙に出力したものの交付 ☐ 電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付 ☐ その他（ ）		
提供をした保有特定個人情報の項目			
1		6	
2		7	
3		8	
4		9	
5		10	

10 保有個人情報の開示等の請求に係る本人確認等取扱要領（令和5年3月31日付け4中総総第1744号）

第1 趣旨

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第2項、第91条第2項及び第99条第2項の開示等の請求における本人又はその代理人であることの確認並びに代理人による開示等の請求における本人関与の促進並びになりすまし及び利益相反の防止のために必要な事項については、この要領に定めるところによる。

第2 本人であることを確認する書類

開示等の請求において当該請求をする者が提示し、又は提出する書類は、次のとおりとする。

1 1点で本人確認ができる書類

次に掲げる書類のうちいずれか1つにより、開示等の請求をする者が本人であることを確認する。
なお、いずれも、顔写真付きのものに限るとともに、有効期間を有するものにあつては、その有効期間内のものに限る。

個人番号カード、住民基本台帳カード（住所の記載があるもの）、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に発行されたもの）、旅券（住所の記載があるもの）、在留カード、特別永住者証明書、特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、認定電気工事従事者認定証、電気工事士免状、特殊電気工事資格者認定証、無線従事者免許証、宅地建物取引士証、合格証明書（警備業法（昭和47年法律第117号）第23条）、猟銃・空気銃所持許可証、教習資格認定証（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の5）、官公署がその職員に対して発行した身分証明書（顔写真あり）

2 2点で本人確認ができる書類

開示等の請求をする者が上記1に掲げる書類を提示し、又は提出することができない場合は、アに掲げる書類のうちいずれか2つ又はア及びイに掲げる書類からそれぞれ1つずつにより、開示等の請求をする者が本人であることを確認する。

なお、いずれも、有効期間を有するものにあつては、その有効期間内のものに限る。

また、イに掲げる会社の身分証明書及び学生証は、顔写真付きで、当該顔写真に浮き出しプレスによる認証印のあるもの又は改ざん防止のための特殊加工がしてあるものに限る。

ア	住民基本台帳カード（住所の記載があり、顔写真が付いていないもの）、国民健康保険被保険者証、健康保険被保険者証、船員保険被保険者証、共済組合組合員証、国民健康保険高齢受給者証、医療費助成制度の受給者証、介護保険被保険者証、年金手帳、恩給証書、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、敬老手帳、生活保護受給者証、上記1の書類更新中に交付される仮証明書や引換書類
イ	会社の身分証明書、学生証、公の機関が発行した証明書等で区長が適当と認めるもの

3 照会書による確認

開示等の請求をする者が上記 1 に掲げる書類を提示し、又は提出することができない場合で、上記 2 に掲げる書類のうち提示し、又は提出することができる書類が 1 つのみのときは、開示等の請求をする者に別記第 1 号様式の照会書を送るものとする。この場合において、開示等の請求をする者から当該照会書及び上記 2 のア又はイの区分に掲げる書類のうちいずれか 1 つの提示又は提出（以下「提示等」という。）を受けたときは、当該 2 つの書類により、開示等の請求をする者が本人であることを確認する。

4 郵送による開示等の請求に係る確認書類

郵送による開示等の請求の場合は、上記 1 から 3 までの書類の複写物に加えて、次に掲げる書類により、開示等の請求をする者が本人であることを確認する。

なお、いずれも、請求をする日前 30 日以内に作成等がされたものに限る。

住民票の写し、開示等の請求をする者が所在している施設の管理者が発行した居住証明書、在外公館が発行する在留証明、その他区長が適当と認めるもの

第 3 代理人であることを確認する書類

代理人が開示等の請求を行う場合において当該代理人が提示し、又は提出する書類は、次のとおりとする。

1 代理人本人であることを確認する書類

上記第 2 に掲げる書類により、本人であることを確認する。

2 代理人の代理権を確認する書類

(1) 法定代理人

次に掲げる書類のうちいずれか 1 つにより、開示等の請求をする者の代理権を確認する。

なお、いずれも、請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限り、複写物は認めない。

戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）、戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）、住民票の写し、住民票記載事項証明書、家庭裁判所の証明書（家事事件手続法（平成 23 年法律第 52 号）第 47 条）、登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成 11 年法律第 152 号）第 10 条）

(2) 任意代理人

委任状及び委任状に押印された委任者の実印に係る印鑑登録証明書又は委任者本人に係る上記第 2 の 1 に掲げる書類の複写物により、開示等の請求をする者の代理権を確認する。

なお、委任状及び委任状に押印された委任者の実印に係る印鑑登録証明書は、請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限り、複写物は認めない。

第 4 本人関与の促進及び不正請求等防止の措置

1 法定代理請求

法定代理人により開示請求が行われた場合、未成年者又は成年被後見人本人に対し、別記第 2 号

様式の通知書により当該請求の事実を通知する。

また、当該請求に対して開示決定等を行ったときは、本人に対し、別記第3号様式の通知書により当該開示決定等について通知する。

2 任意代理請求

任意代理人により開示等の請求が行われた場合、原則、委任者本人へ別記第4号様式の確認書を送付し、その返信をもって本人が当該任意代理人に当該開示等の請求を委任したことの事実を確認する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(旧取扱いの廃止)

- 2 保有個人情報の開示等の請求に係る本人確認等について（平成27年10月5日付け27総総第1546号）は、廃止する。

別記
第1号様式

住所又は居所 _____

氏名 _____

照会書

この度、あなたから保有個人情報の _____ の請求を行いたい旨の申出を受けましたので、照会します。

あなたがこの申出をしたことに相違なければ、以下の回答書に署名の上、情報公開コーナー（中央区築地1-1-1 中央区役所1階）にあなたご自身をご持参ください。

年 月 日

中央区長

回答書

年 月 日に保有個人情報の _____ の請求を行いたい旨の申出を行ったことに相違ありません。

年 月 日

（宛先）中央区長

氏名（署名） _____
（必ず自署してください。）

第 号
年 月 日

様

中央区長



保有個人情報の開示請求に係る通知書

この度、あなたの法定代理人から、以下のとおりあなたの保有個人情報について開示請求がありましたので、通知します。

記

保有個人情報開示請求書における「開示を請求する保有個人情報」	
開示請求があった日	年 月 日

(問合せ先)

第 号
年 月 日

様

中央区長



保有個人情報の開示請求に対する決定に係る通知書

年 月 日付けで「保有個人情報の開示請求に係る通知書」により通知した法定代理人による保有個人情報の開示請求について、下記のとおり決定をしましたので、通知します。

記

開示請求に係る保有 個人情報	
決定をした日	年 月 日

(注) 決定とは、保有個人情報の開示請求に対して、開示、一部開示又は不開示を決定することをいいます。

(問合せ先)

第 号
年 月 日

様

中央区長



この度、別紙の開示請求書の写しのとおり、 年 月 日付けで、あなたから委任を受けたとされる 様からあなたの保有個人情報について開示請求がありました。

つきましては、この開示請求に係る委任について確認したいので、以下の「委任についての確認書」に記入の上、 年 月 日までに返送してください。

委任についての確認書

1 委任の事実について

請求者である 年に私の個人情報についての開示請求に係る権限を

(1) 委任したことに間違いありません。この請求に関する手続を進めてください。

(2) 委任していないため、この請求を取り下げます。

(上記(1)又は(2)のいずれかを○で囲ってください。)

(上記1で(2)を選択した場合は、以下は記載不要です。)

2 委任した開示請求の開示方法について

この開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する決定がされた場合、

(1) 個人情報の本人である私が開示の実施を受けます。

(2) 請求者である 年に開示の実施を受ける権限を委任します。

(上記(1)又は(2)のいずれかを○で囲ってください。)

年 月 日

住所又は居所

氏名(署名)

(注) 確認書は、必ずあなたご自身が記載してください。

11 個人情報保護法に基づく処分に係る審査基準（令和5年3月31日付け4中総総第1791号）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき中央区長が行う保有個人情報の開示、訂正及び利用停止等の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準を次のとおり定める。

第1 開示決定等の審査基準

法第82条の規定に基づく開示又は不開示の決定（以下「開示決定等」という。）は、以下により行う。

1 開示する旨の決定（法第82条第1項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。

- （1）開示請求に係る法第60条第1項に規定する保有個人情報（以下「保有個人情報」という。）に法第78条第1項の不開示情報（以下「不開示情報」という。）が記録されていない場合
- （2）開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるとき。ただし、この場合には、不開示情報が記録されている部分を除いて開示する（法第79条）。
- （3）開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に当該保有個人情報を開示する必要があると認めるとき（法第80条）。

2 開示しない旨の決定（法第82条第2項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。

- （1）開示請求に係る保有個人情報に記録されている情報が全て不開示情報に該当する場合（開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分を他の部分と容易に区分して除くことができない場合を含む。）
- （2）開示請求に係る保有個人情報の存在の有無を明らかにするだけで、不開示情報を開示することになる場合（法第81条）
- （3）開示請求に係る保有個人情報を実施機関において保有していない場合又は開示請求の対象が法第124条第2項に該当する場合若しくは保有個人情報に該当しない場合
- （4）開示請求の対象が法第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。）及び法第109条第4項に規定する削除情報に該当するものである場合、法第124条第1項に該当する場合又は法以外の法律における適用除外規定により開示請求の対象外のもの（訴訟に関する書類等）である場合
- （5）開示請求書に法第77条第1項各号に規定する事項の記載の不備がある場合若しくは同条第2項に規定する開示請求に係る保有個人情報の本人であること（未成年若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）による開示請求にあつては、当該開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができると認められる場合は、原則として、開示請求者に補正を求めるものとする。
- （6）開示請求が権利濫用に当たる場合。この場合において、権利濫用に当たるか否かの判断は、開示請求の態様、開示請求に応じた場合の実施機関の業務への支障等を勘案し、社会通念上妥当と認め

られる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断して行う。実施機関の事務を混乱又は停滞させることを目的とする等開示請求権の本来の目的を著しく逸脱する開示請求は、権利の濫用に当たる。

第2 不開示情報該当性に関する判断基準

開示・不開示の基本的な考え方及び開示請求に係る保有個人情報に記録されている情報が不開示情報に該当するか否かの判断の基準は、以下による。

法第78条（保有個人情報の開示義務）関係

第78条 行政機関の長等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

1 開示・不開示の基本的考え方

開示請求制度は、個人が、行政機関等が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度であり、不開示情報以外は開示する義務を負う。

なお、本人や第三者、法人等の権利利益、公共の利益等も適切に保護する必要があり、不開示情報に該当するか否かを判断するに当たっては、開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較衡量する必要がある。

2 不開示情報の類型

ある情報が本条各号の複数の不開示情報に該当する場合があるため、保有個人情報を開示する場合は、各号の不開示情報のいずれにも該当しないことを確認する。

なお、法第78条第4号（国の安全等に関する情報）及び第5号（公共の安全等に関する情報）は、国の機関の長等が開示決定等をする場合における不開示情報を規定しているため、区における開示決定等の場合は対象とならない。

法第78条第1号及び第2号（個人に関する情報）関係

第1号 開示請求者（第76条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第86条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

第2号 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

1 本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報（第1号）

本号が適用されるのは、開示することが深刻な問題を引き起こす可能性がある場合であり、その運用に当たっては、具体的な事案に即して慎重に判断する。

2 「開示請求者以外の個人に関する情報」（第2号本文）

（1）「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、法第78条第3号の規定により判断する。

（2）「その他の記述等」とは、氏名及び生年月日以外の記述（住所、電話番号、役職名等）又は個人別に付された記号、番号（振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等）その他の符号等をいい、映像や音声も、それによって特定の個人を識別することができる限り含まれる。

（3）照合の対象となる「他の情報」には、その保有者が他の機関である場合のほか、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。また、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれる。

特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、通例は「他の情報」に含まれない。しかし、事案によっては、個人の権利利益を保護する観点からは、個人情報情報の取扱いに当たって、より慎重な判断が求められる場合があり、当該個人を識別するために実施可能と考えられる手段について、その手段を実施するものと考えられる人物が誰であるか等をも視野に入れつつ、合理的な範囲で判断する。

（4）「開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、匿名の作文、無記名の個人の著作物等、個人の人格と密接に関連したり、開示すれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものをいう。

3 「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」（第2号イ）

（1）「法令の規定」には、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定が含まれる。

（2）「慣行として」とは、慣習法としての法規規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。ただし、当該保有個人情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらない。

「慣行として開示請求者が知ることができる情報」に該当するものとしては、請求者の家族構

成に関する情報（配偶者や子の名前、年齢、職業等）等がある。

- (3)「知ることが予定されている」とは、実際には知らされていないが、将来的に知らされることが予定されている場合をいう。

なお、「予定」とは、将来知らされることが具体的に決定していることは要しないが、当該情報の性質、利用目的等に照らして通例知らされるべきものをいう。

4 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」（第2号ロ）

開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回る場合には、当該情報は開示する。現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益には様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討を行う。

5 公務員等の職及び職務の遂行に係る情報（第2号ハ）

- (1)「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関その他の国の機関、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。
- (2) 公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる区職員の氏名については、従前からの慣行から、本号イに該当する場合として印影とともに開示の対象としている。

法第78条第3号（法人等に関する情報）関係

第3号 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

1 「法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報」（第3号本文）

- (1)「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）」

（以下「法人等」という。）には、株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や権利能力なき社団等も含まれる。

- (2)「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権

利利益に関する情報等法人等と関連性を有する情報をいう。

なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもあり、法第78条第2号の不開示情報に当たるかどうかを検討する必要がある。

- (3)「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、上記(2)の法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報への該当性を判断する。

2 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」(第3号ただし書)

当該情報を不開示にすることによって保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益と、これを開示することにより保護される人の生命、健康等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回ると認められるときは、当該情報は不開示情報に該当しない。現実には人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

3 「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」(第3号イ)

- (1)「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切をいう。
- (2)「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。
- (3)「その他正当な利益」は、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含む。
- (4)「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがああり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮するものとする。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が必要である。

4 任意に提供された情報(第3号ロ)

- (1)行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供された情報には、行政機関の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供された情報は通常含まれないが、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件が提示され、行政機関が合理的理由があるとしてこれを受託した上で提供を受けた情報は含まれる。
- (2)「行政機関の要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、行政機関の長が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に報告又は提出を求めた場合は含まれる。
- (3)「開示しないとの条件」とは、本法や情報公開法に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろんであるが、第三者に対して当該情報を提供しないとの条件を意味する。

また、特定の行政目的以外の目的には利用しないとの条件も通常含まれる。

(4)「条件」については、行政機関の側から開示しないとの条件で情報を提供して欲しいと申し入れる場合も、法人等又は事業を営む個人の側から情報は提供するが開示しないでほしいと申し出る場合も含まれるが、いずれにしても双方の合意により成立する。

また、条件を設ける方法については、黙示的なものを排除しない。

(5)「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の実扱いを意味し、当該法人等又は個人において開示しないことだけでは足りない。

(6)開示しないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する。開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっていたり、同種の情報が既に開示されているなどの事情がある場合には、本号に該当しない。

法第78条第4号（法人等に関する情報）及び第5号（公共の安全等に関する情報）関係

法第78条第4号（国の安全等に関する情報）及び第5号（公共の安全等に関する情報）は、国の機関の長等が開示決定等をする場合における不開示情報を規定しているため、区における開示決定等の場合は対象とならない。【再掲】

法第78条第6号（審議、検討等に関する情報）関係

第6号 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- 1 「内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」とは、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「行政機関等」という。）の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程の各段階において行われている様々な審議、検討及び協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。
- 2 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、開示することにより、外部からの圧力、干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれをいう。
- 3 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを開示することにより、誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれをいう。
- 4 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を開示することにより、不正な投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれをいう。

5 上記2から4までにおいて、「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものであることを意味する。

予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断する。

6 審議、検討等に関する情報については、行政機関等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられる。ただし、当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部の構成要素である場合、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等、審議、検討等の過程が重層的又は連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討を要する。

また、審議、検討等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議、検討等に関する情報が開示されると、国民の間に混乱を生じさせ、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあれば、本号に該当する場合がある。

法第78条第7号（事務又は事業に関する情報）関係

第7号 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

1 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（第7号本文）

（1）「次に掲げるおそれ」としてイからトまでに掲げたもの以外にも、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であつて、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同

種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等は、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」に該当する場合がある。

(2)「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断するとの趣旨である。

(3)「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」について、恣意的判断を許容する趣旨ではなく、各規定の要件の該当性は客観的に判断される必要があるとともに、事務又は事業の根拠となる規定や趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点における開示の必要性等、種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」といえるものであることが求められる。

(4)「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが必要であり、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性でなく、法的保護に値する蓋然性が必要である。

2 「国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」(第7号イ)

(1)「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。

具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどをいう。

「国の安全が害されるおそれ」とは、これらの国の重大な利益に対する侵害のおそれ(当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがある場合を含む。)をいう。

(2)「他国若しくは国際機関」(以下「他国等」という。)には、我が国が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの(各国の中央銀行等)、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織(アジア太平洋経済協力、国際刑事警察機構等)の事務局等を含む。

他国等との「信頼関係が損なわれるおそれ」とは、他国等との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれをいう。

例えば、開示することにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなるなど、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報が本号に該当する。

(3)「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」とは、他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望むような交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下するなどのおそれをいう。

例えば、交渉(過去のものを含む。)に関する情報であって、開示することにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が採ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が本号に該当する。

3 「独立行政法人等、地方公共団体の機関(都道府県の機関を除く。)又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障

を及ぼすおそれ」(第7号ロ)

- (1)「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。
- (2)「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。
- (3)「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起等のために犯人及び証拠を発見、収集又は保全することをいう。
- (4)「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。刑事訴訟法以外の特別法により、臨検、捜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体(無差別大量殺人行為を行った団体を含む。)の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に含まれる。

また、開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報、被疑者又は被告人の留置又は勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も本号に含まれる。

感染症の予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制等、一般に開示しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生ずるおそれのない行政警察活動に関する情報については、本号には該当しない。

4 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(第7号ハ)

- (1)「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行及び財産の状況の正否を調べることをいう。
- (2)「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。
- (3)「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。
- (4)「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。
- (5)「租税」には、国税、地方税がある。「賦課」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいい、「徴収」とは、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取ることをいう。
- (6)上記(1)から(5)までは、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。

これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反には至らないまでも妥当性を欠く行為を

助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、こうした情報は不開示とする。また、事後であっても、例えば、監査内容等の詳細についてこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは、本号に該当する。

3 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」（第7号ニ）

(1) 「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

(2) 「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。

(3) 「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立てその他の法令に基づく不服申立てがある。

(4) 行政機関等が一方の当事者となる上記の契約等においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要があり、当事者としての利益を保護する必要がある。

これらの契約等に関する情報の中には、例えば、用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。

4 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」（第7号ホ）

調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、及び試行錯誤の段階の情報で、開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。

5 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」（第7号ヘ）

行政機関等が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分、能力等の管理に関すること。）に係る事務は、当該機関の組織としての維持の観点から行われ、一定の範囲で当該組織の自律性を有するものである。人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評定や人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。

6 「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」（第7号ト）

独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関連する情報については、企業経営という事業の性質上、法第78第条3号の法人等に関する情報と同様な考え方で、企業経営上の正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれがあるものは不開示とする。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要がある、情報の不開示の範囲は法第78第条3号の法人等とは当然異なり、より狭いものとなる場合がある。

第3 部分開示に関する判断基準

開示請求に係る保有個人情報について、部分開示の判断は、以下の基準により行う。

法第79条（部分開示）関係

第79条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

1 不開示情報が含まれている場合の部分開示（第1項）

（1）「開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合」とは、開示請求について審査した結果、開示請求に係る保有個人情報に、不開示情報に該当する情報が含まれている場合をいう。

法第78条本文では、保有個人情報に全く不開示情報が含まれていない場合の開示義務が定められているが、法第79条第1項の規定により、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならない。

（2）「容易に区分して除くことができる」とは、当該保有個人情報のどの部分が不開示情報に該当するかという区分けが困難な場合だけではなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も含まれ、こうした場合には部分開示をしない。

「区分」とは、不開示情報に該当する部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、不開示情報に該当する部分を、当該部分の内容が分からないように黒塗り、被覆を行うなど、加工することにより、情報の内容を物理的に除去することをいう。

保有個人情報に含まれる不開示情報を除くことは、当該保有個人情報が文書に記録されている場合、文書の複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易である。一方、電磁的記録に記録された保有個人情報については、区分して除くことが困難である場合があり得る。こうした場合には、不開示情報を容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定する。例えば、紙に出力した上で、不開示情報を区分して除いて開示することも考えられる。電磁的記録をそのまま開示することを求められた場合は、不開示情報の部分のみを削除することの技術的可能性等を総合的に判断する。既存のプログラムでは行うことができない場合は、「容易に区分して除くことができる」に該当しない。

（3）「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」義務について、部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかについては、本法の目的の範囲内における裁量に委ねられている。つまり、不開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ塗り潰すかなどの方法の選択は、不開示情報を開

示する結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断する。その結果、観念的には一まとまりの不開示情報を構成する一部が開示されることになるとしても、実質的に不開示情報が開示されたと認められないのであれば、不開示義務に反しない。

2 個人識別性の除去による部分開示（第2項）

- （1）開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報のうち、個人を識別することができる部分を除いた残りの部分について、開示しても個人の権利利益を害するおそれのないものに限って、法第78条第2号に規定する不開示情報ではないものとして取り扱う。このため、当該情報が他の不開示情報の規定に該当しない限り、開示される。

ただし、法第79条第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、個人を識別する要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合には、当該個人に関する情報は全体として不開示とする。

- （2）開示請求者以外の特定の個人を識別させる要素を除去し誰の情報であるかが分からなくなっても、開示することが不相当であると認められる場合もあることに留意する。例えば、作文などの個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未公表の論文等開示すると個人の権利利益を害するおそれのあるものは不開示とする。

第4 保有個人情報の存否に関する情報に関する判断基準

開示請求に係る保有個人情報について、その存否を明らかにしないで当該請求を拒否するか否かの判断は、以下の基準により行う。

法第81条（保有個人情報の存否に関する情報）関係

第81条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

- 1 「当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る保有個人情報が実際にあるかないかにかかわらず、開示請求された保有個人情報の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性が結合することにより、実質的に不開示情報を開示することとなることから、当該保有個人情報の存否を回答できない場合もある。
- 2 当該保有個人情報の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否する場合に、行政手続法第8条に基づき示さなければならない処分理由については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった保有個人情報の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかどうかをできる限り具体的に提示する。

第5 訂正決定等の審査基準

法第93条の規定に基づく訂正をする旨又は訂正をしない旨の決定（以下「訂正決定等」という。）は、以下により行う。

- 1 訂正請求の対象は、「事実」とし、評価・判断には及ばないものとする。
ただし、評価した行為の有無、評価に用いられたデータ等は事実に該当する。
- 2 訂正をする旨の決定（法第93条第1項）は、調査等の結果、訂正請求に係る保有個人情報に事実でないことが判明し、当該請求に理由があると認める場合に行う。
この場合の訂正は、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で行う。
なお、請求内容に理由があるかどうかを判断するために行う調査は、保有個人情報の利用目的の達成の範囲内で行えば足り、訂正をすることが利用目的の達成に必要なでないことが明らかな場合は、特段の調査を行う必要はない。具体例としては、過去の事実を記録することが利用目的であるものについて現在の事実に基づいて訂正することを請求するような場合が考えられる。
- 3 訂正しない旨の決定（法第93条第2項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - （1）保有個人情報の訂正に関して法以外の法律又は当該法律に基づく命令の規定により特別の手続が定められている場合
 - （2）法第60条第1項に規定する保有個人情報に係る訂正請求でない場合
 - （3）訂正請求書に法91条第1項各号に規定する事項（訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日を除く。）の記載の不備がある場合又は同条第2項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（代理人による訂正請求にあつては、当該訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること。）を示す書類に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができる認められる場合は、原則として、訂正請求者に補正を求めるものとする。
 - （4）調査等の結果、訂正請求に係る保有個人情報が事実でないことが判明しない場合又は事実関係が明らかにならなかった場合
 - （5）訂正をすることが、当該保有個人情報の利用目的の範囲を超える場合
 - （6）調査の結果判明した事実が、請求時点において実際に記録されていた内容とも、請求の内容とも異なることが判明した場合。ただし、必要な場合は、判明した事実に即して、職権により訂正を行うものとする。
- 4 訂正請求に係る保有個人情報について、中央区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年3月中央区条例第3号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、その存否を明らかにしないで当該請求を拒否するか否かの判断は、第4の開示請求における判断基準と同様とする。

第6 利用停止決定等の審査基準

法第101条の規定に基づく利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、以下により行う。

- 1 利用停止をする旨の決定（法第101条第1項）は、請求に係る保有個人情報が次のいずれかに該当し、当該請求に理由があると認める場合に行う。
 - （1）法第61条第2項の規定に違反して保有されている場合
「法第61条第2項の規定に違反して保有されている場合」とは、いったん特定された利用目

的の達成に必要な範囲を超えて個人情報保有している場合をいう。また、法第61条第3項に違反して、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて利用目的の変更を行っている場合も含まれる。

(2) 法第63条の規定に違反して取り扱われている場合

「法第63条の規定に違反して取り扱われている場合」とは、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用されている場合等をいう。

「違法又は不当な行為」とは、法その他の法令に違反する行為及び直ちに違法とはいえないものの、法その他の法令の制度趣旨又は公序良俗に反する等、社会通念上適正とは認められない行為をいう。

「おそれ」の有無は、実施機関による個人情報の利用が、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発することについて、社会通念上蓋然性が認められるか否かにより判断される。この判断に当たっては、個人情報の利用方法等の客観的な事情に加えて、個人情報の利用時点における実施機関の認識及び予見可能性も踏まえる必要がある。

違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用する具体例としては、正当な理由なく本人に対する違法な差別的取扱いを行うために個人情報を利用する場合等が考えられる。

(3) 法第64条の規定に違反して取得された場合

「法第64条の規定に違反して取得された場合」とは、偽りその他不正の手段により取得した場合をいう。

なお、不正の手段により個人情報を取得する具体例としては、行政サービスの見返りとして本来は提供する必要のない個人情報を提供しよう強要し、これを取得する場合等が考えられる。

(4) 法第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されている場合

「法第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されている場合」とは、法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を利用している場合をいう。

(5) 保有個人情報が法第69条第1項及び第2項の規定に違反して提供されている場合

「法第69条第1項及び第2項の規定に違反して提供されている場合」とは、法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を提供している場合をいう。

(6) 法第71条第1項の規定に違反して提供されている場合

「法第71条第1項の規定に違反して提供されている場合」とは、同条の規定に違反して、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供されている場合をいう。

なお、利用停止は、利用停止請求に係る保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で行うものとし、例えば、当該保有個人情報について、その全ての利用が違反していれば全ての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行うものとする。

また、例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から保有個人情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足り、当該保有個人情報を消去するまでの必要はない。

2 利用停止しない旨の決定（法第101条第2項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。

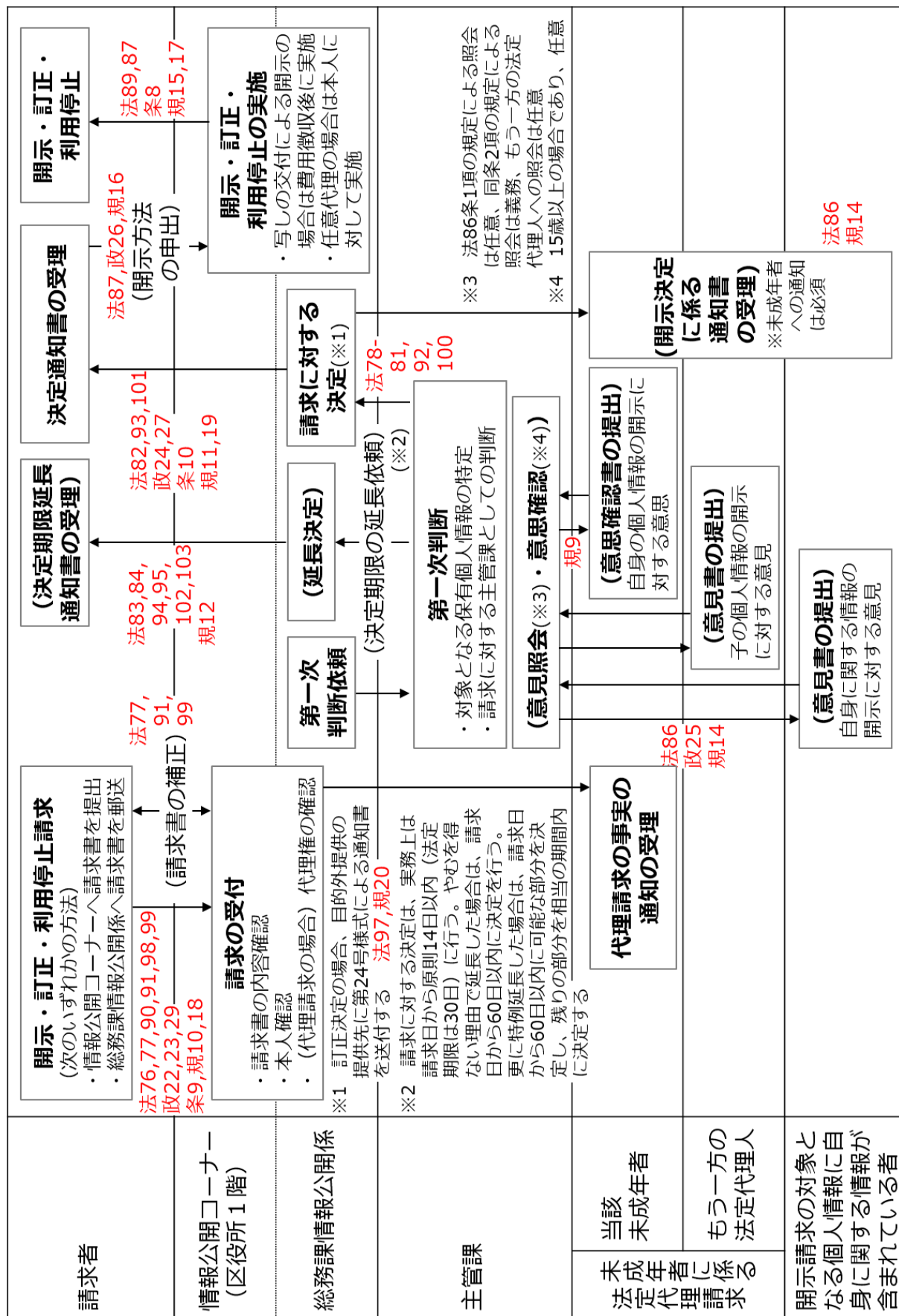
(1) 保有個人情報の利用停止に関して法以外の法律又は当該法律に基づく命令の規定により特別の

手続が定められている場合

- (2) 法第60条第1項に規定する保有個人情報に係る利用停止請求でない場合
 - (3) 利用停止請求書に法第99条第1項各号に規定する事項（利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日を除く。）の記載の不備がある場合又は同条第2項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（代理人による利用停止請求にあつては、当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること。）を示す書類に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができると認められる場合は、原則として、利用停止請求者に補正を求めるものとする。
 - (4) 利用停止請求に理由があると認められない場合
 - (5) 利用停止することにより当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合
- 3 利用停止請求に係る保有個人情報について、条例第10条第1項の規定により、その存否を明らかにしないで当該請求を拒否するか否かの判断は、第4の開示請求における判断基準と同様とする。

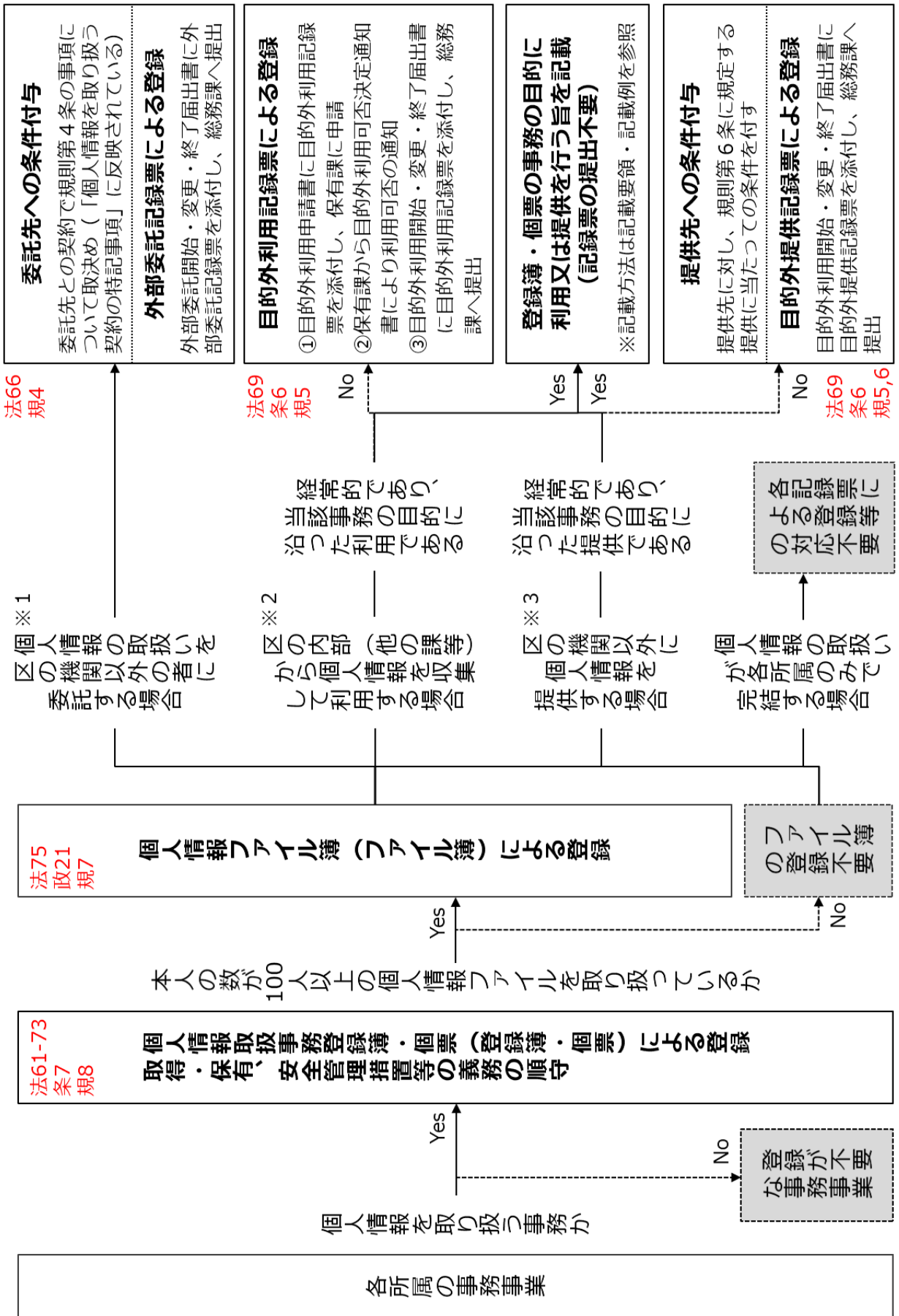
第4 個人情報保護制度に関する概要資料

保有個人情報の開示・訂正・利用停止の請求における手続の流れ (事案の移送[法85,96,規13]は省略)



個人情報取扱事務の管理の流れ

※ 1～3 はそれぞれ並行して該当する



特定個人情報保護評価の実施、終了及び見直しについて

特定個人情報保護評価（以下「評価」といいます。）とは特定個人情報ファイルを区が保有する際に、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するものです。

評価を実施した事務については、少なくとも一年ごとに記載した事項の見直しを行うよう努めるものとされています。

この度、新たに2件の基礎項目評価を実施、2件の基礎項目評価を事務の終了に伴い終了したほか、区が公表している評価書について見直しを行いましたので、中央区個人情報保護条例に基づき報告いたします。

1 新たに評価を実施した事務（別紙1）

No.	評価書番号	事務の名称
1	20	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務
2	21	高齢者（住民税非課税）向け区内共通買物・食事券の臨時給付に関する事務

2 終了した事務（別紙2）

No.	評価書番号	事務の名称
1	17	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務【令和5年3月31日終了】
2	19	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務【令和5年3月31日終了】

3 見直しの対象事務（別紙3）

No.	評価書番号	事務の名称
1	1	住民基本台帳に関する事務
2	2	地方税の賦課及び徴収に関する事務
3	3	国民健康保険事務（保険料徴収事務を除く）
4	4	介護保険事務（保険料徴収事務を除く）
5	5	後期高齢者医療保険事務（保険料徴収事務を除く）

6	6	児童福祉関係事務
7	7	障害者福祉事務
8	8	生活保護事務
9	9	健康管理事務
1 0	1 1	就学管理事務
1 1	1 2	区営住宅管理事務
1 2	1 3	保険料徴収事務(国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険)
1 3	1 4	国民年金に関する事務
1 4	1 5	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
1 5	1 8	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務

※評価書番号1 6「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務」については、資料3－2をご覧ください。

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中央区は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

中央区長

公表日

令和5年6月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務
②事務の概要	<制度概要> 電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に対し、生活の支援を行うことを目的として、1世帯当たり3万円を支給する。 <事務内容> 1 住民税非課税世帯への支給 ① 対象者の抽出 ② 確認書の送付 ③ 給付金の支給 2 住民税均等割のみ課税世帯への支給 ① 対象者の抽出 ② 確認書の送付 ③ 給付金の支給
③システムの名称	給付金システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一項番101 番号法別表第一主務省令第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二項番121 番号法別表二主務省令第59条の4
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	中央区福祉保健部生活支援課
②所属長の役職名	生活支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公開係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公開係

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [☐] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

[illegible]

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	高齢者(住民税非課税)向け区内共通買物・食事券の臨時給付に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中央区は、高齢者(住民税非課税)向け区内共通買物・食事券の臨時給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

高齢者(住民税非課税)向け区内共通買物・食事券の臨時給付に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

中央区長

公表日

令和5年11月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高齢者(住民税非課税)向け区内共通買物・食事券の臨時給付に関する事務
②事務の概要	＜制度概要＞ 電力・ガス・食料品等の価格高騰により厳しい生活環境に置かれている低所得の高齢者に対し、区内共通買物・食事券12,000円分(以下「買物券」という。)を支給する。 ＜事務内容＞ 1 対象者の抽出 2 買物券の送付
③システムの名称	給付金システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
高齢者(住民税非課税)向け区内共通買物・食事券臨時給付情報ファイル	

3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一項番101 番号法別表第一主務省令第74条	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二項番121 番号法別表二主務省令第59条の4	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	中央区福祉保健部高齢者福祉課	
②所属長の役職名	高齢者福祉課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公開係	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公開係	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [☐] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

變更箇所

[illegible]

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務【令和5年3月31日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中央区は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

中央区長

公表日

令和5年10月27日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務
②事務の概要	<制度概要> 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対して、1世帯当たり10万円を支給する。 <事務内容> 1 住民税非課税世帯への支給 ① 対象者の抽出 ② 確認書の送付 ③ 給付金の支給 2 家計急変世帯への支給 ① 申請書の受理 ② 給付金の支給
③システムの名称	給付金システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一項番101 番号法別表第一主務省令第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二項番121 番号法別表二主務省令第59条の4
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	中央区福祉保健部管理課
②所属長の役職名	管理課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公開係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公開係

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

[illegible]

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務【令和5年3月31日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中央区は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

中央区長

公表日

令和5年6月1日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務
②事務の概要	<制度概要> 電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯、家計急変世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に対し、生活の支援を行うことを目的として、1世帯当たり5万円を支給する。 <事務内容> 1 住民税非課税世帯への支給 ① 対象者の抽出 ② 確認書の送付 ③ 給付金の支給 2 家計急変世帯への支給 ① 申請書の受理 ② 給付金の支給 3 住民税均等割のみ課税世帯への支給 ① 対象者の抽出 ② 確認書の送付 ③ 給付金の支給
③システムの名称	給付金システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一項番101 番号法別表第一主務省令第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二項番121 番号法別表二主務省令第59条の4
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	中央区福祉保健部管理課
②所属長の役職名	管理課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公開係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公開係

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年9月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年9月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

[illegible]

評価書番号	評価書名	修正箇所	修正前	修正後
1	住民基本台帳に関する事務	Ⅱ-1	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点
		Ⅱ-2	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点
		Ⅱ-4	日本コンベンションサービス(株)	TOPPANエッジ(株)
		Ⅱ-4	ヒューマントラスト(株)	削除
2	地方税の賦課及び徴収に関する事務	Ⅱ-1	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点
		Ⅱ-2	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点
		Ⅱ 4-③ 委託事項1	富士通(株)	富士通Japan(株)
		Ⅱ 5	提供を行っている 57件	提供を行っている 63件
		Ⅱ 5	番号法別表第二において提供すべき特定個人情報に地方税関係情報を含む事務を担当する情報照会者のうち、他機関である60箇所(別紙1参照)	番号法別表第二において提供すべき特定個人情報に地方税関係情報を含む事務を担当する情報照会者のうち、他機関である63箇所(別紙1参照)
		Ⅱ 5 提供先2-⑥	提供方法:電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)、その他(個人番号利用事務系ネットワーク)	提供方法:その他(個人番号利用事務系ネットワーク)
		Ⅱ(2) 4-③ 委託事項1	富士通(株)	富士通Japan(株)
		Ⅱ(3) 4-③ 委託事項1	富士通(株)	富士通Japan(株)
		Ⅱ(4) 4-③ 委託事項1	富士通(株)	富士通Japan(株)
		Ⅱ(4) 4-③ 委託事項2	(株)KDS	(株)アイヴィジット
3	国民健康保険事務(保険料徴収事務を除く)	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険資格システム 国民健康保険給付システム、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(※)」という。) ※国保総合(国保集約)システムは、東京都国民健康保険団体連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	国民健康保険資格システム 国民健康保険給付システム、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(※)」という。) ※国保総合(国保集約)システムは、東京都国民健康保険団体連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群(クラウド環境)と市区町村に設置される国保総合PCで構成される。

評価書番号	評価書名	修正箇所	修正前	修正後
		Ⅱ-1	令和4年4月1日	令和5年4月1日
		Ⅱ-2	令和4年4月1日	令和5年4月1日
4	介護保険事務(保険料徴収事務を除く)	Ⅱ-1-1 いつ時点の計数か	令和5年1月5日時点	令和5年4月1日時点
		Ⅱ-2 1 いつ時点の計数か	令和5年1月5日時点	令和5年4月1日時点
5	後期高齢者医療保険事務(保険料徴収事務を除く)	Ⅱ-1	令和4年4月1日	令和5年4月1日時点
		Ⅱ-2	令和4年4月1日	令和5年4月1日時点
6	児童福祉関係事務	I-1-2 事務の概要	・子育て世帯生活支援特別給付金 →新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、経済的負担が大きい低所得の子育て世帯に対し、給付金を支給する。	
		I-1-2 事務の概要	・子育て世帯への臨時特別給付金 →新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえ、子育て世帯に対し、臨時特例的な措置として給付金を支給する。	
		I-1-2 事務の概要		・子育て世帯生活支援特別給付金 →食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給する。
		I-3 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 項番8、9、37、43、44、45、56、94、100 番号法別表第一主務省令 29条 35条 36条 8条 9条 44条 34条 68条 73条 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表項番1の3及び2 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条の3及び第3条	番号法第9条第1項 別表第一 項番8、9、37、43、44、45、56、94、101 番号法別表第一主務省令 29条 35条 36条 8条 9条 44条 34条 68条 74条 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表項番1の3及び2 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条の3及び第3条
		Ⅱ-1 対象人数	令和5年1月5日	令和5年4月1日
		Ⅱ-2 取扱者数	令和5年1月5日	令和5年4月1日
7	障害者福祉事務	Ⅱ-1 しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日

評価書番号	評価書名	修正箇所	修正前	修正後
		Ⅱ-2 しきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日
8	生活保護事務	I-1-②		・医療保険者等向け中間サーバーを利用したオンライン資格確認に関する事務 ①医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ②医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ③医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ④医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等
		I-1-③	生活保護システム	生活保護システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、医療保険者等向け中間サーバー等、中間サーバー
		I-3	・番号法第9条第1項 別表第一 項番15、63 ・番号法別表第一主務省令 15条 48条	・番号法第9条第1項 別表第一 項番15、63、101 ・番号法別表第一主務省令 15条 48条 ・生活保護法第34条 第5項および第6項（オンライン資格確認） 令和6年3月施行予定
		I-4-②	・番号法第19条第8号 別表第二 【照会】 項番26、87 【提供】 項番9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120	・番号法第19条第8号 別表第二 【照会】 項番26、87、121 【提供】 項番9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120 ・生活保護法 第80条の4 第1項および第2項 令和6年3月施行予定
		Ⅳリスク対策 ④特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託をしていないため未記入	十分である
9	健康管理事務	Ⅱ-2	令和5年1月5日	令和5年4月14日
		Ⅱ-2	令和5年1月5日	令和5年4月1日
11	就学管理事務	Ⅱ-1 対象人数	令和4年4月1日	令和5年4月1日
		Ⅱ-2 取扱者数	令和4年4月1日	令和5年4月1日
12	区営住宅管理事務	Ⅱ-1	令和4年4月1日	令和5年4月1日
		Ⅱ-2	令和4年4月1日	令和5年4月1日
13	保険料徴収事務(国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険)	Ⅱ-1	令和4年4月1日	令和5年4月1日
		Ⅱ-2	令和4年4月1日	令和5年4月1日

評価書番号	評価書名	修正箇所	修正前	修正後
14	国民年金に関する事務	Ⅱ-1	令和4年4月1日	令和5年4月1日
		Ⅱ-2	令和4年4月1日	令和5年4月1日
15	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	Ⅱ-1	令和4年4月1日	令和5年4月1日
		Ⅱ-2	令和4年4月1日	令和5年4月1日
18	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	Ⅱ-1	令和4年4月1日	令和5年4月14日
		Ⅱ-2	令和4年4月1日	令和5年4月1日

重点項目評価書（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務）の第三者点検について

1 特定個人情報保護評価について

この保護評価は、区の情報システムの開発に当たり、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測して、情報の漏えいや事故等が起こるリスクを分析し、リスクを軽減するための適切な措置を取ることを、評価書により区が宣言する仕組みです。

(1) 評価（評価書の作成）の方法

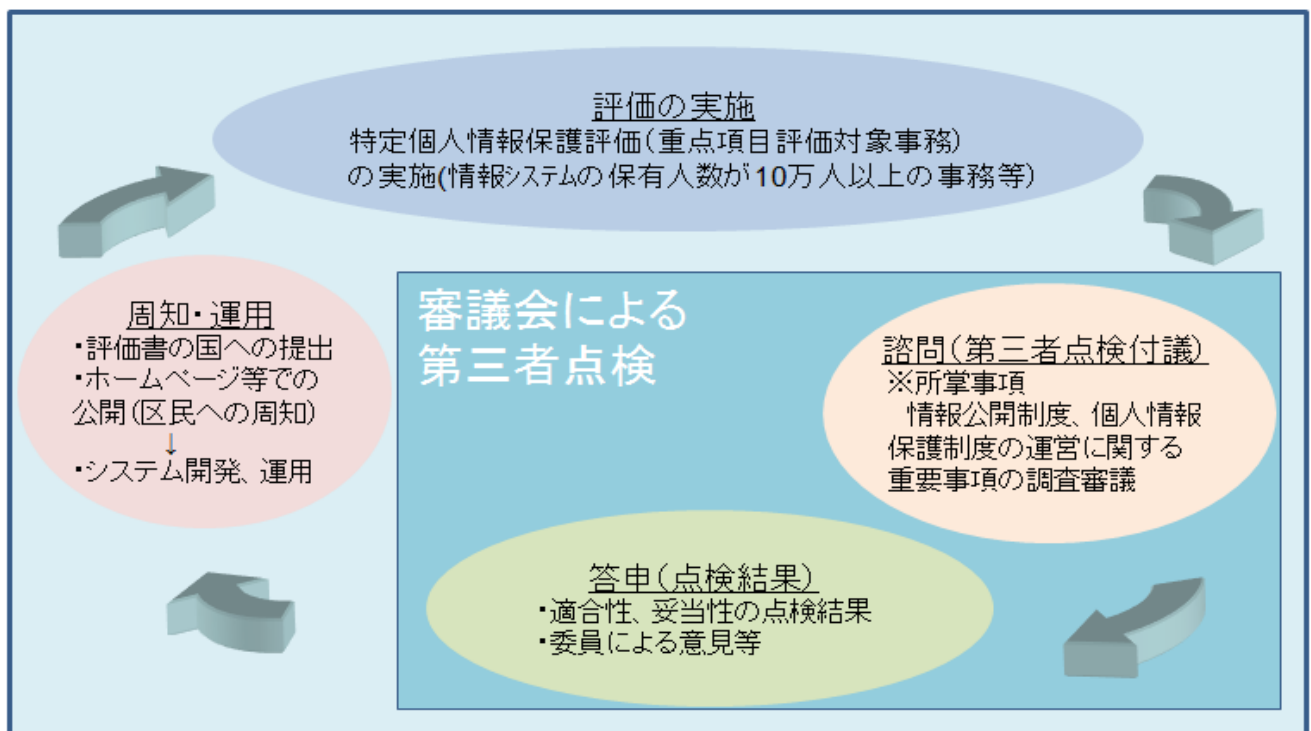
基礎項目評価書（1,000人以上を取り扱う事務）、重点項目評価書（10万人以上を取り扱う事務）、全項目評価書（30万人以上を取り扱う事務）のいずれかの評価書により自己点検を行い、点検結果をホームページで公表します。

(2) 第三者点検の実施

本区においては、重点項目評価書について、情報システムの安全性と個人情報保護の確保を図るため、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）において、評価書の審議・点検（第三者点検）を実施しています。

(3) 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務の第三者点検

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務については、令和4年5月27日付で特定個人情報保護評価を実施していますが、今回、記載内容の変更が必要であるため、本審議会において重点項目評価書の第三者点検を実施します。



2 重点項目評価書（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務）の概要

(1) 事務の概要

予防接種法に基づき以下の事務を行います。

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る接種券の発行

住民基本台帳をもとに、予防接種対象者を抽出し、接種券を発行します。

(2) ワクチン接種記録システム（VRS）への予防接種対象者等の登録

ワクチン接種記録システム（VRS）への予防接種対象者、接種券及び接種記録を登録します。

(3) 接種記録の紹介・提供

予防接種実施後に、接種記録等登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行います。

予防接種実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書を交付します。

(2) 事務に使用するシステム・特定個人情報ファイル・主な委託事務

システム名	主な機能	情報提供 NW接続
①ワクチン接種記録システム（VRS）	接種対象者・接種券発行登録、接種記録の管理、転出/死亡時等のフラグ設定、接種記録の照会・提供、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会並びに電子交付及びコンビニ交付の実施	無
②住民記録システム（住民基本台帳システム）	住民記録システムより連携される住民情報管理機能 など	無
③健康管理システム	予防接種対象者の抽出、接種記録の管理、接種券、各種帳票の出力、統計・分析処理	無
④番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）	宛名管理機能、符号要求機能、情報照会機能、情報提供機能 等	無
⑤中間サーバ	他団体と連携する特定個人情報の副本を格納するシステム	有
ファイル名（個人番号有）	対象者人数	システム・ファイルにかかる主な安全管理措置
予防接種情報ファイル	10万人～30万人（重点項目評価）	・窓口での本人確認の徹底 ・帳票類への必要項目のみの明記 ・個人番号取扱事務の作業者の制限 ・委託にかかる規定の厳守 など
主な委託事務の内容		取扱者数
ワクチン接種記録システム（VRS）を用いた特定個人情報ファイルの管理		10人以上50人未満
接種券の発行業務		10人以上50人未満
健康管理システムの保守・改修等		10人以上50人未満
接種券発送業務	予防接種会場の運営業務	各10人以上50人未満
コールセンター業務	接種記録の確認業務	
予約システム運営業務	予診票の確認等業務	

(3) 変更内容

特定個人情報ファイルの取扱いの委託について、株式会社 JTB への委託を新たに記載します。

II 特定個人情報ファイルの概要

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託事項4		新型コロナウイルスワクチン接種業務委託
①委託内容		接種券発送業務・コールセンター業務・予約システム等の運営業務・予防接種会場の運営業務・ワクチン接種記録システム（VRS）及び健康管理システムを用いた接種記録の確認・接種券等個別発行業務並びに予診票の確認等業務
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社JTB
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託業務について承諾依頼書を提出してもらい、区内決裁を経て許諾している。
	⑥再委託事項	上記委託内容に同じ

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務 重点項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中央区は、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

中央区長

公表日

[平成30年5月 様式3]

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型コロナウイルスに係る予防接種事務
②事務の内容	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)に基づき以下の事務を実施する。 ・新型コロナウイルス感染症に係る接種券の発行 住民基本台帳をもとに、予防接種対象者を抽出し、接種券を発行する。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者等の登録 VRSへ予防接種対象者、接種券及び接種記録を登録する。 ・接種記録の照会・提供 予防接種実施後に、接種記録等登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 予防接種実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)
②システムの機能	・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出／死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [] その他 () [] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	住民記録システム(=既存住民基本台帳システム)
②システムの機能	①異動入力機能 ・届出や通知に基づく異動時における、入力機能および入力された住民基本台帳を管理する機能 ②照会機能 ・住民基本台帳を検索、照会する機能 ③帳票発行機能 ・住民票の写し、記載事項証明書等の各種証明書の発行や、付帯帳票の発行機能 ④一括処理機能 ・転入通知や法務省通知等に基づく異動を一括で住民基本台帳に記載する機能 ⑤庁内連携機能 ・庁内の各システムへの基礎データとして利用するため、宛名システムや他システムへの連携機能 ⑥庁外連携機能 ・住基ネットや法務省との庁外とのデータ連携を行い、各種通知情報の収受を行う機能 ⑦印鑑登録機能 ・印鑑登録情報の管理機能や印鑑証明書の交付機能 ⑧自動交付カード管理機能 ・自動交付カード等の管理機能 <本業務における使用機能及びその使用目的> ・新型コロナウイルス感染症に係る予防接種対象者の住民票異動情報を基に遅滞なく把握し、接種対象者情報等を最新化するために異動入力機能を使用する。 ・本区における予防接種対象者を抽出し、予防接種台帳へ登録するために照会機能を使用する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 宛名システム等 [] その他 () [○] 庁内連携システム [○] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム

システム3

①システムの名称	健康管理システム	
②システムの機能	○予防接種に関する情報の管理機能 ・予防接種対象者の抽出 ・予防接種記録の管理 ・予防接種対象者への接種券、各種様式・帳票の出力 ・予防接種者の統計・分析処理	
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 宛名システム等 [] その他 (	[○] 庁内連携システム [○] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム)

システム4

①システムの名称	番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)	
②システムの機能	①宛名管理機能 既存業務システムから、住民情報等を受領し、番号連携サーバ内の統合宛名データベースに反映を行う。 ②統合宛名番号の附番機能 個人情報新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の附番を行う。 ③符号要求機能 個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。 ④情報提供機能 各業務で管理している提供業務情報を受領し、中間サーバへの情報提供を行う。 ⑤情報照会機能 中間サーバへの他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 (中間サーバ	☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム

システム5

①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	①符号管理機能 ： 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能。 ②情報照会機能 ： 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会および情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能。 ③情報提供機能 ： 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能。 ④既存システム接続機能 ： 中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑤情報提供等記録管理機能 ： 特定個人情報（連携対象）の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 ⑥情報提供データベース管理機能 ： 特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能。 ⑦データ送受信機能 ： 中間サーバと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑧セキュリティ管理機能 ： セキュリティを管理するための機能。 ⑨職員認証・権限管理機能 ： 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能。 ⑩システム管理機能 ： バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。

③他のシステムとの接続	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 庁内連携システム
	[☐] 住民基本台帳ネットワークシステム	[☐] 既存住民基本台帳システム
	[☐] 宛名システム等	[☐] 税務システム
	[☐] その他 ()	
システム6～10		
システム11～15		
システム16～20		
3. 特定個人情報ファイル名		
予防接種情報ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表第一項番10 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[☐ 実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二の16の2、16の3の項 ・番号法第19条第8号 別表第二の16の2、17、18、19の項	
6. 評価実施機関における担当部署		
①部署	中央区保健所健康推進課	
②所属長の役職名	中央区保健所健康推進課長	
7. 他の評価実施機関		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	住民基本台帳に記録された中央区の住民で新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の対象者
その必要性	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務処理に利用する。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
その妥当性	個人番号、その他識別情報(内部番号): 本人確認及び内部情報索引のために必要 4情報: 接種券発行、本人確認資料のために必要 その他住民票関係情報: 対象者の転出／死亡の把握のために必要 健康・医療関係情報: 予防接種履歴の管理及び他自治体への接種履歴の照会・提供のために必要
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和3年4月5日
⑥事務担当部署	中央区保健所健康推進課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☒ 行政機関・独立行政法人等 (地方公共団体情報システム機構) ☒ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法		☒ 紙 ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☒ 庁内連携システム ☒ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)
③使用目的 ※		新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務の実施において住民情報、予防接種履歴情報の照会、入力等が必要なため。
④使用の主体	使用部署	中央区保健所健康推進課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・対象者に接種券を発行する際に特定個人情報を使用する。 ・接種対象者情報をワクチン接種管理システム(VRS)へ登録する際に特定個人情報を使用する。 ・中央区への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・中央区からの転出者について、転出先市区町村へ中央区の接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。
	情報の突合	・住民票関係情報を突合し、ワクチン接種対象者であることを確認する。 ・接種結果と健康・医療関係情報を突合し、接種履歴を管理する。 ・中央区からの転出者について、中央区の接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、中央区の接種記録と突合する。
⑥使用開始日		令和3年4月5日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件	
委託事項1	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理	
①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	
②委託先における取扱者数	10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社ミラボ	
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	予防接種事務に関する予防接種台帳(既存健康管理システム)を用いた特定個人ファイルの管理、接種券の発行業務	
①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する予防接種台帳(既存健康管理システム)を用いた特定個人ファイルの管理、接種券の発行業務等	
②委託先における取扱者数	10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社ケー・デー・シー	
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3	健康管理システムの運用及び保守・改修業務	
①委託内容	健康管理システムの運用に関するシステムの保守・改修、その他サポートを行う。	
②委託先における取扱者数	10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通Japan株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託業務について承諾依頼書を提出してもらい、区内決裁を経て許諾している。
	⑥再委託事項	上記委託内容に同じ
委託事項4	新型コロナウイルスワクチン接種業務委託	
①委託内容	接種券発送業務・コールセンター業務・予約システム等の運営業務・予防接種会場の運営業務・ワクチン接種記録システム(VRS)及び健康管理システムを用いた接種記録の確認・接種券等個別発行業務並びに予診票の確認等業務	
	<選択肢>	

②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満	2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社JTB		
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法	再委託業務について承諾依頼書を提出してもらい、区内決裁を経て許諾している。		
	⑥再委託事項	上記委託内容に同じ		
委託事項6～10				
委託事項11～15				
委託事項16～20				

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☐] 提供を行っている (1) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	市区町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第16号
②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務
③提供する情報	市区町村コード及び転入者の個人番号
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2.基本情報③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙 ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証 [☐] その他 (明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び) 証明書交付センターシステム
⑦時期・頻度	中央区への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	＜システム運用委託業者のデータセンターにおける措置＞ 外部侵入防止：外周赤外線センサー監視、24時間有人監視、監視カメラ 入退館理：ICカード＋手のひら静脈認証による入退館理、要員所在管理システム 不正持込・持出防止：金属探知機、生体認証ラック開閉管理、DRタグによる媒体管理 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティの国際規格を取得している。 クラウドサービス利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された中央区の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付） 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報、証明書データを記録しないこととしている。
7. 備考	
・中央区の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。 ・中央区の領域に保管されたデータは他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去できない。	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<予防接種情報ファイル>

- ・宛名番号
- ・個人番号
- ・自治体コード
- ・接種券番号
- ・氏名(姓)
- ・氏名(名)
- ・氏名(セイ)
- ・氏名(メイ)
- ・生年月日
- ・性別
- ・転出／死亡フラグ
- ・接種状況(実施/未実施)
- ・接種回(1回目/2回目/3回目)
- ・接種日
- ・ワクチンメーカー
- ・ロット番号
- ・ワクチン種類(※)
- ・製品名(※)
- ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字、国籍、旅券番号)(※)
- ・証明書ID(※)
- ・証明書発行年月日(※)

※新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
予防接種情報ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク： 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・窓口において、接種券の内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の入手防止に努める。 ・接種券は必要な情報のみ記載する様式とする。 ・中央区の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の取得を防止する。 ・中央区からの転出者について、中央区での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その場合は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ・中央区への転入者について、他市区町村から接種記録を入手するが、その際は、中央区において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム（VRS）を通じて入手する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付） 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<不適切な方法で入手が行われるリスク> ・接種券に利用目的を明記する。 <入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク> ・窓口において、対面で身分証明書等により本人確認を行う。 <入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザーIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 <新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能> ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報（4情報・マイナンバー）に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付） ・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報（4情報・マイナンバー）に付されている署名について、証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。		

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・健康管理システムは業務に関係のない情報を保有していない。 ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	権限のないものによって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・健康管理システム等を利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定しており、個人ごとにユーザーIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。 ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスはLG-WAN端末による操作に限り可能となるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない ・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザーID／パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザーIDは、国に対してユーザー登録を事前申請したものに限定して発行される。
その他の措置の内容	システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・住民記録台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限にしている。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録をする等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記録する等、消去履歴を残す。 ・特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・中央区の転入者について、転出元市区町村にへ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・中央区からの転出者について、中央区での接種記録を転出先区市町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ・ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・特定個人情報の第三者への開示又は提供を禁止する。 ・特定個人情報の目的外利用を禁止する。 ・特定個人情報の複製及び外部への持ち出しを禁止する。 ・特定個人情報を廃棄する場合は区の指示に従う。 ・情報の漏えい、滅失又はき損を防止するため、特定個人情報を適切に管理する。 ・漏えい事案等が発生した場合に速やかに報告する。 ・特定個人情報を取り扱う従業者名簿を事前に提出する。 ・従業者に対して特定個人情報の保護に関して必要な事項を周知する。 ・委託内容の全部及び主要部分の再委託は禁止とする。再委託をする場合は、事前に区の承認が必要。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託の際は事前の再委託協議を義務付けている。 協議書には、再委託先にも委託先と同等の受託者が負うべき義務があることを明示している。	
その他の措置の内容	中央区、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用に当たっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール／消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク> ・委託先に特定個人情報を保管させない。 ・外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止する。 <委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク> ・データか紙かを問わず、作業期間の過ぎた特定個人情報は廃棄する。 ・委託期間の終了後に廃棄完了の報告を書面により提出させる。		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルール内容及び ルール遵守の確認方法	・番号法及び番号法に基づく本区条例規則により規定された事項のみを行う。 ・職員を受講対象として個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修を年1回実施したうえで、研修内容に沿った運用ができていないかチェックしている。		
その他の措置の内容	・外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止しており、申請があった場合のみ書き出しを許可している。 ・ワクチン接種記録システムでは、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
・転出元市区町村への個人番号の提供 中央区への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、 ①本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを用いて提供する。 ②個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。 ・特定個人情報の提供は、限定された端末（LG-WAN端末）だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を、必要最小限に限定している。具体的には中央区への転出者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する。			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない（入手） [] 接続しない（提供）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<健康管理システムとの連携における措置> ・権限を持った職員のみ、情報照会及び情報を入手することができる。 ・操作履歴を確認できるよう、操作ログを記録している。 <中間サーバ・団体内統合宛名システムにおける措置> ・中間サーバの職員認証・権限管理機能ではログイン時の職員認証を実施している。 ・団体内統合宛名システムでは、ユーザーIDによる認証と認可機能によって、ユーザーごとに利用可能な機能を制限することで、職員等個人番号利用事務に関わる者以外のアクセスができないように対策している。 ・個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 ・サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。 ・記憶媒体及び紙媒体の保管場所について施錠管理する。 ・停電（落雷等）によるデータの消失を防ぐために、サーバとその周辺機器は無停電電源装置に接続する。 ・ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退出記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 【技術的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際基準規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を講じている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された中央区の領域にデータを保管する。 ・当該領域データは暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセス防止のため、外部から侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムの通信は暗号化を行うことにより通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付） ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・職員及び事業所内派遣者に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナワクチン接種記録システムの利用に当たっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に即し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。
10. その他のリスク対策	
デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナワクチン接種記録システムの利用に当たっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分岐点)、第9条(市区町村に責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公関係
②請求方法	所定の開示請求書に住所、氏名、電話番号、請求する情報の件名または内容、開示の方法等を記入のうえ、提出
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公関係
②対応方法	所定の様式に住所、氏名、電話番号、問合せの内容等の所要の事項を記入のうえ問い合わせる。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年4月5日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2) 変更箇所

[illegible]

1 情報公開制度

(1) 制度の運用状況

年度 ※R5は10月まで	請求件数	開示	一部開示	不開示	存否応答拒否	取下げ
R 1	2,456	1,507	812	121	0	16
R 2	1,869	1,263	498	94	5	9
R 3	2,530	1,694	677	136	5	18
R 4	1,338	867	379	71	0	21
R 5(※)	570	404	112	46	0	8

(2) 主な請求内容

- ・食品営業許可台帳、理・美容所施設一覧など保健所が保有する文書 299件
- ・まちづくりや再開発事業など都市整備部が保有する文書 164件
- ・大気汚染測定結果など環境土木部が保有する文書 14件

(3) 今後の取組み

開示の求めがあった区政情報が、公表を前提として作成した情報である場合、開示請求より簡易な手続である任意的情報提供で対応できることから、迅速な開示及び区民と区双方の負担軽減に向けて、任意的情報提供の更なる推進を図っていく。

- 情報公開コーナーや各部署の窓口、区ホームページで閲覧できる資料の拡大・内容充実

(裏面へ)

2 個人情報保護制度

(1) 制度の運用状況

年度 ※R5は 10月まで	開示請求						訂正請求						利用停止請求					
	件数	開示	一部 開示	不開示	存否 応答 拒否	取下げ	件数	訂正	一部 訂正	不訂正	存否 応答 拒否	取下げ	件数	利用 停止	一部 利用 停止	利用 不停止	存否 応答 拒否	取下げ
R1	83	32	26	22	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R2	64	23	32	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R3	136	47	56	25	3	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R4	144	41	68	26	7	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R5(※)	83	37	34	10	0	2	1	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0

(2) 主な請求内容

- ・住民票の写し、戸籍及び印鑑登録に関する交付請求書等 29件
- ・子ども家庭支援センター等への相談の記録 7件

(3) 今後の取組み

制度の更なる適正・円滑な運用を図るため、各手続の過程で蓄積される事例を整理し、適宜、手引へ内容を反映させていく。

- 開示請求等における本人確認・代理権確認の対応事例の反映
- 目的外利用・提供や開示・不開示の判断事例の反映